

令和6年度
ホームヘルプサービス実態調査
報告書

北海道ホームヘルプサービス協議会

も く じ

はじめに	1
第1章 令和6年度ホームヘルプサービス実態調査について	2
第1. 事業所の基本情報について	3
1. 事業所の組織形態、併設事業所、サービス内容・種類について	
(1) 訪問介護事業所の組織形態について	
(2) 訪問介護事業所に併設している事業所について	
(3) 訪問介護事業所が提供しているサービスの内容・種類について	
2. 事業所の運営状況について	4
(1) 訪問介護サービスの収支状況について	
(2) 月間収支の状況について	
3. サービス提供状況・利用者状況について	9
(1) 職員数について	
(2) 訪問介護員の賃金について	
(3) 非常勤訪問介護員の時給について	
(4) 年代別の訪問介護員の人数について	
(5) 利用者人数及び訪問回数・時間について	
(6) 令和6年8月の障害福祉サービスの利用者人数について	
(7) 訪問介護事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者へのサービス提供について	
1) 月間の収入について	
第2. 介護職員処遇改善支援補助金について	11
4. 介護職員処遇改善支援補助金について	
(1) 介護職員処遇改善支援補助金の取得状況について	
(2) 介護職員処遇改善支援補助金を取得しなかった理由について	
第3. 処遇改善加算の取得状況について	12
5. 処遇改善加算の取得状況について	
(1) 処遇改善加算（旧加算）の取得状況について	
(2) 処遇改善加算（新加算）の取得状況について	
(3) 旧加算で「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」及び「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」の両方あるいはどちらかを選択した事業所において、新加算で「介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）～（Ⅴ）」もしくは「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ～Ⅴのいずれか）」の要件に該当しているが、取得しなかった事業所について	
(4) 旧加算で「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」及び「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」の両方あるいはどちらかを選択した事業所において、新加算で「介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）～（Ⅴ）」もしくは「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ～Ⅴのいずれか）」の要件に該当しているが、取得しなかった理由について	
(5) 令和6年8月賃金において、令和5年8月の賃金と比較し、賃金改善が行われた内容について	
(6) 処遇改善加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由について	
(7) 処遇改善加算を取得する上での課題や要件緩和等の意見について	

第4．特定事業所加算状況について	17
6．特定事業所加算の取得状況について	
(1) 特定事業所加算の取得状況について	
(2) 特定事業所加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由について	
(3) 取得困難な要件について	
(4) 特定事業所加算を取得する上での課題や要件緩和等の意見について	
第5．認知症専門ケア加算状況について	19
7．認知症専門ケア加算の取得状況について	
(1) 認知症専門ケア加算の取得状況について	
(2) 認知症専門ケア加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由について	
(3) 認知症専門ケア加算を取得する上での課題や要件緩和等の意見について	
第6．生活機能向上連携加算状況について	21
8．生活機能向上連携加算の取得状況について	
(1) 生活機能向上連携加算の取得状況について	
(2) 生活機能向上連携加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由について	
(3) 生活機能向上連携加算を取得する上での課題や要件緩和等の意見について	
第7．口腔連携強化加算の取得状況について	23
9．口腔連携強化加算の取得状況について	
(1) 口腔連携強化加算の取得状況について	
(2) 口腔連携強化加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由について	
(3) 口腔連携強化加算を取得する上での課題や要件緩和等の意見について	
第8．中山間地域等における加算の算定状況について	25
10．中山間地域等における加算の算定状況について	
(1) 中山間地域等における加算の算定状況について	
(2) 中山間地域等における加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由について	
(3) 中山間地域等における加算を取得する上での課題や要件緩和等の意見について	
第9．利用者・家族等からのハラスメント対応状況について	27
11．利用者・家族等からのハラスメント対応状況について	
(1) 複数名のヘルパーによるサービス提供したケースについて	
1) 加算の取得状況について	
2) ケースの内容について	
(2) 利用者・家族等からのハラスメントの把握状況について	
(3) 利用者・家族等からのハラスメントの発生時における対応について	
(4) 利用者・家族等からのハラスメント対応の課題について	
第10．人材確保の状況について	30
12．人材確保の状況について	
(1) 訪問介護員等を採用する際に活用している方法について	
(2) 現在の利用者に対応する場合における訪問介護員等の確保の状況について	
1) 不足する職種について	
(3) 新規利用者の受け入れやサービスの拡大を前提とした場合における訪問介護員等の確保の状況について	

- 1) 不足する職種について
- (4) 人材確保の課題について
- (5) 人材確保の課題の理由や現状について
- (6) 外国人介護人材の活用について
- (7) 外国人介護人材の活用の課題について

第11. 利用者宅への移動コスト、移動距離・移動時間について …………… 35

- 13. 利用者宅への移動コスト、移動距離・移動時間について
 - (1) 訪問介護事業所の自動車について
 - (2) 職員が所有する自動車で行う訪問介護サービスを行う場合の手当等支給状況について
 - 1) 職員に支給している手当の月額について
 - (3) 訪問介護サービスを提供する際の移動について
 - 1) 事業所から利用者宅への最長の移動距離（片道）について
 - 2) 事業所から利用者宅への自動車で行う際の最長の移動時間（往復・平均）について
 - 3) 事業所から利用者宅への自動車で行う10キロ以上の移動（片道）が必要な1か月の延べ訪問件数について
 - 4) 冬期期間（積雪時）の利用者宅への移動で問題・課題となっている点について

第12. 今後の経営方針について …………… 41

- 14. 今後の経営方針について
 - (1) 事業所の今後の経営方針について
 - (2) 事業所の今後の経営方針の理由について
 - (3) 今後も訪問介護事業を継続していく上での課題について

第13. 訪問介護事業の継続に向けた国等に期待する支援策について …………… 44

- 15. 訪問介護事業の継続に向けた国等に期待する支援策について
 - (1) 国に期待する支援策について
 - (2) 自治体（地方公共団体）等に期待する支援策について

第2章 まとめ …………… 46

令和6年度ホームヘルプサービス実態調査（アンケート調査）結果から

【資料編】

- 令和6年度ホームヘルプサービス実態調査アンケート調査票 …………… 63
- クロス集計表 …………… 78
- 制度推進委員会委員名簿、開催状況 …………… 145

はじめに

令和6年度の介護報酬改定では、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として実施されました。

特に基本報酬の改定率においては、介護職員の処遇改善が評価され、全体でプラス改定（+1.59%）となりましたが、訪問介護の基本報酬は約2%のマイナス改定となりました。

訪問介護における単位数の減少は、利益率を考慮した国の方針に基づくものではありませんが、近年の物価高騰や全産業の賃上げに伴い、訪問介護事業所の健全な経営維持や人材確保が一層難しくなっています。

また、訪問介護職員の高齢化や人員不足は特に顕著であり、介護職員全体の労働環境を含めた待遇改善が喫緊の課題として重要視されるなか、訪問介護事業所はますます厳しい経営を強いられていると言えます。

本調査では、地域包括ケアシステムの深化・推進を前提に、訪問介護事業の今後の展開に関する重要な項目を構築することを目的に、報酬改定や加算の取得に関する実態、事業経営における困難な状況、利用者宅への移動コストが事業所に与える影響などについて、アンケート調査を実施し、その結果をもとに報告書をまとめました。

本調査結果が、訪問介護サービスの現状と課題を浮き彫りにし、今後のサービス提供のあり方や制度改革に向けた有益な資料となることを期待しております。また、訪問介護サービスが利用者の自立した生活を支える重要な役割を担い続けるために、事業運営の改善や制度的支援が一層進展することを願っています。

最後に、調査にご協力いただいた事業所関係者の皆さま、そして報告書作成に多大なご尽力をいただいた制度推進委員会の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和7年7月

北海道ホームヘルプサービス協議会
会 長 岩 田 志 乃

第1章 令和6年度ホームヘルプサービス実態調査について

【調査の目的と方法】

1 調査目的

訪問介護事業所の経営状況、課題等を把握し、国に対する次期介護保険制度改正及び報酬改定に向けた提言・要望などに必要な基礎資料とすることを目的とする。

2 調査対象

北海道内訪問介護事業所

3 調査方法

(1) 調査期間

令和6年11月～12月

(2) 調査票送付先等

政令・中核市及び振興局を通じて、北海道内訪問介護事業所に調査票を送付し、北海道電子申請システムにより調査回答を回収。

(3) 調査票配布及び回収の状況

調査票配布元	配布数	回収数	無効数	有効回収数	有効回収率
札幌市	668	190	4	186	
旭川市	205	14		14	
函館市	95	26		26	
石狩振興局	104	29		29	
渡島総合振興局	30	17		17	
檜山振興局	11	7		7	
後志総合振興局	72	22		22	
空知総合振興局	64	39		39	
上川総合振興局	55	30	2	28	
留萌振興局	20	12		12	
宗谷総合振興局	19	6		6	
オホーツク総合振興局	90	40		40	
胆振総合振興局	98	38		38	
日高振興局	26	16		16	
十勝総合振興局	83	35	1	34	
釧路総合振興局	81	38	1	37	
根室振興局	14	6		6	
計	1735	565	8	557	32.1%

4 報告書における調査結果の見方（数値等について）

- (1) 調査結果の表の数値は、回答数、回答率（％：パーセント）で表示している。（％）の母数は、その調査項目に該当する回答事業所（無回答を除く）の総数であり、その数は全体及びn（設問に関する回答数）で示している。
- (2) （％）の数値は、小数点第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示している。
- (3) 選択肢の回答は、単数回答（SA：○は1つ）と複数回答（MA：○はいくつでも）の2種類がある。複数回答の場合、その回答割合（％）の合計は100.0%を超える場合がある。
- (4) 必要に応じて、「地域別」「」「」の傾向について分析している。なお、「」の場合、無回答については数表に表記していない。そのため、回答数の合計は、全体の事業所数の合計と一致しない。

第1. 事業所の基本情報について

1. 事業所の組織形態、併設事業所、サービス内容・種類について

(1) 訪問介護事業所の組織形態について【問1】

本調査における訪問介護事業所の組織形態は「営利法人(会社)」が328事業所(58.9%)と半数以上を占め、次いで「社会福祉協議会」が92事業所(16.5%)、「社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)」が64事業所(11.5%)となっている。

図表1-1-① 訪問介護事業所の組織形態

(SA: 事業所数)

事業所数	地方公共団体	一部事務組合・広域連合	社会福祉協議会	社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)	医療法人	(公益・一般) 社団・財団法人	農業協同組合及び連合会
557	5 0.9%	0 0.0%	92 16.5%	64 11.5%	28 5.0%	7 1.3%	1 0.2%
	消費生活協同組合及び連合会	営利法人(会社)	特定非営利活動法人(NPO)	企業組合	その他	無回答	
	0 0.0%	328 58.9%	27 4.8%	4 0.7%	1 0.2%	0 0.0%	

その他の内容

労働者協同組合

※以降については、「一部事務組合・広域連合」、「(公益・一般)社団・財団法人」、「農業協同組合及び連合会」、「消費生活協同組合及び連合会」、「企業組合」「その他」を合わせて「社団・財団法人、組合等」で集計する。

図表1-1-② 訪問介護事業所における組織形態(統合)

(SA: 事業所数)

事業所数	地方公共団体	社会福祉協議会	社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)	医療法人	営利法人(会社)	特定非営利活動法人(NPO)	社団・財団法人、組合等	無回答
557	5 0.9%	92 16.5%	64 11.5%	28 5.0%	328 58.9%	27 4.8%	13 2.3%	0 0.0%

(2) 訪問介護事業所に併設している事業所について【問2】

訪問介護事業所に併設している事業所は、「訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション(いずれも予防含む)」が200事業所(35.9%)で最も多く、次いで「通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護(いずれも予防を含む)」が120事業所(21.5%)となっている。なお、併設している事業所は無いとする事業所が124事業所(22.3%)と、訪問介護事業を単独で実施する事業所が全体の約2割を占めている。

図表1-2 訪問介護事業所に併設している事業所

(MA: 事業所数)

事業所数	訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション(いずれも予防含む)	通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護(いずれも予防を含む)	夜間対応型訪問介護	小規模多機能型居宅介護(いずれも予防を含む)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	左記以外の介護保険事業	左記以外の介護保険外の事業	併設している事業所は無い	無回答
557	200 35.9%	120 21.5%	6 1.1%	14 2.5%	20 3.6%	177 31.8%	130 23.3%	124 22.3%	0 0.0%

(3) 訪問介護事業所が提供しているサービス内容・種類について【問3】

提供しているサービス内容としては、「身体介護」が548事業所(98.4%)が最も多く、次いで「生活援助」が538事業所(96.6%)、市町村(保険者)の総合事業における訪問サービスが373事業所(67.0%)となっている。介護保険におけるサービス提供以外にも、自費サービス提供を行う事業所が全体の約半数(自費サービス身体介護(43.6%)、自費サービス家事代行(41.8%))となっている。

図表1-3 訪問介護事業所が提供しているサービス内容・種類

(MA: 事業所数)

事業所数	身体介護	生活援助	通院等乗降介助	自費サービス契約(介護保険外)に基づく身体介護	自費サービス契約(介護保険外)に基づく家事代行	市町村(保険者)の総合事業における訪問サービス	障害者総合支援法に基づく訪問系サービス	その他	無回答
557	548 98.4%	538 96.6%	158 28.4%	243 43.6%	233 41.8%	373 67.0%	278 49.9%	28 5.0%	0 0.0%

その他サービス内容・種類

日中一時支援と移動支援
子育て世帯訪問支援事業
地域生活支援事業 1.代筆代読支援 2.移動支援
高齢者認知症見守りサービス事業、移動支援事業(行政委託)
行政独自サービス(医療機関受診同行介助)
介護保険外 通院介助、同行 買い物代行、同行
産前産後ヘルパー、ヤングケアラーヘルパー
介護タクシー(複数回答)
介護保険や障害者総合支援の対象外の方に対するヘルパー訪問サービス(行政受託事業)
福祉有償運送による移送サービス(複数回答)
行政委託による軽度生活援助事業(安否確認)
訪問入浴介護

2. 事業所の運営状況について

(1) 訪問介護サービスの収支状況について【問4】

訪問介護サービスにおける収支状況について、赤字とする事業所が最も多く、令和5年8月で210事業所(37.7%)、令和6年8月で239事業所(42.9%)となっている。

図表2-1 令和5年8月と令和6年8月の収支状況

		(SA:事業所数)				
	事業所数	黒字	収支均衡	赤字	わからない	無回答
令和5年8月		131	113	210	57	46
	557	23.5%	20.3%	37.7%	10.2%	8.3%
令和6年8月		126	123	239	69	0
	557	22.6%	22.1%	42.9%	12.4%	0.0%

(2) 月間収支の状況について【問5】

月間収支全体の状況について、令和5年8月と令和6年8月の収支全体どちらも回答があった366事業所において、令和6年8月の収入全体は令和5年8月と比較して1.9%増額し、令和6年8月の支出全体は令和5年8月と比較して0.8%増額となった。
 項目別の収支の状況については、令和5年8月と令和6年8月の収支項目どちらも回答があった313事業所において、令和6年8月は令和5年8月と比較して、「介護保険サービス介護給付費支払額」及び「介護予防・日常生活支援総合事業収入介護給付費支払額」が0.7%の減額となった。令和6年度の介護報酬改定により訪問介護の基本報酬がマイナス改定となった影響があらわれたものと推察される。
 また、「処遇改善加算額」が17.0%の増額となり、「処遇改善加算額」の増加により、「常勤・非常勤の訪問介護員の人件費」も3.2%増加したと推察される。

図表2-2-① 令和5年8月と令和6年8月の月間収支
(千円)

	事業所数	収入全体	支出全体	差異(収入-支出)	無回答
令和5年8月	366	1,135,477	1,042,117	93,360	191
平均金額		3,102	2,847	255	
上限金額		32,476	36,687		
下限金額		23	40		
令和6年8月	366	1,156,844	1,050,308	106,536	191
平均金額		3,161	2,870	291	
上限金額		32,469	30,281		
下限金額		19	30		
(令和5年8月と令和6年8月の比較)増減率		101.9%	100.8%		

※月間収支全体について、令和5年8月と令和6年8月の収支どちらも回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

図表2-2-② 令和5年8月と令和6年8月の月間収支(項目別)

	事業所数	収入項目					支出項目			無回答
		介護保険サービス介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	介護予防・日常生活支援総合事業収入介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	保険外利用料収入	障害福祉サービス収入介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	処遇改善加算額	常勤・非常勤の訪問介護員の人件費(税・保険料控除前の実賃金の合計)	職員に支給しているサービス提供の際の移動手当やガソリン代等	事業所が所有する自動車に係る経費(購入費・リース料・維持費等)	
令和5年8月	313	472,472	71,799	50,621	110,515	117,617	520,379	20,041	27,873	244
平均金額		1,509	229	162	353	376	1,663	64	89	
上限金額		17,922	2,000	10,867	9,395	3,687	17,043	2,000	3,118	
下限金額		0	0	0	0	0	103	0	0	
令和6年8月	313	469,152	71,279	52,448	105,231	137,601	536,931	23,632	27,499	244
平均金額		1,499	228	168	336	440	1,715	76	88	
上限金額		15,643	2,776	12,974	9,062	3,552	15,912	3,000	2,594	
下限金額		0	0	0	0	0	141	0	0	
(令和5年8月と令和6年8月の比較)増減率		99.3%	99.3%	103.6%	95.2%	117.0%	103.2%	117.9%	98.7%	

※月間収支(項目別)について、令和5年8月と令和6年8月のどちらも収支項目に回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

図表2-3 令和5年8月と令和6年8月の収支状況(単純集計)

(※訪問介護事業を単独で実施する事業所で小規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0未満) (SA:事業所数)

	事業所数	黒字	収支均衡	赤字	わからない	無回答
令和5年8月		6	10	21	2	1
	40	15.0%	25.0%	52.5%	5.0%	2.5%
令和6年8月		7	9	20	4	0
	40	17.5%	22.5%	50.0%	10.0%	0.0%

図表2-4-① 令和5年8月と令和6年8月の月間収支(単純集計)

(※訪問介護事業を単独で実施する事業所で小規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0未満) (千円)

	事業所数	収入全体	支出全体	差異(収入-支出)	無回答
令和5年8月	28	66,603	62,466	4,137	12
平均金額		2,379	2,231	148	
令和6年8月	28	66,020	54,993	11,027	12
平均金額		2,358	1,964	394	
(令和5年8月と令和6年8月の比較)増減率		99.1%	88.0%		

※月間収支全体について、令和5年8月と令和6年8月の収支どちらも回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

図表2-4-② 令和5年8月と令和6年8月の月間収支(項目別)(単純集計)

(※訪問介護事業を単独で実施する事業所で小規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0未満) (千円)

	事業所数	収入項目					支出項目				無回答
		介護保険サービス介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	介護予防・日常生活支援総合事業収入介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	保険外利用料収入	障害福祉サービス収入介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	処遇改善加算額	常勤・非常勤の訪問介護員の人件費(税・保険料控除前の実賃金の合計)	職員に支給しているサービス提供の際の移動手当やガソリン代等	事業所が所有する自動車に係る経費(購入費・リース料・維持費等)		
令和5年8月	27	20,390	4,202	1,144	4,996	6,314	24,818	643	808	13	
平均金額		755	156	42	185	234	919	24	30		
令和6年8月	27	18,824	4,343	1,014	5,008	7,138	24,565	681	923	13	
平均金額		697	161	38	185	264	910	25	34		
(令和5年8月と令和6年8月の比較)増減率		92.3%	103.4%	88.6%	100.2%	113.1%	99.0%	105.9%	114.2%		

※月間収支(項目別)について、令和5年8月と令和6年8月のどちらも収支項目に回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

図表2-5 令和5年8月と令和6年8月の収支状況(単純集計)

(※訪問介護事業を単独で実施する事業所で大規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0以上) (SA:事業所数)

	事業所数	黒字	収支均衡	赤字	わからない	無回答
令和5年8月		10	9	15	4	0
	38	8.1%	7.3%	12.1%	3.2%	0.0%
令和6年8月		8	10	16	4	0
	38	6.5%	8.1%	12.9%	3.2%	0.0%

図表2-6-① 令和5年8月と令和6年8月の月間収支(単純集計)

(※訪問介護事業を単独で実施する事業所で大規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0以上) (千円)

	事業所数	収入全体	支出全体	差異(収入-支出)	無回答
令和5年8月	34	162,629	158,070	4,559	4
平均金額		4,783	4,649	134	
令和6年8月	34	164,734	151,004	13,730	4
平均金額		4,845	4,441	404	
(令和5年8月と令和6年8月の比較)増減率		101.3%	95.5%		

※月間収支全体について、令和5年8月と令和6年8月の収支どちらも回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

図表2-6-② 令和5年8月と令和6年8月の月間収支(項目別)(単純集計)

(※訪問介護事業を単独で実施する事業所で大規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0以上) (千円)

	事業所数	収入項目					支出項目				無回答
		介護保険サービス介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	介護予防・日常生活支援総合事業収入介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	保険外利用料収入	障害福祉サービス収入介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	処遇改善加算額	常勤・非常勤の訪問介護員の人件費(税・保険料控除前の実賃金の合計)	職員に支給しているサービス提供の際の移動手当やガソリン代等	事業所が所有する自動車に係る経費(購入費・リース料・維持費等)		
令和5年8月	33	73,036	9,164	17,008	19,687	19,979	86,200	2,926	3,300	5	
平均金額		2,213	278	515	597	605	2,612	89	100		
令和6年8月	33	70,469	8,519	19,791	23,002	23,601	89,633	3,218	5,476	5	
平均金額		2,135	258	600	697	715	2,716	98	166		
(令和5年8月と令和6年8月の比較)増減率		96.5%	93.0%	116.4%	116.8%	118.1%	104.0%	110.0%	165.9%		

※月間収支(項目別)について、令和5年8月と令和6年8月のどちらも収支項目に回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

図表2-7 令和5年8月と令和6年8月の収支状況(単純集計)

(※併設している事業所があり小規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0未満) (SA:事業所数)

	事業所数	黒字	収支均衡	赤字	わからない	無回答
令和5年8月		26	23	79	7	4
	139	21.0%	18.5%	63.7%	5.6%	3.2%
令和6年8月		23	28	80	8	0
	139	18.5%	22.6%	64.5%	6.5%	0.0%

図表2-8-① 令和5年8月と令和6年8月の月間収支(単純集計)

(※併設している事業所があり小規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0未満) (千円)

	事業所数	収入全体	支出全体	差異(収入-支出)	無回答
令和5年8月	121	220,717	225,497	△ 4,780	18
平均金額		1,824	1,864	△ 40	
令和6年8月	121	221,275	236,034	△ 14,759	18
平均金額		1,829	1,951	△ 122	
(令和5年8月と令和6年8月の比較)増減率		100.3%	104.7%		

※月間収支全体について、令和5年8月と令和6年8月の収支どちらも回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

図表2-8-② 令和5年8月と令和6年8月の月間収支(項目別)(単純集計)

(※併設している事業所があり小規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0未満) (千円)

	事業所数	収入項目					支出項目				無回答
		介護保険サービス介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	介護予防・日常生活支援総合事業収入介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	保険外利用料収入	障害福祉サービス収入介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	処遇改善加算額	常勤・非常勤の訪問介護員の件数(税・保険料控除前の実賃金の合計)	職員に支給しているサービスの提供の際の移動手当やガソリン代等	事業所が所有する自動車に係る経費(購入費・リース料・維持費等)		
令和5年8月	106	107,135	15,561	16,029	18,297	24,598	127,005	3,836	6,750	33	
平均金額		1,011	147	151	173	232	1,198	36	64		
令和6年8月	106	105,447	15,607	15,084	18,094	28,244	134,527	4,478	7,465	33	
平均金額		995	147	142	171	266	1,269	42	70		
(令和5年8月と令和6年8月の比較)増減率		98.4%	100.3%	94.1%	98.9%	114.8%	105.9%	116.7%	110.6%		

※月間収支(項目別)について、令和5年8月と令和6年8月のどちらも収支項目に回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

図表2-9 令和5年8月と令和6年8月の収支状況(単純集計)

(※併設している事業所があり大規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0以上) (SA:事業所数)

	事業所数	黒字	収支均衡	赤字	わからない	無回答
令和5年8月		48	34	54	14	6
	156	38.7%	27.4%	43.5%	11.3%	4.8%
令和6年8月		47	35	58	16	0
	156	37.9%	28.2%	46.8%	12.9%	0.0%

図表2-10-① 令和5年8月と令和6年8月の月間収支(単純集計)

(※併設している事業所があり大規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0以上) (千円)

	事業所数	収入全体	支出全体	差異(収入-支出)	無回答
令和5年8月	120	444,530	381,938	62,592	36
平均金額		3,704	3,183	522	
令和6年8月	120	456,158	387,484	68,674	36
平均金額		3,801	3,229	572	
(令和5年8月と令和6年8月の比較)増減率		102.6%	101.5%		

※月間収支全体について、令和5年8月と令和6年8月の収支どちらも回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

図表2-10-② 令和5年8月と令和6年8月の月間収支(項目別)(単純集計)

(※併設している事業所があり大規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0以上) (千円)

	事業所数	収入項目					支出項目				無回答
		介護保険サービス介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	介護予防・日常生活支援総合事業収入介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	保険外利用料収入	障害福祉サービス収入介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	処遇改善加算額	常勤・非常勤の訪問介護員の件数(税・保険料控除前の実賃金の合計)	職員に支給しているサービスの提供の際の移動手当やガソリン代等	事業所が所有する自動車に係る経費(購入費・リース料・維持費等)		
令和5年8月	105	215,851	31,421	14,268	58,663	55,522	222,328	8,751	9,977	51	
平均金額		2,056	299	136	559	529	2,117	83	95		
令和6年8月	105	216,758	33,697	14,755	51,766	63,432	225,960	11,212	8,966	51	
平均金額		2,064	321	141	493	604	2,152	107	85		
(令和5年8月と令和6年8月の比較)増減率		100.4%	107.2%	103.4%	88.2%	114.2%	101.6%	128.1%	89.9%		

※月間収支(項目別)について、令和5年8月と令和6年8月のどちらも収支項目に回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

図表2-11 令和5年8月と令和6年8月の収支状況(単純集計)

(※集合住宅へのサービス提供を行っている事業所で小規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0未満) (SA:事業所数)

	事業所数	黒字	収支均衡	赤字	わからない	無回答
令和5年8月	30	9 30.0%	6 20.0%	15 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
令和6年8月	30	7 23.3%	7 23.3%	15 50.0%	1 3.3%	0 0.0%

図表2-12-① 令和5年8月と令和6年8月の月間収支(単純集計)

(※集合住宅へのサービス提供を行っている事業所で小規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0未満) (千円)

	事業所数	収入全体	支出全体	差異(収入-支出)	無回答
令和5年8月	30	84,811	91,523	△ 6,712	0
平均金額		2,827	3,051	△ 224	
令和6年8月	30	81,540	95,386	△ 13,846	0
平均金額		2,718	3,180	△ 462	
(令和5年8月と令和6年8月の比較) 増減率		96.1%	104.2%		

※月間収支全体について、令和5年8月と令和6年8月の収支どちらも回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

図表2-12-② 令和5年8月と令和6年8月の月間収支(項目別)(単純集計)

(※集合住宅へのサービス提供を行っている事業所で小規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0未満) (千円)

	事業所数	収入項目					支出項目				無回答
		介護保険サービス介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	介護予防・日常生活支援総合事業収入介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	保険外利用料収入	障害福祉サービス収入介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	処遇改善加算額	常勤・非常勤の訪問介護員の人件費(税・保険料控除前の実賃金の合計)	職員に支給しているサービス提供の際の移動手当やガソリン代等	事業所が所有する自動車に係る経費(購入費・リース料・維持費等)		
令和5年8月	28	45,805	3,066	13,389	2,978	10,097	52,574	608	1,106	2	
平均金額		1,636	110	478	106	361	1,878	22	40		
令和6年8月	27	45,441	2,775	12,849	3,769	12,490	44,573	1,027	1,301	3	
平均金額		1,683	103	476	140	463	1,651	38	48		
(令和5年8月と令和6年8月の比較) 増減率		102.9%	93.9%	99.5%	131.2%	128.3%	87.9%	175.2%	122.0%		

※月間収支(項目別)について、令和5年8月と令和6年8月のどちらも収支項目に回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

図表2-13 令和5年8月と令和6年8月の収支状況(単純集計)

(※集合住宅へのサービス提供を行っている事業所で大規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0以上) (SA:事業所数)

	事業所数	黒字	収支均衡	赤字	わからない	無回答
令和5年8月	61	17 13.7%	13 10.5%	22 17.7%	6 4.8%	3 2.4%
令和6年8月	61	15 12.1%	14 11.3%	24 19.4%	8 6.5%	0 0.0%

図表2-14-① 令和5年8月と令和6年8月の月間収支(単純集計)

(※集合住宅へのサービス提供を行っている事業所で大規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0以上) (千円)

	事業所数	収入全体	支出全体	差異(収入-支出)	無回答
令和5年8月	46	221,726	206,754	14,972	15
平均金額		4,820	4,495	325	
令和6年8月	46	228,862	204,574	24,288	15
平均金額		4,975	4,447	528	
(令和5年8月と令和6年8月の比較) 増減率		103.2%	98.9%		

※月間収支全体について、令和5年8月と令和6年8月の収支どちらも回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

図表2-14-② 令和5年8月と令和6年8月の月間収支(項目別)(単純集計)

(※集合住宅へのサービス提供を行っている事業所で大規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0以上) (千円)

	事業所数	収入項目					支出項目				無回答
		介護保険サービス介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	介護予防・日常生活支援総合事業収入介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	保険外利用料収入	障害福祉サービス収入介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	処遇改善加算額	常勤・非常勤の訪問介護員の人件費(税・保険料控除前の実賃金の合計)	職員に支給しているサービス提供の際の移動手当やガソリン代等	事業所が所有する自動車に係る経費(購入費・リース料・維持費等)		
令和5年8月	43	127,419	7,505	20,614	12,256	27,143	115,091	2,004	4,017	18	
平均金額		2,963	175	479	285	631	2,677	47	93		
令和6年8月	43	130,579	7,339	23,282	10,096	31,228	116,698	1,972	0	18	
平均金額		3,037	171	541	235	726	2,714	46	0		
(令和5年8月と令和6年8月の比較) 増減率		102.5%	97.8%	112.9%	82.4%	115.0%	101.4%	98.4%	0.0%		

※月間収支(項目別)について、令和5年8月と令和6年8月のどちらも収支項目に回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

図表2-15 令和5年8月と令和6年8月の収支状況(単純集計)

(※集合住宅へのサービス提供を行っていない事業所で小規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0未満)(SA:事業所数)

	事業所数	黒字	収支均衡	赤字	わからない	無回答
令和5年8月	135	20 16.1%	26 21.0%	81 65.3%	6 4.8%	2 1.6%
令和6年8月	135	21 16.9%	29 23.4%	79 63.7%	6 4.8%	0 0.0%

図表2-16-① 令和5年8月と令和6年8月の月間収支(単純集計)

(※集合住宅へのサービス提供を行っていない事業所で小規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0未満) (千円)

	事業所数	収入全体	支出全体	差異(収入-支出)	無回答
令和5年8月	115	181,405	183,132	△1,727	20
平均金額		1,577	1,592	△15	
令和6年8月	115	186,296	184,063	2,233	20
平均金額		1,620	1,601	19	
(令和5年8月と令和6年8月の比較)増減率		102.7%	100.5%		

※月間収支全体について、令和5年8月と令和6年8月の収支どちらも回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

図表2-16-② 令和5年8月と令和6年8月の月間収支(項目別)(単純集計)

(※集合住宅へのサービス提供を行っていない事業所で小規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0未満))

	事業所数	収入項目					支出項目			無回答
		介護保険サービス介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	介護予防・日常生活支援総合事業収入介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	保険外利用料収入	障害福祉サービス収入介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	処遇改善加算額	常勤・非常勤の訪問介護員の人件費(税・保険料控除前の実賃金の合計)	職員に支給しているサービス提供の際の移動手当やガソリン代等	事業所が所有する自動車に係る経費(購入費・リース料・維持費等)	
令和5年8月	99	76,812	16,254	3,257	17,268	19,331	101,064	3,665	5,589	36
平均金額		776	164	33	174	195	1,021	37	56	
令和6年8月	99	74,835	16,818	2,976	17,274	21,499	107,569	3,935	6,142	36
平均金額		756	170	30	174	217	1,087	40	62	
(令和5年8月と令和6年8月の比較)増減率		97.4%	103.5%	91.4%	100.0%	111.2%	106.4%	107.4%	109.9%	

※月間収支(項目別)について、令和5年8月と令和6年8月のどちらも収支項目に回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

図表2-17 令和5年8月と令和6年8月の収支状況(単純集計)

(※集合住宅へのサービス提供を行っていない事業所で大規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0以上)(SA:事業所数)

	事業所数	黒字	収支均衡	赤字	わからない	無回答
令和5年8月	122	40 32.3%	28 22.6%	42 33.9%	10 8.1%	2 1.6%
令和6年8月	122	36 29.0%	30 24.2%	45 36.3%	11 8.9%	0 0.0%

図表2-18-① 令和5年8月と令和6年8月の月間収支(単純集計)

(※集合住宅へのサービス提供を行っていない事業所で大規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0以上) (千円)

	事業所数	収入全体	支出全体	差異(収入-支出)	無回答
令和5年8月	103	377,206	324,296	52,910	19
平均金額		3,662	3,149	514	
令和6年8月	103	382,001	324,740	57,261	19
平均金額		3,709	3,153	556	
(令和5年8月と令和6年8月の比較)増減率		101.3%	100.1%		

※月間収支全体について、令和5年8月と令和6年8月の収支どちらも回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

図表2-18-② 令和5年8月と令和6年8月の月間収支(項目別)(単純集計)

(※集合住宅へのサービス提供を行っていない事業所で大規模事業所(サ責+訪問介護員 常勤換算数5.0以上))

	事業所数	収入項目					支出項目			無回答
		介護保険サービス介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	介護予防・日常生活支援総合事業収入介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	保険外利用料収入	障害福祉サービス収入介護給付費支払額(処遇改善加算額除く)	処遇改善加算額	常勤・非常勤の訪問介護員の人件費(税・保険料控除前の実賃金の合計)	職員に支給しているサービス提供の際の移動手当やガソリン代等	事業所が所有する自動車に係る経費(購入費・リース料・維持費等)	
令和5年8月	88	167,491	32,965	10,307	58,691	49,769	179,543	9,201	8,733	34
平均金額		1,903	375	117	667	566	2,040	105	99	
令和6年8月	88	159,126	31,062	10,876	63,135	55,462	184,223	9,059	9,714	34
平均金額		1,808	353	124	717	630	2,093	103	110	
(令和5年8月と令和6年8月の比較)増減率		95.0%	94.2%	105.5%	107.6%	111.4%	102.6%	98.5%	111.2%	

※月間収支(項目別)について、令和5年8月と令和6年8月のどちらも収支項目に回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

3. サービス提供状況・利用者状況について

(1) 職員数について【問6】

訪問介護員は1事業所平均8.98人となっており、非常勤が多い。下に記載するが訪問介護員1日当たりの平均サービス提供回数は6訪問、提供時間は5.6時間となっており、図表13の移動時間を含めた場合、常勤訪問介護員への負担が増大することが推察される。図表3-5を参照(1日6訪問、サービス提供時間5.6時間)

図表3-1-① 職員数について(令和6年8月末時点)

事業所数	職員等	職員の実数 (人)			無回答 (事業所数)
		常勤専従	常勤兼務	非常勤	
473	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	625.90	607.00	205.87	84
	②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以外) 平均人数	733.20	575.30	2,939.67	
	③その他の職員 平均人数	81.50	105.50	153.70	
		0.17	0.22	0.32	

図表3-1-② 常勤換算数について

事業所数	職員等	換算数					無回答 (事業所数)
		2.5未満	2.5~5.0未満	5.0~10.0未満	10.0~15.0未満	15.0以上	
473	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	242	129	21	1	5	75
	②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以外)	138	151	78	23	11	72
	③その他の職員	287	7	2	1	3	173
		51.2%	27.3%	4.4%	0.2%	1.1%	15.9%
		29.2%	31.9%	16.5%	4.9%	2.3%	15.2%
		60.7%	1.5%	0.4%	0.2%	0.6%	36.6%

図表3-1-③ 常勤換算数について

事業所数	職員等	換算数		
		5.0未満	5.0以上	無回答 (事業所数)
473	サービス提供責任者+	179	110	184
	訪問介護員の常勤換算数	37.8%	23.3%	38.9%

※常勤換算数について、サービス提供責任者と訪問介護員のどちらも常勤換算数項目に回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

(2) 訪問介護員の賃金について【問7(1)】

1か月の実賃金について、サービス提供責任者では令和5年8月「20万円以上～25万円未満」が97事業所(34.5%)、令和6年8月「25万円以上～30万円未満」が104事業所(37.0%)と最も多くなっている。また、訪問介護員では、「20万円以上～25万円未満」が令和5年8月で68事業所(32.1%)、令和6年8月で76事業所(35.8%)と最も多くなっている。令和5年と令和6年を比較すると「月間収支の状況」にある通り、処遇改善加算の増額により、高い賃金を支給する事業所が増えている傾向にある。

図表3-2-① サービス提供責任者の1か月の実賃金(税・保険料の控除前)(令和5年8月、令和6年8月)(単純集計)

事業所数		賃金						
		10万円未満	10万円以上～15万円未満	15万円以上～20万円未満	20万円以上～25万円未満	25万円以上～30万円未満	30万円以上～40万円未満	40万円以上～
(有効回答事業所数)	令和5年8月	4	5	25	97	86	55	9
281		1.4%	1.8%	8.9%	34.5%	30.6%	19.6%	3.2%
(有効回答事業所数)	令和6年8月	6	5	18	81	104	55	12
281		2.1%	1.8%	6.4%	28.8%	37.0%	19.6%	4.3%

※賃金について、令和5年8月と令和6年8月の収支どちらも回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

図表3-2-② 訪問介護員の1か月の実賃金(税・保険料の控除前)(令和5年8月、令和6年8月)(単純集計)

事業所数		賃金						
		10万円未満	10万円以上～15万円未満	15万円以上～20万円未満	20万円以上～25万円未満	25万円以上～30万円未満	30万円以上～40万円未満	40万円以上～
(有効回答事業所数)	令和5年8月	28	14	65	68	26	9	2
212		13.2%	6.6%	30.7%	32.1%	12.3%	4.2%	0.7%
(有効回答事業所数)	令和6年8月	25	15	51	76	32	10	3
212		11.8%	7.1%	24.1%	35.8%	15.1%	4.7%	1.1%

※賃金について、令和5年8月と令和6年8月の収支どちらも回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

(3) 非常勤訪問介護員(パート、登録等)の時給について【問7(2)】

非常勤訪問介護員の時給は、令和6年8月で「1,000円以上～1,200円未満」が302事業所(54.2%)が最も多く、次いで「1,200円以上～1,400円未満」が199事業所(35.7%)となっている。「2025年2月北海道の全産業平均時給1,129円」とと比較し近い時給を支払う事業者が増えているが、「月間収支の状況」に繋がる結果を推察出来る。

図表3-3-① 非常勤訪問介護員の時給(令和5年8月、令和6年8月)

事業所数		時給						
		960円以上～1,000円未満	1,000円以上～1,200円未満	1,200円以上～1,400円未満	1,400円以上	その他	該当者なし	無回答
557	令和5年8月	102	237	135	68	5	34	125
		18.3%	42.5%	24.2%	12.2%	0.9%	6.1%	22.4%
	令和6年8月	69	302	199	106	9	41	0
		12.4%	54.2%	35.7%	19.0%	1.6%	7.4%	0.0%

その他の内容
(令和5年8月)820円、920円、920円～1800円
(令和6年8月)1140円～1660円、960～1800円

(4)年代別の訪問介護員の人数について【問8、問9】

全体数として、70代以上の訪問介護員が平均人数で1.4人おり、現役で活躍されている方がいる。この結果から、ヘルパーの高齢化が伺える。
また若い世代の入職者が、全入職者の18%に留まっており、若い世代の入職を進める必要がある。

図表3-4 年代別の訪問介護員数(令和5年9月1日～令和6年8月末時点)

	事業所数	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答 (事業所数)
全体数	459	7	138	430	918	1,316	1,381	630	98
平均人数		0.0	0.3	0.9	2.0	2.9	3.0	1.4	
入職者数	275	5	46	119	202	252	211	69	282
平均人数		0.0	0.2	0.4	0.7	0.9	0.8	0.3	
離職者数	262	0	23	73	140	185	154	76	295
平均人数		0.0	0.1	0.3	0.5	0.7	0.6	0.3	
復職者数	86	0	2	13	25	41	51	22	471
平均人数		0.0	0.0	0.2	0.3	0.5	0.6	0.3	

(5)利用者人数及び訪問回数・時間について【問10】

要介護度別の利用者(令和6年8月の1か月)について、実利用者ベースで総合事業30%、訪問介護70%の利用割合となっている。
また、要支援の利用者への訪問回数は少ないものの長時間となる訪問が多く、要介護の利用者への訪問回数は多く、短時間の訪問が多い傾向がみられる。

図表3-5 要介護度別の利用者数、訪問回数、訪問時間(令和6年8月の1か月)

	訪問回数・時間	全体	(人:回:時間)						
			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
事業所数		557	301	316	371	374	324	258	238
			54.0%	56.7%	66.6%	67.1%	58.2%	46.3%	42.7%
実利用者数	18,632	2,410	3,183	5,258	4,873	1,404	842	662	
平均利用者数	33.5	8.0	10.1	14.2	13.0	4.3	3.3	2.8	
延べ訪問回数	210,338	10,812	16,460	49,110	47,280	32,760	28,317	25,599	
平均回数	377.6	35.9	52.1	132.4	126.4	101.1	109.8	107.6	
延べ訪問時間	267,352	21,146.7	26,860.5	82,790.9	83,623.1	28,602.8	21,494.5	23,980.2	
平均時間	480.0	70.3	85.0	223.2	223.6	88.3	83.3	100.8	
1訪問における平均時間		1.3	2.0	1.6	1.7	1.8	0.9	0.9	

(6)令和6年8月の障害福祉サービスの利用者人数について【問11】

障害福祉サービスについては、全体の半数以上の事業所におり、利用者「1～15人」(41.3%)が最も多く、次いで「16～30人」(9.2%)となっている。

図表3-6 障害福祉サービスの利用者数(令和6年8月の1か月)

	全体	0人	1～15人	16～30人	31～60人	61人以上	無回答
事業所数	557	253	230	51	18	5	0
		45.4%	41.3%	9.2%	3.2%	0.9%	0.0%
実利用者数	3,552	0	1,342	1,094	732	384	
平均利用者数	6.38	0.0	5.8	21.5	40.7	76.8	

(7)訪問介護事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者へのサービス提供について【問12(1)】

訪問介護事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者へのサービス提供について、「提供している」は、令和5年8月の122事業所(21.6%)に対し令和6年8月の167事業所(30.0%)となっている。「提供している」事業所のうち、「減算対象である」は、令和5年8月の112事業所(91.8%)に対し令和6年8月の150事業所(89.8%)となっている。

図表3-7 同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者へのサービス提供状況(令和5年8月、令和6年8月)

事業所数		提供している			提供していない	無回答
		減算対象である	減算対象ではない	無回答		
557	令和5年8月	122	6	4	332	103
		21.9%	91.8%	4.9%	59.6%	18.5%
557	令和6年8月	167	10	7	390	0
		30.0%	89.8%	6.0%	70.0%	0.0%

【(7)「提供している」場合】

1)訪問介護事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者へのサービス提供する
令和5年8月および令和6年8月の訪問サービスの月間の収入について【問12(2)】

訪問介護事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者へのサービス提供する訪問介護サービスの月間収入について、令和5年8月と令和6年8月の収入どちらも回答があった76事業所において、令和6年8月の収入は令和5年8月と比較して0.63%増額となっている。

図表3-8 同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者への訪問サービスの月間収入状況(令和5年8月、令和6年8月)
(千円)

	事業所数	収入	無回答 (事業所数)
令和5年8月	76	162,843	46
平均金額		2,143	
上限金額		9,713	
下限金額		13	
令和6年8月	76	173,048	91
平均金額		2,277	
上限金額		9,770	
下限金額		15	
(令和5年8月と令和6年8月の比較) 増減率		106.3%	

※月間収入について、令和5年8月と令和6年8月のどちらも回答のあるものを有効回答として集計し、それ以外を無回答として集計

第2. 介護職員処遇改善支援補助金について

4. 介護職員処遇改善支援補助金について

○介護職員処遇改善支援補助金の取得状況について

「取得した」が343事業所(61.6%)で、「取得しなかった」が126事業所(22.6%)となった。
取得しなかった理由については、「手続き・書類作成の負担が大きい」が70事業所(55.6%)が最も多く、次いで「介護職員等ベースアップ加算を取得していなかった」が49事業所(38.9%)、「賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑」が38事業所(30.2%)となった。

(1)介護職員処遇改善支援補助金の取得状況について【問13】

図表4-1 介護職員処遇改善支援補助金の取得状況

(SA:事業所数)			
事業所数	取得した	取得しなかった	事業所数 (無回答)
557	343	126	88
	61.6%	22.6%	15.8%

(2)介護職員処遇改善支援補助金を取得しなかった理由【問14】

図表4-2 介護職員処遇改善支援補助金を取得しない理由

(MA:事業所数)								
事業所数	手続き・書類作成の負担が大きい	賃金改善の仕組みをどう定めたらよいかわからない	賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑	賃金バランスがとれなくなる	令和6年2月からの賃金改善に間に合わなかった	介護職員等ベースアップ加算を取得していなかった	その他	無回答
126	70	29	38	22	26	49	17	2
	55.6%	23.0%	30.2%	17.5%	20.6%	38.9%	13.5%	1.6%

その他理由
支援補助金に係る会計処理の方法に迷ったため
開設直後だったため
行政の給与形態に準じているため、併せて行政運営の施設が処遇改善加算を申請していないため
事業所独自の支援金を出しているため
令和5年11月に物価高など考え独自でベースアップを行ったため
基本的に公務員に準じている(給与・ボーナス)ただし、R7年度に向け検討中
補助金の公表から賃金改善、申請期限までの期間が短く、申請が間に合わなかった為。補助金の額が少ないことも。

第3. 処遇改善加算の取得状況について
5. 処遇改善加算の取得状況について

○処遇改善加算の取得状況について

処遇改善加算の取得状況は、新加算の場合は、「介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)」が229事業所(41.1%)が最も多かった。また、旧加算(Ⅰ)から新加算(Ⅱ)以下に下げた取得している事業所については、「介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)」の310事業所のうち、122事業所(39.4%)が「介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)」の175事業所のうち、8事業所(0.6%)あり、要件が厳しく新加算(Ⅰ)を取得できないといった理由を回答する事業所が複数あった。

(1) 処遇改善加算(旧加算)の取得状況(令和6年5月末)【問15(1)】

図表5-1 処遇改善加算(旧加算)の取得状況

(SA:事業所数)

事業所数	介護職員等処遇改善加算					無回答
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ～Ⅲ)の要件に該当するが、取得していない	介護職員等処遇改善加算の要件に該当していない	
557	310 55.7%	63 11.3%	48 8.6%	14 2.5%	29 5.2%	93 16.7%

(SA:事業所数)

事業所数	介護職員等特定処遇改善加算				無回答
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ～Ⅱ)の要件に該当するが、取得していない	介護職員等特定処遇改善加算の要件に該当していない	
557	175 31.4%	110 19.7%	31 5.6%	121 21.7%	120 21.5%

(SA:事業所数)

事業所数	介護職員等ベースアップ等支援加算			無回答
	取得している	要件に該当していたが、取得していない	要件に該当していない	
557	371 66.6%	20 3.6%	61 11.0%	105 18.9%

(2) 処遇改善加算(新加算)の取得状況(令和6年8月末)【問15(2)】

図表5-2 処遇改善加算(新加算)の取得状況

(MA:事業所数)

事業所数	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ～Ⅴ)の要件に該当するが、取得していない	介護職員等処遇改善加算の要件に該当していない	無回答
	557	229 41.1%	137 24.6%	75 13.5%	35 6.3%	31 5.6%	12 2.2%	

(3) 旧加算で「介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)」及び「介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)」の両方あるいはどちらかを選択した事業所において、新加算で「介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)～(Ⅴ)」もしくは「介護職員等処遇改善加算(Ⅰ～Ⅴ)のいずれか」の要件に該当しているが、取得しなかった事業所【問15(3)】

図表5-3 処遇改善加算(旧加算)以下における取得状況

(SA:事業所数)

旧加算	新加算							無回答
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ～Ⅴ)の要件に該当するが、取得していない	介護職員等処遇改善加算の要件に該当していない	
310	188 60.6%	75 24.2%	39 12.6%	0 0.0%	8 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(SA:事業所数)

旧加算	新加算							無回答
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ～Ⅴ)の要件に該当するが、取得していない	介護職員等処遇改善加算の要件に該当していない	
175	167 95.4%	5 2.9%	2 1.1%	0 0.0%	1 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(4)旧加算で(Ⅰ)を取得していたにもかかわらず、新加算で(Ⅱ)以下に取得を下げた、あるいは(Ⅰ)以下の要件に該当しているが取得していない理由【問16】

多くの事業所が共通して示しているのは

- 1 算定要件の厳しさ
- 2 加算申請に係る事務作業の負担

以上2点である。

- 1 算定要件の厳しさについては、職場環境や職員の資格、給与の水準など、複数の条件を満たすことが求められ、それに対応するための体制が整っていない事業所が多いことが示されている。特に、介護福祉士などの専門職の配置が不足していたり、収入の低さから必要な給与水準を維持することが困難であることが記されている。
- 2 加算申請に係る事務作業の負担については加算を取得するためには、申請書類や手続きを適切に整えるための時間とリソースが必要だが、現場の人員不足や時間的制約がそれを阻んでいることが示された。

さらには事業所の規模や経済状況も加算取得に影響を与えている。特に小規模な事業所では、必要な職員配置や給与水準を維持することが難しく、結果として加算を取得することが現実的ではないと判断されている。このような状況では、将来的に加算がなければ事業運営が困難になるという懸念も存在し、加算の取得が難しいことが事業所の運営に深刻な影響を与えていることがうかがえる。

以上のことから、処遇改善加算の要件の見直しや、事業所が負担を軽減できるような支援策が早急に取りまとめられるよう求めて行く必要がある。これは事業所の大小に関わらず介護事業所が加算を取得できるような環境が整備されることが、業界全体の質の向上にも繋がると考えられる。

旧加算で(Ⅰ)を取得していたにもかかわらず、新加算で(Ⅱ)以下に取得を下げた、あるいは(Ⅰ)以下の要件に該当しているが取得していない理由について(記述回答より)

1. 要件の厳しさ

新加算(Ⅱ)の要件が厳しく、職場環境や職員資格などの条件を満たせなかったため、加算の変更を見送ったり、旧加算(Ⅰ)のままにした事業所が多かった。

2. 人員や資格の不足

介護福祉士などの資格を持つ職員が足りない、または配置基準に達していないため、加算を取得できなかった。

3. 事務負担の大きさ

加算の申請や書類作成にかかる負担が大きく、対応するためのリソースが不足しているため、手続きが進まなかった。

4. 経済的・規模の問題

事業所の規模が小さく、収入が低いため、必要な給与や職員配置を維持することが困難だった。

5. 将来的な見通し

加算がないと事業運営が厳しくなる可能性があり、将来的には加算取得を目指す意向が示されているが、現状では条件を満たすことが難しいとされている。

これらの理由から、旧加算のままにしたり、新加算を取得しない事業所が多い状況である。

【令和6年8月末時点で介護職員等処遇改善加算を取得している場合】

(5) 令和6年8月賃金において、令和5年8月の賃金と比較し、賃金改善が行われた内容について【問17】

賃金改善が行われた内容は、「毎月決まって支払われる手当の引き上げ」の208事業所(41.0%)が最も多く、次いで「賞与等(一時金含む)による支給」が201事業所(39.6%)、「給与表(賃金表)を改定し、基本給を上げる」が155事業所(30.6%)となった。図表3-1より「その他職員」が1名以下(0.71人)が上記の結果に繋がったと推測される。

図表5-4 賃金改善が行われた内容

(MA:事業所数)

事業所数	給与表(賃金表)を改定し、基本給を上げる	定期昇給を実施	毎月決まって支払われる手当の引き上げ	毎月決まって支払われる手当の新設	賞与等(一時金含む)による支給	その他	無回答
507	155 30.6%	118 23.3%	208 41.0%	55 10.8%	201 39.6%	10 2.0%	92 18.1%

その他の内容

初年度にて令和5年8月の比較はできないが、昇給・手当引き上げを前倒しで実施。
パート職員に対して手当の支給対象日を拡充した(休日手当)
定期昇給以外に基本給に上乘せして支給
介護職員処遇改善加算相当分を介護特別手当として均等に支給している。
お中元、お歳暮として従業員へ還元、貢献度によって商品券などを贈呈
開設したばかりなので、賞与及び一時金の支給は、令和7年3月までに支給予定。

【令和6年8月末時点で介護職員等処遇改善加算を取得していない場合】

(6) 処遇改善加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由【問18】

加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由としては、「加算算定等に向けた書類作成の負担が大きい」が22事業所(44.0%)が最も多く、次いで「賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑」が19事業所(38.0%)、「利用者負担が増す」が16事業所(32.0%)となった。

図表5-5 加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由

(MA:事業所数)

事業所数	加算要件が厳しい	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大きい	賃金改善の仕組みをどのようにかかわからない	賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑	事業所間もしくは職種間の賃金バランスがとれなくなる	その他	無回答
50	14 28.0%	16 32.0%	7 14.0%	22 44.0%	12 24.0%	19 38.0%	8 16.0%	12 24.0%	0 0.0%

その他の内容

令和6年10月より加算算定
行政の給与形態に準じており、行政運営の介護施設や市町村内施設とのバランスがとれなくなる。
扶養範囲内で働かれている職員が多く、賃金が上がることでサービス提供が円滑にいかなくなるため
前担当の判断で取得していなかった
令和7年度の加算取得に向けて取り組んでいる

(7) 処遇改善加算を取得する上での課題や要件緩和等についての意見【問19】

申請書類や実績報告書の作成が極めて煩雑であり、毎年内容が変更されることが事業所にとって大きな負担となっている。特に小規模な事業所においては、事務職員の確保が難しく、書類作成に多大な時間を費やすことが日常業務に支障をきたし、経営面での負担が増大しているという実態がうかがえる。この煩雑さが、事業所の業務効率や職員の士気にも悪影響を与えていると言える。

以下には回答を取りまとめたものを記載する。

1. 申請・報告書作成の煩雑さ

- ・書類作成が複雑で、毎年内容が変更されることによる混乱や負担が大きい。
- ・申請書類や実績報告書の記入が非常に手間で、特に小規模事業所では事務職員の確保が難しく、業務に支障が出ている。
- ・資料の内容が分かりにくく、何を求めているのか理解しづらい点が多い。
- ・申請書や報告書の内容を簡素化し、分かりやすくしてほしい。

2. 加算要件の厳しさ・負担

- ・加算要件が多すぎて、事業所にとって負担が大きい。
- ・特に生産性向上などの職場環境要件が厳しくなっており、その準備や実施に必要な労力が増加している。
- ・介護職員の賃金引き上げを目的とした加算が、職場環境改善要件によって負担が大きくなり、実際の処遇改善が進みにくい。

3. 加算と報酬の関係

・処遇改善加算があるにもかかわらず、基本報酬が下がることで事業所の経営が難しくなり、加算を処遇改善に充てても十分な改善が実現しづらい。

- ・加算の目的が「低すぎる賃金アップ」にある一方で、要件の厳しさがその実現を阻害していると感じている。
- ・加算が増えても、基本報酬の減少により、実質的な効果が薄いと感じている。

4. 事務処理の負担

- ・事務作業が多く、書類作成や実績報告に多大な時間と労力を要しており、これが日常業務に影響を与えている。
- ・特に、給与ベースアップが難しい状況の中で、加算を取得するための事務負担が更に増大している。

5. 要件緩和や加算要件のシンプル化

- ・加算要件をもっと緩和してほしい、またはよりシンプルな要件にしてほしい。
- ・特に、小規模事業所では要件を満たすための負担が大きく、事務職員の確保や書類作成にかかる負担が事業所経営に影響を及ぼしている。
- ・現行の制度が複雑すぎるため、加算取得をもっと簡単にし、要件を簡素化してほしい。

6. 職員確保と人員不足

- ・職員が集まらない中で、加算要件に対応するための条件が高く、さらに人員配置や職員の待遇改善が難しいという現実がある。
- ・パート職員が退職の原因となることがあり、要件に対応するための負担が職員の離職に繋がる可能性がある。
- ・特に小規模事業所では、職員が少ない中で加算要件に対応することが非常に困難である。

7. 加算の効果と実態

- ・加算はあるが、実際には最低賃金上昇分の補填に過ぎないと感じている。
- ・基本報酬が減少する中で、加算分を職員の賃金に反映させることが困難になっている。
- ・加算が新たに登場したり、消えたりすることに混乱しており、加算を取得すること自体が難しいと感じている。

8. 経費負担と物価高

- ・ツールの導入やそれに伴う経費が増加し、事業所の負担が増している。
- ・物価高の影響で経費負担が更に増え、その負担を賄うための基本報酬が下がるという悪循環が続いている。

9. 制度改定による影響

- ・制度が改定されるたびに書類作成が必要となり、それが大きな負担になっている。
- ・改定に伴って処遇改善加算を取得するための条件が高くなり、事務処理や実施に必要なリソースが増加している。

処遇改善加算を取得する上での課題や要件緩和等への意見(記述回答より)

1. 申請・報告書作成の煩雑さ

- ・書類作成が複雑で、毎年内容が変更されることによる混乱や負担が大きい。
- ・申請書類や実績報告書の記入が非常に手間で、特に小規模事業所では事務職員の確保が難しく、業務に支障が出ている。
- ・資料の内容が分かりにくく、何を求めているのか理解しづらい点が多い。
- ・申請書や報告書の内容を簡素化し、分かりやすくしてほしい。

2. 加算要件の厳しさ・負担

- ・加算要件が多すぎて、事業所にとって負担が大きい。
- ・特に生産性向上などの職場環境要件が厳しくなっており、その準備や実施に必要な労力が増加している。
- ・介護職員の賃金引き上げを目的とした加算が、職場環境改善要件によって負担が大きくなり、実際の処遇改善が進みにくい。

3. 加算と報酬の関係

・処遇改善加算があるにもかかわらず、基本報酬が下がることで事業所の経営が難しくなり、加算を処遇改善に充てても十分な改善が実現しづらい。

- ・加算の目的が「低すぎる賃金アップ」にある一方で、要件の厳しさがその実現を阻害していると感じている。
- ・加算が増えても、基本報酬の減少により、実質的な効果が薄いと感じている。

4. 事務処理の負担

- ・事務作業が多く、書類作成や実績報告に多大な時間と労力を要しており、これが日常業務に影響を与えている。
- ・特に、給与ベースアップが難しい状況の中で、加算を取得するための事務負担が更に増大している。

5. 要件緩和や加算要件のシンプル化

- ・加算要件をもっと緩和してほしい、またはよりシンプルな要件にしてほしい。
- ・特に、小規模事業所では要件を満たすための負担が大きく、事務職員の確保や書類作成にかかる負担が事業所経営に影響を及ぼしている。
- ・現行の制度が複雑すぎるため、加算取得をもっと簡単にし、要件を簡素化してほしい。

6. 職員確保と人員不足

- ・職員が集まらない中で、加算要件に対応するための条件が高く、さらに人員配置や職員の待遇改善が難しいという現実がある。
- ・パート職員が退職の原因となることがあり、要件に対応するための負担が職員の離職に繋がる可能性がある。
- ・特に小規模事業所では、職員が少ない中で加算要件に対応することが非常に困難である。

7. 加算の効果と実態

- ・加算はあるが、実際には最低賃金上昇分の補填に過ぎないと感じている。
- ・基本報酬が減少する中で、加算分を職員の賃金に反映させることが困難になっている。
- ・加算が新たに登場したり、消えたりすることに混乱しており、加算を取得すること自体が難しいと感じている。

8. 経費負担と物価高

- ・ツールの導入やそれに伴う経費が増加し、事業所の負担が増している。
- ・物価高の影響で経費負担が更に増え、その負担を賄うための基本報酬が下がるという悪循環が続いている。

9. 制度改定による影響

- ・制度が改定されるたびに書類作成が必要となり、それが大きな負担になっている。
- ・改定に伴って処遇改善加算を取得するための条件が高くなり、事務処理や実施に必要なリソースが増加している。

10. 利用者の負担と事業所の課題

- ・介護や障害福祉における加算が、利用者やその家族に対して金銭的な負担をかけることが懸念されており、国が負担すべきだとの意見がある。
- ・利用者の負担が増えることで、事業所との円滑な関係を築くのが難しくなる場合がある。

第4. 特定事業所加算の取得状況について
6. 特定事業所加算の取得状況について

○特定事業所加算の取得状況について

特定事業所加算の取得状況は、令和5年8月で「特定事業所加算(Ⅱ)」の201事業所(36.1%)が最も多く、次いで「特定事業所加算の要件に該当していない」の170事業所(30.5%)となり、令和6年8月も「特定事業所加算(Ⅱ)」の251事業所(45.1%)が最も多く、次いで「特定事業所加算の要件に該当していない」の198事業所(35.5%)となった。

(1) 特定事業所加算の取得状況【問20】

図表6-1 特定事業所加算の取得状況

(SA:事業所数)

	事業所数	特定事業所加算(Ⅰ)	特定事業所加算(Ⅱ)	特定事業所加算(Ⅲ)	特定事業所加算(Ⅳ)	特定事業所加算(Ⅴ)	特定事業所加算(Ⅰ～Ⅴ)の要件に該当するが、取得していない	特定事業所加算の要件に該当していない	無回答
令和5年8月	557	34 6.1%	201 36.1%	4 0.7%	0 0.0%	4 0.7%	42 7.5%	170 30.5%	102 18.3%
令和6年8月	557	57 10.2%	251 45.1%	5 0.9%	5 0.9%	1 0.2%	40 7.2%	198 35.5%	0 0.0%

【令和6年8月末時点で特定事業所加算を取得していない場合】

(2) 特定事業所加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由について【問21】

加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由としては、「加算要件が厳しい」が113事業所(47.5%)が最も多く、次いで「加算算定等に向けた書類作成の負担が大きい」が106事業所(44.5%)、「利用者負担が増す」が62事業所(26.1%)となった。また、「加算要件が厳しい」と回答した事業所のうち、厳しいとする要件については、「体制要件」が95事業所(84.1%)が最も多く、次いで「人材要件」が64事業所(56.6%)、「資格要件」が58事業所(51.3%)となっている。

図表6-2 加算を取得する上での課題、取得できない理由

(MA:事業所数)

事業所数	加算要件が厳しい	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大きい	その他	無回答
238	113 47.5%	62 26.1%	21 8.8%	106 44.5%	24 10.1%	37 15.5%

その他の内容

当事業所の実情や方針になじまない要件があるため。

令和6年10月より算定

要件を満たさない

内包型の訪問介護のため、介護保険の請求は特定施設で行っている。

当事業所は、令和6年6月に新設した為、今後加算を申請したい。

要件を満たされれば対応する

特定事業所加算の要件に該当すると考えられるが、書面による伝達の報告や会議資料や議事録など事務的な負担が大きく、請求していない

R6.11に特定事業所加算(2)の各種要件が整い申請済

難易度の高い加算を算定していると、実地指導があった際不備があると、返金など、大変なことになるのが嫌です。もらうのは従業員、管理、怒られるのは本社です。あまり無理をしたくない。

前担当の判断で取得していなかった

算定準備が整っていないため

【問21で、「加算要件が厳しい」と答えた方】

(3) 該当する加算要件について【問22】

図表6-3 加算要件が厳しいとする加算要件

(MA:事業所数)

事業所数	体制要件	資格要件	人材要件	重度要介護者等対応要件	無回答
113	95 84.1%	58 51.3%	64 56.6%	38 33.6%	0 0.0%

(4)特定事業所加算を取得する上での課題や要件緩和等についての意見【問23】

特定事業所加算を取得する上で多くの事業所に共通する課題としては

- ・事務作業や手続きが煩雑で日常業務に影響を与えている。
 - ・資格要件や研修要件の厳しさ
 - ・書類作成や研修計画の作成における負担
- などがある。

どの課題においても、人的・時間的な負担の大きさがあり、加算を取得することで労働環境が悪化する恐れがある。職員の高齢化が進む中、加算要件を満たすための条件が高く職員の疲弊を招き、離職につながる可能性がある。また、地域特性や小規模事業所のために重度要介護者の割合が満たなかったり、有資格者が確保できなかったりといった問題がある。資格の取得に係る経済的負担も看過できないものである。特に、重度要介護者の割合を基準にした要件が厳しいため、事業所側の利用者選別にもつながる恐れがある。

万が一誤解や多忙で要件を欠くと報酬返還のリスクも伴うため、加算を取得することに消極的になっている。また、加算を取った方が事業所としての評価は向上するが、利用する側に金銭的な負担をかけることを懸念する声もある。基本報酬が下がる中、物価高騰の影響で経費負担は増えるが最低賃金は上がり、加算を取りやすくしなければ事業所経営そのものの危機が訪れかねない。

この課題を解決するためには、過剰な要件を緩和し、手続きを簡素化し加算取得をもっと簡単にすることで、より多くの事業所が加算を取得しやすくなり結果的に職員の待遇改善や人材確保につながると考えられる。また地方の事業所でも参加しやすい研修機会を設けるなどの工夫が必要。

特定事業所加算を取得する上での課題や要件緩和等への意見(記述回答より)

1. 申請・報告書作成の煩雑さ

- ・書類作成が複雑で、毎年内容が変更されることによる混乱や負担が大きい。
- ・申請書類や実績報告書の記入が非常に手間で、特に小規模事業所では事務職員の確保が難しく、業務に支障が出ている。
- ・資料の内容が分かりにくく、何を求めているのか理解しづらい点が多い。
- ・申請書や報告書の内容を簡素化し、分かりやすくすることが求められている。

2. 加算要件の厳しさ・負担

- ・加算要件が多すぎて、事業所にとって負担が大きい。
- ・特に生産性向上などの職場環境要件が厳しくなっており、その準備や実施に必要な労力が増加している。
- ・介護職員の賃金引き上げを目的とした加算が、職場環境改善要件によって負担が大きくなり、実際の処遇改善が進みにくい。

3. 加算と報酬の関係

- ・処遇改善加算があるにもかかわらず、基本報酬が下がることで事業所の経営が難しくなり、加算を処遇改善に充てても十分な改善が実現しづらい。
- ・加算の目的が「低すぎる賃金アップ」にある一方で、要件の厳しさがその実現を阻害していると感じている。
- ・加算が増えても、基本報酬の減少により、実質的な効果が薄いと感じている。

4. 事務処理の負担

- ・事務作業が多く、書類作成や実績報告に多大な時間と労力を要しており、これが日常業務に影響を与えている。
- ・特に、給与ベースアップが難しい状況の中で、加算を取得するための事務負担が更に増大している。

5. 要件緩和や加算要件のシンプル化

- ・加算要件をもっと緩和してほしい、またはよりシンプルな要件にしてほしいという意見が多い。
- ・特に、小規模事業所では要件を満たすための負担が大きく、事務職員の確保や書類作成にかかる負担が事業所経営に影響を及ぼしている。
- ・現行の制度が複雑すぎるため、加算取得をもっと簡単にし、要件を簡素化することが求められている。

6. 職員確保と人員不足

- ・職員が集まらない中で、加算要件に対応するための条件が高く、さらに人員配置や職員の待遇改善が難しいという現実がある。
- ・パート職員が退職の原因となることがあり、要件に対応するための負担が職員の離職に繋がる可能性がある。
- ・特に小規模事業所では、職員が少ない中で加算要件に対応することが非常に困難である。

7. 加算の効果と実態

- ・加算はあるが、実際には最低賃金上昇分の補填に過ぎないと感じている。
- ・基本報酬が減少する中で、加算分を職員の賃金に反映させることが困難になっている。
- ・加算が新たに登場したり、消えたりすることに混乱しており、加算を取得すること自体が難しいと感じている。

8. 経費負担と物価高

- ・ツールの導入やそれに伴う経費が増加し、事業所の負担が増している。
- ・物価高の影響で経費負担が更に増え、その負担を賄うための基本報酬が下がるという悪循環が続いている。

9. 制度改定による影響

- ・制度が改定されるたびに書類作成が必要となり、それが大きな負担になっている。
- ・改定に伴って処遇改善加算を取得するための条件が高くなり、事務処理や実施に必要なリソースが増加している。

10. 利用者の負担と事業所の課題

- ・介護や障害福祉における加算が、利用者やその家族に対して金銭的な負担をかけることが懸念されており、国が負担すべきだとの意見がある。
- ・利用者の負担が増えることで、事業所との円滑な関係を築くのが難しくなる場合がある。

第5. 認知症専門ケア加算の取得状況について
 7. 認知症専門ケア加算の取得状況について

○認知症専門ケア加算の取得状況について

認知症専門ケア加算の取得状況は、「認知症専門ケア加算の要件に該当していない」が令和5年8月で428事業所(76.8%)、令和6年8月で536事業所(96.2%)と最も多くなっている。

(1) 認知症専門ケア加算の取得状況【問24】

図表7-1 認知症専門ケア加算の取得状況

(SA:事業所数)

	事業所数	認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症専門ケア加算Ⅱ	認知症専門ケア加算(Ⅰ・Ⅱ)の要件に該当するが、取得していない	認知症専門ケア加算の要件に該当していない	無回答
令和5年8月	557	0 0.0%	0 0.0%	11 2.0%	428 76.8%	118 21.2%
令和6年8月	557	4 0.7%	0 0.0%	17 3.1%	536 96.2%	0 0.0%

【令和6年8月末時点で認知症専門ケア加算を取得していない場合】

(2) 認知症専門ケア加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由について【問25】

加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由としては、「加算要件が厳しい」が281事業所(50.8%)が最も多く、次いで「加算算定等に向けた書類作成の負担が大きい」が198事業所(35.8%)、「加算される報酬が少ない」が103事業所(18.6%)となった。

図表7-2 認知症専門ケア加算を取得する上での課題、取得できない理由

(MA:事業所数)

事業所数	加算要件が厳しい	加算される報酬が少ない	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大きい	その他	無回答
553	281 50.8%	103 18.6%	73 13.2%	30 5.4%	198 35.8%	62 11.2%	93 16.8%

その他の内容

必要性を感じない
 該当する利用者が少ない。(複数回答)
 現在加算要件達成できるよう準備中
 認知症介護実践リーダー研修を修了した職員がいないため
 要件が満たされれば対応する
 ・研修の終了者がまだいない。・日常生活自立度の区分が把握できない。
 そもそもヘルパーのなり手がいない
 法人として取得に向け議論中
 前担当の判断で取得していなかった
 算定準備が整っていないため
 加算要件に該当しない(複数回答)
 認知症介護実践リーダーの研修に出せる人材の確保ができていない(時間的問題)(複数回答)
 認知症専門研修の修了者がいないこと、有料老人ホーム入居者向けの訪問介護事業所の為、認知症の方が要件を満たさない。

(3)認知症専門ケア加算を取得する上での課題や要件緩和等についての意見【問26】

認知症ケア加算を取得する上での課題は

・資格取得の難しさ。専門的な資格の取得が求められるものの、地域の研修機会が限られていたり、職員を研修に出すための業務の調整が困難だったり、費用の負担が大きかったりするため、研修への参加自体が困難となっており、その結果、加算を取得するための体勢が整える事ができない。特に小規模事業所や過疎地域・離島において顕著である。
・事務作業の負担。申請手続きや書類作成が煩雑である。専任の事務職員が確保できなければ、これらの作業はスタッフの負担となり、通常業務を圧迫し兼ねない。
・要件の厳しさや複雑さがあり、特に「認知度2以上の利用者が50%以上」という条件は多くの事業所にとって実現が難しい。ケアマネジャーからの情報不足により利用者の認知度や自立度を正確に把握できないという問題もある。特に小規模事業所においては、少数の利用者に対しての割合の計算が負担となることで、加算の取得を避ける傾向にある。

これらの負担を職員に課すと、業務負担や責任の重さから、常勤・非常勤に関わらずそれに見合った待遇がなければ退職や転職を選ぶ可能性がある。加算を取得しようとする事が職員を減らす原因になってしまうのでは本末転倒であるといえる。そのうえ加算で得られる報酬が低いと、加算の取得にかかる時間や労力を考えると、加算取得を避ける事業所も少なくないと思われる。地域特性などにより認知症利用者の割合が低い場合は、加算要件の中で利用者割合を基準にすることが不公平であり、逆に算定対象を認知症の利用者に限定するのであれば、認知度の割合要件は不要であるという意見もある。小規模事業所の中では、大手事業所に有利な加算制度であると感じているケースもみられる。

これらの問題を解決するためには、資格取得のハードルを下げ、研修の機会を提供するための地域ごとの支援が必要である。並びに事務作業の簡素化、報酬の見直しが求められる。より多くの事業所が認知症ケア加算を取得し、認知症ケアに対応できるような環境を整える事が今後の課題解決につながる。

認知症専門ケア加算を取得する上での課題や要件緩和等への意見(記述回答より)

1. 資格取得の困難さ

認知症ケア加算を取得するためには、専門的な資格取得が求められるが、多くの事業所がその資格取得にかかる時間や費用、地域の研修機会の不足に悩んでいる。特に小規模事業所では職員数が少なく、資格取得のための調整が難しいとされている。また、認知症介護実践リーダー研修や指導者研修などの専門的な研修が少なく、受講が困難であることが問題視されている。さらに、研修の受講や参加に関して、訪問介護員にとっては時間的・経済的な負担が大きく、加算の報酬に見合ったメリットを感じにくいとの意見もある。

2. 要件の厳しさ

認知症ケア加算を取得するための要件が厳しく、特に「認知度2以上の方が50%以上」という要件が多くの事業所にとって達成困難であると感じられている。また、地域特性によっては、認知症高齢者の割合が低いと、加算を取得するための利用者数を確保すること自体が難しいとされている。これにより、小規模事業所では加算の取得が実現しにくいという現状がある。加算要件の中で利用者割合を基準にすることが不公平であり、逆に算定対象を認知症利用者に限定するのであれば、認知度の割合を要件にするのは不要だという意見も出ている。

3. 事務作業の負担

加算申請の手続きや書類作成が煩雑であり、事務職員を専任で確保することが難しい中で、その負担が大きすぎるという意見が多い。特に、小規模事業所では、申請手続きの手間が大きな負担となり、報酬に対して労力に見合った利益が少ないと感じる事業所が多い。また、報酬単価が低いと、加算取得のためにかかるコストに対しての不満が表れている。

4. 加算取得後の報酬の低さとその不公平感

加算を取得しても、報酬額が少ないため、加算を取得するための手間やコストに見合うメリットを感じられないという意見がある。また、加算の申請にかかる労力やコストに対して、事業所が得られる報酬が少ないため、経営的に見て利益が上がらないと感じる事業所も多い。大手事業所に有利な加算制度であると感じる事業所もあり、特に小規模事業所ではその不公平感が強調されている。

5. 地域や利用者特性の違い

地域特性や利用者層の違いにより、認知症ケア加算の要件を満たすことが難しい場合が多い。離島や過疎地域では、研修に参加するための時間や費用が大きな負担となり、加算取得に対する障壁となっている。また、ケアマネジャーからの情報提供が不十分である場合があり、利用者の認知度や自立度の把握が難しく、そのために加算取得が不可能となることもある。

6. 職員の負担と退職リスク

研修や会議の参加が多くなることで、パート職員の退職原因となることがあり、これが事業所運営における大きな問題となっている。特に、研修や会議の時間的・精神的負担が重く、生活費程度の収入しか得ていないパート職員にとっては、スーパーのパートの仕事と比べて負担が大きすぎると感じることがある。

第6. 生活機能向上連携加算の取得状況について
 8. 生活機能向上連携加算の取得状況について

○生活機能向上連携加算の取得状況について

加算の取得状況は、「生活機能向上連携加算の要件に該当していない」が令和5年8月で406事業所(72.9%)、令和6年8月で520事業所(93.4%)と最も多くなっている。

(1)生活機能向上連携加算の取得状況【問27】

図表8-1 生活機能向上連携加算の取得状況

(SA:事業所数)

	事業所数	取得している	生活機能向上連携加算の要件に該当するが、取得していない	生活機能向上連携加算の要件に該当していない	無回答
令和5年8月	557	6 1.1%	25 4.5%	406 72.9%	120 21.5%
令和6年8月	557	8 1.4%	29 5.2%	520 93.4%	0 0.0%

【令和6年8月末時点で生活機能向上連携加算を取得していない場合】

(2)生活機能向上連携加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由について【問28】

加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由としては、「業務負担が多くなる」が222事業所(40.4%)が最も多く、次いで「加算算定等に向けた書類作成の負担が大きい」が216事業所(39.3%)、「ケアプランに位置づけがない」が193事業所(35.2%)となった。

図表8-2 生活機能向上連携加算を取得する上での課題、取得できない理由

(MA:事業所数)

事業所数	ケアプランに位置づけがない	連携できる事業所がない	業務負担が多くなる	加算される報酬が少ない	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大きい	その他	無回答
549	193 35.2%	183 33.3%	222 40.4%	93 16.9%	74 13.5%	31 5.6%	216 39.3%	35 6.4%	88 16.0%

その他の内容

過疎地域のためICTの活用が進んでいないため。
 加算要件に必要な連携が行えていない。
 該当しない
 要件が満たされれば対応する
 法人として取得に向け議論中
 算定準備が整っていないため
 該当する利用者が少ないため(複数回答)

(3)生活機能向上連携加算を取得する上での課題や要件緩和等についての意見【問29】

生活機能向上連携加算を取得する上での課題は

・加算要件が厳しく、書類作成や申請手続きが膨大なことによる業務負担である。多くの事業所は限られた人員で業務を回しており、新たな加算取得のためのリソースを確保できない
・加算の取得にはリハビリ専門職との連携が不可欠だが、地域によっては専門職不足により連携が困難。こういった地域ごとの格差が大きな事業所や都市部に有利な加算であるという不公平感を引き起こしている。
ケアマネジャーやその他関係者の加算の意義や仕組みへの理解が不十分なために、実践が困難になっているケースもある。
・そのような膨大な手続きや関係者の理解を求める労力を費やしてまで取得するほど報酬が高くないことも、取得をためらわせる原因になっている。
一部の利用者には、加算を取得することで区分支給限度額をオーバーしてしまうケースもあり、加算が実質的に負担になることも指摘されている。

加算創設から長期間が経過しているにもかかわらず取得が難しい状況が続いており、新たな加算制度の創設を求める声もある。加算制度を見直し、要件緩和や現場の実情に即した地域差の出ない改革を行うことで、制度の効果を最大化し、事業所や利用者にとってより良い成果を生むことにつながる。

生活機能向上連携加算を取得する上での課題や要件緩和等への意見(記述回答より)

1. 業務負担と事務作業の過剰

多くの事業所で、書類作成や申請手続き、会計業務などが過剰であり、業務負担が非常に大きいと感じられている。特に、書類作成や提出書類が多く、毎日残業しないと対応できない状況が続いている。また、事務職員を専任で確保することが難しく、これらの作業をこなすための人員不足が業務の効率化を妨げている。

2. 地域ごとの専門職不足と連携の難しさ

特に地方の事業所では、リハビリテーション専門職に限られており、連携先を見つけるのが困難となっている。そのため、加算要件を満たすために必要な連携を取ることができず、加算を取得することが難しい状況にある。また、リハビリ専門職との連携に対して時間的な負担が大きく、これがさらに問題を悪化させている。

3. 報酬の不十分さと経済的負担

加算取得にかかる手間と報酬が見合っていないという声が多く、報酬が少ない中で業務負担が増大し、経営的にも厳しい状況に直面している事業所が多い。また、加算を取得することで区分支給限度額をオーバーしてしまうケースもあるため、加算が実質的に負担になることが指摘されている。報酬が少なく、加算のために時間をかけることに対する不公平感もある。

4. ケアマネジャーや関係者の理解不足

加算に関するケアマネジャーや他の関係者の理解が不足しているという問題もある。ケアマネジャーが生活機能向上連携加算の重要性や内容を理解していないため、加算を活用したサービス提案が難しい場合がある。また、地域によっては訪問介護サービスを利用する高齢者が少ないため、そもそも加算に関わる機会自体が少ないという課題もある。

5. 加算要件の厳しさと改善の要望

加算の取得要件が厳しく、実際に取り組み事例が少ないことが課題として挙げられている。特に、加算の要件に対応するためのノウハウが不足している事業所も多い。さらに、加算取得後の要件が過剰であるため、事業所の負担が増え、現実的に達成が難しいという意見がある。加算創設から長期間が経過しており、取得が難しい状況が続いているため、要件の緩和や新たな加算制度の創設を求める声もある。

6. 職員の不足と業務負担

職員の確保が難しく、限られた人員で業務を回さなければならないため、業務負担が増え、加算要件に対応する時間が確保できないという現状がある。特に、職員が不足している地域では、業務負担の増加が深刻な問題となっており、この状態では加算を取得するための取り組みが難しいと感じている事業所が多い。

7. 加算制度の見直しと改善提案

現在の加算制度がサービスの品質向上にはつながりにくいとの意見があり、加算を廃止して新たな効果的な加算を創設するべきだという提案がある。特に、生活機能向上連携加算は一部の大手事業所に有利に働く傾向があり、小規模事業所にとっては不公平感が強いという意見もある。そのため、加算の見直しや、新たな加算制度の導入を求める声が強まっている。

8. 教育や研修の負担

研修や教育が多すぎて職員の負担が増加しており、現場の業務に直接関係ない内容に時間を取られることが多いとの指摘がある。これにより、現場の業務が圧迫され、加算に関わる作業や改善策が後回しにされる傾向が強くなっている。

第7. 口腔連携強化加算の取得状況について
 9. 口腔連携強化加算の取得状況について

○口腔連携強化加算の取得状況について

加算の取得状況は、「口腔連携強化加算の要件に該当していない」が507事業所(91.0%)が最も多く、次いで「口腔連携強化加算の要件に該当するが、取得していない」の42事業所(7.5%)となっている。

(1)口腔連携強化加算の取得状況【問30】

図表9-1 口腔連携強化加算の取得状況

(SA:事業所数)

	事業所数	取得している	口腔連携強化加算の要件に該当するが、取得していない	口腔連携強化加算の要件に該当していない	無回答
令和6年8月	557	8 1.4%	42 7.5%	507 91.0%	0 0.0%

【令和6年8月末時点で口腔連携強化加算を取得していない場合】

(2)口腔連携強化加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由について【問31】

加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由としては、「業務負担が多くなる」が227事業所(41.3%)が最も多く、次いで「加算算定等に向けた書類作成の負担が大きい」が205事業所(37.3%)、「ケアプランに位置づけがない」が198事業所(36.1%)となっている。

図表9-2 口腔連携強化加算を取得する上での課題、取得できない理由

(MA:事業所数)

事業所数	ケアプランに位置づけがない	連携できる歯科医療機関がない	業務負担が多くなる	加算される報酬が少ない	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大きい	その他	無回答
549	198 36.1%	179 32.6%	227 41.3%	114 20.8%	70 12.8%	29 5.3%	205 37.3%	36 6.6%	82 14.9%

その他の内容

加算要件に必要な対応が行えていない。

該当しない

そもそも地域包括を含めケアマネが口腔機能の改善に着目していない。

要件が満たされれば対応する

法人として取得に向け議論中

歯科との協定が確定していない

算定準備が整っていないため

別紙11が難関！

該当する利用者が少ないため(複数回答)

(3) 口腔連携強化加算を取得する上での課題や要件緩和等についての意見【問32】

口腔連携強化加算に関する要約からは、報酬が少ない割に書類作成の負担が非常に大きく手間とコストが見合わない事が問題として指摘されており、特に事務職員が不足している事業所にとって、この手続きの負担は業務の効率性に大きく影響を与えている。

また、地方や小規模事業所では、歯科医療機関との連携が難しい事、歯科医院が少ない地域では、業務提携先を確保することが困難である事から、加算が大手事業所に有利な形で適用され、規模の小さい事業所や歯科との連携が難しい事業所が多数存在し、不公平を感じている。

さらに、連携を取るべきケアマネジャーが加算の要件を把握しておらず、必要な情報を収集することができない事が多々あり、加えて、利用者に対して口腔ケアの効果を実感させることが難しい事や、利用者やスタッフに理解が得られにくい。

このような負担は、日常業務に追われる中でさらに大きな障害となり、加算取得に対するインセンティブを削いでいると言える。これが一因となり、口腔連携強化加算が実際には多くの事業所で取得されていない現状が浮き彫りとなっている。

従って、口腔連携強化加算は制度の見直しや、加算条件の緩和、報酬の増額が必要、現場の負担を軽減し、より実効性のある制度にする必要がある。

口腔連携強化加算を取得する上での課題や要件緩和等への意見(記述回答より)

1. 書類作成と業務負担:

口腔連携強化加算を取得するための書類作成にかかる負担の大きさを指摘する回答が多数ある。申請手続きが複雑で多くの時間を要し、業務の負担が増加している。この負担が特に事務職員不足や人手不足の事業所にとっては大きな問題となっており、業務に追われる状況が続いている。

2. 地域差と歯科医療体制の問題

地域によっては歯科医療の体制が整っておらず、口腔連携強化加算を取得できないケースが多いことが挙げられている。歯科医院の数が不足しており、業務提携先を見つけるのが難しいため、加算取得ができない事業所が多くある。特に小規模な訪問介護事業所では、歯科医療機関との連携を築くこと自体が困難であるとしている。

3. 取得条件の厳しさと不公平感

取得条件の厳しさや加算後の報酬が少ないため、加算を取得するためのコストが高く、事業所にとっては実際に労力に見合う報酬が得られないと感じている回答が多数ある。大手事業所に有利であり、小規模な事業所には不公平だという声が多く、条件の緩和や報酬増加を求める意見が見られる。

4. ケアマネジャーやスタッフの理解不足

ケアマネジャーやスタッフが口腔連携強化加算に関する制度を十分に理解していないケースが多く、必要な情報が伝わりづらいと感じている事業所がある。特にケアマネジャーが制度に詳しくないため、加算に必要な情報を適切に収集することが困難であるという問題がある。

5. 利用者の理解と効果の実感

利用者にとって口腔ケアの効果を実感しづらいことや、加算取得の効果が分かりにくいという問題も指摘されている。加算を取得しても、実際に利用者に対してどのような効果があったのかを理解してもらうのが難しく、そのため加算に対する意欲が低い事業所も多い。

6. 連携の必要性和歯科医療機関との相談体制

歯科医療機関との連携を強化することが求められていますが、実際にはそのための体制が整っていない場合が多く、歯科医師と協力してサービスを提供するための準備が難しいという意見が多数寄せられている。特に、少人数の事業所や人員不足の事業所では、このような連携を取り決めることすら困難であるとされている。

7. 加算の報酬と業務負担の不均衡

加算を取得するために必要な手続きや連携の負担が大きい一方で、加算に見合う報酬が少ないと感じる事業所が多い。これにより、加算を取得するインセンティブが低く、加算の目的であるサービスの質向上に繋がりにくいという問題がある。

8. 加算の見直し・緩和を求める意見

加算の要件が厳しく、現場の状況を反映していないとする意見が多く、要件緩和や新たな加算の創設を求める声がある。特に、加算の取得に伴う書類作成や連携強化の負担が大きく、報酬と業務負担のバランスが取れていないと感じている事業所が多く、柔軟な対応が求められている。

第8. 中山間地域等における加算の算定状況について
 10. 中山間地域等における加算の算定状況について

○中山間地域等における加算の算定状況について

加算の算定状況は、「算定していない」が最も多く、令和5年8月では346事業所(62.1%)、令和6年8月では344事業所(61.8%)となっている。
 また、加算の算定内容としては、令和5年8月、令和6年8月ともに「特別地域訪問介護加算」が全体の約15%で、「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」においては約1%にとどまっている。

(1) 中山間地域等における加算の算定状況【問33】

図表10-1 中山間地域等における加算の算定状況

(MA:事業所数)

	事業所数	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	算定していない	無回答
令和5年8月	557	86 15.4%	8 1.4%	5 0.9%	346 62.1%	115 20.6%
令和6年8月	557	87 15.6%	8 1.4%	7 1.3%	344 61.8%	114 20.5%

【令和6年8月末時点で中山間地域等における加算を算定していない場合】

(2) 中山間地域等における加算についての課題、加算が算定できない理由について【問34】

加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由としては、各加算において、「算定要件を満たしていない」が最も多く、「特別地域訪問介護加算」で259事業所(75.3%)、「中山間地域等における小規模事業所加算」で240事業所(69.8%)、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」で235事業所(68.3%)となっている。

図表10-2 中山間地域等における加算を取得する上での課題、取得できない理由

(MA:事業所数)

特別地域訪問介護加算							
事業所数	算定要件を満たしていない	加算される報酬が少ない	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大きい	その他	無回答
344	259 75.3%	6 1.7%	9 2.6%	1 0.3%	22 6.4%	16 4.7%	47 13.7%

(MA:事業所数)

中山間地域等における小規模事業所加算							
事業所数	算定要件を満たしていない	加算される報酬が少ない	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大きい	その他	無回答
344	240 69.8%	6 1.7%	7 2.0%	0 0.0%	22 6.4%	17 4.9%	66 19.2%

(MA:事業所数)

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算							
事業所数	算定要件を満たしていない	加算される報酬が少ない	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大きい	その他	無回答
344	235 68.3%	6 1.7%	10 2.9%	0 0.0%	21 6.1%	16 4.7%	70 20.3%

その他の内容

【特別地域訪問介護加算】

サービス未提供のため
 地域に該当しない
 利用者様いない。

同一建物内へのサービス実施を行っているため

【中山間地域等における小規模事業所加算】

サービス未提供のため
 地域に該当しない
 小規模事業を行っていないため

該当する利用者がいない

対象地域に所在していないため

同一建物内へのサービス実施を行っているため

【中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算】

サービス未提供のため

地域に該当しない

同一建物内へのサービス実施を行っているため

(3) 中山間地域等における加算を取得する上での課題や要件緩和等についての意見【問35】

中山間地域等について、介護保険と障がい総合支援の間で、同じ地域であっても加算の適用が異なることから、特別地域加算が同一地域であっても介護保険に適用されない場合、事業者は地域全体での公平な待遇を強く求めている。

また、公共交通機関の減便や、特に移動距離が長い地域での交通手段に頼らざるを得ない状況を鑑みると、特別地域加算の適用地域を広げる必要がある。現状では、地方都市や過疎地域では公共交通が限られており、社用車を使って移動することが常態化している。こうした地域にも加算対象を拡大すべきで、移動のためにかかるコストや時間を考慮する必要がある。移動距離や移動手段の制約により、訪問できる件数が限られる中で経営に悪影響を及ぼすことも多いので改善が急務である。

さらに、豪雪地帯における特別地域加算の不適用に不満がある。豪雪や極端な気象条件は、サービス提供に大きな影響を及ぼし、移動の困難さや経費の増加が避けられない。これらの地域では、加算を適用しないことが不合理であるとの意見が多く、特に冬季の厳しい環境下でのサービス提供に対する十分な報酬が求められている。

加算制度の運用においては、算定要件の理解が難解であるという声も多く、事業者や経営者にとって大きな負担となっている。加算制度の変更や要件の複雑さにより、加算制度が使いづらいという問題を解決するために、よりシンプルで透明性のある仕組みの構築が求められている。

また、広大な地域においては、移動距離が長い。特に過疎化が進む地域では、支援依頼が遠距離から来るケースが増加している。北海道などでは、片道30km以上の移動が日常的で、そのためにかかるコストや時間が事業者にとって大きな負担となっている。これらの地域において、移動にかかる費用や時間を加算として反映させることが、事業の持続可能性を支えるために不可欠です。

全体として、加算制度を改善するためには、地域特性を反映した柔軟な運用と、事業者の負担を軽減する仕組みが必要である。特別地域加算をより広範囲に適用し、移動距離や悪天候などの地域的要因を加味した支援を提供することで、地域間の不公平感を解消し、サービス提供の質を維持できるようにすることが求められる。加算制度が複雑で使いづらいという問題も含めて、制度全体の見直しが必要であると言える。

中山間地域等における加算を取得する上での課題や要件緩和等への意見(記述回答より)

1. 地域による加算適用の不公平感

介護保険と障がい総合支援において、同じ地域で異なる特別地域加算の要件が適用されることへの不満が示されている。具体的には、介護保険で特別地域加算の要件を満たしていない一方で、障がい総合支援では適用されていることに対し、地域全体が対象となるべきだという意見が多く見られる。また、バス便の減少や移動手段の限界が影響して、訪問できる件数が制限され、経営への影響が懸念されている。

2. 地域範囲の拡大と加算の対象地域拡充

特別地域加算の取得をより広範囲に適用してほしいという声が上がっている。特に地方都市では、公共交通機関の減便に加え、利用者の自宅と交通機関の距離が遠いため、移動手段として車を使うことが多い状況である。これらの地域にも加算対象を拡大すべきだという意見が強調されている。また、過疎地域と厚生労働省が定める過疎地域に違いがあり、その基準に対して不公平感を感じている事業者もいる。

3. 特別地域加算対象として豪雪地帯を含めるべき

冬季における豪雪地帯での加算対象外という状況に対し、厳しい自然環境を考慮した特別地域加算の適用を求める声がある。豪雪地帯では特に移動が困難になり、加算を適用してほしいという意見が多く見受けられる。

4. 加算要件の複雑さと事業運営への負担

加算の算定要件が難解で、理解に時間がかかることへの不満が述べられている。年度ごとに仕組みが変更されることもあり、加算の取得が困難だと感じる事業者も多い。また、加算を算定した後の計画書作成や実績報告に多くの時間と労力を費やし、経営者や従業員がその業務に大きな負担を感じている状況である。特に、経営者が一人でその業務をこなしている場合、その負担が非常に大きいという声が強調されている。

5. 遠距離移動の負担

北海道など広大な地域では、片道30km以上の移動が日常的になっており、そのための交通費や時間が大きな負担となっている。特に、遠距離移動が必要な場合、加算や手当が追加されるべきだという意見が多く、移動にかかるコストが事業の運営に大きな影響を与えていると指摘されている。

6. 介護保険と障害サービスの加算基準の整合性

介護保険と障害サービスで、特別地域加算の対象が異なることについて不満が示されている。特に北海道のような地域では、移動距離が長く、冬季には除雪費用や暖房費用の負担が大きくなることから、これらの地域全体を特別地域加算対象にするべきだという意見がある。過疎化が進む中で、支援依頼が遠距離から来ることが多く、そのような状況にも対応できるよう加算の対象を広げる必要性が強調されている。

第9. 利用者・家族等からのハラスメント対応状況

11. 利用者・家族等からのハラスメント対応状況

特定の状況にある利用者(暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合)に対し、複数名のヘルパーによるサービス提供をしたケース(令和5年8月～令和6年8月)について、「該当するケースがある・ケースがあった」は30事業所(5.4%)の45件、「事案の相談があったが、利用者・家族の同意が得られず、サービス提供に至らなかった」は2事業所(0.4%)の6件となっている。

(1)特定の状況にある利用者(暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合)に対し、複数名のヘルパーによるサービス提供をしたケースについて(令和5年8月～令和6年8月)【問36(1)】

図表11-1 複数名のヘルパーによるサービス提供をしたケース(暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合)の件数 (SA:事業所数)

事業所数	該当するケースがある・ケースがあった	事案の相談があったが、利用者・家族の同意が得られず、サービス提供に至らなかった	該当ケースは無い	無回答
557	30 5.4%	2 0.4%	432 77.6%	93 16.7%
全体の件数	45	6		
平均件数	1.5	3		

【(1)「該当するケースがある・ケースがあった」と答えた方】

1)複数名のヘルパーによるサービス提供をしているケースの加算の取得状況について【問36(2)】

複数名のヘルパーによるサービス提供をしたケースの加算取得状況について、全体の30事業所のうち、「取得要件に該当しない(しなかった)ケースのため、取得していない(しなかった)」は11事業所(36.7%)の16件が最も多く、次いで「取得しているケースがある・取得していたケースがあった」は10事業所(33.3%)の10件となっている。

図表11-2 複数名のヘルパーによるサービス提供をしているケースの加算取得状況 (SA:事業所数)

事業所数	取得しているケースがある・取得していたケースがあった	取得要件に該当するケースだが(だったが)、利用者・家族の同意が得られず、取得していない(しなかった)	取得要件に該当しない(しなかった)ケースのため、取得していない(しなかった)	無回答
30	10 33.3%	3 10.0%	11 36.7%	6 20.0%
全体の件数	11	5	16	13
平均件数	1.1	1.7	1.5	2.2

【(1)「該当するケースがある・ケースがあった」と答えた方】

2)複数名のヘルパーによるサービス提供をしているケースの内容について【問36(3)】

複数名のヘルパーによるサービス提供をしたケースの内容について、全体の30事業所のうち、「利用者の精神的暴力」は15事業所(50.0%)が最も多く、次いで「利用者のセクシャルハラスメント」は14事業所(46.7%)、「利用者の身体暴力」は10事業所(33.3%)となっている。

図表11-3 複数名のヘルパーによるサービス提供をしているケースの内容 (MA:事業所数)

事業所数	利用者の身体暴力(力を使った暴力により身体的な危害を加える行為。叩く、殴る、蹴るなど)	利用者の精神的暴力(言葉・態度・行動により精神的なダメージを与える行為。大声でどなる、高圧的な態度、理不尽な要求など)	利用者のセクシャルハラスメント(性的発言、好意的態度の要求、接触など性的ないやらせをしたり不快な気持ちにさせたりする行為。身体を触る、抱きしめる、性的な話をするなど)	その他	無回答
30	10 33.3%	15 50.0%	14 46.7%	1 3.3%	2 6.7%

その他の内容

介護者からの精神的暴力・セクシャルハラスメント

(2)利用者・家族等からのハラスメントの把握状況(令和5年8月～令和6年8月までのケース)【問37】

利用者・家族等からのハラスメントの把握状況(令和5年8月～令和6年8月)について、「ハラスメント自体、発生していない」は381事業所(68.4%)に対し、「把握している」は68事業所(12.2%)の全体で95件となっている。

図表11-4 ハラスメント把握状況(令和5年8月～令和6年8月までのケース)

事業所数	把握している	把握できていない	ハラスメント自体、発生していない	無回答
557	68 12.2%	15 2.7%	381 68.4%	93 16.7%
全体の件数	95			
平均件数	1.40			

(3)利用者・家族等からのハラスメントの発生時における対応について【問38】

利用者・家族等からのハラスメントの発生時における事業所の対応について、「事業所として把握した際、ハラスメントの事実確認を行う」は400事業所(71.8%)が最も多く、次いで「利用者・家族等と話し合いをし、今後の再発防止について検討する」は333事業所(59.8%)、「ハラスメントの情報を関係機関と共有し、連携して対応を行う」は321事業所(57.6%)となっている。

図表11-5 ハラスメントの発生時の事業所の対応状況

(MA:事業所数)

事業所数	事業所として把握した際、ハラスメントの事実確認を行う	ハラスメントの情報を関係機関と共有し、連携して対応を行う	複数名のヘルパーで当該利用者のサービス提供を行う体制をとる	被害を受けた職員は当該利用者のサービス提供に関わらないように調整する	利用者・家族等と話し合いをし、今後の再発防止について検討する	別の事業所を紹介する	特にしていない	その他	無回答
557	400 71.8%	321 57.6%	199 35.7%	244 43.8%	333 59.8%	73 13.1%	12 2.2%	15 2.7%	127 22.8%

その他の内容

同性介護の実施など(複数回答)

改善がなければ、他事業所を紹介してもらう

被害を受けた職員の代わりに訪問できるヘルパーがおらず、撤退する場合がある。

当事業所にて作成した「ハラスメントマニュアル」に従い対応する

利用者、家族と話し合いの結果、終了となった。

重責の場合はサービス契約の終了事由になりえる。

管理者が同行する

実地指導直後で虐待はもとより、利用者からのセクハラ行為について「お願い」という項目で挙げたばかり。契約時にもケアマネ同席で読み上げ行った経過もありケアマネと相談後同行してもらい事実確認をしサービス中止とした。もう一つの事例はヘルパーの行動を監視しバケツの水の量、台所の、床面の傷など一般常識以上に難癖をつけられのしられ、ヘルパー交代を行うも同じことの繰り返しであり、ケアマネも助言はするがその場限り

ケアマネに相談

・同性職員の対応 ・改善が無ければ支援の中止など

(4)利用者・家族等のハラスメント対応の課題【問39】

訪問介護の現場において、ハラスメント対応は非常に深刻な課題となっている。特に、職員が利用者やその家族から受けるハラスメントは、精神的負担を増大させ、業務に支障をきたすことが多い。暴言やセクハラ、過度な要求といった事例が挙げられており、職員はしばしば「我慢」を強いられる状況に置かれている。しかし、この問題に対するサポート体制が不十分であり、ケアマネージャーや行政からの協力が得られないことが多いため、事業所内での対応が求められる。

事実確認や精神的フォローが行われてはいるものの、根本的な改善が難しく、特に利用者やその家族がハラスメントの認識を持っていないケースでは、対応が遅れることが問題となっている。また、ケアマネージャーとの連携不足や、利用者との関係を悪化させたくないという配慮から、問題解決が進まないこともある。このような状況では、事業所が独自に解決策を模索せざるを得ず、職員の負担がさらに増加している。

さらに、地域特性や利用者の状態によって、ハラスメントの申告がしにくくなることもある。顔見知りの関係や、認知症を持つ利用者がある場合、問題を指摘することが難しくなることがある。こうした状況では、職員が気軽に報告できる環境作りが重要で、同時に、ハラスメントの基準を明確にし、対応方法を整備する必要がある。

一方で、行政や地域の支援が十分でないことも大きな課題である。例えば、相談しても迅速に対応が得られなかったり、家族が遠方にいるため対応が遅れることがあり、事業所が孤立してしまうこともある。このような支援体制の不足は、問題の解決を一層難しくし、職員の精神的・身体的な疲弊を招く結果となっている。

今後、訪問介護の現場でハラスメントに適切に対処するためには、職員へのメンタルフォローとともに、ケアマネージャーとの連携を強化し、地域全体で支え合う体制を築くことが重要である。利用者や家族に対しても、ハラスメントの認識を深めてもらうための啓発が必要であり、事業所内でのマニュアル整備や対応策の明確化を進めることが求められる。また、行政の役割を強化し、迅速かつ適切な対応ができるようにすることが、訪問介護の現場の改善に繋がると言える。

このような課題に直面する中で、今後はより柔軟で実効性のある対応策が求められ、職員が安心して業務を行える環境作りが急務となっている。

利用者・家族等のハラスメント対応の課題(記述回答より)

1. 職員の負担とハラスメント対応

訪問介護員に対して利用者やその家族からのハラスメントが発生しており、職員の精神的負担が大きい。特に、セクハラや暴言、過度な要求(カスハラ)が問題になっており、職員は「我慢を強いられる」と感じていることが多い。ハラスメント対応には十分なサポートがなく、ケアマネージャーや行政が関与しないことが多いため、事業所内で対応を検討せざるを得ない。

2. 対応策と課題

ハラスメントが発生した場合、事実確認や精神的フォローが行われるものの、実際に改善に繋がるとは少なく、ハラスメントを受けた職員がその後も対応し続けることは難しい。ハラスメントに対して即時の対応が難しく、サービス停止や契約解除が職員にとって負担をかけ、また次の事業者に繋げるのが困難になることが懸念されている。ハラスメントの基準が曖昧であり、利用者や家族が気づいていない場合もある。これが対応を遅らせる原因となっている。

3. ケアマネージャーとの連携

ケアマネージャーとの連携が不足しているケースが多く、対応に時間がかかり、場合によってはケアマネージャーが無責任な対応を取ることもある。また、ケアマネージャーの協力が得られず、問題が長引くことがある。利用者や家族との関係が悪化しないよう配慮しながら対応するが、最終的には事業所が中心となり解決策を見出す必要がある。

4. 職員へのメンタルフォロー

ハラスメントを受けた職員へのメンタル面のフォローが重要とされ、職員が気軽に報告できる環境作りが必要とされている。また、職員がハラスメントを我慢したり報告をためらうことがあり、その結果として事業所内の士気が下がる可能性がある。

5. 地域特性と利用者の状態

地域によっては利用者とヘルパーが顔見知りであるため、ハラスメントの申告がしづらくなることもある。また、認知症や精神症状を持つ利用者があるため、ハラスメントを理解しにくい場合もあり、対応に困難を伴う。ボディカメラなどの証拠を収集する手段に対する同意が得られないことが問題となっている。

6. 今後の対応と改善

ハラスメントへの対応方法がまだ明確でなく、事業所内でのマニュアル整備や事例を通じた対応策の検討が必要とされている。未来の利用者層(団塊の世代など)の変化に備え、予測される問題への対応策を整えておくことが求められている。

7. 行政・地域支援の不足

行政からのサポートが遅れることや、家族が遠方にいる場合、対応が難しくなることがある。また、行政に相談しても対応が遅く、職員が独力で対応せざるを得ない状況が続いている。

8. ハラスメントの認識差と改善の難しさ

ハラスメントと苦情の区別がつきにくく、対応が難しい。利用者や家族がハラスメントの認識を持たない場合も多く、改善が進まないことが多い。特に認知症や精神症状が影響する場合、ハラスメントを理解するのが難しいため、慎重に対応する必要がある。

第10. 貴事業所における人材確保の状況について
12. 貴事業所における人材確保の状況について

○訪問介護事業における人材確保の状況について

訪問介護員等を採用する際に活用している方法について、「ハローワークの活用」が438事業所(78.6%)と最も多く、次いで「職員による紹介」が420事業所(75.4%)、「ホームページ・SNS」が206事業所(37.0%)、「求人・就職サイトの利用」が204事業所(36.6%)となっている。

(1)訪問介護員等を採用する際に活用している方法【問40】

図表12-1 訪問介護員等を採用する際に活用している方法

事業所数	(MA:事業所数)							
	職員による紹介	ハローワークの活用	ホームページ・SNS	自法人による就職説明会の開催	他法人や他事業所と連携した就職フェア	自治体と連携した就職フェア	大学、専門学校、高校との連携	求人・就職サイトの利用
557	420 75.4%	438 78.6%	206 37.0%	34 6.1%	30 5.4%	34 6.1%	28 5.0%	204 36.6%

(MA:事業所数)			
人材紹介会社・人材派遣会社の利用	福祉人材センター・福祉人材バンクの利用	その他	無回答
121 21.7%	51 9.2%	41 7.4%	0 0.0%

その他の内容

利用者からの紹介
地元情報誌への求人掲載
各町内会の回覧を利用し募集の告知をしている(複数回答)
新聞折込み
知人の紹介(複数回答)
求人広告
求人誌掲載
広報紙(複数回答)
職員の紹介
広告、チラシ等の折り込み(複数回答)
町の広報への掲載(複数回答)
新聞折込
チラシを配布 町内外の店舗にポスターを貼らせてもらっている
行政のIP告知端末
前職場からの仲間

(2)現在の利用者に、必要十分な対応する場合における訪問介護員等の確保の状況【問41(1)】

現在の利用者に、必要十分な対応する場合における訪問介護員等の確保の状況について、「不足」が224事業所(40.2%)と最も多く、次いで「やや不足」が203事業所(36.4%)となっている。
不足する職種については、「訪問介護員(非常勤ヘルパー)」が351事業所(63.0%)と最も多く、次いで「訪問介護員(常勤ヘルパー)」が222事業所(39.9%)となっている。

図表12-2 現在の利用者に、必要十分な対応する場合における訪問介護員等の確保状況

事業所数	(SA:事業所数)					無回答
	不足	やや不足	充足	やや過剰	過剰	
557	224 40.2%	203 36.4%	123 22.1%	6 1.1%	1 0.2%	0 0.0%

【「不足」「やや不足」と答えた方】

1)不足する職種について【問41(2)】

図表12-3 不足する職種

事業所数	(MA:事業所数)				
	サービス提供責任者	訪問介護員(常勤ヘルパー)	訪問介護員(非常勤ヘルパー)	その他	無回答
557	85 15.3%	222 39.9%	351 63.0%	7 1.3%	160 28.7%

その他の内容

事務職

(3)新規利用者の受け入れやサービスの拡大を前提とした場合における訪問介護員等の確保の状況【問41(3)】

新規利用者の受け入れやサービスの拡大を前提とした場合における訪問介護員等の確保の状況について、「不足」が264事業所(47.4%)と最も多く、次いで「やや不足」が212事業所(38.1%)となっている。
不足する職種については、「訪問介護員(非常勤ヘルパー)」が392事業所(82.4%)と最も多く、次いで「訪問介護員(常勤ヘルパー)」が252事業所(52.9%)となっている。

図表12-4 新規利用者の受け入れやサービスの拡大を前提とした場合における訪問介護員等の確保状況

事業所数	(SA:事業所数)					無回答
	不足	やや不足	充足	やや過剰	過剰	
557	264 47.4%	212 38.1%	79 14.2%	1 0.2%	1 0.2%	0 0.0%

【「不足」「やや不足」と答えた方】
1)不足する職種について【問41(4)】

図表12-5 不足する職種

(MA:事業所数)

事業所数	サービス提供責任者	訪問介護員(常勤ヘルパー)	訪問介護員(非常勤ヘルパー)	その他	無回答
476	92 19.3%	252 52.9%	392 82.4%	6 1.3%	29 6.1%

その他の内容
事務職

(4)人材確保の課題【問41(5)】

人材確保の課題について、「募集しても応募がない」が461事業所(82.8%)と最も多く、次いで「効果的な募集方法がない」が189事業所(33.9%)、「求人サイトや人材紹介会社等に支払う資金がない」が174事業所(31.2%)となっている。

図表12-6 現在の利用者に、必要十分な対応する場合における訪問介護員等の確保状況

(MA:事業所数)

事業所数	募集しても応募がない	効果的な募集方法がない	求人サイトや人材紹介会社等に支払う資金がない	最低賃金の引き上げに伴う時給の見直し	配偶者の扶養の範囲内での稼働調整	その他	無回答
557	461 82.8%	189 33.9%	174 31.2%	137 24.6%	148 26.6%	35 6.3%	1 0.2%

その他の内容

募集してもこないため、紹介会社を使うしかなくなり、費用が相当かかっている。
応募があっても長続きしない。退職する非常勤ヘルパーがいるため、常にヘルパー不足。
過疎地域のため、介護人材が不足している。
紹介サイト等の利用料が高値/求職者とのマッチングがうまくいかず、欲しい人材が来ない
職員の紹介、口コミ等で現在は、十分確保できている。離職者を無くすこと。
職員の採用があっても、別の部署も不足のため優先順位がある。
サービス提供責任者が1名の為、サービス利用者の受け入れ件数が決まっている。
年金受給との調整
103万の壁
魅力の発信がしにくい。
現在は職員数が充足しているため、人材確保についての課題はない。
ヘルパーの高齢化
定着率が低い
非課税所得の範囲内での稼働調整
採用しても長く続かない
弊社採用部での対応となるので回答できかねます
若者・養成教育を受けた人材の確保が困難
103万の壁を上げたところで解決には繋がらない。思いっきり下げ30万から50万にすることで、必ず働かないといけない状況を作るべきでは

(5)人材確保の課題の理由や現状【問41(6)】

訪問介護事業における人材の確保に関する課題は、近年は、深刻であり各事業所が苦慮している。その要因として、給料(賃金・時給)等の低さが大きな要因であるが、身体的・精神的な負担や訪問先への移動に係る時間等も要因としてあげられるが一番の要因として、他の業種と比べても給料(賃金・時給)の低さが、顕著にみられることから、求人への応募の少なさを利用職の促進の要因となっている。特に令和6年の介護報酬改定による介護報酬の引き下げは大きく、地域性はあるが、人材の確保の困難に繋がっている。訪問介護員の多くは、非常勤職員であり安定的な収入を確保できなくなると、不安的な要素が多くなると、離職や他業種への転職に繋がるケースが増える。

人材紹介会社や有料の求人サイトや広告を利用する場合には、費用が高額であり、コスト面でも経営に大きく影響があり、高額な費用を要して採用しても短期間で退職するなど経営に悪影響がある、また、103万円の扶養の範囲内での就労のニーズに対応が出来ないことによる採用活動への影響の要因もある。

また、大きな問題は、介護職自体に対する社会的地位の低さも関係しており、特に訪問介護は、「重労働」「汚い」などネガティブなイメージがついており、若い世代の採用が難しく、既存の職員の年齢の高齢化により、退職していく中で事業継続が困難が予想されてきている、以上のことからしても、訪問介護事業の人材の確保の課題としては、大きくは、介護報酬の引き上げ、給料(賃金・時給)等待遇面の改善、介護職の社会的地位の向上や評価、労働環境の整備等が急務である。

人材確保の課題の理由や現状(記述回答より)

1. 給与の低さと経営資金の不足

- ・給与が他業種と比べて低いため、応募者が集まらない。
- ・訪問介護事業所の経営が赤字のため、十分な給与の支給が難しく、非常勤のヘルパーを雇うための予算が足りない。
- ・介護報酬が低いため、給与の引き上げが困難。物価の高騰も影響し、給与水準が他業界と比較して魅力的でない。

2. 求人方法と求人サイトの高コスト

- ・求人広告にかかる費用が高額で、経営上難しいため、有料の求人サイトや人材紹介会社の利用が困難。
- ・ハローワークや求人サイトからの応募が少なく、広告費をかけても反応がない。
- ・人材紹介サービスの手数料が高いため、利用を避けざるを得ない。
- ・求人募集に対する応募が少なく、求人が効果的でない。

3. 人材の確保と人材紹介サービスの課題

- ・介護業界全体のイメージの低さや、訪問介護業務の負担が大きいため、求人が集まらない。
- ・紹介された人材が短期間で退職することが多く、紹介手数料を支払うリスクが高い。
- ・経験者の確保が難しく、新卒者も介護職を選ばない傾向が強い。
- ・地域外や都市部からの応募が少ないため、特に地方での人材確保が難しい。

4. 業務の負担と労働条件

- ・訪問介護の業務が体力的・精神的に大きな負担を伴うため、応募者が少ない。
- ・ヘルパー業務の一人訪問や家事などが抵抗感を持たれ、施設勤務に流れてしまう。
- ・地方での事業所のため、通勤が不便で、移動のための負担や安全面(冬季の道路状況など)も懸念されている。

5. シフト調整と扶養範囲での働き方

- ・扶養内での勤務者のシフト調整が難しく、特に扶養範囲内で働きたい方が多いため、シフトの柔軟性が求められる。
- ・103万円の壁(扶養範囲内での収入制限)が問題となっており、この制限がシフトに影響を与えている。

6. 高齢化と労働力の不足

- ・既存のヘルパーが高齢化しており、若い世代の応募がない。特に新卒者や若手人材が施設勤務を選ぶため、訪問介護に応募する人材が不足している。
- ・高齢のスタッフが多いため、長期的に見て事業の継続が不安視されている。

7. 介護職に対する社会的評価と職業の魅力

- ・介護職に対する社会的な評価が低く、「重労働」や「汚い」といったイメージが強いいため、職業としての魅力が伝わりにくい。
- ・若い人材にとって、給与が低いことが大きな障壁となり、やりがいを伝えようにも収入面での魅力が欠けている。

8. 人材確保のための政策・改善策

- ・国家や行政による介護報酬の見直しが求められており、介護職の労働環境や待遇を改善する必要があるとの声が多い。
- ・処遇改善手当を増額しても、他業種に流れてしまう現状があり、より具体的な改革が必要とされている。

9. 地域ごとの人材確保の困難

- ・地方の事業所では、都市部からの応募が少なく、地域内での人材確保に限界がある。
- ・特に農村部や交通の不便な地域では、人材の流入が少なく、求人への反応が低い。

10. 人材確保における事業の不安

- ・事業規模が小さく、経営体力が不足しているため、正社員の採用が難しく、非常勤スタッフでの運営が続く限界を感じている。
- ・将来的な事業の存続に対する不安があり、改善策が求められている。

(6)外国人介護人材の活用について【問41(7)】

外国人介護人材の活用について、「活用の予定はない」が303事業所(54.4%)と最も多く、次いで「わからない」が144事業所(25.9%)、「活用について検討中である」が75事業所(13.5%)となっている。

図表12-7 外国人介護人材の活用

(SA:事業所数)

事業所数	他サービスなどで既に活用している	活用する予定がある	活用について検討中である	活用の予定はない	わからない	無回答
557	27 4.8%	8 1.4%	75 13.5%	303 54.4%	144 25.9%	0 0.0%

(7)外国人人材の活用の課題【問41(8)】

外国人人材活用の課題として、外国人の出身国において大きく文化や生活の違いがあり、日本語の能力や言葉の壁も大きい。特に、訪問介護における外国人訪問介護員がご利用者から受け入れられるかが課題であり、訪問時においては、ご利用者と1対1での支援が中心であることから、言葉や文化の違い、コミュニケーション不足によるトラブル等も予想される。

外国人の採用には導入時の住居・生活支援等、継続してコストが発生することから規模の小さい事業所には負担が大きく、紹介や仲介、管理会社への手数料も高額である。運転免許、介護技術、緊急時やトラブル対応能力も課題となる。

特に事業所においても文化や生活習慣の違いが、職場内の教育や日々の業務にも影響がある。外国人訪問介護員への教育やサポートについては、専門の熟練した担当者を配置することが求められるが難しいのが現状である。外国人の採用にあたっては、多くのリスクも伴い、トラブル発生時の対応や利用者からの受け入れの理解が得にくいこともあり、特に北海道のような地域では確保が困難である。

これらの課題に対応するためには、国や行政による、日本語能力や言語の教育、日本や地域の文化の理解を深める教育・支援の整備が不可欠であり、併せて採用時のコストの負担軽減の施策も必要である。

外国人人材の活用の課題(記述回答より)

1. 言葉・コミュニケーションの壁

- ・言葉の壁が最大の課題で、特に地方や方言が強い地域では、外国人スタッフとの意思疎通が困難であると認識されている。
- ・日本語の習熟度や文化理解が不足している場合、利用者との信頼関係が築けないリスクがある。
- ・言葉や文化の違いからトラブルが発生する懸念や、高齢者の受け入れが難しいとの意見もある。

2. 文化・習慣の違い

- ・外国人ヘルパーが日本の生活習慣や家庭のしきたりを理解できるかに不安があり、特に調理支援や臨機応変な対応が求められる場面で問題が発生する可能性がある。
- ・高齢者との信頼関係を築くためには、日本の生活文化に適応する必要があるが、その理解に時間と労力がかかるという点も課題である。

3. 交通手段・車の運転

- ・訪問介護には自家用車の運転が必要だが、外国人ヘルパーが運転免許を持っていない場合、交通手段の確保が難しいとの指摘がある。
- ・地方では公共交通機関が不十分なため、外国人スタッフが訪問介護に従事するのは特に困難である。

4. 教育・研修体制の問題

- ・外国人スタッフの採用には、適切な教育や研修が必要だが、小規模事業所ではそれに十分なリソースを割くのが難しいという問題がある。
- ・言語の問題や文化の違いを理解するためには、スタッフへのサポートや教育に時間がかかり、コスト負担も大きいとされている。

5. 高コスト・費用負担

- ・外国人ヘルパーの採用には、紹介手数料や住宅確保、渡航費などの初期コストがかかるため、経営にとって大きな負担となる。
- ・継続的な人件費や管理費用、教育費用が事業運営において重荷となり、経済的な負担が採用を躊躇させる要因となっている。

6. 受け入れ側の不安

- ・外国人スタッフが高齢者宅で1対1での対応を行うことに対する不安がある。特に高齢者が外国人を受け入れられるか、また日本語の理解が十分でないトラブルが起きる可能性が高いとの懸念。
- ・不安やトラブルを避けるため、利用者が外国人スタッフを受け入れられるかどうかを確認することが必要。

7. 利用者との理解・受容

- ・訪問介護では、高齢者と直接1対1で対応するため、外国人スタッフの受け入れについて利用者側の理解が欠かせない。特に高齢者が外国人ヘルパーに対して抵抗を示す場合があり、その理解を得るのが困難な場合がある。
- ・地方の特性や地域の文化、価値観の違いにより、外国人スタッフを受け入れるためには周囲の理解と協力が必要である。

8. 在宅介護の難しさ

- ・訪問介護は施設と違い、利用者宅で1対1のサービスを提供するため、スタッフの負担が大きく、教育やコミュニケーションにおいて課題が多いとされている。
- ・利用者宅に行くための運転や、文化・習慣の違いを反映させた対応が求められる点が、外国人スタッフにとって難易度が高いとされている。

9. 外国人労働者に対する期待・懸念

- ・外国人スタッフの採用に対する期待もあるが、労働環境や文化・言語の違いから、長期的に活用することへの懸念も強い。
- ・言葉や文化の違いを乗り越えるための努力が必要だが、それにかかる時間やコストが事業者にとっては大きな負担である。

10. 地域的な人手不足

- ・特に地方では外国人スタッフの採用が難しく、地域の特性や需要に対して、外国人労働者を確保するのは難しいという現実が指摘されている。
- また、外国人労働者を受け入れるためには、それを支えるインフラやサポート体制が整っていない場合、採用のハードルが高いという課題もある。

第11. 利用者宅への移動コスト、移動距離・移動時間について
13. 利用者宅への移動コスト、移動距離・移動時間について

(1)訪問介護事業所の自動車について【問42】

訪問介護事業所の自動車について、「所有」が246事業所(44.2%)で「リース」が156事業所(28.0%)となっている。また、「所有」する事業所は、平均3.2台所有しており、1台あたりの購入額が約147万円で年間維持費が約29万円となっている。それに對し、「リース」契約の事業所は、平均2.8台リースしており、1台あたりのリース料が約34万円で年間維持費が約21万円となっている。

図表13-1 所有・リース契約の自動車の台数、1台あたりの購入額、年間リース料、年間維持費(修理費等)
(台:円)

	事業所数	台数		1台あたりの購入額	1台あたりの年間リース料	1台あたりの年間維持費	無回答
所有	246	778	(有効回答事業所数)	(171)		(195)	311
	44.2%			250,542,284		56,538,257	
	平均	3.2	平均金額	1,465,160		289,940	
リース	156	430	(有効回答事業所数)		(140)	(111)	401
	28.0%				47,132,870	23,026,661	
	平均	2.8	平均金額		336,663	207,447	

(2)職員が所有する自動車で行う訪問介護サービスを行う場合の職員に対する手当等支給状況について【問43】

職員が所有する自動車で行う訪問介護サービスを行う場合の職員に対する手当等支給について、「支給している」が350事業所(62.8%)で全体の6割を超えている。また、支給している事業所のうち、職員に支給している手当の月額について、「1万円以上3万円未満」が102事業所(29.1%)と最も多く、次いで「5千円以上1万円未満」が72事業所(20.6%)となっている。

図表13-2-① 職員が所有する自動車で行う訪問介護サービスを行う場合の手当支給状況
(SA:事業所数)

事業所数	支給している	支給していない	その他	無回答
557	350	72	135	0
	62.8%	12.9%	24.2%	0.0%

図表13-2-② 職員が所有する自動車で行う訪問介護サービスを行う場合の手当支給状況(地域別)
(SA:事業所数)

地区	事業所数	支給している	支給していない	その他	無回答
札幌	186	136	19	31	0
		73.1%	10.2%	16.7%	0.0%
旭川	14	5	4	5	0
		35.7%	28.6%	35.7%	0.0%
函館	26	24		2	0
		92.3%		7.7%	0.0%
石狩	29	20		9	0
		69.0%		31.0%	0.0%
渡島	17	10	3	4	0
		58.8%	17.6%	23.5%	0.0%
檜山	7	3		4	0
		42.9%		57.1%	0.0%
後志	22	15	5	2	0
		68.2%	22.7%	9.1%	0.0%
空知	39	23	6	10	0
		59.0%	15.4%	25.6%	0.0%
上川	28	9	9	10	0
		32.1%	32.1%	35.7%	0.0%
留萌	12	5	1	6	0
		41.7%	8.3%	50.0%	0.0%
宗谷	6	2	1	3	0
		33.3%	16.7%	50.0%	0.0%
網走	40	26	5	9	0
		65.0%	12.5%	22.5%	0.0%
胆振	38	19	6	13	0
		50.0%	15.8%	34.2%	0.0%
日高	16	8	3	5	0
		50.0%	18.8%	31.3%	0.0%
十勝	34	18	6	10	0
		52.9%	17.6%	29.4%	0.0%
釧路	37	24	3	10	0
		64.9%	8.1%	27.0%	0.0%
根室	6	3	1	2	0
		50.0%	16.7%	33.3%	0.0%
全体	557	350	72	135	0
		62.8%	12.9%	24.2%	0.0%

その他の内容
 申請したら支給
 自宅から会社までの距離にあわせて支給額を定めている
 現物支給
 移動費、コスト込みの報酬を支払って
 車検やガソリン代などを負担している
 社用車のみ使用 運転手当あり
 社用車使用(複数回答)
 総売上状況や自家用車の使用状況を考慮した上で基本給や各種手当で上乗せする形で支給
 旅費交通費として支給
 職員の自動車の利用をする機会がない
 サービスは社用車でやっている為支給はなし
 同一建物内のみ対応している。
 自家用車を使用させていない(複数回答)
 徒歩 車での移動はなし
 同一減算のため、移動なし
 住宅型なので外部の利用者がいない
 法人ガソリンカード使用
 訪問介護事業所が施設に併設されており主に施設利用者様のサービスを行うため車での移動を必要としない。
 外部訪問がない
 公用車が使用できない時だけ。
 自動車を使用して訪問介護サービスをおこなっている事例はない
 社員は1km12円 非常勤は回数手当1件290円
 自動車使用のサービスが無い
 自宅支援の対象者なし
 サ高住の入居者のみサービスを実施している為。
 自己所有車を使用する場合がない。
 1km25円
 支給する基準はあるが、原則使用しない。
 移動の多い人員に関しては法人ガソリンカードを利用させている
 当該事例はないが、規則上は支給可能。
 現在は公用車で対応、自車で対応する場合は1km30円支給
 実績なし(複数回答)
 マイカー使用はパート職のみで、1キロ20円(複数回答)
 1キロ30円の支給
 交通費として支給している
 同一建物内のため、運転業務なし
 同一施設内、または同一敷地内のみで行っている為、発生しない。

【(2)「支給している」と答えた方】

1)職員に支給している手当(ガソリン代等)の月額(平均)について【問44】

図表13-3 職員が所有する自動車で訪問介護サービスを行う場合の手当(ガソリン代等)支給状況

(SA:事業所数)

事業所数	2千円未満	2千円以上 5千円未満	5千円以上 1万円未満	1万円以上 3万円未満	3万円以上	その他	無回答
350	31 8.9%	39 11.1%	72 20.6%	102 29.1%	7 2.0%	9 2.6%	90 25.7%

その他の内容

1キロ、40円/1kmあたり20円/ 100円(回) / 1km35円x移動距離(アプリ測定)/1キロ30円 平均6000円
 常勤3000円/1件200円

(3)訪問介護サービスを提供する際の移動について

1)訪問介護事業所から利用者宅(あるいは訪問介護サービスを行う職員等の自宅から利用者宅)への最長の移動距離(片道)について【問45(1)】

訪問介護事業所から利用者宅(あるいは訪問介護サービスを行う職員等の自宅から利用者宅)への最長の移動距離(片道)について、「10～20km」が167事業所(30.0%)で最も多いが、「30km以上」とする事業所が全体で34件(6.1%)もある。
利用者宅への最長の移動時間(往復・平均)については、夏場は「30分未満」が181事業所(32.5%)、冬場は「30～60分」が166事業所(29.8%)が最も多いが、夏場と冬場を比較すると、冬場の方が移動時間が長い傾向にあり、雪などによる路面状況が移動時間の長さに影響を与えていると推察される。
また、利用者宅へ自動車で10km以上の移動(片道)が必要な訪問件数(令和6年8月分)は、「0件」が254事業所(45.6%)で最も多いが、「11～50件」が114事業所(20.5%)となっている。

図表13-4-① 事業所から利用者宅への最長の移動距離(片道)(令和6年8月末時点)

(SA:事業所数)

事業所数	10km未満	10～20km	20～30km	30～40km	40～50km	50～60km	60km以上	無回答
557	164 29.4%	167 30.0%	51 9.2%	22 3.9%	5 0.9%	3 0.5%	4 0.7%	141 25.3%

図表13-4-② 事業所から利用者宅への最長の移動距離(片道)(令和6年8月末時点)(地区別)

(SA:事業所数)

地区	事業所数	10km未満	10～20km	20～30km	30～40km	40～50km	50～60km	60km以上	無回答
札幌	186	62 33.3%	53 28.5%	8 4.3%			1 0.5%	2 1.1%	60 32.3%
旭川	14	5 35.7%	3 21.4%						6 42.9%
函館	26	3 11.5%	10 38.5%	2 7.7%	2 7.7%	1 3.8%			8 30.8%
石狩	29	12 41.4%	4 13.8%	4 13.8%					9 31.0%
渡島	17	4 23.5%	7 41.2%	2 11.8%	2 11.8%				2 11.8%
檜山	7		4 57.1%		3 42.9%				
後志	22	6 27.3%	10 45.5%	3 13.6%	1 4.5%				2 9.1%
空知	39	15 38.5%	10 25.6%	5 12.8%	1 2.6%	1 2.6%			7 17.9%
上川	28	9 32.1%	9 32.1%	2 7.1%	1 3.6%				7 25.0%
留萌	12	8 66.7%	2 16.7%		1 8.3%	1 8.3%			
宗谷	6	1 16.7%	2 33.3%	1 16.7%					2 33.3%
網走	40	9 22.5%	14 35.0%	7 17.5%	2 5.0%				8 20.0%
胆振	38	11 28.9%	12 31.6%	6 15.8%	1 2.6%				8 21.1%
日高	16	3 18.8%	3 18.8%	4 25.0%	2 12.5%		1 6.3%		3 18.8%
十勝	34	8 23.5%	7 20.6%	4 11.8%	4 11.8%	1 2.9%			10 29.4%
釧路	37	7 18.9%	15 40.5%	2 5.4%	2 5.4%			2 5.4%	9 24.3%
根室	6	1 16.7%	2 33.3%	1 16.7%		1 16.7%	1 16.7%		
全体	557	164 29.4%	167 30.0%	51 9.2%	22 3.9%	5 0.9%	3 0.5%	4 0.7%	141 25.3%

2)訪問介護事業所から利用者宅(あるいは訪問介護サービスを行う職員等の自宅から利用者宅)へ
自動車で移動する際の最長の移動時間(往復・平均)について【問45(2)】

図表13-5-① 事業所から利用者宅への最長の移動時間(往復・平均)

(SA:事業所数)

	事業所数	30分未満	30~60分	60~90分	90~120分	120~150分	150~180分	180分以上	無回答
夏場	557	181 32.5%	177 31.8%	40 7.2%	9 1.6%	3 0.5%	1 0.2%	0 0.0%	146 26.2%
冬場	557	124 22.3%	166 29.8%	81 14.5%	29 5.2%	6 1.1%	3 0.5%	1 0.2%	147 26.4%

図表13-5-② 事業所から利用者宅への最長の移動時間(往復・平均)(地区別)

(SA:事業所数)

地区	事業所数	30分未満	30~60分	60~90分	90~120分	120~150分	150~180分	180分以上	無回答
札幌	夏場	186 24.7%	46 30.1%	56 8.6%	16 2.7%	5 1.1%	2		61 32.8%
	冬場	186 16.7%	31 20.4%	38 20.4%	35 18.8%	16 8.6%	3 1.6%	1 0.5%	61 32.8%
旭川	夏場	14 50.0%	7 7.1%	1					6 42.9%
	冬場	14 35.7%	5 21.4%	3					6 42.9%
函館	夏場	26 26.9%	7 34.6%	9 7.7%	2 7.7%				8 30.8%
	冬場	26 11.5%	3 42.3%	11 7.7%	2 7.7%	2			8 30.8%
石狩	夏場	29 31.0%	9 31.0%	11 37.9%					9 31.0%
	冬場	29 27.6%	8 27.6%	8 27.6%	3 10.3%		1 3.4%		9 31.0%
渡島	夏場	17 35.3%	6 35.3%	6 17.6%	3				2 11.8%
	冬場	17 23.5%	4 41.2%	7 23.5%	4				2 11.8%
檜山	夏場	7 28.6%	2 57.1%	4 14.3%	1				
	冬場	7 28.6%	2 28.6%	2 28.6%	2 14.3%	1			
後志	夏場	22 40.9%	9 31.8%	7 9.1%	2 4.5%	1			3 13.6%
	冬場	22 13.6%	3 54.5%	12 9.1%	2 9.1%	2			3 13.6%
空知	夏場	39 33.3%	13 38.5%	15 7.7%	3				8 20.5%
	冬場	39 23.1%	9 35.9%	14 17.9%	7 2.6%	1			8 20.5%
上川	夏場	28 50.0%	14 21.4%	6 3.6%	1				7 25.0%
	冬場	28 42.9%	12 32.1%	9					7 25.0%
留萌	夏場	12 58.3%	7 16.7%	2 16.7%	2 8.3%	1			
	冬場	12 41.7%	5 25.0%	3 16.7%	2 16.7%	2			
宗谷	夏場	6 33.3%	2 33.3%	2 16.7%	1 16.7%				2 33.3%
	冬場	6 33.3%	2 33.3%	1 16.7%	1 16.7%				2 33.3%
網走	夏場	40 45.0%	18 27.5%	11 7.5%	3				8 20.0%
	冬場	40 35.0%	14 37.5%	15 7.5%	3				8 20.0%
胆振	夏場	38 28.9%	11 44.7%	17			1 2.6%		9 23.7%
	冬場	38 18.4%	7 36.8%	14 15.8%	6		1 2.6%		10 26.3%
日高	夏場	16 43.8%	7 31.3%	5 31.3%	1 25.0%				3 18.8%
	冬場	16 31.3%	5 31.3%	5 25.0%	4				2 12.5%
十勝	夏場	34 35.3%	12 20.6%	7 8.8%	3 2.9%	1			11 32.4%
	冬場	34 23.5%	8 32.4%	11 2.9%	1 8.8%	3 2.9%	1		10 29.4%
釧路	夏場	37 27.0%	10 37.8%	14 8.1%	3		1 2.7%		9 24.3%
	冬場	37 13.5%	5 27.0%	10 21.6%	8 5.4%	2		1 2.7%	11 29.7%
根室	夏場	6 16.7%	1 66.7%	4		1 16.7%			
	冬場	6 16.7%	1 50.0%	3 16.7%	1		1 16.7%		
全体	夏場	557 32.5%	181 31.8%	177 7.2%	40 1.6%	9 0.5%	3 0.2%	1 0.0%	146 26.2%
	冬場	557 22.3%	124 29.8%	166 14.5%	81 5.2%	29 1.1%	6 1.1%	3 0.5%	1 0.2%

3)訪問介護事業所から利用者宅(あるいは訪問介護サービスを行う職員等の自宅から利用者宅)へ
 自動車で10キロ以上の移動(片道)が必要な1か月間の延べ訪問件数(令和6年8月の1か月の実績)【問45(3)】

図表13-6-① 事業所から利用者宅へ自動車で10キロ以上の移動(片道)が必要な訪問件数(令和6年8月分)

事業所数	(SA:事業所数)							
	0件	1~5件	6~10件	11~50件	51~100件	101件以上	不明等	無回答
557	254 45.6%	85 15.3%	40 7.2%	114 20.5%	26 4.7%	31 5.6%	5 0.9%	2 0.4%

図表13-6-② 事業所から利用者宅へ自動車で10キロ以上の移動(片道)が必要な訪問件数(令和6年8月分)(地区別)

地区	事業所数	(SA:事業所数)							
		0件	0~5件	5~10件	10~50件	50~100件	100件以上	無回答	
札幌	186	102 54.8%	23 12.4%	14 7.5%	25 13.4%	8 4.3%	12 6.5%	2 1.1%	
旭川	14	11 78.6%	2 14.3%	1 7.1%					
函館	26	7 26.9%	3 11.5%	1 3.8%	8 30.8%	4 15.4%	3 11.5%		
石狩	29	20 69.0%		2 6.9%	3 10.3%	3 10.3%		1 3.4%	
渡島	17	3 17.6%	3 17.6%	2 11.8%	4 23.5%	3 17.6%	2 11.8%		
檜山	7			2 28.6%	1 14.3%	2 28.6%	2 28.6%		
後志	22	9 40.9%	6 27.3%	2 9.1%	5 22.7%				
空知	39	15 38.5%	6 15.4%	1 2.6%	11 28.2%	1 2.6%	5 12.8%		
上川	28	14 50.0%	6 21.4%	5 17.9%	3 10.7%				
留萌	12	7 58.3%	1 8.3%		3 25.0%		1 8.3%		
宗谷	6	2 33.3%		1 16.7%	2 33.3%			1 16.7%	
網走	40	14 35.0%	7 17.5%	1 2.5%	16 40.0%		2 5.0%		
胆振	38	16 42.1%	4 10.5%	2 5.3%	9 23.7%	1 2.6%	3 7.9%	3 7.9%	
日高	16	5 31.3%	1 6.3%	1 6.3%	5 31.3%	1 6.3%	3 18.8%		
十勝	34	14 41.2%	6 17.6%	1 2.9%	10 29.4%	1 2.9%	1 2.9%	1 2.9%	
釧路	37	14 37.8%	3 8.1%	2 5.4%	13 35.1%	3 8.1%	2 5.4%		
根室	6	1 16.7%	1 16.7%		3 50.0%		1 16.7%		
全体	557	254 45.6%	72 12.9%	38 6.8%	121 21.7%	27 4.8%	37 6.6%	8 1.4%	

4)冬期期間(積雪時)の利用者宅への移動について、問題・課題となっている点【問45(4)】

冬期間の訪問時の移動時のかだいとして、道路状況や駐車場の問題、職員の安全の確保が挙げられる。

大きな課題としては、自動車での移動時に積雪により利用者宅の周辺の除雪が不十分であり移動が困難になることである。その為に駐車スペースの確保が出来ない、通行できないなどの支障が頻発することもある。都市部以外の山間部では除雪が行き届かず、移動に時間がかかるなど支援が提供できない場合が増え、効率的な支援の提供やスケジュールの変更なども多く発生しする。駐車場の確保や除雪作業、道路状況によっては、予定通りの訪問が出来ずに代替え職員の手配が生じるが、事業所内で調整が困難になることもある。

また、職員の安全の確保にも大きな課題があり、悪天候や吹雪の中での視界不良やアイスバーンの道路状況での運転など事故のリスク、地域的に遠距離の利用者宅の訪問時の長時間の運転や危険な道の移動など、職員の不安やストレスの原因となる。リスクを減らす為の対策も各事業所に求められる。また、事業所では、ガソリン代等燃料費の増加、移動時間の増加も経済的な負担となっている。

冬期期間(積雪時)の利用者宅への移動についての問題・課題(記述回答より)

1. 駐車スペースの確保

- ・利用者宅前の積雪や除雪が行われていないことによって駐車スペースが確保できない場合が多い。
- ・代替の駐車スペースが遠く、または見つからないことがある。
- ・駐車スペースを確保するために時間を要し、ヘルパーが簡単な除雪作業を行う場合もあるが、これが時間外勤務となり、無給になる場合も。

2. 移動時間の増加と遅延

- ・降雪や積雪、悪天候によって道路が狭くなり、除雪が不十分なため、移動時間が増加。
- ・交通渋滞やアイスバーン、吹雪による視界不良が原因で、到着が遅れることが多い。
- ・予定時間通りに訪問できないため、利用者との調整が必要になる。

3. 悪天候による安全リスク

- ・吹雪や大雪、アイスバーンによる事故リスクが高まる。
- ・運転中の事故やスタック(車の動かない状態)などの危険があり、特にヘルパーが自己車両で移動する場合、事故の際の責任問題が発生する。
- ・雪や凍結路面での事故や視界不良、ホワイトアウトなどのリスク。

4. 利用者宅へのアクセス困難

- ・除雪が行われていない、または遅れていることにより、利用者宅へのアクセスが困難になることがある。
- ・狭い道や未除雪の道を通る場合、車が通行できないことがある。
- ・特に高齢者や独居の利用者宅では、自宅前の除雪ができないことが多いため、訪問が不可能になることもある。

5. 移動手段と費用の負担

- ・自動車の暖機運転やガソリン代の増加が経済的な負担となる。
- ・冬季の長距離移動や渋滞、道路状況の悪化に伴う費用負担の増加。
- ・高額な有料駐車場代やガソリン代、運転時間などの負担が増加。

6. 人手不足と職員の不安・ストレス

- ・冬季の移動が困難な地域や悪天候時に、ヘルパーが訪問すること自体が危険であるため、人手不足やストレスを感じる職員が増えている。
- ・大雪時には運転ができるスタッフが少なくなることもあり、訪問を受けられないことがある。
- ・訪問前に除雪作業が必要であるため、職員に負担がかかる。

7. サービス提供の制約と利用者調整

- ・道路状況や天候による遅延や訪問不可のため、サービス提供時間や日時の変更を利用者と調整する必要がある。
- ・駐車場の確保できない場合には、訪問自体をキャンセルせざるを得ないことがある。
- ・サービス提供をできない場合の調整(別の職員の手配など)や変更が煩雑になることがある。

8. 地域ごとの除雪状況と地域的な課題

- ・特に農業地域や過疎地域では、除雪が行われていない場合が多く、車両での訪問が困難となる。
- ・地域ごとの除雪状況にばらつきがあり、一部の地域では訪問自体が不可能となることもある。

第12. 事業所の今後の経営方針について
 14. 事業所の今後の経営方針について

○訪問介護事業所の今後の経営方針(予定)について

訪問介護事業所の今後の経営方針(予定)について、「現状維持」が403事業所(72.4%)と最も多く、次いで「事業縮小」が67事業所(12.0%)となっている。

(1)2024年度介護報酬改定における訪問介護事業の基本報酬引き下げに伴う事業所の今後の経営方針(予定)【問46】

図表14-1 今後の経営方針(予定)

(MA:事業所数)

事業所数	事業拡大	現状維持	事業縮小	休止	廃止	その他	無回答
557	39 7.0%	403 72.4%	67 12.0%	9 1.6%	18 3.2%	21 3.8%	0 0.0%

その他の内容

今年度含め今後の経営状況によっては廃止も検討
 わからない
 現状維持希望だが赤字が続くと維持できない
 収支がこれ以上悪化すれば廃止
 検討中(複数回答)
 統合等
 希望は現状維持したいが現時点では事業縮小も検討しなくてはいけない可能性がある
 自然の流れに任せる
 現状維持で行きたいが給料を高くてあげられない。
 現状維持したいが給料上げられない
 できれば現状維持の方向性ではある。
 経営状態による

(2)訪問介護事業所の今後の経営方針(予定)の理由【問47】

回答内容より、訪問介護事業所の経営における現状が非常に厳しいことが明らかとなった。特に、多くの事業所が直面している課題は、介護報酬の引き下げ、職員の人手不足、物価高騰、そして経営の赤字問題である。これらは、事業所が今後の運営を続けるために避けて通れない難題となっている。

まず、介護報酬の引き下げが多くの事業所に深刻な影響を与えている。業務の効率化と言われるが、報酬本体はサービス種別と訪問時間による算定構造のため、利用者一人一人の介護計画により決定される。介護計画はアセスメントとモニタリングによる根拠に基づくものである。単純な効率化にはなじまない。効率化できるのは事務負担の軽減であるが報酬に直結しない。加えて、車両経費、燃料費や消耗品費(事務負担軽減のためのICT導入も含む)などの経費が増加している。これ以上の報酬の減額が続く場合には、事業の縮小や廃止も現実味を帯びてきている状況である。

さらに、職員の人手不足は深刻な問題であり、新規利用者の受け入れが難しくなり、現状維持が精一杯の状態となっている。また、支え手となっている高齢ヘルパーの退職により事業の運営がさらに厳しくなっていく事業所が多いことがうかがえる。

また、地域によっては限られた事業所数で需要に応えるためには赤字でも事業を維持せざるを得ない社会的責任や、地域における唯一の事業所としての役割を果たす必要性が強調されている。しかし、経営状況が赤字である中で、この責任を全うし続けるのは非常に厳しい。加えて、物価高や最低賃金の引き上げなど、外部要因によっても経営が圧迫されている。そのため、今後の経営方針としては、現状維持が望ましいという意見が多い、中にはこれしか選択しようがないという声もある、まずは赤字の拡大を避け、事業の縮小や廃止を避けることが優先されている。ただし、現状維持すら難しく補助金や新たな加算、介護職員の処遇改善などの対策が講じられない場合、事業所の存続が困難になると多くが答えている。

事業所の属性、大小などに関わらず総じて、訪問介護事業所は経営の厳しさを感じており、特に報酬体系の改善、人員確保、経費削減を同時に進める必要があることが浮き彫りになっている。そのため、今後の介護業界の持続可能性には、報酬体系の見直しと、事業所が抱える多くの課題への現実的な対応が急務であると言える。

訪問介護事業所の今後の経営方針(予定)の理由(記述回答より)

1. 経営の困難と収益の減少

- ・介護報酬の引き下げや改定による収益の減少が主な要因。これにより事業運営が難しくなり、経営は赤字続き。
- ・最低賃金の上昇、物価高騰、移動コスト(ガソリン代など)の増加が経費を圧迫している。
- ・事業を継続するためには、利用者数の増加や新規事業の開拓が求められるが、介護報酬の減額や人材確保の難しさで拡大が難しい状況。

2. 人手不足と人材確保の難しさ

- ・介護職員の不足が深刻であり、特に訪問介護員の高齢化と離職が問題。
- ・新規職員の採用が難しく、現状維持も難しい。募集しても応募が少なく、人員確保が厳しい。
- ・特に、職員の処遇改善は行われているが、所得制限などの壁や低い給与水準が採用難に繋がっている。

3. 事業縮小・廃止の検討

- ・事業規模の縮小や廃止を検討する事業所が多く、特に報酬の引き下げ、経費増加、人材不足が影響している。
- ・事業規模の拡大が難しく、現状維持も限界が見えており、場合によっては廃止も視野に入れている。

4. 現状維持と質の維持の意向

- ・多くの事業所が、今のままでの維持を希望しており、現状維持を最優先している。しかし、赤字が続くと現状維持すら難しくなる懸念。
- ・利用者のニーズは高いものの、職員が足りず、サービスの質を維持するのも難しい。

5. 外部支援と補助金への依存

- ・一部の事業所は、行政からの補助金や支援を頼りに事業を維持している。しかし、補助金が不足している場合や支援がなくなると事業の継続が困難。
- ・行政との協力が必要とされるケースも多い。

6. 事業規模拡大の計画と困難

- ・新規利用者を獲得したいが、職員不足や人件費の問題で拡大できないという意見が多い。
- ・拡大したくても、必要な資金やリソースが不足しているため、積極的な事業展開は難しい。

7. 長期的な不安と不確実性

- ・介護報酬の引き下げや改定が続く中、将来的な見通しが不透明であり、多くの事業所はその不確実性に対して不安を抱えている。
- ・報酬の改善や増額がなければ、事業縮小や廃止を避けられないという見方が多い。

8. 地域資源としての役割と責任

- ・事業所が地域で唯一の訪問介護事業所である場合、事業の存続が求められ、社会資源としての役割を果たし続けたいという意識が強い。
- ・ただし、事業を維持するためには、報酬の改善や人材確保が必須である。

9. サービスの質と効率化

- ・サービスの質を保ちながら効率化を進める必要があり、ICT化や業務効率化が重要視されているが、経営が厳しいため、それに投資する余裕がないという現実もある。

10. 支援体制や加算取得の検討

- ・利用者数が減少している中で、加算取得を検討している事業所があり、何とかマイナス部分を補填しながら運営を続けたいという意図が見られる。

(3) 今後も訪問介護事業を継続していく上での課題(地域課題を含む)【問48】

訪問介護事業を継続するための最大の課題は、人材確保である。多くの事業所が直面している問題として、職員の高齢化に加え、若年層の介護スタッフの空洞化、採用困難が長期にわたり低迷していることがあげられる。訪問介護は個別対応であることから、敬遠されがちである。最低賃金の上昇や物価高騰に伴い、現状の介護報酬では賃金面でも人員確保が難しくなっており、特に小規模事業所では、その影響が顕著である。また過疎地域においては訪問介護事業所が一つしかなく、撤退もできない状況がある。一方、高齢者の減少により経営の困難さを訴える事業所もあった。

また、基本報酬が低く、加算ありきという報酬構造が、事業の継続性に対して危機感を与えており、法人の大小に関わらず赤字の状態で経営を続けることが難しいと感じている。特に過疎地域においては、移動時間や車両費用が高つくき、距離や季節の影響を受けることで、サービス提供が厳しくなっている。一方都市部においては駐車許可証の取得が非常に困難なため、駐車が経費を圧迫している状況も見られる。

これに対し、報酬の見直しが必要だとの声が多く、介護報酬の引き上げや加算要件の緩和、移動費用への補助などが求められている。しかし、これらの対策を進めるためには、行政の支援と共に、業界全体で協力し合う体制が必要である。特に、事業所間での協力体制や連携を強化することで、効果的に問題を解決できる仕組みの構築が急務である。

全体として、訪問介護事業は、制度的な課題、人材面、経済面など、多岐にわたる問題に直面しており、これらを解決するためには、抜本的な制度の見直しと共に、より現実的な支援策が急務であることが浮き彫りになっている。

今後も訪問介護事業を継続していく上での課題(地域課題を含む)(記述回答より)

1. 人材確保の課題

○人手不足

多くの事業所で、訪問介護員の確保が難しく、特に若い世代の採用が困難。高齢化した職員の対応が増えており、従業員の高齢化が事業運営の継続に影響を与えている。

○賃金の問題

最低賃金の上昇に対し、介護報酬が低く、賃金が現状維持では採用が難しい。報酬引き上げの必要性が強調されており、介護職に対する待遇改善が求められている。

○業務負担

少ないスタッフで業務をこなさなければならず、スタッフの負担が増えている。特に、現場で働くスタッフの責任の大きさから、若い世代が訪問介護を避ける傾向がある。

○地域のニーズ

過疎地域では、限られた資源での対応が難しく、遠距離移動のための費用や時間が負担になっている。これにより、新規利用者の受け入れも難しくなっている。

2. 介護報酬・経営に関する課題

○報酬の低さ

介護報酬が低く、事業の収益を確保するのが困難。特に、訪問介護の基本報酬が低いいため、事業を継続するためには加算や補助金に頼らざるを得ない状況。

○物価高騰

ガソリン代や施設維持費など、経費が高騰しており、これに伴う経営の厳しさが増している。移動費や車両費が負担となり、収支改善が難しくなっている。

冬季の問題：北海道などの寒冷地域では、積雪や吹雪による移動の難しさが加算対象外であり、冬季における経営が非常に困難。これに対する補助や支援が必要。

3. サービスの提供と質の維持

○訪問介護の専門性

訪問介護員には高い専門性が求められるが、成り手が少なく、既存のヘルパーの高齢化が進んでいる。スタッフの質を保つためには、より多くの若年層を確保する必要がある。

○利用者の減少

人口減少や高齢化が進んでいるため、利用者が減少しており、その分サービス提供が難しくなっている。特に、介護度が高くなると施設への入所が増え、在宅サービスの需要が減少している。

4. 行政および制度に関する課題

○地域ごとの差

過疎地域では、サービスの供給が難しく、移動距離や時間が長いいため、報酬の見直しや地域区分の再検討が求められている。また、地域間で事業所の協力体制が不足しているため、事業所間の連携強化が必要。

○介護保険制度の課題

介護保険制度内で対応できる範囲に限界があり、介護保険外サービスを提供するための仕組み作りが求められている。

5. 総合的な対応

○事業所の経営改善

人材確保のためには、待遇改善が不可欠であり、これにより訪問介護の職場環境の魅力を高めることが求められる。また、事業所間で協力し、業務を効率化するための戦略が必要。

○新規事業の展開

人口減少に伴い、サービス提供者として生き残るためには、新規事業の拡大や効率的な事業運営が求められている。

第13. 訪問介護事業の継続に向けた国等に期待する支援策について

15. 訪問介護事業の継続に向けた国等に期待する支援策について

(1) 国に期待する支援策【問49】

国に期待する支援策に対する記述を総合的に見ると、事業継続の難しさと介護職員の処遇改善に関する強い要望が浮き彫りになっている。特に、訪問介護事業は利用者数や利用頻度によって収入が変動し、そのため事業所の収益が安定せず、処遇改善加算額が変動するためベースアップによる賃金改善が難しいという現実と直面している。この点に関して、訪問介護の特殊性を考慮した手厚い報酬改定を求める声が多く聞かれる。

また、介護職員の処遇改善加算に関しても、要件が厳しすぎるとする意見が目立つ。小規模事業所にとっては、上位加算の要件を満たすことが困難であり、加算Ⅰ～Ⅳ迄の加算率の差が処遇改善額に直結してしまう点に対して、もっと柔軟な対応を求める意見が多い。基本報酬の引き下げの理由として訪問介護は赤字であるとされ、引き下げの代替策として処遇改善加算をアップしたが、令和6年の訪問介護事業所の倒産数が過去最多であったことはどう説明されるのか。国や自治体の支援策に対して、車両経費、移動時間、事務負担などに対する支援など実際の事業所運営に活かされるものを示してほしいという声もあり実効性のある支援策を求めている

さらに、報酬改定に関しても、訪問介護事業所の現状を理解し、過疎地域や小規模事業所に特有の課題を反映した制度設計が必要だという指摘がなされた。特に、サ高住の事業所と地域を回る事業所をひとくりにする報酬では、地域を回る小規模事業所の不公平感が強い。同一建物減算があっても地域を回る事業所ではそれを上回る車両経費、多くの移動時間のため非効率なシフト回しとなることなどから、この報酬差では納得ができていない。また、加算の簡素化、書類作成の負担軽減など、効率化も求められている。

高い業務負担に見合う賃金を得ることができるよう、基本報酬が全産業平均に見合った水準になることを望む意見が多い。他に事業運営を支える補助金制度や支援が不可欠である。人材育成に関しては訪問介護の魅力を子供の頃から感じられるような教育プログラムの強化(小・中学生からの福祉学習や高校生の介護資格取得支援)が教育現場で整備されることも求められている。

このように、訪問介護事業を支えるためには、介護報酬の引き上げや支援制度の見直し、地域や事業所規模に配慮した政策が必要であると強く感じられる。地域の実情や小規模事業所の厳しい状況を反映した支援策を講じることで、訪問介護事業の安定的な運営が可能となり、介護職員の処遇改善と事業継続が実現できると考えられる。

アンケートの結果どの事業所も苦境を訴えている、自由記述を通して大きく聞こえるのは、地域包括支援システムの大きな位置を占め、在宅生活の必須サービスである訪問介護事業を国はどう考えているのか、基本報酬の引き下げはあまりにひどい扱いではないかという怒りの声である。

国に期待する支援策(記述回答より)

1. 介護報酬の引き上げ・改善

・介護報酬単価の引き上げを強く求める意見が多く見られる。特に訪問介護事業所では、基本報酬の減額が影響していると指摘され、地域や事業所規模による格差を改善すべきとの声がある。

・過疎地や小規模事業所の支援が必要という意見が多く、利益率が低い事業所への報酬引き上げを求める声も目立つ。

2. 処遇改善加算とその要件

・処遇改善加算の要件緩和や加算の簡素化を求める意見が多く、小規模事業所における事務負担や給与格差を解消するための改善が求められている。加算要件が厳しすぎると、現場の実情に合わない指摘されている。

3. 利用者限度額・サービスの制限

・利用者限度額の増額が求められている。特に要介護5の方への支援では、現行の限度額では十分でないという意見が多数ある。

・在宅介護サービスの位置づけとして、訪問介護と施設向け訪問介護を別々に評価するべきという意見もある。

4. 事業所支援と事務負担軽減

・事務負担の軽減や、加算申請手続きの簡素化が求められている。特に小規模事業所においては、手続きが煩雑であり、負担が大きいという声が多い。

・事業所の経営支援として、ガソリン代や消耗品費用の補助などの支援が必要とされている。

5. 地域差の考慮

・地域ごとの支援が求められており、特に過疎地や寒冷地でのサービス提供の困難さが強調されている。地域によっては、移動時間や距離、天候などの影響で事業所の維持が難しくなっているため、地域特有の支援策を提案する声もある。

6. 介護職員の処遇改善

・介護職員の賃金改善やキャリアパスの整備が求められている。介護職員の処遇が改善されない限り、業界の人手不足は解消されないという意見が多く、特に訪問介護事業の難しさを理解した支援が必要とされている。

7. 社会的な支援・教育の強化

・介護職の魅力を高めるために、教育プログラムの強化(小学生からの福祉学習や介護資格取得支援)や福祉分野でのキャリアパスの整備が求められている。特に、介護福祉を早期に学ぶことが業界の将来に繋がるとされている。

8. 業界全体の未来に対する懸念

・介護業界の将来への不安が強く、業界が次々と倒産している現状や、これに対する国の理解を求める声が多い。特に訪問介護単独で経営する事業所に対する支援の不足を指摘する意見があり、業界全体の存続が危ぶまれているという懸念が表明されている。

(2)自治体(地方公共団体)等に期待する支援策【問49】

自治体に対してはわが市町村の現状に応じた支援策が求められている。国に対してと同じくほとんどの事業所が介護報酬の引き下げは、職員のモチベーションを大きく下げ、経営上の不利益をもたらしたと回答しており、その改善を求める声が圧倒的である。市町村独自の支援策や補助金を求め、わが地域の訪問介護の維持に向けての本気の財政的支援を強く求めている。

介護業界に対するイメージ改善を訴える声も多い、特に訪問介護のイメージが悪い現状に対して、地域ならではの積極的な広報活動や啓発活動を期待する声がある。訪問介護員の確保は大きな課題であり、介護職員の更なる待遇改善や資格取得支援が求められている。地域ごとの特性に応じた支援策として、総合事業の報酬アップ、過疎地域、豪雪地帯、移動距離の長い地域における事業運営への補助金の検討が求められている。車両維持費や移動にかかる経費への補助、公共施設との連携による駐車場確保といった具体的な支援策も提案されている。

加えて、事務負担の軽減が事業所にとっての重要な課題であり、指定、更新、加算申請などの手続きや記録の簡素化が求められており、自治体に対しては国よりもきめ細かな支援を求めている。事業者は日々の業務に追われ、特に小規模な事業所では事務員をおくことも出来ず、介護職員の負担が増大している。これに対して、行政からのサポートや助成金の充実が不可欠であるとの認識が広がっている。

総じて、自治体に対する期待は、地元行政の積極的な対応が求められている点である。自治体には、地域ごとの特色に即した柔軟な支援策を検討し、事業所が持続可能な運営を行えるような制度作りが期待されている。また、訪問介護職のイメージアップに向けた地域に密着した施策を講じることが、今後の訪問介護を支える重要な要素となると言える。

自治体(地方公共団体)等に期待する支援策(記述回答より)

1. 介護報酬の引き上げ

多くの事業所から、介護報酬の引き上げや維持を求める声が多く、特に訪問介護や地域におけるサービスの質を維持するために不可欠であるとされている。報酬が低いために事業運営が困難になっている事業所も多く、報酬引き上げや基準緩和を求めている。

2. 人材確保と処遇改善

介護職の人手不足は深刻で、多くの事業所が人材確保のために支援を求めている。特に訪問介護分野では職員不足が大きな問題であり、職員への給与水準の改善、処遇の向上、教育機関との連携強化が求められている。また、介護のイメージ向上に対する取り組みも強く期待されている。

3. 財政的支援と補助金

訪問介護や介護事業所の運営が困難な中、特に経費(ガソリン代、車両維持、消耗品など)の補助を求める意見が多くある。特に過疎地や豪雪地帯など、特別な支援が必要な地域での支援が求められている。

4. 事務負担の軽減

介護事業者は事務負担が多すぎると感じており、書類作成や申請手続きに対する負担軽減が求められている。特に、行政からの指導や報告書提出、加算取得の手続きについて、効率化や簡素化が必要とされている。

5. 介護職員の研修支援と資格取得支援

介護職員の養成に関して、地域での研修実施や資格取得の支援が求められている。特に、介護職の魅力伝えるための広報活動や実習の機会を増やすことが重要視されている。

6. 地域別支援策の強化

地域によって異なる課題(例:豪雪、過疎、高齢化率の上昇など)に対応するため、地域特有の支援策が必要とされている。例えば、雪害対策や交通費の支援、公共施設での協力、地方の小規模事業所への支援などである。

7. その他の支援策

- 新規雇用に対する支援金:雇用の際の経費支援や広報活動の支援が必要。
- 地域福祉の復興:複数事業所が連携して地域全体の福祉を支えるための支援。
- ボランティアやシニアの活用:地域住民やアクティブシニアの協力を得るための施策が求められている。

第2章 まとめ

I 令和6年度ホームヘルプサービス実態調査結果から

令和 6 年度 ホームヘルプサービス実態調査まとめ

令和 6 年度の介護報酬改定における基本報酬の改定率は、介護職員の処遇改善が評価されたことにより、全体でプラスの改定となったが、訪問介護においてはマイナス改定となった。

近年のガソリン価格の高騰をはじめとした物価の高騰、全産業の賃上げに伴い、訪問介護事業所の健全な経営維持や人材確保は一層難しくなっていることに加え、訪問介護職員の高齢化や若年世代の人員不足は特に顕著となっている。介護職員全体の労働環境を含めた処遇改善が喫緊の課題として重要視されるなか、今回の介護報酬改定結果より、訪問介護事業所はより一層、厳しい事業運営を強いられているといえる。

本調査の目的は、令和 6 年度の介護報酬改定の結果を踏まえ、訪問介護事業所の経営状況、課題等を把握し、国に対する次期介護保険制度改正及び報酬改定に向けた提言・要望などに必要な基礎資料とすることである。

調査の方法は、札幌、旭川、函館の 3 市と 14 振興局毎に無作為に抽出した訪問介護事業所 1735 箇所調査票を配布し、調査回答を回収した。有効回収数は 557 事業所、有効回収率は 32.1%であった。調査期間は令和 6 年 11 月から令和 6 年 12 月までの 1 ヶ月間である。

1. 事業所の基本情報について

(1) 事業所の組織形態、併設事業所、サービス内容・種類

訪問介護事業所を運営する組織の形態は、営利法人（会社）が 328 事業所、次いで社会福祉協議会が 92 事業所（16.5%）、社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）が 64 事業所（11.5%）となっている。半数以上を営利法人（会社）が占めている。

訪問介護事業所に併設している事業所は、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション（いずれも予防含む）が 200 事業所（35.9%）で最も多く、次いで、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護（いずれも予防を含む）が 120 事業所（21.5%）となっている。併設している事業所が無い単独事業所は 124 事業所（22.3%）と、訪問介護事業所を単独で実施する事業所が全体の約 2 割を占めている。

提供しているサービス内容として、最も多いのが、身体介護であり、548 事業所（98.4%）、次いで生活援助が 538 事業所（96.6%）、市町村（保険者）の総合事業における訪問サービスが 373 事業所（67.0%）となっており、身体介護と生活援助が殆どである。

全事業所のおおよそ 4 割強の事業所が、介護保険制度によるサービス提供以外に、自費サービス身体介護（43.6%）、自費サービス家事代行（41.8%）の自費サービスを提供している状況である。これ以外のサービス内容として、介護タクシーや福祉有償運送など、利用者の移動支援に関連するサービスを実施している事業所も多くみられた。

(2) 事業所の運営状況

訪問介護サービスにおける収支状況について、赤字とする事業所が最も多かった。令和5年8月時点では210事業所(37.7%)、令和6年8月時点では239事業所(42.9%)が赤字経営となっており、1年間で5.2%増加し、29事業所の経営状態が悪化している。

月間収支全体の状況をみると、令和5年8月時点と令和6年8月時点のどちらにも回答があった366事業所において、令和6年8月の収入全体は令和5年8月と比較して1.9%増額し、令和6年8月の支出全体は令和5年8月と比較して0.8%増額となっている。

項目別の月間収支の状況は、令和5年8月時点と令和6年8月時点の収支項目どちらも回答があった313事業所において、令和6年8月は令和5年8月と比較して、介護保険サービス介護給付費支払額及び介護予防・日常生活支援総合事業収入介護給付費支払額が0.7%の減額となった。この結果は、令和6年度の介護報酬改定により訪問介護の基本報酬がマイナス改定となった影響を受けているものと推察される。

また、「処遇改善加算額」が17.0%の増額となり、このことにより、常勤・非常勤の訪問介護員の人件費も3.2%増加していると見受けられる。他にも職員に支給しているサービス提供時の移動手当やガソリン代等も17.9%も増加しており、昨今の燃料価格の高騰が事業所の経営を圧迫していると捉えることができる。

(3) サービス提供状況、利用者状況

1) サービス提供状況

1事業所の訪問介護員の平均人数は、8.98人となっている。そのうち6.21人が非常勤であり、非常勤の比率が約7割となっており、訪問介護員1日当たりの平均サービス提供回数は6訪問、提供時間は5.6時間となっており、移動時間を考慮すると訪問介護員への負担が大きいことが推察される。

2) 賃金

訪問介護事業所の1ヵ月の実賃金について、令和5年8月と令和6年8月のどちらにも回答があった212事業所のうち、サービス提供責任者は、令和5年8月時点では20万円以上～25万円未満が97事業所(34.5%)と最も多かったが、令和6年8月時点では25万円以上～30万円未満が104事業所(37.0%)と最も多くなっている。また、訪問介護員では、令和5年8月、令和6年8月時点ともに20万円以上～25万円未満が最も多く、前者で68事業所(32.1%)、後者で76事業所(35.8%)となっている。令和5年と令和6年を比較すると、今回の介護報酬改定による処遇改善加算の増額により、高い賃金を支給する事業所が増えており、事業所の人件費負担が増加している。

非常勤訪問介護員の時給は、令和6年8月時点で1,000円以上～1,200円未満が302事業所(54.2%)と最も多く、次いで1,200円以上～1,400円未満が199事業所(35.7%)とな

っている。「2025年2月北海道の全産業平均時給1,129円」と比較し、それに近い時給を支払う事業者が増えているが、その結果、事業所における人件費負担が大きくなっている。

3) 訪問介護員の年齢

70歳代以上の訪問介護員の平均人数は1.4人であり、高齢化が伺える一方であるが、10歳から20歳の若い世代の入職者数は全入職者のおおよそ18%に留まっており、若い世代の業界参入率が非常に低くなっている。

4) 訪問回数・時間

要介護度別の利用者（令和6年8月の1か月間）について、実利用者ベースで総合事業30%、訪問介護70%の利用割合となっている。また、要支援の利用者への訪問回数は少ない傾向にあるが、長時間訪問となり、要介護の利用者への訪問回数は多いが、短時間訪問となる傾向がみられる。

5) 利用者の障害福祉サービス利用状況

全体として、障害福祉サービス利用者がいないという事業所が253事業所（45.4%）と最も多いが、1～15人（41.3%）、16～30人（9.2%）、31～60人（3.2%）、61人以上（0.9%）と全体の半数以上の事業所に障害福祉サービス利用者が存在している。

6) 事業所と同一敷地内または隣接する敷地内にある建物に住む利用者へのサービス提供の状況

提供している事業所は、令和5年8月時点で122事業所（21.9%）であったが、令和6年8月時点では167事業所（30.0%）となっている。サービスを提供している事業所のうち、減算対象となっているのは、令和5年8月時点で112事業所（91.8%）に対し令和6年8月時点では150事業所（89.8%）となっている。

提供する訪問介護サービスの月間収入は、令和5年8月と令和6年8月の収入のどちらも回答があった76事業所において、令和6年8月の収入は令和5年8月のそれと比較して6.3%増額となっている。

2. 介護職員処遇改善支援補助金の取得状況

取得したのが343（61.6%）事業所で、取得しなかったのが126（22.6%）事業所となっている。取得しなかった理由は、手続き・書類作成の負担が大きいというのが70（55.6%）事業所と最も多く、次いで介護職員等ベースアップ加算を取得していなかった事業所が49（38.9%）事業所、賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であることが38（30.2%）事業所となっている。補助金の額が少ないことに加えて、補助金の公表から賃金改善、申請期限までの時間的猶予が短いという理由もあげられた。

3. 処遇改善加算の取得状況

(1) 加算の取得状況

新加算の場合、「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）」を取得している事業所が 229（41.1%）と最も多かった。

旧加算（Ⅰ）から新加算（Ⅱ）以下に下げて取得している事業所は、「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）」を取得している 310 事業所のうち、122 事業所（39.4%）であり、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」を取得している 175 事業所のうち、8 事業所（4.6%）であった。

旧加算で（Ⅰ）を取得していたのにもかかわらず、新加算で（Ⅱ）以下に取得を下げた、下げなければならなかった理由として、加算要件を満たすことができないなどの加算要件の厳しさと、人員不足や時間的余裕のなさなどの加算申請に係る事務作業の負担が複数みられた。

(2) 加算取得による処遇改善状況

令和 5 年 8 月時点の賃金と令和 6 年 8 月時点の賃金を比較し、賃金改善が行われた場合の内容は、毎月決まって支払われる手当の引き上げを実施しているのが 208 事業所（41.0%）と最も多く、次いで賞与等（一時金含む）を支給しているのが 201 事業所（39.6%）、給与表（賃金表）を改定し、基本給を上げるのが 155 事業所（30.6%）となっている。

令和 6 年 8 月末時点で介護職員等処遇改善加算を取得していない理由としては、加算算定等に向けた書類作成の負担が 22 事業所（44.0%）と最も多く、次いで賃金改善の仕組みを設けるための事務作業の煩雑さが 19 事業所（38.0%）、利用者の負担増大が 16 事業所（32.0%）となっている。扶養範囲内で勤務している職員が多いため、賃金上がることでサービス提供が円滑にできなくなるという記述もみられた。

これらのことより、処遇改善加算取得に関わる課題として、申請書類や実績報告書の作成が極めて煩雑であり、毎年の内容変更が事業所にとって大きな負担となっていることが窺える。特に小規模事業所においては、事務職員の確保が難しく、書類作成業務が通常業務に支障をきたしているという実態が見て取れる。加算取得に必要な作業が事業所の業務効率の悪化と、職員のモチベーションの低下を招いているとも言える。事業所規模に関わらず、処遇改善加算の取得要件の緩和、事業所の事務負担の軽減がなされるような支援策が早急に取りまとめられるよう環境整備を求めてゆく必要がある。

4. 特定事業所加算の取得状況

令和 5 年 8 月時点で、特定事業所加算(Ⅱ)を取得しているのは 201 事業所(36.1%)と最も多く、次いで特定事業所加算の要件に該当していないのは 170 事業所(30.5%)となっている。令和 6 年 8 月時点においても特定事業所加算(Ⅱ)を取得しているのは 251 事業所(45.1%)であり、次いで特定事業所加算の要件に該当していないのは 198 事業所(35.5%)となってお

り、傾向に変化はない。

同加算が取得できない理由として、加算要件の厳しさを挙げたのが 113 事業所(47.5%)と最も多く、次いで加算算定等に向けた書類作成の負担の大きさをあげたのが 106 事業所(44.5%)、利用者負担が増すことをあげたのが 62 事業所(26.1%)であった。

加算要件が厳しいと回答した事業所のうち、その具体的な内容として 95 事業所(84.1%)から挙げられたのが体制要件で最も多く、次いで 64 事業所(56.6%)から挙げられた人材要件、58 事業所(51.3%)から挙げられた資格要件の順となっている。

特定事業所加算も、介護職員等処遇改善加算と同様、加算取得要件の緩和や申請方法の簡素化が求められる。加算取得要件の緩和、事業所の事務負担の軽減がなされるような支援策を講じることが必要である。

5. 認知症専門ケア加算の取得状況

認知症専門ケア加算の取得状況は、令和 5 年 8 月時点で認知症専門ケア加算の要件に該当していない事業所が 428(76.8%)、令和 6 年 8 月時点でも 536(96.2%)と最も多くなっている。

令和 6 年 8 月時点で、同加算を取得していない理由として最も多いのが加算要件の厳しさであり、281 事業所(50.8%)から挙げられた。次いで加算算定等に向けた書類作成の負担の大きさであり、198 事業所(35.8%)から挙げられた。加算される報酬の少なさは 103 事業所(18.6%)から挙げられた。その他の理由として、人員不足で研修に出すことが不可能、研修修了者の不在、介護職員自体のなり手がいないといったことも挙げられた。

同加算を取得する上での課題として挙げられたのは、資格取得の困難さ、申請手続きや書類作成など事務作業の煩雑さ、加算取得要件の複雑さなどであった。ただし、これらの負担を他職員に依頼すると、業務の負担増大と責任の重さから職員が離職するリスクがある。

加算を取得しようとする仕組みが職員を減らす原因になっては本末転倒であり、加えて、加算で得られる報酬が低いため、費用対効果を考えると、加算取得を避ける事業所も少なくないと思われる。

地域特性などにより認知症利用者の割合が低い場合は、加算要件の中で利用者割合を基準にすることが不公平であり、逆に算定対象を認知症の利用者に限定するのであれば、認知度の割合要件は不要であるという意見もある。小規模事業所の中では、大規模事業所に有利な加算制度であると感じているケースもみられる。

これらの問題を解決し、より多くの事業所が同加算を取得するためには、資格取得のハードルを下げること、研修の機会を提供するための地域ごとの支援の実施、事務作業の簡素化、報酬の見直しが必要である。また、事業所のマンパワーが極端に不足している状況も見受けられる。

6. 生活機能向上連携加算の取得状況

令和5年8月時点で、生活機能向上連携加算の要件に該当していない事業所数は406(72.9%)であり最も多い。次いで、生活機能向上連携加算の要件に該当するが、取得していない事業所数は25(4.5%)となっている。令和6年8月時点においても変化はないが、生活機能向上連携加算の要件に該当していない事業所数は520(93.4%)となり、令和5年8月時点から20.5ポイント増加している。

同加算を取得していない理由として、最も多かったものが業務負担の増加であり、222(40.4%)の事業所がその理由をあげている。次いで加算算定等に向けた書類作成の負担の大きさであり、216(39.3%)事業所、ケアプランに位置づけがないとしたのが193(35.2%)事業所であった。該当する利用者が少ないという理由も多くあげられた。

同加算を取得する上での課題として、加算要件が厳しいことに加え、書類作成や申請手続きといった事務作業が膨大であること、また、多くの事業所はマンパワー不足であり、新たな加算取得のために貴重な人的資源を割けないといった業務負担があげられた。さらに、加算取得にはリハビリ専門職との連携が不可欠であるが、地域によっては専門職不足により連携自体が困難となっており、このような地域格差と制度設計が都市部や大規模事業所にとって有利な加算となっているという不公平感を抱いている事業所も存在している。加えて、ケアマネジャーやその他関係者が加算の意義や仕組みの理解が不十分なために、本加算が実用性のないものになっているという現状もある。

このような厳しい状況下で膨大な手続きや関係者の理解を求める労力を費やしてまで取得するほど報酬が高くないことも本加算の取得をためらわせる原因にもなっており、一部の利用者については、加算の取得によって、区分支給限度額を超過してしまうという指摘もあった。

本加算は、創設から長期間が経過しているにも関わらず、取得が困難な状況が続いており、新たな加算制度の創設を求める声も聞かれている。制度の見直し、加算取得要件の緩和、現場の実情に即した地域差の出ない仕組みへの改善が必要である。

7. 口腔連携強化加算の取得状況

加算の取得状況は、口腔連携強化加算の要件に該当していない事業所が507(91.0%)事業所と最も多く、次いで加算要件に該当するが、取得していないが事業所が42(7.5%)事業所であった。

本加算が取得できない理由で最も多かったのが、業務負担の増加であり、227(41.3%)事業所からあげられた。次いで加算算定等に向けた書類作成の負担の大きさが205事業所(37.3%)、ケアプランに位置づけがないことが198事業所(36.1%)からあげられている。他の理由として多くあったのが、該当する利用者が少ないというものであった。

本加算を取得する上での課題として、報酬が少ない割に書類作成の負担が非常に大きい

為、費用対効果が良くないこと。特に事務職員が不足している事業所にとっては、書類作成などの事務的な負担が通常業務に大きく影響を与えていることが挙げられた。

他にも、地方や小規模事業所では、歯科医院との連携自体が難しく、特に歯科医院が少ない地域では、業務提携先が確保できない事業所が多数存在し、大規模事業所との公平性が担保されていないこと、連携を図るべきケアマネジャーが加算要件を把握しておらず、必要な情報を収集することができない事が多々あること、利用者に対して口腔ケアの効果を実感してもらうことが難しいこと、利用者やスタッフに理解が得られにくいなどの事柄も挙げられた。

これらの事柄が大きな障壁となり、加算取得に対するインセンティブが働かず、本加算が多く事業所で取得されていない結果となっていることが浮き彫りとなった。

従って、この状況を改善するには、制度の見直し、加算要件の緩和、報酬の増額、現場の負担軽減に関する取り組みを推進し、実効性、実用性のある制度にすることが必要である。

8. 中山間地域等における加算の算定状況について

算定していない事業所が最も多く、令和5年8月時点で346事業所(62.1%)、令和6年8月では344事業所(61.8%)となっている。また、加算の算定内容としては、令和5年8月、令和6年8月時点ともに「特別地域訪問介護加算」が全体のおおよそ15%であり、「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」にはおおよそ1%にとどまっている。

加算を算定できない理由としては、各加算において、算定要件を満たしていない事業所が最も多く、「特別地域訪問介護加算」で259事業所(75.3%)、「中山間地域等における小規模事業所加算」で240事業所(69.8%)、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」が235事業所(68.3%)となっている。

中山間地域等における加算を取得する上での課題としては、中山間地域等について、介護保険法と障害者総合支援法によって、同じ地域であっても加算の適用が異なることから、特別地域加算が同一地域であっても介護保険に適用されない場合、事業者は地域全体での公平な待遇を強く求めている。

また、特に移動距離が長い地域では交通手段に頼らざるを得ない状況に加えて、公共交通機関の減便などの昨今の社会情勢を鑑みると、特別地域加算の適用地域を拡大する必要がある。さらに、地方都市や過疎地域では利用できる公共交通機関が限られており、社用車で移動することが常態化している現状がある。こうした地域にも加算対象を拡大し、移動のためにかかる費用や時間を考慮する必要がある。

さらに、豪雪地帯における特別地域加算が不適用となっているが、豪雪や極端な気象条件は、サービス提供に多大な影響を及ぼし、移動の困難さや経費の増加が避けられない。これらの地域では、加算を適用しないことが不合理であるとの意見が多く、特に冬季の厳しい環境下でのサービス提供に対する十分な報酬が求められている。さらに、加算制度の運用にお

いては、算定要件の理解が難解であるという声も多く、事業者や経営者にとって大きな負担となっている。理解が容易であり、透明性のある仕組みの構築が求められている。

また、広大な地域においては、移動距離が長い。特に過疎化が進む地域では、支援依頼が遠距離から来るケースが増加している。北海道では、片道 30km 以上を移動することもあり、そのためにかかるコストや時間が事業者にとって多大な負担となっている。これらの地域において、移動にかかる費用や時間を加算として反映させることが、事業の持続可能性を支えるために不可欠である。

これらのことにより、制度の平易化、加算取得手続きの簡素化、特別地域加算をより広範囲に適用し、移動距離や悪天候などの地域的要因を加味することで、地域間の不公平感を解消することが求められる。地域特性を反映した柔軟な加算制度の運用と、事業者の負担を軽減する仕組みづくりが必須である。

9. 利用者・家族等からのハラスメントに関する対応状況

令和 5 年 8 月から令和 6 年 8 月までの期間に、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる利用者に対して、複数名のヘルパーによるサービス提供をしたケースがあった事業所は、30 事業所 (5.4%) であり件数は 45 件であった。また、事案の相談があったが、利用者・家族の同意が得られずに、サービス提供に至らなかった事業所は 2 事業所 (0.4%) であり、件数は 6 件となっている。

ハラスメントに該当するケースがある、若しくはあったとした事業所の「複数名のヘルパーによるサービス提供をしているケースの加算」の取得状況は、全体の 30 事業所のうち、取得要件に該当しない（しなかった）ケースのため、取得していない（しなかった）事業所が 11 事業所 (36.7%)、16 件が最も多く、次いで取得しているケースがある、若しくは取得していたケースがあった事業所は 10 事業所 (33.3%)、10 件であった。

また、複数名のヘルパーによるサービス提供をしたケースの内容は、全体の 30 事業所のうち、利用者の精神的暴力が 15 事業所 (50.0%) と最も多く、次いで利用者のセクシャルハラスメントが 14 事業所 (46.7%)、利用者の身体暴力が 10 事業所 (33.3%) となっている。

令和 5 年 8 月から令和 6 年 8 月までの期間に利用者・家族等からのハラスメントの把握状況については、ハラスメント自体発生していないと回答があったのは 381 事業所 (68.4%)、把握していると回答があったのは 68 事業所 (12.2%)、95 件であった。

ハラスメント発生時の事業所の対応状況としては、事業所として把握した際、ハラスメントの事実確認を行っているのが 400 事業所 (71.8%) と最も多く、次いで利用者・家族等と話し合いをし、今後の再発防止について検討しているのが 333 事業所 (59.8%)、ハラスメントの情報を関係機関と共有し、連携して対応を行っているのが 321 事業所 (57.6%) となっている。その他の回答として、被害を受けた職員の代わりに訪問できるヘルパーがいない、状況の改善がみられなければ利用契約の終了に至るなどがあり、訪問介護員の精神的な疲

弊のみならず、事業所の収益減少に至っていることが伺える。

これらのことより、訪問介護の現場において、利用者・家族からのハラスメント行為への対応は、非常に深刻な問題となっている。具体的な事例として、職員の監視、暴言や言いがかり、セクシャル・ハラスメント、不当な要求などが挙げられており、対応する職員はしばしば「我慢」を強いられる状況に置かれ、心身の疲弊、健康面及び業務に支障をきたすことが多い。しかし、行政やケアマネジャーからの協力が得られず、事業所単体での対応が求められる状況となっている。

また、ハラスメント行為に対して、事実確認や精神的フォローは行われてはいるものの、根本的な改善が難しく、特に利用者やその家族がハラスメントの認識を持っていない場合は、対応が遅れることも問題となっている。さらに、ケアマネジャーとの連携不足や、利用者との関係悪化を避けたいという考えから、対応が進まないこともある。

他にも、利用者と職員が近い関係であったり、認知症であるなど、地域の事情や利用者の状態によって、ハラスメント行為の対処がしにくくなることに加え、行政に相談しても対応が迅速でない、家族が遠方在住であり対応が困難など、行政や親族の支援も十分に得られないことも大きな課題である。このような支援体制の不十分さは、問題の解決を一層困難とし、職員の精神的・身体的な疲弊と事業所の孤立を招く要因となっている。

これらのことから、訪問介護の現場でハラスメントに適切に対処していくには、柔軟且つ実効性のある対応策が求められる。具体的には、職員がハラスメント行為を我慢せずに報告できる環境づくり、職員へのメンタル・ヘルスケアの実施体制整備、ハラスメント基準の明確化と対応マニュアルの作成などの環境整備、ケアマネジャーとの連携強化、地域の支援体制の構築が必須である。

利用者や家族に対しても、ハラスメントの適切な理解を深めてもらうための啓発活動や、行政の迅速かつ適切な対応などの役割、機能の強化も問題解決には必須な事柄である。

10. 事業所における人材確保の状況

(1) 訪問介護事業所の人材確保の状況

ハローワークの活用が 438 事業所 (78.6%) と最も多く、次いで職員による紹介が 420 事業所 (75.4%)、ホームページや SNS の利用が 206 事業所 (37.0%)、求人・就職サイトの利用が 204 事業所 (36.6%) となっている。他に、各町内会の回覧板の活用、知人からの紹介、まちの広報誌への掲載、広告、チラシの折り込みなどの手段を活用している事業所が多かった。

現在の利用者に必要な且つ十分な支援をする場合における訪問介護員等の確保状況については、不足しているとした事業所が 224 事業所 (40.2%) と最も多く、次いでやや不足しているとした事業所が 203 事業所 (36.4%) となっており、このことから全体の 76.6% の事業所が人員不足の状態となっていることが窺える。

不足する職種については、訪問介護員（非常勤）が 351 事業所（63.0%）と最も多く、次いで「訪問介護員（常勤）」が 222 事業所（39.9%）となっており、圧倒的に訪問介護員が不足している状況である。

また、新規利用者の受け入れや、サービスの拡大を前提とした場合における訪問介護員等の確保状況についても、不足しているとした事業所が 264 事業所（47.4%）と最も多く、次いで、やや不足しているとした事業所が 212 事業所（38.1%）となっている。不足する職種については、訪問介護員（非常勤）が 392 事業所（82.4%）と最も多く、次いで訪問介護員（常勤）とした事業所が 252 事業所（52.9%）となっている。現状のみならず、将来の見通しからも訪問介護員不足が著しい状況となっている。

訪問介護事業所の人材確保が困難な理由としては、募集しても応募がないとした事業所が 461 事業所（82.8%）と最も多く、次いで効果的な募集方法がないとした事業所が 189 事業所（33.9%）、求人サイトや人材紹介会社等に支払う資金がないとした事業所が 174 事業所（31.2%）となっている。その他の理由として、職場定着率の低さや扶養範囲内での勤務調整を要するため、といった理由がみられた。

人材紹介会社や有料求人サイト、新聞や広報誌への広告掲載を利用する場合は、手数料などの費用が高額であること、また、高額な費用を支払い、採用につながったとしても短期間で退職してしまうなど、費用対効果が良くなく事業所の経営面に与えている影響は大きい。加えて、103 万円の扶養の範囲内での勤務調整が求職者と事業所のニーズにマッチングしないという現状も人材確保の困難さに影響しているといえる。

(2) 外国人人材の活用

外国人介護人材の活用については、活用の予定がないとした事業所が 303 事業所（54.4%）と最も多く、次いで、わからないとした事業所が 144 事業所（25.9%）、活用について検討中である事業所が 75 事業所（13.5%）となっている。

外国人人材活用における課題としてあげられたのは、出身国における文化の違いや、言葉の壁である。特に訪問時は、利用者と 1 対 1 の個別支援が中心となることから、言語や文化の違いからコミュニケーションが困難となり、トラブルへの発展なども予想されている。利用者と信頼関係の構築、運転免許の取得や、介護技術、緊急時やトラブルへの対応能力の習得が課題である。

また、外国人人材を採用するにあたり、管理会社への高額な紹介手数料、住居の確保、渡航費などの初期費用に加え、教育費用や、熟練した担当者を配置することが困難な現状もある。特に規模の小さい事業所には負担が大きい。

これらの課題に対応するには、国や行政による、外国人人材への言語面とわが国や地域特有の文化の理解を深める教育を支援するための環境整備と採用時のコスト軽減施策も必要である。

訪問介護員の人材確保は非常に困難であり、各事業所が苦慮している。その要因として、

身体的・精神的な負担、訪問先への移動に係る時間もあげられるが、最も大きな要因は、賃金の低さである。他の業種と比較しても介護職の賃金の低さは顕著であり、このことが求人への応募の少なさや離職の要因となっている。無論、地域差はあるが、とりわけ令和6年の介護報酬改定による介護報酬の引き下げが人材確保に及ぼした影響は甚大である。訪問介護員の多くは、非常勤職員であるため、安定的な収入を確保できないなどの不安要素が大きいと、離職や業種変更に繋がるケースが増加することとなる。

最後に、人材確保が困難となっている原因として、介護職自体に対する一般認識の問題がある。訪問介護は、「低賃金」「重労働」「汚い」などネガティブなイメージで捉えられやすく、このことが若い世代の採用を困難とし、既存の職員の高齢化や離職という悪循環を招いていると推察される。

以上より、訪問介護事業の安定的な人材確保には、介護報酬の引き上げ、賃金・時給等の待遇面の改善、少子高齢社会における介護職の必要性和魅力の普及活動、労働環境の整備等が喫急の課題であるといえる。

1 1. 利用者宅への移動コスト、移動距離・移動時間について

1) 利用者宅への移動コスト

移動の主な手段は自動車となるが、自動車を所有している訪問介護事業所は 246 事業所 (44.2%) であり、リース契約をしている事業所は 156 事業所 (28.0%) であった。自動車を保有している事業所の平均所有台数は 3.2 台であり、1 台あたりの購入額が約 147 万円、年間維持費が約 29 万円となっている。一方でリース契約を結んでいる事業所の平均所有台数は 2.8 台であり、1 台あたりのリース料が約 34 万円、年間維持費が約 21 万円であった。

職員の自家用車で利用者宅へ移動する際の手当支給状況は、手当を支給している事業所は 350 事業所 (62.8%) であり、支給している事業所のうち、職員に支給している手当の月額額は 1 万円以上 3 万円未満が 102 事業所 (29.1%) と最も多く、次いで 5 千円以上 1 万円未満が 72 事業所 (20.6%) となっている。

全体の 6 割の事業所が自家用車を使用した場合は手当の支給が行われているが、おおよそ 1 割の事業所は手当が支給されておらず、何らかの形で費用捻出をしている状況となっている。他に、社用車のみでの使用、支給基準の設定、基本給への上乗せ支給、法人のガソリンカード使用など各事業所が種々の工夫をしている現状が窺えた。

2) 利用者宅への移動距離

事業所から利用者宅 (あるいは訪問介護サービスを行う職員等の自宅から利用者宅) への最長の片道移動距離については、10~20 km が 167 事業所 (30.0%) で最も多い。30 km 以上の長距離を移動している事業所も全体で 34 件 (6.1%) あることが明らかとなった。

3) 利用者宅への移動時間

利用者宅への最長の移動時間（往復・平均）については、夏場は30分未満が181事業所（32.5%）、冬場は30～60分が166事業所（29.8%）と最も多い。また、令和6年8月分の利用者宅へ自動車での移動（片道）が必要な訪問件数は、0件が254事業所（45.6%）で最も多いが、「11～50件」が114事業所（20.5%）となっている。

夏場と冬場を比較すると、夏場よりも冬場の移動時間が長くなる傾向が見受けられるが、降雪地域における荒天や、それに伴う路面状況が影響していると推察される。

4) 利用者宅への移動に関する課題

特に冬期間の利用者宅への移動に関する課題がある。具体的には、道路状況や駐車問題、職員の安全の確保、燃料価格の高騰である。

自動車での移動時に積雪によって利用者宅周辺の除雪が不十分であり、通行困難、駐車スペースの確保が困難などの状況が頻発することがある。特に都市部以外の山間部では除雪が行き届かず、移動に時間を要し、支援が提供できない場合にはスケジュールの変更を余儀なくされることもあるが、人員不足のため事業所内での調整が不可能な場合もある。

また、職員の安全の確保にも大きな課題があり、ホワイトアウトなどの視界不良やアイスバーンなど悪路面での運転、大雪時のスタックなど、事故やトラブルへのリスクが高まり、職員の不安やストレスの原因となっている。リスクを減らす為の対策も去ることながら、昨今の燃料価格の高騰によって、長時間の暖気運転も事業所の経済的負担を大きくしている。

12. 事業所の今後の経営方針について

(1) 事業所の今後の経営方針とその理由

訪問介護事業所の今後の経営方針（予定）については、現状維持が403事業所（72.4%）と最も多く、次いで事業縮小が67事業所（12.0%）となっている。

多くの事業所が直面している課題は、介護報酬の引き下げに伴う経営赤字、人材確保と物価高騰である。これらは、事業所が今後の運営を続けるために避けて通れない課題となっている。

・介護報酬の引き下げ

業務の効率化と言われるが、報酬の算定構造はサービス種別と訪問時間による算定となっており、その報酬はアセスメントとモニタリングを基に作成した利用者個別の介護計画により決定されるため、効率化にはなじまない。効率化できるのは事務負担の軽減であるが、報酬に直結しない構造になっている。加えて、車両経費、燃料費や事務負担軽減のためのICT導入などの経費が増加している。

本調査では、休止・廃止をあわせて 27 事業所（4.8%）となっているが、今年度含め、今後の経営状況によっては廃止も検討、現状維持希望だが赤字が続くと維持できない、収支がこれ以上悪化すれば廃止を検討するなどの回答があったように、これ以上の報酬の減額が続く場合には、事業の縮小や廃止に踏み切る事業所が増加することも現実味を帯びているといえる。

・人材確保

人材確保は、事業所経営において非常に深刻な問題となっている。職員が不足していることから新規利用者の受け入れが困難となり、現状維持が精一杯の状態となっている。また、ヘルパー自体の採用難に相まって、若年層のヘルパーの不足、支え手となっている高齢ヘルパーの退職により、小規模事業所を中心に、事業の運営がさらに厳しくなっていく事業所が顕著にみられる。また、地域によっては限られた事業所数で需要に応えるためには赤字でも事業を維持せざるを得ない社会的責任や、地域における唯一の事業所としての役割を果たす必要性から撤退しようにもできない状況がある。

経営状況が赤字である中で、この責任を全うし続けるのは非常に厳しいことに加え、最低賃金の引き上げ、消耗品費、車両経費など、様々な要因が事業所の経営を圧迫している。現状維持が望ましいという事業所の声が多い中、これしか選択しようがないという声もある。

まずは、赤字拡大を避け、事業の縮小や廃止を避けることが優先されるが、現状維持すら難しく、補助金や新たな加算、介護職員の処遇改善などの対策が講じられない場合、事業所の存続が困難になるという声が多く聞かれている。

事業所の属性、大小などに関わらず、訪問介護事業所は総じて経営の厳しさを感じており、特に報酬体系の改善、人員確保、経費削減、介護職の魅力発信など、同時進行で取り組む必要がある状況が浮き彫りになった。今後の訪問介護事業所の運営を安定して継続していくには、報酬体系の見直しと、事業所が抱える多くの課題への現実的かつ効果的な対策が急務となっている。

1 3. 訪問介護事業の継続に向けた国等に期待する支援策について

事業継続の難しさと介護職員の処遇改善に関する強い要望が浮き彫りとなった。特に、訪問介護事業は、利用者数、利用頻度、処遇改善加算額が変動するため収益が安定せず、ベースアップによる賃金改善が難しい現実直面している。このような訪問介護事業の特殊性を考慮した報酬改定を求める声が多く聞かれている。

また、介護職員の処遇改善加算に関しても、要件が厳しすぎるとする意見が目立った。とりわけ、小規模事業所にとっては、上位加算の要件を満たすことが困難であり、加算Ⅰ～Ⅳまでの加算率の差が処遇改善額に直結してしまう点に対して、より柔軟な対応を求める意見が多い。基本報酬の引き下げの理由として訪問介護は黒字であるとされ、引き下げの代替策として処遇改善加算が引き上げられたが、令和 6 年の訪問介護事業所の倒産数が過去最

多となっていることに加え、車両経費、移動時間、事務負担が事業所の運営を圧迫している現状から、実際の事業所運営に効果的なものとなっているとは到底言い難い状況である。

さらに、報酬改定に関しても、訪問介護事業所の現状を理解し、過疎地域や小規模事業所に特有の課題を反映した制度設計が必要という指摘がなされた。特に、サービス付き高齢者向け住宅と戸建を訪問する事業所をひとくくりにする報酬体系では、同一建物減算があっても地域を移動し、戸建を訪問する事業所は車両経費、移動時間がかさむため、効率性と公平性が担保できていない。

事業所の業務負担に見合った賃金を得るためには、基本報酬の水準が、全産業平均に見合ったものにならなければならない、事業運営を支える補助金制度の創設や支援の充実が不可欠である。人材育成に関しては、訪問介護の魅力が義務教育期に感じられるような、福祉教育などの教育プログラムの整備や強化が求められる。

このように、訪問介護事業の安定した事業運営を支えるためには、介護報酬の引き上げや支援制度の見直し、地域や事業所規模に配慮した支援策の整備が喫緊の課題である。地域の実情や小規模事業所の厳しい状況を反映した支援策を講じることで、訪問介護事業の安定的な運営に繋がり、介護職員の処遇改善と事業継続が実現できると考えられる。本調査の結果、現状では多くの事業所が苦境に陥っており、自由記述を通して多く聞こえてくるのは、地域包括ケアシステムの実現に向けて、在宅生活の要となるサービスである訪問介護の存在を軽視しているという怒りと落胆の声である。

考察

令和6年度の介護報酬改定により、訪問介護事業所の運営は、より窮地に立たされたことが本調査から浮き彫りとなった。

多くの訪問介護事業所が賃金の低さ、離職率の高さ、介護業界に対するネガティブな先入観から、深刻な人材不足に陥っている。訪問介護員の高齢化、若年世代の採用難に加え、外国人材の活用も高コストであり、文化の相違や言語面での課題から積極的活用が踏み切れない事業所が多く見られている。

また、訪問介護事業所の運営は各種加算取得ありきの構造となっているが、人材不足から、加算取得にかかる人的、時間的コストを割く余裕がないばかりか、加算額が加算取得に要するコストに見合わない状況となっている。このことから加算を取得しない、できない、下位の加算に下げて取得したという事業所も存在している。加えて、昨今の燃料価格の高騰による車両費や最低賃金の引き上げによる人件費の増大が事業所の経営を圧迫している現状がある。

業務面においては、降雪地域である北海道は長時間の運転や、冬季の悪天候下の運転は危険が伴い、訪問介護員の身体面、精神面で大きな負担となっている。多くはないが、利用者やその家族からのハラスメントより、人材が不足している中での複数のヘルパーによる対応を迫られる事業所もみられている。

本調査では、「赤字」と回答した事業所が最も多く、自事業所の経営を「現状維持」とする事業所がおおよそ 7 割という結果であったが、自由記述の内容から、現状を維持するのが「精一杯」ということであり、これ以上の報酬引き下げがなされた場合、事業の縮小、廃止を検討している事業所が存在することも明らかとなっている。この状況では、介護職員の処遇改善は望むべくもない。

合計特殊出生率が過去最低となり、少子高齢化が進行する現在、訪問介護事業所が果たす社会的役割は非常に大きいものとなっている。訪問介護事業所の安定した経営を持続させていくためには、加算取得手続きの簡素化や平易化は重要であるが、加算の梃入れ以前に介護報酬自体の引き上げを実施することが最優先であるといえよう。他にも事業所への現金給付、介護業界のイメージアップなど具体的かつ効果的な取り組みの推進が喫緊の課題である。本協議会として、これらのことを国に強く提言したい。

(北海道ホームヘルプサービス協議会 制度推進委員会 吉田 竜平)

資料編

令和6年度ホームヘルプサービス実態調査票

北海道ホームヘルプサービス協議会



北海道保健福祉部福祉部福祉局高齢者保健福祉課

【調査の趣旨】

訪問介護事業所の経営状況・課題等を把握し、国に対する次期介護保険制度改正及び報酬改定に向けた提言・要望などに必要な基礎資料とするため実施する調査です。
調査へのご理解・ご協力について、よろしく申し上げます。

【記入上の注意】

- ・令和6年度に指定となった事業所で、前年度以前の実績がない場合は、該当する項目のみご記入ください。
- ・各設問に対し、**該当する番号を選んで☑をつけるか、回答欄があるものについては必要事項をご記入**いただき、**令和6年12月3日(火)までに**、北海道電子自治体共同システム（電子申請システム）によりご回答くださいますようお願いいたします。
- ・ご回答いただきました結果につきましては、集計・分析し、報告書としてまとめますが、その際に事業所名や固有名詞などは、一切明らかにしないことをお約束します。

■事業所名	■事業所住所
	■開設年月（西暦） 年 月
■電話番号	■連絡担当者

1. 貴事業所の基本情報

問1 貴事業所を運営する法人の組織形態をお答えください。（該当するものを一つ選択）

- 1：地方公共団体
- 2：一部事務組合・広域連合
- 3：社会福祉協議会
- 4：社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）
- 5：医療法人
- 6：（公益・一般）社団・財団法人
- 7：農業協同組合及び連合会
- 8：消費生活協同組合及び連合会
- 9：営利法人（会社）
- 10：特定非営利活動法人（NPO）
- 11：企業組合
- 12：その他（ ）

問2 貴事業所に併設している事業所をお答えください。（該当するものをすべて選択）

- 1：訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション（いずれも予防を含む）
- 2：通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護（いずれも予防を含む）
- 3：夜間対応型訪問介護
- 4：小規模多機能型居宅介護（いずれも予防を含む）
- 5：定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 6：上記以外の介護保険事業
- 7：上記以外の介護保険外の事業
- 8：併設している事業所は無い

問3 貴事業所が提供しているサービスの内容・種類を教えてください。(該当するものをすべて選択)

<input type="checkbox"/> 1 : 身体介護 <input type="checkbox"/> 2 : 生活援助 <input type="checkbox"/> 3 : 通院等乗降介助 <input type="checkbox"/> 4 : 自費サービス契約（介護保険外）に基づく身体介護 <input type="checkbox"/> 5 : 自費サービス契約（介護保険外）に基づく家事代行 <input type="checkbox"/> 6 : 市町村（保険者）の総合事業における訪問サービス <input type="checkbox"/> 7 : 障害者総合支援法に基づく訪問系サービス <input type="checkbox"/> 8 : その他 ()
--

2. 貴事業所の運営状況

問4 貴事業所における令和5年8月および令和6年8月の訪問介護サービスの収支状況についてお答えください。(該当するものを一つ選択)

令和5年8月	<input type="checkbox"/> 1 : 黒字	<input type="checkbox"/> 2 : 収支均衡	<input type="checkbox"/> 3 : 赤字	<input type="checkbox"/> 4 : わからない
令和6年8月	<input type="checkbox"/> 1 : 黒字	<input type="checkbox"/> 2 : 収支均衡	<input type="checkbox"/> 3 : 赤字	<input type="checkbox"/> 4 : わからない

問5 貴事業所における令和5年8月および令和6年8月の月間収支についてお答えください。
※千円以下四捨五入

項目		令和5年8月	令和6年8月
① 収入全体		千円	千円
収入のうち	② 介護保険サービス介護給付費支払額（処遇改善加算額除く）	千円	千円
	③ 介護予防・日常生活支援総合事業収入介護給付費支払額（処遇改善加算額除く）	千円	千円
	④ 保険外利用料収入	千円	千円
	⑤ 障害福祉サービス収入介護給付費支払額（処遇改善加算額除く）	千円	千円
	⑥ 処遇改善加算額 （※②介護保険サービス介護給付費支払額（処遇改善加算額除く）、③介護予防・日常生活支援総合事業収入（処遇改善加算額除く）、⑤障害福祉サービス収入介護給付費支払額（処遇改善加算額除く）の加算を合算した額）	千円	千円
⑦ 支出全体		千円	千円
支出のうち	⑧ 常勤・非常勤の訪問介護員の人件費（税・保険料控除前の実質金の合計）（⑨の手当等を除く）	千円	千円
	⑨ 職員に支給しているサービス提供の際の移動手当やガソリン代等	千円	千円
	⑩ 事業所が所有する自動車に係る経費（購入費・リース料・維持費等）	千円	千円

3. 貴事業所のサービス提供状況・利用者状況

問6 貴事業所の職員数（派遣職員は含めない）（令和6年8月末時点）をお答えください。

該当者がいない部分については、「0人」とご回答ください。

<令和6年8月末時点>

職員等	職員の実数			常勤換算数 (小数第1位まで)
	常勤専従	常勤兼務	非常勤	
①サービス提供責任者 (訪問介護員、 管理者兼務含む)	人	人	人	
②訪問介護員 (管理者・ サービス提供責任者 以外)	人	人	人	
③その他の職員	人	人	人	

※事業所が定める1週間の勤務時間（規程労働時間）の全てを勤務している場合は「常勤」、勤務時間の全てを勤務していない場合は「非常勤」としてください。

※常勤換算は、令和6年8月の実績に基づき算出してください。

常勤換算数＝全従業員の1週間の総勤務時間数÷常勤従業員が1週間で勤務すべき時間数

問7 貴事業所における令和5年8月および令和6年8月の訪問介護員の賃金についてお答えください。

(1) 常勤訪問介護員一人当たりの人件費（税・保険料控除前の実賃金の合計）について、およその金額をお答えください。

※処遇改善加算取得に伴う増額分含む。（一時金の場合は、1か月平均に算出して実賃金に加算）

※日給、時給の場合は、1ヶ月分として算出し、各雇用形態に賃金額の異なる訪問介護員が複数人所属する場合はその平均値を記入。

雇用形態	常勤	
	令和5年8月（月額）	令和6年8月（月額）
①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	円	円
②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以外)	円	円

(2) 非常勤訪問介護員の時給についてお答えください。（複数回答可）

※処遇改善加算取得に伴う増額分を含む。（一時金の場合は、1か月平均に算出して実賃金に加算）

※日給、月給の場合は、1時間分として算出し、時給額の異なる訪問介護員が複数人所属の場合は、該当するものをすべて選択。

令和5年8月	<input type="checkbox"/> 1 : 960円以上～1,000円未満 <input type="checkbox"/> 2 : 1,000円以上～1,200円未満 <input type="checkbox"/> 3 : 1,200円以上～1,400円未満 <input type="checkbox"/> 4 : 1,400円以上 <input type="checkbox"/> 5 : その他 () <input type="checkbox"/> 6 : 該当者なし
令和6年8月	<input type="checkbox"/> 1 : 960円以上～1,000円未満 <input type="checkbox"/> 2 : 1,000円以上～1,200円未満 <input type="checkbox"/> 3 : 1,200円以上～1,400円未満 <input type="checkbox"/> 4 : 1,400円以上 <input type="checkbox"/> 5 : その他 () <input type="checkbox"/> 6 : 該当者なし

問8 貴事業所の訪問介護員（非常勤職員含む。ただし、派遣職員は含めない）の人数（令和6年8月末時点）を、年代別にご記入ください。

<令和6年8月末時点>

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
人	人	人	人	人	人	人

問9 貴事業所の訪問介護員（非常勤職員含む。ただし、派遣職員は含めない）における入職者、離職者、復職者数（令和5年9月1日～令和6年8月末時点）を、年代別にお答えください。

<令和5年9月1日～令和6年8月末時点>

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
入職者数	人	人	人	人	人	人	人
離職者数	人	人	人	人	人	人	人
復職者数※	人	人	人	人	人	人	人

※上記復職者には、他事業所及びホームヘルパー以外の異業種からのホームヘルパーへの復職者を含めてください。

問10 貴事業所における訪問介護サービスの利用者人数及び訪問回数を要介護度別にお答えください。該当者がいない部分については、「0人（0回・0時間）」とご回答ください。

<令和6年8月の1か月の実績>

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
実利用者数	人	人	人	人	人	人	人
延べ訪問回数	回	回	回	回	回	回	回
延べ訪問時間	時間						

問11 貴事業所における令和6年8月の障害福祉サービスの実利用者数を教えてください。該当者がいない場合は、「0人」とご回答ください。

<令和6年8月の1か月の実績>

障害福祉サービスの利用者数	人
---------------	---

問12 貴事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者へのサービス提供についてお伺いします。

※「同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物」とは、サービス提供をおこなっている事業所と構造上もしくは外見上一体的な建築物や同一敷地内もしくは隣接する敷地にある建築物で、効率的なサービス提供が可能であり、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅、それ以外の集合住宅（マンション、アパート等）を指します。（戸建住宅は含みません。）

(1) 貴事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者への令和5年8月および令和6年8月のサービス提供について、該当するものを選んでください。

	令和5年8月	令和6年8月
1：提供している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
→「1：提供している」場合	1) 減算対象である	<input type="checkbox"/>
	2) 減算対象ではない	<input type="checkbox"/>
2：提供していない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【(1) 「1：提供している」と選択した方】

(2) 貴事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者に提供する令和5年8月および令和6年8月の訪問サービスの月間の収入についてお答えください。※千円以下四捨五入

	令和5年8月	令和6年8月
同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者へのサービス提供に係る訪問介護事業収入	千円	千円

4. 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の取得状況

問 13 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の取得状況について、該当するものを選んでください。(どちらかを一つ選択)

1：取得した
 2：取得しなかった

【問 13 で「2：取得しなかった」と答えた方】

問14 取得しなかった理由について、該当するものを選んでください(複数回答可)

1：申請の手続きや報告書等の書類作成の負担が大きい
 2：賃金改善の仕組みをどのように定めたらよいかわからないため
 3：賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑なため
 4：事業所間もしくは職種間の賃金バランスがとれなくなることが懸念されるため
 5：令和6年2月からの賃金改善に間に合わなかったため
 6：介護職員等ベースアップ加算を取得していなかったため
 7：その他

)

5. 処遇改善加算の取得状況

問15 貴事業所の処遇改善加算の取得状況（令和6年5月末時点および令和6年8月末時点）について、該当するものを選んでください。

(1) 【旧3加算】

① 介護職員処遇改善加算		令和6年5月末
1：介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	<input type="checkbox"/>	
2：介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	<input type="checkbox"/>	
3：介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	<input type="checkbox"/>	
4：介護職員処遇改善加算（Ⅰ～Ⅲのいずれか）の要件に該当していたが、取得していない	<input type="checkbox"/>	
5：介護職員処遇改善加算の要件に該当していない	<input type="checkbox"/>	
② 介護職員等特定処遇改善加算		令和6年5月末
1：介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	<input type="checkbox"/>	
2：介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	<input type="checkbox"/>	
3：介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ・Ⅱのいずれか）の要件に該当していたが、取得していない	<input type="checkbox"/>	
4：介護職員等特定処遇改善加算の要件に該当していない	<input type="checkbox"/>	
③ 介護職員等ベースアップ等支援加算		令和6年5月末
1：介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している	<input type="checkbox"/>	
2：介護職員等ベースアップ等支援加算の要件に該当していたが、取得していない	<input type="checkbox"/>	
3：介護職員等ベースアップ等支援加算の要件に該当していない	<input type="checkbox"/>	

どちらかに☑
(問16)

(2) 【新加算】

介護職員等処遇改善加算		令和6年8月末
1：介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	<input type="checkbox"/>	
2：介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	<input type="checkbox"/>	
3：介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	<input type="checkbox"/>	
4：介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	<input type="checkbox"/>	
5：介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)～(14)※経過措置区分	<input type="checkbox"/>	
6：介護職員等処遇改善加算（Ⅰ～Ⅴのいずれか）の要件に該当しているが、取得していない	<input type="checkbox"/>	
7：介護職員等処遇改善加算の要件に該当していない	<input type="checkbox"/>	

どれかに☑
(問16)

【問15(1) 【旧3加算】で「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」及び「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」の両方あるいはどちらかを選択した方のうち、【新加算】で「介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）～（Ⅴ）」のいずれかを選択、あるいは「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ～Ⅴのいずれか）の要件に該当しているが、取得していない」を選択した方

（※【旧3加算】及び【新加算】のそれぞれにおいて、問15の色掛け欄（水色）に☑をされている方）

問16 旧加算で（Ⅰ）を取得していたにもかかわらず、新加算で（Ⅱ）以下に取得を下げた、あるいは（Ⅰ）以下の要件に該当しているが取得していない理由についてご記入ください。（自由記述）

【令和6年8月末時点で介護職員等処遇改善加算を取得している場合】

問17 令和6年8月の賃金について、令和5年8月の賃金と比較し、賃金改善が行われた内容について、該当するものを選んでください。（複数回答可）

<input type="checkbox"/> 1：給与表（賃金表）を改定し、基本給を上げることで対応 <input type="checkbox"/> 2：定期昇給を実施 <input type="checkbox"/> 3：毎月決まって支払われる手当の引き上げ <input type="checkbox"/> 4：毎月決まって支払われる手当の新設 <input type="checkbox"/> 5：賞与等（一時金含む）による支給 <input type="checkbox"/> 6：その他	}
--	---

【令和6年8月末時点で介護職員等処遇改善加算を取得していない場合】

問18 貴事業所において、処遇改善加算を取得する上での課題、あるいは加算が取得できない理由について、該当するものを選んでください（複数回答可）

<input type="checkbox"/> 1：加算要件が厳しい <input type="checkbox"/> 2：利用者負担が増す <input type="checkbox"/> 3：利用者離れがおき、収入減となる恐れがある <input type="checkbox"/> 4：加算算定等に向けた書類作成の負担が大きい <input type="checkbox"/> 5：賃金改善の仕組みをどのように定めたらよいかわからない <input type="checkbox"/> 6：賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑 <input type="checkbox"/> 7：事業所間もしくは職種間の賃金バランスがとれなくなる <input type="checkbox"/> 8：その他	}
--	---

問19 貴事業所が加算を取得する上での課題や要件緩和等についてのご意見がありましたらご記入ください。（自由記述）

6. 特定事業所加算の取得状況

問20 貴事業所の特定事業所加算の取得状況（令和5年8月末時点および令和6年8月末時点）について、該当するものを選んでください。

特定事業所加算	令和5年 8月末	令和6年 8月末
1：特定事業所加算（Ⅰ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2：特定事業所加算（Ⅱ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3：特定事業所加算（Ⅲ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4：特定事業所加算（Ⅳ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5：特定事業所加算（Ⅴ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6：特定事業所加算（Ⅰ～Ⅴのいずれか） の要件に該当していた（いる）が、取得していない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7：特定事業所加算の要件に該当していない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【令和6年8月末時点で特定事業所加算を取得していない場合】

問21 貴事業所において、特定事業所加算を取得する上での課題、あるいは加算が取得できない理由について、該当するもの全て選んでください。（複数回答可）

- 1：加算要件が厳しい
- 2：利用者負担が増す
- 3：利用者離れがおき、収入減となる恐れがある
- 4：加算算定等に向けた書類作成の負担が大きい
- 5：その他

【問21で、「1：加算要件が厳しい」と答えた方】

問22 該当する加算要件を全て選んでください。（複数回答可）

- 1：体制要件
- 2：資格要件
- 3：人材要件
- 4：重度要介護者等対応要件

問23 貴事業所が加算を取得する上での課題や要件緩和等についてのご意見がありましたらご記入ください。（自由記述）

7. 認知症専門ケア加算の取得状況

問24 貴事業所の認知症専門ケア加算の取得状況（令和5年8月末時点および令和6年8月末時点）について、該当するものを選んでください。

認知症専門ケア加算	令和5年 8月末	令和6年 8月末
1：認知症専門ケア加算Ⅰを取得している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2：認知症専門ケア加算Ⅱを取得している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3：認知症専門ケア加算（ⅠかⅡ）の要件に該当していた（いる）が、取得していない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4：認知症専門ケア加算の要件に該当していない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【令和6年8月末時点で認知症専門ケア加算を取得していない場合】

問25 貴事業所において、認知症専門ケア加算を取得する上での課題、あるいは加算が取得できない理由について、該当するもの全て選んでください。（複数回答可）

- 1：加算要件が厳しい
- 2：加算される報酬が少ない
- 3：利用者負担が増す
- 4：利用者離れがおき、収入減となる恐れがある
- 5：加算算定等に向けた書類作成の負担が大きい
- 6：その他

問26 貴事業所が加算を取得する上での課題や要件緩和等についてのご意見がありましたらご記入ください。（自由記述）

8. 生活機能向上連携加算の取得状況

問27 貴事業所の生活機能向上連携加算の取得状況（令和5年8月末時点および令和6年8月末時点）について、該当するものを選んでください。

生活機能向上連携加算	令和5年8月末	令和6年8月末
1：取得している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2：生活機能向上連携加算の要件に該当していたが、取得していない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3：生活機能向上連携加算の要件に該当していない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【令和6年8月末時点で生活機能向上連携加算を取得していない場合】

問28 貴事業所において、生活機能向上連携加算を取得する上での課題、あるいは加算が取得できない理由について、該当するもの全てを選んでください。（複数回答可）

<input type="checkbox"/> 1：ケアプランに位置づけがない <input type="checkbox"/> 2：連携できる事業所がない <input type="checkbox"/> 3：業務負担が多くなる <input type="checkbox"/> 4：加算される報酬が少ない <input type="checkbox"/> 5：利用者負担が増す <input type="checkbox"/> 6：利用者離れがおき、収入減となる恐れがある <input type="checkbox"/> 7：加算算定等に向けた書類作成の負担が大きい <input type="checkbox"/> 8：その他（ ）

問29 貴事業所が加算を取得する上での課題や要件緩和等についてのご意見がありましたらご記入ください。（自由記述）

--

9. 口腔連携強化加算の取得状況 【2024年度新設加算】

問30 貴事業所の口腔連携強化加算の取得状況（令和6年8月末時点）について、該当するものを選んでください。

口腔連携強化加算	令和6年8月末
1：取得している	<input type="checkbox"/>
2：口腔連携強化加算の要件に該当しているが、取得していない	<input type="checkbox"/>
3：口腔連携強化加算の要件に該当していない	<input type="checkbox"/>

【令和6年8月末時点で口腔連携強化加算を取得していない場合】

問31 貴事業所において、口腔連携強化加算を取得する上での課題、あるいは加算が取得できない理由について、該当するもの全てを選んでください。（複数回答可）

<input type="checkbox"/> 1：ケアプランに位置づけがない <input type="checkbox"/> 2：連携できる歯科医療機関がない <input type="checkbox"/> 3：業務負担が多くなる <input type="checkbox"/> 4：加算される報酬が少ない <input type="checkbox"/> 5：利用者負担が増す <input type="checkbox"/> 6：利用者離れがおき、収入減となる恐れがある <input type="checkbox"/> 7：加算算定等に向けた書類作成の負担が大きい <input type="checkbox"/> 8：その他（ ）
--

問35 貴事業所が加算を取得する上での課題や要件緩和等についてのご意見がありましたらご記入ください。（自由記述）

11. 利用者・家族等からのハラスメント対応状況

問 36 貴事業所における、複数名のヘルパーによる場合の加算取得状況についてお伺いします。

(1) 貴事業所において、特定の状況にある利用者（暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合）に対し、複数名のヘルパーによるサービス提供をしたケースについて、該当するものを選んでください。また、該当するケースがある場合には、これまでの対応数をご記入ください。

暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
(令和5年8月～令和6年8月までのケース)

<input type="checkbox"/> 1 : 該当するケースがある・ケースがあった	(件数 <input type="text"/> 件) ※同一利用者は1件としてください。
<input type="checkbox"/> 2 : 事案の相談があったが、利用者・家族の同意が得られず、サービス提供に至らなかった	(件数 <input type="text"/> 件) ※同一利用者は1件としてください。
<input type="checkbox"/> 3 : 該当ケースは無い	

<複数名のヘルパーによる場合の加算の算定要件>

○同時に2人の訪問介護員等が、1人の利用者に対してサービスを提供していることについて

利用者またはその家族等から同意を得ている場合であって、以下のいずれかに該当していること

・利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合

・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

・その他、利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合

(厚生労働省告示二十三号より引用)

【(1)「1：該当するケースがある・ケースがあった」と答えた方】

(2) 複数名のヘルパーによるサービス提供をしているケースの加算取得状況について、該当するものを選んでください。

<input type="checkbox"/> 1 : 取得しているケースがある・取得していたケースがあった	(件数 <input type="text"/> 件) ※同一利用者は1件としてください。
<input type="checkbox"/> 2 : 取得要件に該当するケースだが(だったが)、利用者・家族の同意が得られず、取得していない(しなかった)	(件数 <input type="text"/> 件) ※同一利用者は1件としてください。
<input type="checkbox"/> 3 : 取得要件に該当しない(しなかった)ケースのため、取得していない(しなかった)	(件数 <input type="text"/> 件) ※同一利用者は1件としてください。

【(1)「1：該当するケースがある・ケースがあった」と答えた方】

(3) 複数名のヘルパーによるサービス提供をしているケースについて、該当するものを選んでください。(複数回答可)

1 : 利用者の身体的暴力(力を使った暴力により身体的な危害を加える行為。叩く、殴る、蹴るなど)

2 : 利用者の精神的暴力(言葉・態度・行動により精神的なダメージを与える行為。大声でどなる、高圧的な態度、理不尽な要求など)

3 : 利用者のセクシャルハラスメント(性的発言、好意的態度の要求、接触など性的ないやがらせをしたり不快な気持ちにさせたりする行為。身体を触る、抱きしめる、性的な話をするなど)

4 : その他 ()

問 37 貴事業所における、利用者・家族等からのハラスメントの発生状況について把握していますか。
また、把握しているケースがある場合には、これまでの件数をご記入ください。
(令和5年8月～令和6年8月までのケース)

<input type="checkbox"/> 1 : 把握している	(件数 <input style="width: 50px;" type="text"/> 件) ※同一利用者は1件としてください。
<input type="checkbox"/> 2 : 把握できていない	
<input type="checkbox"/> 3 : ハラスメント自体、発生していない	

問 38 利用者・家族等からのハラスメントの発生時における貴事業所の対応について教えてください。
(複数回答可)

<input type="checkbox"/> 1 : 事業所として把握した際、ハラスメントの事実確認を行う <input type="checkbox"/> 2 : ハラスメントの情報を関係機関と共有し、連携して対応を行う <input type="checkbox"/> 3 : 複数名のヘルパーで当該利用者のサービス提供を行う体制をとる <input type="checkbox"/> 4 : 被害を受けた職員は当該利用者のサービス提供に関わらないように調整する <input type="checkbox"/> 5 : 利用者・家族等と話し合いをし、今後の再発防止について検討する <input type="checkbox"/> 6 : 別の事業所を紹介する <input type="checkbox"/> 7 : 特にしていない <input type="checkbox"/> 8 : その他 (<input style="width: 100px;" type="text"/>))
--	---

問 39 貴事業所における利用者・家族等のハラスメント対応の課題についてご記入ください。
(自由記述)

1 2. 貴事業所における人材確保の状況

問 40 貴事業所が訪問介護員等を採用する際に活用している方法について選んでください。(複数回答可)

<input type="checkbox"/> 1 : 職員による紹介	<input type="checkbox"/> 7 : 大学、専門学校、高校との連携
<input type="checkbox"/> 2 : ハローワークの活用	<input type="checkbox"/> 8 : 求人・就職サイトの利用
<input type="checkbox"/> 3 : ホームページ・SNS	<input type="checkbox"/> 9 : 人材紹介会社・人材派遣会社の利用
<input type="checkbox"/> 4 : 自法人による就職説明会の開催	<input type="checkbox"/> 10 : 福祉人材センター・福祉人材バンクの利用
<input type="checkbox"/> 5 : 他法人や他事業所と連携した就職フェア	<input type="checkbox"/> 11 : その他 (<input style="width: 100px;" type="text"/>)
<input type="checkbox"/> 6 : 自治体と連携した就職フェア	

問 41 貴事業所の人材確保の状況について、該当するものを選んでください。

(1) 現在の利用者に、必要十分な対応する場合における訪問介護員等の確保について、該当するものを選んでください。(該当するものを一つ選択)

<input type="checkbox"/> 1 : 不足	<input type="checkbox"/> 2 : やや不足	<input type="checkbox"/> 3 : 充足	<input type="checkbox"/> 4 : やや過剰	<input type="checkbox"/> 5 : 過剰
---------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------

【(1)で、「1:不足」「2:やや不足」と答えた方】

(2) 不足する職種について、該当するものを選んでください。(該当するものをすべて選択)

<input type="checkbox"/> 1 : サービス提供責任者 <input type="checkbox"/> 2 : 訪問介護員 (常勤ヘルパー) <input type="checkbox"/> 3 : 訪問介護員 (非常勤ヘルパー) <input type="checkbox"/> 4 : その他 (<input style="width: 100px;" type="text"/>)	
--	--

(3) 新規利用者の受け入れやサービスの拡大を前提とした場合における訪問介護員等の確保の状況について、該当するものを選んでください。(該当するものを一つ選択)

1 : 不足 2 : やや不足 3 : 充足 4 : やや過剰 5 : 過剰

【(3)で、「1:不足」「2:やや不足」と答えた方に伺います】

(4) 不足する職種について、該当するものを選んでください。(該当するものをすべて選択)

1 : サービス提供責任者
 2 : 訪問介護員 (常勤ヘルパー)
 3 : 訪問介護員 (非常勤ヘルパー)
 4 : その他 ()

(5) 貴事業所の人材確保の課題について、該当するものを選んでください。(複数回答可)

1 : 募集しても応募がない
 2 : 効果的な募集方法がない
 3 : 求人サイトや人材紹介会社等に支払う資金がない
 4 : 最低賃金の引き上げに伴う時給の見直し
 5 : 配偶者の扶養の範囲内での稼働調整
 6 : その他 ()

(6) (5) の理由や現状について可能な範囲で具体的にご記入ください。(自由記述)

(7) 訪問介護における外国人人材の活用について、これまで在留資格の制限や介護福祉士の資格取得等の要件がありましたが、今後は技能実習や特定技能の在留資格などをもつ外国人でも、条件を満たせば訪問介護に従事できるようにすることについて国で検討されています。要件が緩和された場合の、貴事業所における外国人介護人材の活用について、該当するものを選んでください。

(該当するものを一つ選択)

1 : 他サービスなどで既に活用している
 2 : 活用する予定がある
 3 : 活用について検討中である
 4 : 活用の予定はない
 5 : わからない

(8) 貴事業所における外国人人材の活用の課題についてご記入ください。(自由記述)

13. 貴事業所における利用者宅への移動コスト、移動距離・移動時間

問42 貴事業所が所有あるいはリース契約をしている自動車の台数、1台あたりの購入額、年間リース料、年間維持費(修理費等)について概数をご記入ください。

【自動車】

所有形態	台数	1台あたりの購入費	1台あたりの年間リース料	1台あたりの年間維持費
所有	台	円/台		円/台
リース	台		円/台	円/台

14. その他

問 46 2024 年度介護報酬改定の訪問介護事業の報酬改定引き下げに伴う貴事業所の今後の経営方針（予定）についての考えをお聞かせください。（該当するものを一つ選択）

<input type="checkbox"/> 1：事業拡大 <input type="checkbox"/> 2：現状維持 <input type="checkbox"/> 3：事業縮小 <input type="checkbox"/> 4：休止 <input type="checkbox"/> 5：廃止 <input type="checkbox"/> 6：その他	（	）
---	---	---

問 47 問 46 の理由についてご記入ください。（自由記述）

--

問 48 貴事業所が今後も訪問介護事業を継続していく上での課題（地域課題を含む）について、主な事項をご記入ください。（自由記述）

--

問 49 貴事業所の継続に向けて、国や自治体等に期待する支援策がありましたらご記入ください。（自由記述）

国に期待する支援策	
自治体（地方公共団体）等に期待する支援策	

アンケートは以上です。ご多忙の中、本調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

クロス集計表

図表1-2-① 訪問介護事業所に併設している事業所(組織形態別)

(MA:事業所数)

組織形態	事業所数	訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション(いずれも予防含む)	通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護(いずれも予防を含む)	夜間対応型訪問介護	小規模多機能型居宅介護(いずれも予防を含む)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	左記以外の介護保険事業	左記以外の介護保険外の事業	併設している事業所は無い	無回答
地方公共団体	5		2 40.0%				1 20.0%	1 20.0%	2 40.0%	
社会福祉協議会	92	21 22.8%	19 20.7%	2 2.2%			48 52.2%	20 21.7%	19 20.7%	
社会福祉法人(社協を除く)	64	19 29.7%	35 54.7%	1 1.6%	7 10.9%	10 15.6%	36 56.3%	23 35.9%	4 6.3%	
医療法人	27	14 51.9%	17 63.0%		2 7.4%	3 11.1%	11 40.7%	9 33.3%	1 3.7%	
営利法人(会社)	311	123 39.5%	39 12.5%	2 0.6%	3 1.0%	6 1.9%	69 22.2%	64 20.6%	81 26.0%	
特定非営利活動法人(NPO)	27	12 44.4%	4 14.8%				4 14.8%	9 33.3%	8 29.6%	
社団・財団法人、組合等	31	11 35.5%	4 12.9%	1 3.2%	2 6.5%	1 3.2%	8 25.8%	4 12.9%	9 29.0%	
全体	557	200 35.9%	120 21.5%	6 1.1%	14 2.5%	20 3.6%	177 31.8%	130 23.3%	124 22.3%	

図表1-2-② 訪問介護事業所に併設している事業所(地区別)

(MA:事業所数)

地区	事業所数	訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション(いずれも予防含む)	通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護(いずれも予防を含む)	夜間対応型訪問介護	小規模多機能型居宅介護(いずれも予防を含む)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	左記以外の介護保険事業	左記以外の介護保険外の事業	併設している事業所は無い	無回答
札幌	186	70 37.6%	27 14.5%	2 1.1%	6 3.2%	11 5.9%	53 28.5%	40 21.5%	44 23.7%	
旭川	14	4 28.6%	1 7.1%				2 14.3%	4 28.6%	6 42.9%	
函館	26	5 19.2%	4 15.4%			1 3.8%	11 42.3%	5 19.2%	9 34.6%	
石狩	29	12 41.4%	13 44.8%	2 6.9%	1 3.4%	4 13.8%	6 20.7%	8 27.6%	2 6.9%	
渡島	17	7 41.2%	5 29.4%				6 35.3%	3 17.6%	3 17.6%	
檜山	7	2 28.6%	1 14.3%				4 57.1%	4 57.1%	2 28.6%	
後志	22	7 31.8%	7 31.8%				4 18.2%	5 22.7%	6 27.3%	
空知	40	11 27.5%	13 32.5%		1 2.5%	1 2.5%	14 35.0%	11 27.5%	8 20.0%	
上川	26	6 23.1%	5 19.2%				7 26.9%	6 23.1%	9 34.6%	
留萌	11	3 27.3%	2 18.2%		1 9.1%	1 9.1%	5 45.5%	4 36.4%	3 27.3%	
宗谷	7	3 42.9%	3 42.9%				2 28.6%			
網走	32	13 40.6%	11 34.4%		1 3.1%	1 3.1%	13 40.6%	5 15.6%	5 15.6%	
胆振	38	15 39.5%	7 18.4%				14 36.8%	10 26.3%	7 18.4%	
日高	16	5 31.3%	3 18.8%		1 6.3%		6 37.5%	4 25.0%	4 25.0%	
十勝	43	20 46.5%	13 30.2%	1 2.3%	3 7.0%		14 32.6%	11 25.6%	5 11.6%	
釧路	37	14 37.8%	2 5.4%	1 2.7%		1 2.7%	11 29.7%	9 24.3%	11 29.7%	
根室	6	3 50.0%	3 50.0%				5 83.3%	1 16.7%		
全体	557	200 35.9%	120 21.5%	6 1.1%	14 2.5%	20 3.6%	177 31.8%	130 23.3%	124 22.3%	

図表1-3-① 訪問介護事業所が提供しているサービス内容・種類(組織形態別)

(MA:事業所数)

組織形態	事業所数	身体介護	生活援助	通院等乗降介助	自費サービス契約(介護保険外)に基づく身体介護	自費サービス契約(介護保険外)に基づく家事代行	市町村(保険者)の総合事業における訪問サービス	障害者総合支援法に基づく訪問系サービス	その他	無回答
地方公共団体	5	5 100.0%	5 100.0%	2 40.0%	1 20.0%	1 20.0%	3 60.0%	3 60.0%		
社会福祉協議会	92	91 98.9%	91 98.9%	28 30.4%	22 23.9%	23 25.0%	79 85.9%	72 78.3%	9 9.8%	
社会福祉法人(社協を除く)	64	64 100.0%	63 98.4%	20 31.3%	31 48.4%	28 43.8%	53 82.8%	31 48.4%	4 6.3%	
医療法人	27	26 96.3%	27 100.0%	7 25.9%	15 55.6%	13 48.1%	19 70.4%	9 33.3%		
営利法人(会社)	311	304 97.7%	296 95.2%	79 25.4%	142 45.7%	137 44.1%	186 59.8%	134 43.1%	10 3.2%	
特定非営利活動法人(NPO)	27	27 100.0%	26 96.3%	12 44.4%	15 55.6%	15 55.6%	18 66.7%	16 59.3%	3 11.1%	
社団・財団法人、組合等	31	31 100.0%	30 96.8%	10 32.3%	17 54.8%	16 51.6%	15 48.4%	13 41.9%	2 6.5%	
全体	557	548 98.4%	538 96.6%	158 28.4%	243 43.6%	233 41.8%	373 67.0%	278 49.9%	28 5.0%	

図表1-3-② 訪問介護事業所が提供しているサービス内容・種類(地区別)

(MA:事業所数)

地区	事業所数	身体介護	生活援助	通院等乗降介助	自費サービス契約(介護保険外)に基づく身体介護	自費サービス契約(介護保険外)に基づく家事代行	市町村(保険者)の総合事業における訪問サービス	障害者総合支援法に基づく訪問系サービス	その他	無回答
札幌	186	183 98.4%	181 97.3%	41 22.0%	112 60.2%	111 59.7%	120 64.5%	109 58.6%	4 2.2%	
旭川	14	14 100.0%	13 92.9%		5 35.7%	4 28.6%	6 42.9%	1 7.1%	1 7.1%	
函館	26	26 100.0%	26 100.0%	4 15.4%	13 50.0%	13 50.0%	19 73.1%	9 34.6%		
石狩	29	27 93.1%	28 96.6%	6 20.7%	11 37.9%	11 37.9%	22 75.9%	8 27.6%	3 10.3%	
渡島	17	16 94.1%	16 94.1%	7 41.2%	7 41.2%	6 35.3%	12 70.6%	10 58.8%		
檜山	7	7 100.0%	7 100.0%	6 85.7%	2 28.6%	1 14.3%	6 85.7%	7 100.0%	3 42.9%	
後志	22	22 100.0%	22 100.0%	12 54.5%	7 31.8%	6 27.3%	15 68.2%	12 54.5%	1 4.5%	
空知	40	40 100.0%	40 100.0%	4 10.0%	22 55.0%	20 50.0%	32 80.0%	20 50.0%	3 7.5%	
上川	26	25 96.2%	25 96.2%	6 23.1%	6 23.1%	6 23.1%	17 65.4%	14 53.8%		
留萌	11	11 100.0%	11 100.0%	5 45.5%	5 45.5%	3 27.3%	7 63.6%	2 18.2%	1 9.1%	
宗谷	7	7 100.0%	7 100.0%	2 28.6%	1 14.3%	1 14.3%	5 71.4%	7 100.0%	1 14.3%	
網走	32	31 96.9%	27 84.4%	12 37.5%	7 21.9%	6 18.8%	19 59.4%	15 46.9%	3 9.4%	
胆振	38	38 100.0%	37 97.4%	17 44.7%	14 36.8%	13 34.2%	23 60.5%	20 52.6%	3 7.9%	
日高	16	16 100.0%	16 100.0%	5 31.3%	2 12.5%	2 12.5%	11 68.8%	6 37.5%		
十勝	43	43 100.0%	42 97.7%	16 37.2%	14 32.6%	12 27.9%	33 76.7%	24 55.8%	3 7.0%	
釧路	37	36 97.3%	34 91.9%	13 35.1%	13 35.1%	16 43.2%	21 56.8%	11 29.7%	1 2.7%	
根室	6	6 100.0%	6 100.0%	2 33.3%	2 33.3%	2 33.3%	5 83.3%	3 50.0%	1 16.7%	
全体	557	548 98.4%	538 96.6%	158 28.4%	243 43.6%	233 41.8%	373 67.0%	278 49.9%	28 5.0%	

2. 事業所の運営状況について

図表2-1-① 令和5年8月と令和6年8月の収支状況(組織形態別)

(SA事業所数)

組織形態	事業所数	黒字	収支均衡	赤字	わからない	無回答	
地方公共団体	令和5年8月	5	1 20.0%		4 0.8%		
	令和6年8月	5	1 20.0%		4 0.8%		
社会福祉協議会	令和5年8月	92	21 22.8%	14 15.2%	47 51.1%	7 7.6%	3 3.3%
	令和6年8月	92	20 21.7%	12 13.0%	53 57.6%	7 7.6%	
社会福祉法人 (社協を除く)	令和5年8月	64	18 28.1%	12 18.8%	30 46.9%	3 4.7%	1 1.6%
	令和6年8月	64	17 26.6%	14 21.9%	31 48.4%	2 3.1%	
医療法人	令和5年8月	27	3 11.1%	8 29.6%	10 37.0%	3 11.1%	3 11.1%
	令和6年8月	27	2 7.4%	8 29.6%	14 51.9%	3 11.1%	
営利法人 (会社)	令和5年8月	311	79 25.4%	60 19.3%	99 31.8%	38 12.2%	35 11.3%
	令和6年8月	311	76 24.4%	73 23.5%	110 35.4%	52 16.7%	
特定非営利活動 法人(NPO)	令和5年8月	27	5 18.5%	9 33.3%	10 37.0%	2 7.4%	1 3.7%
	令和6年8月	27	4 14.8%	8 29.6%	13 48.1%	2 7.4%	
社団・財団法人、 組合等	令和5年8月	31	4 12.9%	10 32.3%	10 32.3%	4 12.9%	3 9.7%
	令和6年8月	31	6 19.4%	8 25.8%	14 45.2%	3 9.7%	
全体	令和5年8月	557	131 23.5%	113 20.3%	210 37.7%	57 10.2%	46 8.3%
	令和6年8月	557	126 22.6%	123 22.1%	239 42.9%	69 12.4%	

図表2-1-② 令和5年8月と令和6年8月の収支状況(地区別)

(SA事業所数)

地区	事業所数	黒字	収支均衡	赤字	わからない	無回答	
札幌	令和5年8月	186	38 20.4%	39 21.0%	71 38.2%	18 9.7%	20 10.8%
	令和6年8月	186	42 22.6%	41 22.0%	81 43.5%	22 11.8%	
旭川	令和5年8月	14	6 42.9%	5 35.7%	1 7.1%	2 14.3%	
	令和6年8月	14	4 28.6%	4 28.6%	5 35.7%	1 7.1%	
函館	令和5年8月	26	7 26.9%	3 11.5%	9 34.6%	3 11.5%	4 15.4%
	令和6年8月	26	6 23.1%	11 42.3%	7 26.9%	2 7.7%	
石狩	令和5年8月	29	5 17.2%	7 24.1%	5 17.2%	7 24.1%	5 17.2%
	令和6年8月	29	3 10.3%	9 31.0%	7 24.1%	10 34.5%	
渡島	令和5年8月	17	3 17.6%	2 11.8%	9 52.9%	1 5.9%	2 11.8%
	令和6年8月	17	3 17.6%	5 29.4%	8 47.1%	1 5.9%	
檜山	令和5年8月	7	1 14.3%		6 85.7%		
	令和6年8月	7	1 14.3%		6 85.7%		
後志	令和5年8月	22	6 27.3%	4 18.2%	11 50.0%		1 4.5%
	令和6年8月	22	6 27.3%	3 13.6%	12 54.5%	1 4.5%	
空知	令和5年8月	40	10 25.0%	9 22.5%	17 42.5%	1 2.5%	3 7.5%
	令和6年8月	40	8 20.0%	9 22.5%	21 52.5%	2 5.0%	
上川	令和5年8月	26	5 19.2%	6 23.1%	9 34.6%	2 7.7%	4 15.4%
	令和6年8月	26	6 23.1%	7 26.9%	8 30.8%	5 19.2%	
留萌	令和5年8月	11	2 18.2%	3 27.3%	4 36.4%	2 18.2%	
	令和6年8月	11	2 18.2%	2 18.2%	5 45.5%	2 18.2%	
宗谷	令和5年8月	7	1 14.3%		4 57.1%	1 14.3%	
	令和6年8月	7	1 14.3%		5 71.4%	1 14.3%	
網走	令和5年8月	32	15 46.9%	5 15.6%	10 31.3%	2 6.3%	
	令和6年8月	32	10 31.3%	6 18.8%	14 43.8%	2 6.3%	
胆振	令和5年8月	38	14 36.8%	6 15.8%	12 31.6%	5 13.2%	1 2.6%
	令和6年8月	38	13 34.2%	7 18.4%	12 31.6%	6 15.8%	
日高	令和5年8月	16	2 12.5%	3 18.8%	5 31.3%	5 31.3%	1 6.3%
	令和6年8月	16	4 25.0%	2 12.5%	6 37.5%	4 25.0%	
十勝	令和5年8月	43	5 11.6%	11 25.6%	20 46.5%	5 11.6%	2 4.7%
	令和6年8月	43	7 16.3%	7 16.3%	23 53.5%	6 14.0%	
釧路	令和5年8月	37	8 21.6%	7 18.9%	16 43.2%	3 8.1%	3 8.1%
	令和6年8月	37	7 18.9%	8 21.6%	18 48.6%	4 10.8%	
根室	令和5年8月	6	3 50.0%	2 33.3%	1 16.7%		
	令和6年8月	6	4 66.7%	1 16.7%	1 16.7%		
全体	令和5年8月	557	131 23.5%	113 20.3%	210 37.7%	57 10.2%	46 8.3%
	令和6年8月	557	126 22.6%	123 22.1%	239 42.9%	69 12.4%	

3. サービス提供状況・利用者状況について

図表3-1-① 職員数について(令和6年8月末時点)(組織形態別)

(人)

組織形態	事業所数	職員等	職員の実数			無回答 (事業所数)
			常勤専従	常勤兼務	非常勤	
地方公共団体	5	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	5 1.3	2 0.7	0 0.0	
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	3 1.0	19 4.8	7 1.8	
		③その他の職員 平均人数	0 0.0	1 0.3	0 0.0	
社会福祉協議会	92	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	96 1.4	173 2.2	9 0.2	5
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	70 1.1	70 1.2	857 10.3	
		③その他の職員 平均人数	9 0.2	36 0.6	27 0.5	
社会福祉法人 (社協を除く)	64	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	107 1.9	60 1.1	19 0.4	5
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	85 1.7	75 1.5	341 6.1	
		③その他の職員 平均人数	3 0.1	15 0.3	9 0.2	
医療法人	27	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	38 1.9	27 1.4	18 1.1	4
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	50 2.6	35 2.1	98 4.9	
		③その他の職員 平均人数	0 0.0	3 0.2	3 0.3	
営利法人 (会社)	311	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	318 1.4	275 1.2	133 0.7	64
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	456 2.1	335 1.7	1,341 5.9	
		③その他の職員 平均人数	56 0.3	42 0.3	77 0.5	
特定非営利活動法人 (NPO)	27	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	22 1.0	28 1.2	17 0.9	2
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	38 2.2	15 0.8	128 5.1	
		③その他の職員 平均人数	9 0.6	2 0.1	22 1.3	
社団・財団法人、 組合等	31	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	40 1.8	40 1.5	9 0.6	3
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	32 1.5	25 1.3	165 6.3	
		③その他の職員 平均人数	4 0.3	5 0.4	16 1.0	
全体	557	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	626 1.5	605 1.4	205 0.6	83
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	734 1.9	574 1.6	2,937 6.6	
		③その他の職員 平均人数	81 0.3	104 0.3	154 0.5	

図表3-1-② 職員数について(令和6年8月末時点)(地区別)

(人)

地区	事業所数	職員等	職員の実数			無回答 (事業所数)
			常勤専従	常勤兼務	非常勤	
札幌	186	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	239 1.8	268 1.9	118 1.1	33
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	276 2.2	138 1.3	1,331 9.4	
		③その他の職員 平均人数	37 0.4	27 0.3	46 0.5	
旭川	14	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	14 1.1	13 0.9	1 0.1	
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	11 1.2	108 9.0	110 8.5	
		③その他の職員 平均人数	2 0.3	0 0.0	18 2.0	
函館	26	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	11 0.7	34 1.8	15 1.0	6
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	18 1.1	10 0.6	127 6.7	
		③その他の職員 平均人数	1 0.1	3 0.2	2 0.1	
石狩	29	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	21 1.1	22 1.3	12 0.9	8
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	18 1.4	16 1.1	128 6.1	
		③その他の職員 平均人数	1 0.1	4 0.3	12 1.1	
渡島	17	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	18 1.4	14 1.0	1 0.1	2
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	15 1.5	26 2.4	64 4.6	
		③その他の職員 平均人数	0 0.0	3 0.3	13 1.1	
檜山	7	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	3 0.6	11 1.8	1 0.3	
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	4 0.8	5 1.0	33 5.5	
		③その他の職員 平均人数	0 0.0	1 0.3	0 0.0	
後志	22	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	32 1.5	25 1.2	2 0.1	
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	19 1.2	11 0.6	89 4.2	
		③その他の職員 平均人数	4 0.3	7 0.4	0 0.0	
空知	40	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	45 1.3	36 1.2	12 0.5	4
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	26 1.0	51 1.9	220 6.3	
		③その他の職員 平均人数	3 0.2	8 0.4	7 0.3	
上川	26	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	20 1.3	19 1.0	0 0.0	4
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	22 1.4	39 2.4	96 4.6	
		③その他の職員 平均人数	4 0.3	4 0.3	4 0.3	
留萌	11	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	17 1.9	12 1.5	2 0.3	1
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	29 3.2	11 1.4	59 7.4	
		③その他の職員 平均人数	3 0.4	2 0.3	3 0.4	
宗谷	7	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	4 0.7	2 0.3	1 0.2	1
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	8 1.3	7 1.2	9 1.5	
		③その他の職員 平均人数	0 0.0	1 0.2	0 0.0	

網走	32	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	39 1.6	29 1.3	5 0.2	6
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	55 2.2	27 1.4	114 4.8	
		③その他の職員 平均人数	0 0.0	5 0.2	5 0.3	
胆振	38	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	35 1.3	23 0.9	11 0.6	6
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	30 1.2	42 1.8	137 4.6	
		③その他の職員 平均人数	2 0.1	6 0.3	7 0.4	
日高	16	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	22 1.6	15 1.1	11 0.9	2
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	24 2.0	23 1.9	28 2.3	
		③その他の職員 平均人数	0 0.0	3 0.3	7 0.7	
十勝	43	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	55 1.6	42 1.2	5 0.2	6
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	69 1.9	42 1.2	157 4.6	
		③その他の職員 平均人数	2 0.1	16 0.5	15 0.5	
釧路	37	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	41 1.4	37 1.3	8 0.3	4
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	105 3.4	13 0.5	196 6.3	
		③その他の職員 平均人数	20 0.8	10 0.4	15 0.6	
根室	6	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	10 1.7	3 0.5	0 0.0	
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	5 1.0	5 1.0	39 6.5	
		③その他の職員 平均人数	2 0.3	4 0.8	0 0.0	
全体	557	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む) 平均人数	626 1.5	605 1.4	205 0.6	83
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以 平均人数)	734 1.9	574 1.6	2,937 6.6	
		③その他の職員 平均人数	81 0.3	104 0.3	154 0.5	

図表3-1-④ 常勤換算数について(組織形態別)

(人)

組織形態	事業所数	職員等	2.5未満	2.5~5.0	5.1~10.0	10.1~15.0	15.1以上	無回答
地方公共団体	5	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	3 60.0%				1 20.0%	1 20.0%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	1 20.0%	2 40.0%			1 20.0%	1 20.0%
		③その他の職員	3 60.0%					2 40.0%
社会福祉協議会	92	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	48 52.2%	20 21.7%	3 3.3%			21 22.8%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	32 34.8%	32 34.8%	10 10.9%	7 7.6%		11 12.0%
		③その他の職員	53 57.6%	2 2.2%				37 40.2%
社会福祉法人 (社協を除く)	64	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	27 42.2%	21 32.8%	3 4.7%	1 1.6%	1 1.6%	11 17.2%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	17 26.6%	21 32.8%	12 18.8%	2 3.1%	1 1.6%	11 17.2%
		③その他の職員	40 62.5%				1 1.6%	23 35.9%
医療法人	27	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	11 40.7%	5 18.5%	3 11.1%			8 29.6%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	4 14.8%	8 29.6%	3 11.1%	2 7.4%	1 3.7%	9 33.3%
		③その他の職員	12 44.4%					15 55.6%
営利法人 (会社)	311	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	126 40.5%	69 22.2%	7 2.3%		3 1.0%	106 34.1%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	63 20.3%	84 27.0%	39 12.5%	8 2.6%	7 2.3%	110 35.4%
		③その他の職員	155 49.8%	4 1.3%	2 0.6%		2 0.6%	148 47.6%
特定非営利活動法人 (NPO)	27	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	15 55.6%	8 29.6%				4 14.8%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	10 37.0%	8 29.6%	3 11.1%		1 3.7%	5 18.5%
		③その他の職員	14 51.9%			1 3.7%		12 44.4%
社団・財団法人、 組合等	31	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	12 38.7%	10 32.3%	1 3.2%			8 25.8%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	11 35.5%	6 19.4%	4 12.9%	1 3.2%		9 29.0%
		③その他の職員	11 35.5%	1 3.2%				19 61.3%
全体	557	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	242 43.4%	133 23.9%	17 3.1%	1 0.2%	5 0.9%	159 28.5%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	138 24.8%	161 28.9%	71 12.7%	20 3.6%	11 2.0%	156 28.0%
		③その他の職員	288 51.7%	7 1.3%	2 0.4%	1 0.2%	3 0.5%	256 46.0%

常勤換算数について

事業所数	職員等	3人以下	3～5人未満	5人以上	無回答
557	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	322 57.8%	49 8.8%	27 4.8%	159 28.5%

図表3-1-⑤ 常勤換算数について(地区別)

地区	事業所数	職員等	2.5未満	2.5～5.0	5.1～10.0	10.1～15.0	15.1以上	無回答
札幌	186	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	62 33.3%	51 27.4%	6 3.2%	1 0.5%	2 1.1%	64 34.4%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	33 17.7%	55 29.6%	25 13.4%	8 4.3%	5 2.7%	60 32.3%
		③その他の職員	80 43.0%	4 2.2%		1 0.5%	1 0.5%	100 53.8%
旭川	14	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	9 64.3%	3 21.4%				2 14.3%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	2 14.3%	5 35.7%	4 28.6%		1 7.1%	2 14.3%
		③その他の職員	10 71.4%					4 28.6%
函館	26	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	7 26.9%	11 42.3%				8 30.8%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	3 11.5%	10 38.5%	5 19.2%			8 30.8%
		③その他の職員	16 61.5%					10 38.5%
石狩	29	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	7 24.1%	8 27.6%	1 3.4%			13 44.8%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	7 24.1%	6 20.7%	2 6.9%	1 3.4%		13 44.8%
		③その他の職員	9 31.0%					20 69.0%
渡島	17	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	9 52.9%	3 17.6%			2 11.8%	3 17.6%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	5 29.4%	4 23.5%	1 5.9%		3 17.6%	4 23.5%
		③その他の職員	8 47.1%	1 5.9%			1 5.9%	7 41.2%
檜山	7	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	4 57.1%	2 28.6%				1 14.3%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	3 42.9%	3 42.9%				1 14.3%
		③その他の職員	4 57.1%					3 42.9%
後志	22	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	12 54.5%	7 31.8%				3 13.6%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	13 59.1%	5 22.7%		2 9.1%		2 9.1%
		③その他の職員	17 77.3%					5 22.7%
空知	40	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	17 42.5%	15 37.5%				8 20.0%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	9 22.5%	15 37.5%	6 15.0%	1 2.5%		9 22.5%
		③その他の職員	25 62.5%		1 2.5%			14 35.0%
上川	26	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	13 50.0%	4 15.4%	1 3.8%			8 30.8%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	8 30.8%	7 26.9%	3 11.5%			8 30.8%
		③その他の職員	12 46.2%					14 53.8%
留萌	11	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	8 72.7%					3 27.3%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	4 36.4%	1 9.1%	1 9.1%	2 18.2%		3 27.3%
		③その他の職員	6 54.5%	1 9.1%				4 36.4%

宗谷	7	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	6 85.7%					1 14.3%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	2 28.6%	4 57.1%				1 14.3%
		③その他の職員	5 71.4%					2 28.6%
網走	32	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	13 40.6%	8 25.0%	2 6.3%			9 28.1%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	9 28.1%	8 25.0%	7 21.9%			8 25.0%
		③その他の職員	21 65.6%					11 34.4%
胆振	38	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	22 57.9%	2 5.3%	1 2.6%			13 34.2%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	13 34.2%	5 13.2%	6 15.8%	1 2.6%		13 34.2%
		③その他の職員	17 44.7%					21 55.3%
日高	16	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	9 56.3%	2 12.5%	1 6.3%			4 25.0%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	6 37.5%	3 18.8%	2 12.5%	1 6.3%		4 25.0%
		③その他の職員	10 62.5%					6 37.5%
十勝	43	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	20 46.5%	8 18.6%	2 4.7%		1 2.3%	12 27.9%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	8 18.6%	18 41.9%	3 7.0%	2 4.7%	1 2.3%	11 25.6%
		③その他の職員	23 53.5%		1 2.3%			19 44.2%
釧路	37	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	20 54.1%	7 18.9%	3 8.1%			7 18.9%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	11 29.7%	9 24.3%	6 16.2%	1 2.7%	1 2.7%	9 24.3%
		③その他の職員	20 54.1%	1 2.7%			1 2.7%	15 40.5%
根室	6	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	4 66.7%	2 33.3%				
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	2 33.3%	3 50.0%		1 16.7%		
		③その他の職員	5 83.3%					1 16.7%
全体	557	①サービス提供責任者 (訪問介護員、管理者兼務含む)	242 43.4%	133 23.9%	17 3.1%	1 0.2%	5 0.9%	159 28.5%
		②訪問介護員 (管理者・サービス提供責任者以	138 24.8%	161 28.9%	71 12.7%	20 3.6%	11 2.0%	156 28.0%
		③その他の職員	288 51.7%	7 1.3%	2 0.4%	1 0.2%	3 0.5%	256 46.0%

図表3-3-① 非常勤訪問介護員の時給(令和5年8月、令和6年8月)(組織形態別)

(MA:事業所数)

組織形態		事業所数	960円以上～ 1,000円未満	1,000円以上 ～1,200円未	1,200円以上 ～1,400円未	1,400円以上	その他	該当者なし	無回答
地方公共団体	令和5年8月	5	1 20.0%	2 40.0%	2 40.0%	1 20.0%		2 40.0%	
	令和6年8月	5	1 20.0%	1 20.0%	3 60.0%	1 20.0%		2 40.0%	
社会福祉協議会	令和5年8月	92	11 12.0%	56 60.9%	30 32.6%	17 18.5%	1 1.1%	11 12.0%	5 5.4%
	令和6年8月	92	5 5.4%	63 68.5%	34 37.0%	19 20.7%		10 10.9%	
社会福祉法人 (社協を除く)	令和5年8月	64	19 29.7%	28 43.8%	19 29.7%	6 9.4%	1 1.6%	5 7.8%	7 10.9%
	令和6年8月	64	13 20.3%	39 60.9%	24 37.5%	8 12.5%		4 6.3%	
医療法人	令和5年8月	27	5 18.5%	9 33.3%	6 22.2%	2 7.4%	1 3.7%		7 25.9%
	令和6年8月	27	2 7.4%	15 55.6%	9 33.3%	2 7.4%	1 3.7%	1 3.7%	
営利法人 (会社)	令和5年8月	311	50 16.1%	118 37.9%	64 20.6%	36 11.6%	1 0.3%	14 4.5%	93 29.9%
	令和6年8月	311	35 11.3%	158 50.8%	106 34.1%	65 20.9%	4 1.3%	23 7.4%	
特定非営利活動 法人(NPO)	令和5年8月	27	7 25.9%	13 48.1%	7 25.9%	4 14.8%	1 3.7%	1 3.7%	2 7.4%
	令和6年8月	27	7 25.9%	10 37.0%	10 37.0%	4 14.8%	2 7.4%		
社団・財団法人、 組合等	令和5年8月	31	9 29.0%	11 35.5%	7 22.6%	2 6.5%		1 3.2%	11 35.5%
	令和6年8月	31	6 19.4%	16 51.6%	13 41.9%	7 22.6%	2 6.5%	1 3.2%	
全体	令和5年8月	557	102 18.3%	237 42.5%	135 24.2%	68 12.2%	5 0.9%	34 6.1%	125 22.4%
	令和6年8月	557	69 12.4%	302 54.2%	199 35.7%	106 19.0%	9 1.6%	41 7.4%	

図表3-3-② 非常勤訪問介護員の時給(令和5年8月、令和6年8月)(地区別)

(MA:事業所数)

地区		事業所数	960円以上～ 1,000円未満	1,000円以上～ 1,200円未満	1,200円以上～ 1,400円未満	1,400円以上	その他	該当者なし	無回答
札幌	令和5年8月	186	29 15.6%	80 43.0%	47 25.3%	32 17.2%		6 3.2%	55 29.6%
	令和6年8月	186	21 11.3%	102 54.8%	73 39.2%	49 26.3%	2 1.1%	10 5.4%	
旭川	令和5年8月	14	6 42.9%	4 28.6%	4 28.6%	1 7.1%		1 7.1%	2 14.3%
	令和6年8月	14	3 21.4%	9 64.3%	5 35.7%	2 14.3%			
函館	令和5年8月	26	3 11.5%	9 34.6%	5 19.2%	3 11.5%		1 3.8%	10 38.5%
	令和6年8月	26	2 7.7%	15 57.7%	10 38.5%	5 19.2%		1 3.8%	
石狩	令和5年8月	29	7 24.1%	10 34.5%	4 13.8%			1 3.4%	10 34.5%
	令和6年8月	29	4 13.8%	17 58.6%	6 20.7%	2 6.9%	1 3.4%	4 13.8%	
渡島	令和5年8月	17	4 23.5%	6 35.3%	6 35.3%	3 17.6%	1 5.9%		2 11.8%
	令和6年8月	17	3 17.6%	9 52.9%	7 41.2%	3 17.6%			
檜山	令和5年8月	7	3 42.9%	5 71.4%				1 14.3%	
	令和6年8月	7	2 28.6%	5 71.4%				1 14.3%	
後志	令和5年8月	22	3 13.6%	12 54.5%	8 36.4%	1 4.5%	1 4.5%	2 9.1%	
	令和6年8月	22	2 9.1%	11 50.0%	10 45.5%	1 4.5%		1 4.5%	
空知	令和5年8月	40	7 17.5%	18 45.0%	14 35.0%	8 20.0%	1 2.5%	2 5.0%	6 15.0%
	令和6年8月	40	3 7.5%	25 62.5%	17 42.5%	11 27.5%	1 2.5%	2 5.0%	
上川	令和5年8月	26	6 23.1%	11 42.3%	4 15.4%	4 15.4%		2 7.7%	5 19.2%
	令和6年8月	26	4 15.4%	14 53.8%	7 26.9%	6 23.1%		3 11.5%	
留萌	令和5年8月	11	3 27.3%	6 54.5%	1 9.1%			1 9.1%	
	令和6年8月	11	3 27.3%	5 45.5%	2 18.2%			1 9.1%	
宗谷	令和5年8月	7		2 28.6%	1 14.3%	1 14.3%		1 14.3%	2 28.6%
	令和6年8月	7	1 14.3%	2 28.6%	2 28.6%	1 14.3%		1 14.3%	
網走	令和5年8月	32	7 21.9%	11 34.4%	6 18.8%	3 9.4%	1 3.1%	5 15.6%	6 18.8%
	令和6年8月	32	5 15.6%	13 40.6%	11 34.4%	4 12.5%	2 6.3%	5 15.6%	
胆振	令和5年8月	38	5 13.2%	17 44.7%	11 28.9%	9 23.7%		2 5.3%	6 15.8%
	令和6年8月	38	3 7.9%	18 47.4%	17 44.7%	11 28.9%		3 7.9%	
日高	令和5年8月	16	4 25.0%	6 37.5%	2 12.5%			2 12.5%	3 18.8%
	令和6年8月	16	3 18.8%	10 62.5%	2 12.5%	1 6.3%		1 6.3%	
十勝	令和5年8月	43	10 23.3%	21 48.8%	10 23.3%	1 2.3%		4 9.3%	8 18.6%
	令和6年8月	43	5 11.6%	30 69.8%	10 23.3%	4 9.3%	1 2.3%	4 9.3%	
釧路	令和5年8月	37	4 10.8%	15 40.5%	8 21.6%	1 2.7%	1 2.7%	3 8.1%	10 27.0%
	令和6年8月	37	4 10.8%	13 35.1%	16 43.2%	5 13.5%	2 5.4%	4 10.8%	
根室	令和5年8月	6	1 16.7%	4 66.7%	4 66.7%	1 16.7%			
	令和6年8月	6	1 16.7%	4 66.7%	4 66.7%	1 16.7%			
全体	令和5年8月	557	102 18.3%	237 42.5%	135 24.2%	68 12.2%	5 0.9%	34 6.1%	125 22.4%
	令和6年8月	557	69 12.4%	302 54.2%	199 35.7%	106 19.0%	9 1.6%	41 7.4%	

図表3-4 年代別の訪問介護員数(令和5年9月1日～令和6年8月末時点)

	事業所数	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答 (事業所数)
全体数 (令和6年8月末時点)	557	7 0.6	138 1.7	430 2.0	918 2.6	1,316 3.4	1,381 3.8	630 3.1	106
入職者数 平均人数	557	5 0.5	46 1.2	119 1.3	202 1.6	252 1.8	211 1.8	69 1.3	288
離職者数 平均人数	557	0 0.0	23 0.9	73 1.2	140 1.5	185 1.6	154 1.5	76 1.3	303
復職者数 平均人数	557	0 0.0	2 0.2	13 0.8	25 1.0	41 1.1	51 1.5	22 1.0	479

(人)

図表3-5-① 要介護度別の利用者数、訪問回数、訪問時間(令和6年8月の1か月)(組織形態別)

(人:回:時間)

組織形態	事業所数	訪問 回数 時間	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	無回答 (事業所数)
地方公共団体	5	実利用者数	13	13	34	18	10	5	1	1
		平均利用者数	4.3	4.3	11.3	6.0	3.3	2.5	1.0	
		延べ訪問回数	55	74	1,402	1,966	815	746	155	
		平均回数	18.3	24.7	467.3	655.3	271.7	373.0	155.0	
		延べ訪問時間	65	60	426	499	230	191	38	
		平均時間	21.7	20.0	142.0	166.3	76.7	95.5	38.0	
1訪問における平均時間		1.2	0.8	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2		
社会福祉法人	92	実利用者数	726	1,036	1,461	958	272	142	118	10
		平均利用者数	9.8	13.3	18.5	12.3	4.0	3.0	2.5	
		延べ訪問回数	3,095	5,334	9,383	7,228	2,972	1,490	2,103	
		平均回数	43.6	71.1	121.9	95.1	45.0	32.4	47.8	
		延べ訪問時間	5,675	7,436	14,950	9,938	3,489	1,181	1,659	
		平均時間	86.0	106.2	216.7	146.1	58.2	28.1	40.5	
1訪問における平均時間		1.8	1.4	1.6	1.4	1.2	0.8	0.8		
社会福祉法人 (社協を除く)	64	実利用者数	433	556	866	506	150	67	60	10
		平均利用者数	8.8	10.7	16.0	9.5	3.6	2.0	1.9	
		延べ訪問回数	2,126	3,170	8,919	6,652	3,306	1,486	1,093	
		平均回数	44.3	62.2	168.3	127.9	80.6	43.7	35.3	
		延べ訪問時間	5,521	6,892	9,147	11,609	1,967	947	783	
		平均時間	131.5	160.3	207.9	270.0	54.6	32.7	29.0	
1訪問における平均時間		2.6	2.2	1.0	1.7	0.6	0.6	0.7		
医療法人	27	実利用者数	116	148	255	203	65	36	31	10
		平均利用者数	8.9	11.4	15.9	12.7	4.6	2.8	3.9	
		延べ訪問回数	665	764	2,098	2,220	1,038	1,242	1,392	
		平均回数	51.2	63.7	131.1	138.8	74.1	95.5	174.0	
		延べ訪問時間	376	696	1,885	3,457	1,262	856	747	
		平均時間	37.6	69.6	134.6	246.9	105.2	77.8	106.7	
1訪問における平均時間		0.6	0.9	0.9	1.6	1.2	0.7	0.5		
営利法人 (会社)	311	実利用者数	822	1,081	2,071	2,769	779	522	403	122
		平均利用者数	7.0	8.6	12.3	16.1	5.0	3.9	3.3	
		延べ訪問回数	3,725	5,453	23,075	25,869	22,756	22,047	19,299	
		平均回数	32.7	44.7	147.9	163.7	160.3	179.2	172.3	
		延べ訪問時間	4,143	6,045	25,282	32,534	15,204	14,666	12,211	
		平均時間	39.8	54.0	175.6	222.8	116.1	133.3	117.4	
1訪問における平均時間		1.1	1.1	1.1	1.3	0.7	0.7	0.6		
特定非営利活動法人(NPO)	27	実利用者数	89	110	259	188	52	33	26	4
		平均利用者数	4.9	5.8	13.6	9.9	3.7	4.7	2.9	
		延べ訪問回数	408	527	1,854	1,477	639	201	454	
		平均回数	22.7	27.7	103.0	82.1	45.6	28.7	50.4	
		延べ訪問時間	2,748	4,811	29,336	23,992	5,803	3,097	7,733	
		平均時間	161.6	300.7	1725.6	1411.3	446.4	442.4	859.2	
1訪問における平均時間		6.7	9.1	15.8	16.2	9.1	15.4	17.0		
社団・財団法人、 組合等	31	実利用者数	187	239	312	231	76	37	23	9
		平均利用者数	10.4	17.1	16.4	11.6	5.1	2.8	1.6	
		延べ訪問回数	617	1,138	2,379	1,868	1,234	1,105	1,103	
		平均回数	44.1	103.5	158.6	116.8	94.9	100.5	100.3	
		延べ訪問時間	2,268	830	1,379	1,184	634	488	803	
		平均時間	189.0	83.0	106.1	84.6	57.6	54.2	89.2	
1訪問における平均時間		3.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4	0.7		
全体	557	実利用者数	2,386	3,183	5,258	4,873	1,404	842	662	166
		平均利用者数	8.2	10.4	14.6	13.5	4.5	3.4	2.8	
		延べ訪問回数	10,691	16,460	49,110	47,280	32,760	28,317	25,599	
		平均回数	38.0	56.2	145.3	139.5	111.8	120.0	118.5	
		延べ訪問時間	20,796	26,770	82,405	83,213	28,589	21,426	23,974	
		平均時間	81.9	101.4	271.1	272.8	107.5	102.0	121.1	
1訪問における平均時間		1.9	1.6	1.7	1.8	0.9	0.8	0.9		

図表3-5-② 要介護度別の利用者数、訪問回数、訪問時間(令和6年8月の1か月)(地区別)

(人:回:時間)

地区	事業所数	訪問回数-時間	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	無回答(事業所数)
札幌	186	実利用者数	856	1,283	1,615	2,045	336	198	231	73
		平均利用者数	11.4	16.2	17.0	21.1	4.3	3.1	3.6	
		延べ訪問回数	3,734	6,034	13,115	11,355	6,670	6,195	7,057	
		平均回数	51.9	78.4	147.4	126.2	91.4	101.6	115.7	
		延べ訪問時間	2,903	5,506	18,473	20,446	6,688	5,537	6,761	
		平均時間	44.0	81.0	230.9	249.3	98.4	102.5	120.7	
1訪問における平均時間		0.8	0.9	1.4	1.8	1.0	0.9	1.0		
旭川	14	実利用者数	17	21	69	45	31	40	21	6
		平均利用者数	4.3	7.0	9.9	5.6	4.4	5.0	3.5	
		延べ訪問回数	96	149	2,020	2,252	2,131	3,190	2,081	
		平均回数	24.0	49.7	288.6	281.5	304.4	398.8	346.8	
		延べ訪問時間	39	44	906	957	1,004	1,302	1,047	
		平均時間	13.0	22.0	151.0	136.7	167.3	186.0	209.4	
1訪問における平均時間		0.4	0.3	0.4	0.4	0.5	0.4	0.5		
函館	26	実利用者数	178	241	292	191	76	42	38	7
		平均利用者数	11.1	13.4	15.4	10.6	4.2	2.8	2.5	
		延べ訪問回数	837	1,334	2,602	1,870	1,491	919	2,031	
		平均回数	55.8	78.5	144.6	110.0	87.7	65.6	145.1	
		延べ訪問時間	771	1,296	2,430	1,589	1,063	638	1,095	
		平均時間	55.1	86.4	142.9	99.3	66.4	49.1	78.2	
1訪問における平均時間		0.9	1.0	0.9	0.8	0.7	0.7	0.5		
石狩	29	実利用者数	84	115	181	93	36	18	24	11
		平均利用者数	5.3	6.8	11.3	5.8	3.0	1.8	2.2	
		延べ訪問回数	333	509	1,528	1,292	520	695	810	
		平均回数	23.8	33.9	109.1	92.3	52.0	69.5	81.0	
		延べ訪問時間	290	411	1,306	863	349	396	529	
		平均時間	22.3	29.4	100.5	66.4	38.8	44.0	58.8	
1訪問における平均時間		0.9	0.8	0.9	0.7	0.7	0.6	0.7		
渡島	17	実利用者数	107	109	242	115	33	24	14	2
		平均利用者数	7.6	7.3	16.1	7.7	2.5	2.0	1.8	
		延べ訪問回数	467	551	2,323	1,134	661	438	456	
		平均回数	33.4	36.7	154.9	75.6	50.8	36.5	65.1	
		延べ訪問時間	369	432	1,928	742	455	275	330	
		平均時間	33.5	39.3	175.3	74.2	45.5	30.6	55.0	
1訪問における平均時間		0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.7		
檜山	7	実利用者数	16	24	69	56	16	8	4	1
		平均利用者数	3.2	4.0	11.5	9.3	3.2	1.6	2.0	
		延べ訪問回数	87	120	570	509	96	110	17	
		平均回数	17.4	20.0	95.0	84.8	19.2	22.0	8.5	
		延べ訪問時間	55	123	365	295	89	137	19	
		平均時間	13.8	24.6	73.0	59.0	17.8	27.4	9.5	
1訪問における平均時間		0.6	1.0	0.6	0.6	0.9	1.2	1.1		
後志	22	実利用者数	67	93	244	274	85	29	16	2
		平均利用者数	4.8	7.8	13.6	14.4	5.0	2.9	1.8	
		延べ訪問回数	302	476	1,165	1,924	750	367	303	
		平均回数	21.6	39.7	64.7	101.3	44.1	36.7	33.7	
		延べ訪問時間	2,091	532	3,182	6,490	2,326	485	143	
		平均時間	149.4	44.3	176.8	341.6	136.8	48.5	15.9	
1訪問における平均時間		6.9	1.1	2.7	3.4	3.1	1.3	0.5		
空知	40	実利用者数	277	367	537	272	101	45	35	7
		平均利用者数	9.9	11.8	16.8	8.5	3.7	2.0	1.8	
		延べ訪問回数	1,284	2,293	7,007	5,208	2,978	1,632	1,041	
		平均回数	45.9	74.0	219.0	162.8	110.3	71.0	52.1	
		延べ訪問時間	3,523	4,328	9,168	6,133	2,034	1,893	741	
		平均時間	130.5	139.6	295.7	197.8	78.2	86.0	39.0	
1訪問における平均時間		2.7	1.9	1.3	1.2	0.7	1.2	0.7		
上川	26	実利用者数	85	110	203	119	49	24	21	7
		平均利用者数	5.3	6.5	11.9	7.0	3.1	2.4	2.3	
		延べ訪問回数	360	621	2,247	1,583	1,487	1,516	1,377	
		平均回数	25.7	41.4	140.4	98.9	99.1	168.4	172.1	
		延べ訪問時間	357	1,950	10,805	2,922	3,002	651	6,606	
		平均時間	27.5	139.3	771.8	208.7	230.9	81.4	110.0	
1訪問における平均時間		1.0	3.1	4.8	1.8	2.0	0.4	4.8		
留萌	11	実利用者数	23	26	98	98	36	21	18	2
		平均利用者数	3.8	4.3	10.9	10.9	4.5	3.5	3.6	
		延べ訪問回数	107	123	698	1,101	646	606	556	
		平均回数	17.8	24.6	87.3	137.6	92.3	121.2	139.0	
		延べ訪問時間	20	75	674	905	434	494	521	
		平均時間	4.0	18.8	96.3	129.3	72.3	98.8	130.3	
1訪問における平均時間		0.2	0.6	1.0	0.8	0.7	0.8	0.9		
宗谷	7	実利用者数	6	16	38	25	7	3	4	3
		平均利用者数	2.0	4.0	9.5	6.3	3.5	3.0	1.3	
		延べ訪問回数	24	74	253	157	40	31	43	
		平均回数	8.0	18.5	63.3	39.3	20.0	31.0	14.3	
		延べ訪問時間	22	73	223	123	30	29	34	
		平均時間	7.3	18.3	55.8	30.8	15.0	29.0	11.3	
1訪問における平均時間		0.9	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	0.8		
網走	32	実利用者数	189	152	398	352	113	81	52	8
		平均利用者数	10.5	8.0	17.3	15.3	5.7	4.3	2.9	
		延べ訪問回数	970	1,072	3,267	3,609	2,608	1,799	2,329	
		平均回数	57.1	59.6	163.4	180.5	144.9	112.4	155.3	
		延べ訪問時間	2,938	3,040	16,216	15,112	3,192	3,020	1,706	
		平均時間	226.0	202.7	1013.5	944.5	212.8	251.7	131.2	
1訪問における平均時間		3.0	2.8	5.0	4.2	1.2	1.7	0.7		

胆振	38	実利用者数	140	192	317	244	138	68	56	8
		平均利用者数	7.8	9.6	11.3	8.7	4.8	3.4	3.1	
		延べ訪問回数	630	962	2,762	3,144	3,542	2,026	2,185	
		平均回数	37.1	50.6	115.1	131.0	141.7	119.2	145.7	
		延べ訪問時間 平均時間	5,182 370.1	5,783 340.2	6,039 274.5	9,855 448.0	2,311 100.5	1,202 80.1	1,333 102.5	
1訪問における平均時間		8.2	6.0	2.2	3.1	0.7	0.6	0.6		
日高	16	実利用者数	56	74	149	149	36	23	4	5
		平均利用者数	6.2	8.2	13.5	13.5	4.0	2.6	1.0	
		延べ訪問回数	230	348	1,142	1,796	502	614	193	
		平均回数	25.6	38.7	103.8	163.3	55.8	68.2	48.3	
		延べ訪問時間 平均時間	1,258 157.3	1,606 200.8	5,230 523.0	9,935 993.5	633 79.1	1,089 136.1	161 40.3	
1訪問における平均時間		5.5	4.6	4.6	5.5	1.3	1.8	0.8		
十勝	43	実利用者数	116	107	332	169	87	61	34	14
		平均利用者数	5.0	5.4	12.3	6.5	4.6	4.7	2.1	
		延べ訪問回数	478	542	4,037	2,987	2,199	2,333	1,812	
		平均回数	21.7	28.5	161.5	124.5	129.4	212.1	129.4	
		延べ訪問時間 平均時間	393 19.7	451 26.5	2,302 104.6	1,690 80.5	1,034 73.9	1,100 110.0	916 65.4	
1訪問における平均時間		0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5		
釧路	37	実利用者数	141	181	384	567	191	130	68	10
		平均利用者数	6.4	7.9	14.8	21.8	7.3	6.2	3.4	
		延べ訪問回数	629	880	3,591	6,586	5,407	5,091	2,362	
		平均回数	28.6	40.0	143.6	263.4	216.3	254.6	124.3	
		延べ訪問時間 平均時間	455 21.7	712 33.9	2,456 111.6	4,524 205.6	3,403 154.7	2,749 161.7	1,393 87.1	
1訪問における平均時間		0.7	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.6		
根室	6	実利用者数	28	72	90	59	33	27	22	
		平均利用者数	5.6	12.0	15.0	9.8	5.5	5.4	4.4	
		延べ訪問回数	123	372	783	773	1,032	755	946	
		平均回数	24.6	62.0	130.5	128.8	172.0	151.0	189.2	
		延べ訪問時間 平均時間	130 26.0	408 68.0	702 117.0	632 105.3	542 90.3	429 85.8	639 127.8	
1訪問における平均時間		1.1	1.1	0.9	0.8	0.5	0.6	0.7		
全体	557	実利用者数	2,386	3,183	5,258	4,873	1,404	842	662	166
		平均利用者数	8.2	10.4	14.6	13.5	4.5	3.4	2.8	
		延べ訪問回数	10,691	16,460	49,110	47,280	32,760	28,317	25,599	
		平均回数	38.0	56.2	145.3	139.5	111.8	120.0	118.5	
		延べ訪問時間 平均時間	20,796 81.9	26,770 101.4	82,405 271.1	83,213 272.8	28,589 107.5	21,426 102.0	23,974 121.1	
1訪問における平均時間		1.9	1.6	1.7	1.8	0.9	0.8	0.9		

図表3-6-① 障害福祉サービスの利用者数(令和6年8月の1か月)(組織形態別)
(人)

組織形態	事業所数	障害福祉サービスの利用者	無回答 (事業所数)
地方公共団体	5	実利用者数 平均利用者数	8 1.6
社会福祉協議会	92	実利用者数 平均利用者数	850 9.2
社会福祉法人 (社協を除く)	64	実利用者数 平均利用者数	286 4.5
医療法人	27	実利用者数 平均利用者数	64 2.4
営利法人 (会社)	311	実利用者数 平均利用者数	1,823 5.9
特定非営利活動 法人(NPO)	27	実利用者数 平均利用者数	383 14.2
社団・財団法人、 組合等	31	実利用者数 平均利用者数	138 4.5
全体	557	実利用者数 平均利用者数	3,552 6.4

図表3-6-② 障害福祉サービスの利用者数(令和6年8月の1か月)(地区別)
(人)

地区	事業所数		障害福祉サービスの利用者	無回答 (事業所数)
札幌	186	実利用者数	1,776	
		平均利用者数	9.5	
旭川	14	実利用者数	2	
		平均利用者数	0.1	
函館	26	実利用者数	91	
		平均利用者数	3.5	
石狩	29	実利用者数	159	
		平均利用者数	5.5	
渡島	17	実利用者数	57	
		平均利用者数	3.4	
檜山	7	実利用者数	54	
		平均利用者数	7.7	
後志	22	実利用者数	164	
		平均利用者数	7.5	
空知	40	実利用者数	243	
		平均利用者数	6.1	
上川	26	実利用者数	122	
		平均利用者数	4.7	
留萌	11	実利用者数	64	
		平均利用者数	5.8	
宗谷	7	実利用者数	13	
		平均利用者数	1.9	
網走	32	実利用者数	136	
		平均利用者数	4.3	
胆振	38	実利用者数	309	
		平均利用者数	8.1	
日高	16	実利用者数	38	
		平均利用者数	2.4	
十勝	43	実利用者数	134	
		平均利用者数	3.1	
釧路	37	実利用者数	149	
		平均利用者数	4.0	
根室	6	実利用者数	41	
		平均利用者数	6.8	
全体	557	実利用者数	3,552	
		平均利用者数	6.4	

図表3-6-③ 障害福祉サービスの利用者数(令和6年8月の1か月)(収入別)
(人)

収入	事業所数		障害福祉サービスの利用者	無回答 (事業所数)
100万円未満	41	実利用者数		
		平均利用者数		
100万円以上～ 300万円未満	58	実利用者数		
		平均利用者数		
300万円以上～ 500万円未満	7	実利用者数		
		平均利用者数		
500万円以上 1千万円未満	13	実利用者数		
		平均利用者数		
1千万円以上	13	実利用者数		
		平均利用者数		
無回答	13	実利用者数		
		平均利用者数		
全体		実利用者数		
		平均利用者数		

図表3-7-① 同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者へのサービス提供状況(令和5年8月、令和6年8月)(組織形態別)
(SA:事業所数)

組織形態		事業所数	提供している		提供していない		無回答
			減算対象である	減算対象ではない	減算対象である	減算対象ではない	
地方公共団体	令和5年8月	5				5	
	令和6年8月	5				5	
社会福祉協議会	令和5年8月	92	7 7.6%	6 85.7%	1 14.3%	77 83.7%	8 8.7%
	令和6年8月	92	8 8.7%	6 75.0%	2 25.0%	84 91.3%	
社会福祉法人 (社協を除く)	令和5年8月	64	26 40.6%	24 92.3%	1 3.8%	32 50.0%	6 9.4%
	令和6年8月	64	31 48.4%	29 93.5%	2 6.5%	33 51.6%	
医療法人	令和5年8月	27	11 40.7%	10 90.9%		10 37.0%	6 22.2%
	令和6年8月	27	12 44.4%	11 91.7%		15 55.6%	
営利法人 (会社)	令和5年8月	311	69 22.2%	64 92.8%	3 4.3%	168 54.0%	74 23.8%
	令和6年8月	311	106 34.1%	96 90.6%	4 3.8%	205 65.9%	
特定非営利活動法人(NPO)	令和5年8月	27	2 7.4%	1 50.0%	1 50.0%	22 81.5%	3 11.1%
	令和6年8月	27	3 11.1%	1 33.3%	2 66.7%	24 88.9%	
社団・財団法人、 組合等	令和5年8月	31	7 22.6%	7 100.0%		18 58.1%	6 19.4%
	令和6年8月	31	7 22.6%	7 100.0%		24 77.4%	
全体	令和5年8月	557	122 21.9%	112 91.8%	6 4.9%	332 59.6%	103 18.5%
	令和6年8月	557	167 30.0%	150 89.8%	10 6.0%	390 70.0%	

図表3-7-② 同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者へのサービス提供状況(令和5年8月、令和6年8月)(地区別)
(SA:事業所数)

地区		事業所数	提供している		提供していない		無回答
			減算対象である	減算対象ではない	減算対象である	減算対象ではない	
札幌	令和5年8月	186	36 19.4%	35 97.2%		107 57.5%	43 23.1%
	令和6年8月	186	57 30.6%	51 89.5%	3 5.3%	129 69.4%	
旭川	令和5年8月	14	7 50.0%	5 71.4%	2 28.6%	6 42.9%	1 7.1%
	令和6年8月	14	8 57.1%	6 75.0%	2 25.0%	6 42.9%	
函館	令和5年8月	26	3 11.5%	3 100.0%		13 50.0%	10 38.5%
	令和6年8月	26	6 23.1%	5 83.3%		20 76.9%	
石狩	令和5年8月	29	8 27.6%	7 87.5%		13 44.8%	8 27.6%
	令和6年8月	29	12 41.4%	10 83.3%		17 58.6%	
渡島	令和5年8月	17	4 23.5%	4 100.0%		9 52.9%	4 23.5%
	令和6年8月	17	4 23.5%	4 100.0%		13 76.5%	
檜山	令和5年8月	7				7 100.0%	
	令和6年8月	7	1 14.3%	1 100.0%		6 85.7%	
後志	令和5年8月	22	3 13.6%	3 100.0%		19 86.4%	
	令和6年8月	22	4 18.2%	4 100.0%		18 81.8%	
空知	令和5年8月	39	7 17.9%	7 100.0%		28 71.8%	4 10.3%
	令和6年8月	39	8 20.5%	8 100.0%		31 79.5%	
上川	令和5年8月	28	6 21.4%	6 100.0%		17 60.7%	5 17.9%
	令和6年8月	28	8 28.6%	8 100.0%		20 71.4%	
留萌	令和5年8月	12	4 33.3%	4 100.0%		8 66.7%	
	令和6年8月	12	3 25.0%	3 100.0%		9 75.0%	

宗谷	令和5年8月	6	1 16.7%	1 100.0%		3 50.0%	2 33.3%
	令和6年8月	6	1 16.7%	1 100.0%		5 83.3%	
網走	令和5年8月	40	12 30.0%	9 75.0%	2 16.7%	21 52.5%	7 17.5%
	令和6年8月	40	16 40.0%	13 81.3%	3 18.8%	24 60.0%	
胆振	令和5年8月	38	9 23.7%	9 100.0%		24 63.2%	5 13.2%
	令和6年8月	38	11 28.9%	10 90.9%	1 9.1%	27 71.1%	
日高	令和5年8月	16	2 12.5%	2 100.0%		10 62.5%	4 25.0%
	令和6年8月	16	3 18.8%	3 100.0%		13 81.3%	
十勝	令和5年8月	34	11 32.4%	9 81.8%	1 9.1%	18 52.9%	5 14.7%
	令和6年8月	34	13 38.2%	12 92.3%		21 61.8%	
釧路	令和5年8月	37	8 21.6%	7 87.5%	1 12.5%	24 64.9%	5 13.5%
	令和6年8月	37	11 29.7%	10 90.9%	1 9.1%	26 70.3%	
根室	令和5年8月	6	1 16.7%	1 100.0%		5 83.3%	
	令和6年8月	6	1 16.7%	1 100.0%		5 83.3%	
全体	令和5年8月	557	122 21.9%	112 91.8%	6 4.9%	332 59.6%	103 18.5%
	令和6年8月	557	167 30.0%	150 89.8%	10 6.0%	390 70.0%	

第2. 介護職員処遇改善支援補助金について

4. 介護職員処遇改善支援補助金について

(1) 介護職員処遇改善支援補助金の取得状況について【問13】

図表4-1-① 介護職員処遇改善支援補助金の取得状況(組織形態別)

(SA:事業所数)

組織形態	事業所数	取得した	取得しなかった	無回答
地方公共団体	5	2 40.0%	3 60.0%	
社会福祉協議会	92	44 47.8%	40 43.5%	8 8.7%
社会福祉法人 (社協を除く)	64	58 90.6%	1 1.6%	5 7.8%
医療法人	27	20 74.1%	3 11.1%	4 14.8%
営利法人 (会社)	311	185 59.5%	62 19.9%	64 20.6%
特定非営利活動 法人(NPO)	27	17 63.0%	7 25.9%	3 11.1%
社団・財団法人、 組合等	31	17 54.8%	10 32.3%	4 12.9%
全体	557	343 61.6%	126 22.6%	88 15.8%

図表4-1-② 介護職員処遇改善支援補助金の取得状況(地区別)

(SA:事業所数)

地区	事業所数	取得した	取得しなかった	無回答
札幌	186	117 62.9%	30 16.1%	39 21.0%
旭川	14	13 92.9%	1 7.1%	
函館	26	17 65.4%	4 15.4%	5 19.2%
石狩	29	16 55.2%	7 24.1%	6 20.7%
渡島	17	7 41.2%	8 47.1%	2 11.8%
檜山	7	4 57.1%	3 42.9%	
後志	22	14 63.6%	7 31.8%	1 4.5%
空知	40	28 70.0%	8 20.0%	4 10.0%
上川	26	15 57.7%	6 23.1%	5 19.2%
留萌	11	7 63.6%	4 36.4%	
宗谷	7	1 14.3%	4 57.1%	2 28.6%
網走	32	21 65.6%	7 21.9%	4 12.5%
胆振	38	21 55.3%	11 28.9%	6 15.8%
日高	16	8 50.0%	5 31.3%	3 18.8%
十勝	43	24 55.8%	12 27.9%	7 16.3%
釧路	37	24 64.9%	9 24.3%	4 10.8%
根室	6	6 100.0%		
全体	557	343 61.6%	126 22.6%	88 15.8%

(2)介護職員処遇改善支援補助金を取得しなかった理由【問14】

図表4-2-① 介護職員処遇改善支援補助金を取得しない理由(組織形態別)

組織形態	事業所数	手続き・書類作成の負担が大きい	(MA:事業所数)					その他	無回答
			賃金改善の仕組みをどう定めたらよいかわからない	賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑	賃金バランスがとれなくなる	令和6年2月からの賃金改善に間に合わなかった	介護職員等ベースアップ加算を取得していなかった		
地方公共団体	3		1 33.3%					2 66.7%	
社会福祉協議会	40	16 40.0%	9 22.5%	13 32.5%	13 32.5%	10 25.0%	21 52.5%	4 10.0%	1 2.5%
社会福祉法人(社協を除く)	1	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%		1 100.0%		
医療法人	3	1 33.3%		1 33.3%		1 33.3%	1 33.3%		
営利法人(会社)	62	40 64.5%	10 16.1%	16 25.8%	6 9.7%	12 19.4%	24 38.7%	9 14.5%	
特定非営利活動法人(NPO)	7	4 57.1%	4 57.1%	3 42.9%	1 14.3%	2 28.6%	2 28.6%	1 14.3%	
社団・財団法人、組合等	10	8 80.0%	4 40.0%	4 40.0%	1 10.0%	1 10.0%		1 10.0%	1 10.0%
全体	126	70 55.6%	29 23.0%	38 30.2%	22 17.5%	26 20.6%	49 38.9%	17 13.5%	2 1.6%

図表4-2-② 介護職員処遇改善支援補助金を取得しない理由(地区別)

地区	事業所数	手続き・書類作成の負担が大きい	(MA:事業所数)					その他	無回答
			賃金改善の仕組みをどう定めたらよいかわからない	賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑	賃金バランスがとれなくなる	令和6年2月からの賃金改善に間に合わなかった	介護職員等ベースアップ加算を取得していなかった		
札幌	30	14 46.7%	4 13.3%	4 13.3%	4 13.3%	4 13.3%	8 26.7%	6 20.0%	1 3.3%
旭川	1					1 100.0%			
函館	4	3 75.0%		1 25.0%		1 25.0%	2 50.0%		
石狩	7	4 57.1%	2 28.6%	3 42.9%	1 14.3%	2 28.6%	1 14.3%	2 28.6%	
渡島	8	2 25.0%	2 25.0%		2 25.0%		4 50.0%	1 12.5%	1 12.5%
檜山	3	3 100.0%	2 66.7%	2 66.7%	1 33.3%	2 66.7%	3 100.0%		
後志	7	4 57.1%	1 14.3%	3 42.9%		2 28.6%	2 28.6%	1 14.3%	
空知	8	5 62.5%	2 25.0%	2 25.0%	2 25.0%	2 25.0%	3 37.5%		
上川	6	4 66.7%	3 50.0%	3 50.0%	4 66.7%	1 16.7%	2 33.3%	1 16.7%	
留萌	4	1 25.0%		1 25.0%	1 25.0%	2 50.0%	2 50.0%		
宗谷	4	2 50.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%		1 25.0%	1 25.0%	
網走	7	4 57.1%	2 28.6%	2 28.6%	2 28.6%		4 57.1%		
胆振	11	8 72.7%	2 18.2%	5 45.5%	2 18.2%	1 9.1%	5 45.5%		
日高	5	2 40.0%	1 20.0%			1 20.0%	3 60.0%	2 40.0%	
十勝	12	7 58.3%	4 33.3%	5 41.7%	2 16.7%	2 16.7%	7 58.3%	1 8.3%	
釧路	9	7 77.8%	3 33.3%	6 66.7%		5 55.6%	2 22.2%	2 22.2%	
根室									
全体	126	70 55.6%	29 23.0%	38 30.2%	22 17.5%	26 20.6%	49 38.9%	17 13.5%	2 1.6%

第3. 処遇改善加算の取得状況について
5. 処遇改善加算の取得状況について

(1) 処遇改善加算(旧加算)の取得状況(令和6年5月末)【問15(1)】

図表5-1-① 処遇改善加算(旧加算)の取得状況(組織形態別)

(MA:事業所数)

組織形態	事業所数	介護職員処遇改善加算				無回答
		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ～Ⅲ)の要件に該当するが、取得していない	
地方公共団体	5	2 40.0%			2 40.0%	1 20.0%
社会福祉協議会	92	37 40.2%	18 19.6%	13 14.1%	6 6.5%	12 13.0%
社会福祉法人(社協を除く)	64	52 81.3%	5 7.8%	2 3.1%		1 1.6%
医療法人	27	17 63.0%	2 7.4%		2 7.4%	1 3.7%
営利法人(会社)	311	174 55.9%	28 9.0%	22 7.1%	5 1.6%	11 3.5%
特定非営利活動法人(NPO)	27	14 51.9%	4 14.8%	5 18.5%		1 3.7%
社団・財団法人、組合等	31	14 45.2%	6 19.4%	6 19.4%	1 3.2%	1 3.2%
全体	557	310 55.7%	63 11.3%	48 8.6%	14 2.5%	29 5.2%

(MA:事業所数)

組織形態	事業所数	介護職員等特定処遇改善加算				無回答
		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ～Ⅲ)の要件に該当するが、取得していない	介護職員処遇改善加算の要件に該当していない	
地方公共団体	5		2 40.0%		2 40.0%	1 20.0%
社会福祉協議会	92	17 18.5%	12 13.0%	9 9.8%	39 42.4%	15 16.3%
社会福祉法人(社協を除く)	64	46 71.9%	8 12.5%		5 7.8%	5 7.8%
医療法人	27	13 48.1%	3 11.1%	2 7.4%	4 14.8%	5 18.5%
営利法人(会社)	311	84 27.0%	72 23.2%	16 5.1%	55 17.7%	84 27.0%
特定非営利活動法人(NPO)	27	8 29.6%	7 25.9%	1 3.7%	6 22.2%	5 18.5%
社団・財団法人、組合等	31	7 22.6%	6 19.4%	3 9.7%	10 32.3%	5 16.1%
全体	557	175 31.4%	110 19.7%	31 5.6%	121 21.7%	120 21.5%

(MA:事業所数)

組織形態	事業所数	介護職員等ベースアップ等支援加算			無回答
		介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している	介護職員等ベースアップ等支援加算の要件に該当していた	介護職員等ベースアップ等支援加算の要件に該当していない	
地方公共団体	5	2 40.0%		2 40.0%	1 20.0%
社会福祉協議会	92	54 58.7%	4 4.3%	23 25.0%	11 12.0%
社会福祉法人(社協を除く)	64	58 90.6%		1 1.6%	5 7.8%
医療法人	27	16 59.3%		5 18.5%	6 22.2%
営利法人(会社)	311	197 63.3%	13 4.2%	25 8.0%	76 24.4%
特定非営利活動法人(NPO)	27	22 81.5%	1 3.7%	1 3.7%	3 11.1%
社団・財団法人、組合等	31	22 71.0%	2 6.5%	4 12.9%	3 9.7%
全体	557	371 66.6%	20 3.6%	61 11.0%	105 18.9%

図表5-1-② 処遇改善加算(旧加算)の取得状況(地区別)

(MA:事業所数)

地区	事業所数	介護職員処遇改善加算					無回答
		介護職員処遇改善加算(I)	介護職員処遇改善加算(II)	介護職員処遇改善加算(III)	介護職員処遇改善加算(I~III)の要件に該当するが、取得していない	介護職員処遇改善加算の要件に該当していない	
札幌	186	107 57.5%	16 8.6%	14 7.5%	3 1.6%	3 1.6%	43 23.1%
旭川	14	13 92.9%	1 7.1%				
函館	26	9 34.6%	8 30.8%	1 3.8%	2 7.7%	1 3.8%	5 19.2%
石狩	29	12 41.4%	6 20.7%	1 3.4%	1 3.4%	3 10.3%	6 20.7%
渡島	17	5 29.4%	3 17.6%	5 29.4%		2 11.8%	2 11.8%
檜山	7	2 28.6%	1 14.3%	2 28.6%	1 14.3%		1 14.3%
後志	22	14 63.6%	1 4.5%	2 9.1%	1 4.5%	3 13.6%	1 4.5%
空知	39	26 66.7%	4 10.3%	2 5.1%		1 2.6%	6 15.4%
上川	28	16 57.1%	3 10.7%	2 7.1%	2 7.1%	2 7.1%	3 10.7%
留萌	12	8 66.7%	1 8.3%	2 16.7%		1 8.3%	
宗谷	6	1 16.7%				1 16.7%	4 66.7%
網走	40	26 65.0%	5 12.5%	1 2.5%		3 7.5%	5 12.5%
胆振	38	22 57.9%	6 15.8%	1 2.6%	2 5.3%	2 5.3%	5 13.2%
日高	16	9 56.3%		4 25.0%	1 6.3%		2 12.5%
十勝	34	16 47.1%	3 8.8%	3 8.8%	1 2.9%	5 14.7%	6 17.6%
釧路	37	21 56.8%	4 10.8%	6 16.2%		2 5.4%	4 10.8%
根室	6	3 50.0%	1 16.7%	2 33.3%			
全体	557	310 55.7%	63 11.3%	48 8.6%	14 2.5%	29 5.2%	93 16.7%

(MA:事業所数)

地区	事業所数	介護職員等特定処遇改善加算				無回答
		介護職員処遇改善加算(I)	介護職員処遇改善加算(II)	介護職員処遇改善加算(I~III)の要件に該当するが、取得していない	介護職員処遇改善加算の要件に該当していない	
札幌	186	70 37.6%	37 19.9%	6 3.2%	22 11.8%	51 27.4%
旭川	14	4 28.6%	7 50.0%		3 21.4%	
函館	26	4 15.4%	10 38.5%	1 3.8%	3 11.5%	8 30.8%
石狩	29	8 27.6%	5 17.2%	2 6.9%	5 17.2%	9 31.0%
渡島	17	3 17.6%	2 11.8%	2 11.8%	8 47.1%	2 11.8%
檜山	7		2 28.6%	1 14.3%	3 42.9%	1 14.3%
後志	22	6 27.3%	4 18.2%	2 9.1%	7 31.8%	3 13.6%
空知	39	14 35.9%	7 17.9%		10 25.6%	8 20.5%
上川	28	7 25.0%	3 10.7%	4 14.3%	11 39.3%	3 10.7%
留萌	12	5 41.7%	1 8.3%	1 8.3%	5 41.7%	
宗谷	6	1 16.7%			1 16.7%	4 66.7%
網走	40	12 30.0%	10 25.0%	2 5.0%	9 22.5%	7 17.5%
胆振	38	12 31.6%	6 15.8%	6 15.8%	7 18.4%	7 18.4%
日高	16	6 37.5%	2 12.5%		3 18.8%	5 31.3%
十勝	34	8 23.5%	4 11.8%	3 8.8%	11 32.4%	8 23.5%
釧路	37	14 37.8%	9 24.3%	1 2.7%	9 24.3%	4 10.8%
根室	6	1 16.7%	1 16.7%		4 66.7%	
全体	557	175 31.4%	110 19.7%	31 5.6%	121 21.7%	120 21.5%

(MA:事業所数)

地区	事業所数	介護職員等ベースアップ等支援加算			無回答
		介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している	介護職員等ベースアップ等支援加算の要件に該当していた	介護職員等ベースアップ等支援加算の要件に該当していない	
札幌	186	123 66.1%	5 2.7%	10 5.4%	48 25.8%
旭川	14	14 100.0%			
函館	26	17 65.4%	1 3.8%	2 7.7%	6 23.1%
石狩	29	16 55.2%	1 3.4%	6 20.7%	6 20.7%
渡島	17	8 47.1%	2 11.8%	5 29.4%	2 11.8%
檜山	7	4 57.1%		2 28.6%	1 14.3%
後志	22	15 68.2%	1 4.5%	5 22.7%	1 4.5%
空知	39	27 69.2%	1 2.6%	3 7.7%	8 20.5%
上川	28	19 67.9%	2 7.1%	4 14.3%	3 10.7%
留萌	12	9 75.0%		2 16.7%	1 8.3%
宗谷	6	1 16.7%		1 16.7%	4 66.7%
網走	40	30 75.0%	2 5.0%	3 7.5%	5 12.5%
胆振	38	26 68.4%	4 10.5%	2 5.3%	6 15.8%
日高	16	10 62.5%		3 18.8%	3 18.8%
十勝	34	20 58.8%		7 20.6%	7 20.6%
釧路	37	26 70.3%	1 2.7%	6 16.2%	4 10.8%
根室	6	6 100.0%			
全体	557	371 66.6%	20 3.6%	61 11.0%	105 18.9%

(2) 処遇改善加算(新加算)の取得状況(令和6年8月末)【問15(2)】

図表5-2-① 処遇改善加算(新加算)の取得状況(組織形態別)

組織形態	事業所数	介護職員等処遇改善加算(新加算)						介護職員等処遇改善加算の要件に該当していない	無回答
		(I)	(II)	(III)	(IV)	(V)	(I~V)の要件に該当するが、取得していない		
地方公共団体	5	1 20.0%	1 20.0%					3 60.0%	
社会福祉協議会	92	21 22.8%	9 9.8%	17 18.5%	16 17.4%	10 10.9%	7 7.6%	12 13.0%	
社会福祉法人(社協を除く)	64	47 73.4%	11 17.2%	2 3.1%	1 1.6%	2 3.1%	1 1.6%		
医療法人	27	14 51.9%	3 11.1%	4 14.8%	4 14.8%	1 3.7%	1 3.7%		
営利法人(会社)	311	125 40.2%	95 30.5%	44 14.1%	12 3.9%	13 4.2%	3 1.0%	19 6.1%	
特定非営利活動法人(NPO)	27	8 29.6%	10 37.0%	1 3.7%	1 3.7%	4 14.8%		3 11.1%	
社団・財団法人、組合等	31	13 41.9%	8 25.8%	7 22.6%	1 3.2%	1 3.2%		1 3.2%	
全体	557	229 41.1%	137 24.6%	75 13.5%	35 6.3%	31 5.6%	12 2.2%	38 6.8%	

図表5-2-② 処遇改善加算(新加算)の取得状況(地区別)

(MA:事業所数)

地区	事業所数	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ～Ⅴ)の要件に該当するが、取得していない	介護職員等処遇改善加算の要件に該当していない	無回答
札幌	186	95 51.1%	52 28.0%	18 9.7%	9 4.8%	3 1.6%	1 0.5%	8 4.3%	
旭川	14	4 28.6%	6 42.9%	4 28.6%					
函館	26	9 34.6%	10 38.5%	5 19.2%		1 3.8%		1 3.8%	
石狩	29	9 31.0%	7 24.1%	3 10.3%	2 6.9%			8 27.6%	
渡島	17	5 29.4%	2 11.8%	2 11.8%	4 23.5%	2 11.8%	1 5.9%	1 5.9%	
檜山	7	1 14.3%	1 14.3%	2 28.6%	1 14.3%	1 14.3%		1 14.3%	
後志	22	8 36.4%	3 13.6%	4 18.2%	1 4.5%	2 9.1%	1 4.5%	3 13.6%	
空知	39	17 43.6%	8 20.5%	9 23.1%	3 7.7%	1 2.6%		1 2.6%	
上川	28	9 32.1%	6 21.4%	5 17.9%	3 10.7%	1 3.6%	2 7.1%	2 7.1%	
留萌	12	6 50.0%	1 8.3%	1 8.3%		3 25.0%		1 8.3%	
宗谷	6	1 16.7%	1 16.7%				1 16.7%	3 50.0%	
網走	40	19 47.5%	11 27.5%	6 15.0%		1 2.5%		3 7.5%	
胆振	38	17 44.7%	8 21.1%	5 13.2%	3 7.9%	3 7.9%	2 5.3%		
日高	16	6 37.5%	2 12.5%	2 12.5%	1 6.3%	4 25.0%	1 6.3%		
十勝	34	10 29.4%	6 17.6%	6 17.6%	1 2.9%	4 11.8%	3 8.8%	4 11.8%	
釧路	37	12 32.4%	12 32.4%	2 5.4%	5 13.5%	4 10.8%		2 5.4%	
根室	6	1 16.7%	1 16.7%	1 16.7%	2 33.3%	1 16.7%			
全体	557	229 41.1%	137 24.6%	75 13.5%	35 6.3%	31 5.6%	12 2.2%	38 6.8%	

【令和6年8月末時点で介護職員等処遇改善加算を取得している場合】

(3) 令和6年8月賃金において、令和5年8月の賃金と比較し、賃金改善が行われた内容について【問17】

図表5-3-① 賃金改善が行われた内容(組織形態別)

(MA:事業所数)

組織形態	事業所数	給与表(賃金表)を改定し、基本給を上げ	定期昇給を実施	毎月決まって支払われる手当の引き上げ	毎月決まって支払われる手当の新設	賞与等(一時金含む)による支給	その他	無回答
地方公共団体	2	2 100.0%	2 100.0%	1 50.0%		1 50.0%		
社会福祉協議会	73	25 34.2%	33 45.2%	30 41.1%	8 11.0%	31 42.5%	2 2.7%	5 6.8%
社会福祉法人(社協を除く)	63	30 47.6%	31 49.2%	23 36.5%	12 19.0%	19 30.2%	2 3.2%	6 9.5%
医療法人	26	2 7.7%	5 19.2%	8 30.8%	3 11.5%	6 23.1%		9 34.6%
営利法人(会社)	289	78 27.0%	41 14.2%	122 42.2%	24 8.3%	123 42.6%	5 1.7%	66 22.8%
特定非営利活動法人(NPO)	24	10 41.7%	1 4.2%	12 50.0%	5 20.8%	5 20.8%		2 8.3%
公益法人、組合等	30	8 26.7%	5 16.7%	12 40.0%	3 10.0%	16 53.3%	1 3.3%	4 13.3%
全体	507	155 30.6%	118 23.3%	208 41.0%	55 10.8%	201 39.6%	10 2.0%	92 18.1%

図表5-3-② 賃金改善が行われた内容(地区別)

(MA:事業所数)

地区	事業所数	給与表(賃金表)を改定し、基本給を上げ	定期昇給を実施	毎月決まって支払われる手当の引き上げ	毎月決まって支払われる手当の新設	賞与等(一時金含む)による支給	その他	無回答
札幌	177	44 24.9%	25 14.1%	69 39.0%	17 9.6%	64 36.2%	2 1.1%	46 26.0%
旭川	14	5 35.7%	6 42.9%	9 64.3%	1 7.1%	9 64.3%		
函館	25	6 24.0%	5 20.0%	13 52.0%	4 16.0%	10 40.0%	1 4.0%	3 12.0%
石狩	21	9 42.9%	4 19.0%	5 23.8%	2 9.5%	5 23.8%	1 4.8%	7 33.3%
渡島	15	5 33.3%	5 33.3%	7 46.7%	1 6.7%	3 20.0%		1 6.7%
檜山	6	1 16.7%	3 50.0%	2 33.3%	2 33.3%	4 66.7%	1 16.7%	
後志	18	7 38.9%	5 27.8%	5 27.8%	3 16.7%	7 38.9%		4 22.2%
空知	38	14 36.8%	14 36.8%	15 39.5%	5 13.2%	19 50.0%	1 2.6%	3 7.9%
上川	24	7 29.2%	5 20.8%	12 50.0%	3 12.5%	8 33.3%		5 20.8%
留萌	11	5 45.5%	2 18.2%	6 54.5%	1 9.1%	9 81.8%		
宗谷	2	1 50.0%	1 50.0%					1 50.0%
網走	37	10 27.0%	14 37.8%	14 37.8%	4 10.8%	13 35.1%	1 2.7%	6 16.2%
胆振	36	11 30.6%	10 27.8%	17 47.2%	4 11.1%	16 44.4%		4 11.1%
日高	15	4 26.7%	4 26.7%	5 33.3%	1 6.7%	3 20.0%		5 33.3%
十勝	27	14 51.9%	8 29.6%	8 29.6%	3 11.1%	10 37.0%	2 7.4%	5 18.5%
釧路	35	10 28.6%	5 14.3%	18 51.4%	4 11.4%	18 51.4%	1 2.9%	2 5.7%
根室	6	2 33.3%	2 33.3%	3 50.0%	3 50.0%	3 50.0%		
全体	507	155 30.6%	118 23.3%	208 41.0%	55 10.8%	201 39.6%	10 2.0%	92 18.1%

【令和6年8月末時点で介護職員等処遇改善加算を取得していない場合】

(4)介護職員等処遇改善加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由【問18】

図表5-4-① 加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由(組織形態別)

(MA:事業所数)

組織形態	事業所数	加算要件が厳しい	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大きい	賃金改善の仕組みをどのように定めたらよいかわからない	賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑	事業所間もしくは職種間の賃金バランスがとれなくなる	その他	無回答
地方公共団体	3					1 33.3%			2 66.7%	
社会福祉協議会	19	5 26.3%	8 42.1%	3 15.8%	9 47.4%	4 21.1%	9 47.4%	7 36.8%	4 21.1%	
社会福祉法人(社協を除く)	1	1 100.0%	1 100.0%		1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%		
医療法人	1				1 100.0%					
営利法人(会社)	22	7 31.8%	6 27.3%	4 18.2%	9 40.9%	5 22.7%	8 36.4%		5 22.7%	
特定非営利活動法人(NPO)	3	1 33.3%	1 33.3%		1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%		1 33.3%	
公益法人、組合等	1				1 100.0%					
全体	50	14 28.0%	16 32.0%	7 14.0%	22 44.0%	12 24.0%	19 38.0%	8 16.0%	12 24.0%	

図表5-4-② 加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由(地区別)

(MA:事業所数)

地区	事業所数	加算要件が厳しい	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大きい	資金改善の仕組みをどのように定めたらよいかわからない	資金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑	事業所間もしくは職種間の資金バランスがとれなくなる	その他	無回答
札幌	9	4 44.4%	2 22.2%		3 33.3%	1 11.1%	1 11.1%		1 11.1%	
旭川										
函館	1				1 100.0%					
石狩	8		1 12.5%		1 12.5%	2 25.0%	3 37.5%		4 50.0%	
渡島	2					1 50.0%		1 50.0%		
檜山	1	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%			
後志	4	1 25.0%			2 50.0%		1 25.0%		1 25.0%	
空知	1	1 100.0%			1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%			
上川	4	2 50.0%	3 75.0%	2 50.0%	4 100.0%	2 50.0%	4 100.0%	3 75.0%	1 25.0%	
留萌	1		1 100.0%				1 100.0%			
宗谷	4	1 25.0%	3 75.0%		2 50.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	
網走	3	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%		
胆振	2	1 50.0%	2 100.0%	2 100.0%	2 100.0%	1 50.0%	2 100.0%			
日高	1							1 100.0%	1 100.0%	
十勝	7	1 14.3%	2 28.6%	1 14.3%	4 57.1%	1 14.3%	3 42.9%	1 14.3%	2 28.6%	
釧路	2	1 50.0%							1 50.0%	
根室										
全体	50	14 28.0%	16 32.0%	7 14.0%	22 44.0%	12 24.0%	19 38.0%	8 16.0%	12 24.0%	

第4. 特定事業所加算の取得状況について
6. 特定事業所加算の取得状況について

(1) 特定事業所加算の取得状況【問20】

図表6-1-① 特定事業所加算の取得状況(組織形態別)

組織形態		事業所数	(MA:事業所数)					無回答	
			特定事業所加算(I)	特定事業所加算(II)	特定事業所加算(III)	特定事業所加算(IV)	特定事業所加算(V)		
地方公共団体	令和5年8月	5		1				4	
	令和6年8月	5		20.0%				80.0%	
社会福祉協議会	令和5年8月	92	2	40				4	39
	令和6年8月	92	2	43	1			5	41
社会福祉法人(社協を除く)	令和5年8月	64	4	40			1	1	12
	令和6年8月	64	7	45			1.6%	1.6%	18.8%
医療法人	令和5年8月	27	1	13			1	3	4
	令和6年8月	27	2	16		1	1	2	5
営利法人(会社)	令和5年8月	311	24	89	3		2	28	90
	令和6年8月	311	41	123	4	3		28	112
特定非営利活動法人(NPO)	令和5年8月	27	1	11	1			1	10
	令和6年8月	27	1	12		1		1	12
社団・財団法人、組合等	令和5年8月	31	2	7				5	11
	令和6年8月	31	4	11				4	12
全体	令和5年8月	557	34	201	4		4	42	170
	令和6年8月	557	57	251	5	5	1	40	198

図表6-1-② 特定事業所加算の取得状況(地区別)

地区		事業所数	(MA:事業所数)					無回答	
			特定事業所加算(I)	特定事業所加算(II)	特定事業所加算(III)	特定事業所加算(IV)	特定事業所加算(V)		
札幌	令和5年8月	186	11	77	1		11	40	46
	令和6年8月	186	22	97	2		11	54	54
旭川	令和5年8月	14	2	2			2	8	8
	令和6年8月	14	2	2			2	8	8
函館	令和5年8月	26		5			4	10	7
	令和6年8月	26		15	1		2	8	8
石狩	令和5年8月	29	3	8			1	11	6
	令和6年8月	29	6	8			3.4%	15	15
渡島	令和5年8月	17		4				11	2
	令和6年8月	17	1	5				11	11.8%
檜山	令和5年8月	7					1	5	1
	令和6年8月	7		2			14.3%	71.4%	14.3%
後志	令和5年8月	22	1	11			1	2	7
	令和6年8月	22	2	11		2	4.5%	6	6
空知	令和5年8月	39	1	18			1	2	12
	令和6年8月	39	1	22		1	2.6%	2	13
上川	令和5年8月	28		9			1	4	9
	令和6年8月	28	2	10			3.6%	14.3%	32.1%
留萌	令和5年8月	12	1	7				4	4
	令和6年8月	12	1	6			8.3%	33.3%	33.3%
宗谷	令和5年8月	6		3				1	2
	令和6年8月	6		3		1	16.7%	2	33.3%
網走	令和5年8月	40	7	10	1			4	14
	令和6年8月	40	8	14				5	13
胆振	令和5年8月	38	4	11	1			5	12
	令和6年8月	38	6	15	2			4	11
日高	令和5年8月	16		7	1			1	3
	令和6年8月	16		9		1		6	6
十勝	令和5年8月	34	1	13				3	9
	令和6年8月	34	1	14				3	16
釧路	令和5年8月	37	3	13				2	12
	令和6年8月	37	5	15				4	13
根室	令和5年8月	6		3				1	2
	令和6年8月	6		3				1	2
全体	令和5年8月	557	34	201	4		4	42	170
	令和6年8月	557	57	251	5	5	1	40	198

【令和6年8月末時点で特定事業所加算を取得していない場合】

(2) 特定事業所加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由について【問21】

図表6-2-① 加算を取得する上での課題、取得できない理由(組織形態別)

組織形態	事業所数	(MA:事業所数)					無回答
		加算要件が厳しい	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大	その他	
地方公共団体	4	2 50.0%	1 25.0%			1 25.0%	
社会福祉協議会	46	27 58.7%	17 37.0%	3 6.5%	20 43.5%	2 4.3%	6 13.0%
社会福祉法人(社協を除く)	12	6 50.0%	4 33.3%	2 16.7%	5 41.7%	2 16.7%	3 25.0%
医療法人	7	3 42.9%	1 14.3%	1 14.3%	3 42.9%	1 14.3%	2 28.6%
営利法人(会社)	140	58 41.4%	33 23.6%	14 10.0%	63 45.0%	17 12.1%	23 16.4%
特定非営利活動法人(NPO)	13	10 76.9%	4 30.8%	1 7.7%	6 46.2%	1 7.7%	1 7.7%
公益法人、組合等	16	7 43.8%	2 12.5%		9 56.3%		2 12.5%
全体	238	113 47.5%	62 26.1%	21 8.8%	106 44.5%	24 10.1%	37 15.5%

図表6-2-② 加算を取得する上での課題、取得できない理由(地区別)

地区	事業所数	(MA:事業所数)					無回答
		加算要件が厳しい	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大	その他	
札幌	65	23 35.4%	10 15.4%	3 4.6%	27 41.5%	7 10.8%	14 21.5%
旭川	10	9 90.0%	2 20.0%		3 30.0%	1 10.0%	
函館	10	7 70.0%	1 10.0%		4 40.0%		1 10.0%
石狩	15	3 20.0%	4 26.7%	2 13.3%	7 46.7%	5 33.3%	2 13.3%
渡島	11	4 36.4%	7 63.6%		2 18.2%	2 18.2%	2 18.2%
檜山	5	3 60.0%	2 40.0%	1 20.0%	3 60.0%	1 20.0%	1 20.0%
後志	7	3 42.9%	2 28.6%	1 14.3%	3 42.9%		1 14.3%
空知	15	12 80.0%	5 33.3%	2 13.3%	6 40.0%	2 13.3%	
上川	16	7 43.8%	5 31.3%	3 18.8%	8 50.0%	1 6.3%	3 18.8%
留萌	4	4 100.0%	1 25.0%	1 25.0%	3 75.0%		
宗谷	2		2 100.0%		1 50.0%		
網走	18	13 72.2%	7 38.9%	2 11.1%	6 33.3%		2 11.1%
胆振	15	8 53.3%	3 20.0%	3 20.0%	9 60.0%		4 26.7%
日高	6	1 16.7%			1 16.7%		4 66.7%
十勝	19	7 36.8%	5 26.3%	2 10.5%	10 52.6%	2 10.5%	2 10.5%
釧路	17	9 52.9%	4 23.5%	1 5.9%	10 58.8%	3 17.6%	1 5.9%
根室	3		2 66.7%		3 100.0%		
全体	238	113 47.5%	62 26.1%	21 8.8%	106 44.5%	24 10.1%	37 15.5%

【問21で、「加算要件が厳しい」と答えた方】

(3)該当する加算要件について【問22】

図表6-3-① 加算要件が厳しいとする加算要件(組織形態別)

組織形態	事業所数	(MA:事業所数)				無回答
		体制要件	資格要件	人材要件	重度要介護者等対応要件	
地方公共団体	2	1 50.0%	1 50.0%			
社会福祉協議会	27	26 96.3%	12 44.4%	13 48.1%	13 48.1%	
社会福祉法人(社協を除く)	6	5 83.3%	5 83.3%	4 66.7%	6 100.0%	
医療法人	3	2 66.7%	2 66.7%	3 100.0%	1 33.3%	
営利法人(会社)	58	46 79.3%	32 55.2%	34 58.6%	12 20.7%	
特定非営利活動法人(NPO)	10	9 90.0%	3 30.0%	6 60.0%	4 40.0%	
公益法人、組合等	7	6 85.7%	3 42.9%	4 57.1%	2 28.6%	
全体	113	95 84.1%	58 51.3%	64 56.6%	38 33.6%	

図表6-3-② 加算要件が厳しいとする加算要件(地区別)

(MA:事業所数)

地区	事業所数	体制要件	資格要件	人材要件	重度要介護者 等対応要件	無回答
札幌	23	16 69.6%	14 60.9%	11 47.8%	4 17.4%	
旭川	9	8 88.9%	3 33.3%	4 44.4%	2 22.2%	
函館	7	7 100.0%	5 71.4%	4 57.1%	3 42.9%	
石狩	3	2 66.7%	2 66.7%	3 100.0%	1 33.3%	
渡島	4	4 100.0%	3 75.0%	4 100.0%	2 50.0%	
檜山	3	3 100.0%	1 33.3%	1 33.3%	2 66.7%	
後志	3	3 100.0%	2 66.7%	3 100.0%	1 33.3%	
空知	12	8 66.7%	6 50.0%	5 41.7%	4 33.3%	
上川	7	7 100.0%	4 57.1%	3 42.9%	2 28.6%	
留萌	4	4 100.0%	1 25.0%	3 75.0%	3 75.0%	
宗谷						
網走	13	12 92.3%	4 30.8%	7 53.8%	5 38.5%	
胆振	8	8 100.0%	5 62.5%	6 75.0%	3 37.5%	
日高	1			1 100.0%		
十勝	7	6 85.7%	4 57.1%	5 71.4%	3 42.9%	
釧路	9	7 77.8%	4 44.4%	4 44.4%	3 33.3%	
根室						
全体	113	95 84.1%	58 51.3%	64 56.6%	38 33.6%	

第5. 認知症専門ケア加算の取得状況について

7. 認知症専門ケア加算の取得状況について

(1) 認知症専門ケア加算の取得状況【問24】

図表7-1-① 認知症専門ケア加算の取得状況(組織形態別)

(SA:事業所数)

組織形態		事業所数	認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症専門ケア加算Ⅱ	認知症専門ケア加算(Ⅰ・Ⅱ)の要件に該当するが、取得していない	認知症専門ケア加算の要件に該当していない	無回答
地方公共団体	令和5年8月	5				4 80.0%	1 20.0%
	令和6年8月	5				5 100.0%	
社会福祉協議会	令和5年8月	92			1 1.1%	83 90.2%	8 8.7%
	令和6年8月	92			1 1.1%	91 98.9%	
社会福祉法人 (社協を除く)	令和5年8月	64			1 1.6%	57 89.1%	6 9.4%
	令和6年8月	64	2 3.1%		1 1.6%	61 95.3%	
医療法人	令和5年8月	27				20 74.1%	7 25.9%
	令和6年8月	27			1 3.7%	26 96.3%	
営利法人 (会社)	令和5年8月	311			7 2.3%	217 69.8%	87 28.0%
	令和6年8月	311	1 0.3%		12 3.9%	298 95.8%	
特定非営利活動 法人(NPO)	令和5年8月	27			1 3.7%	23 85.2%	3 11.1%
	令和6年8月	27			1 3.7%	26 96.3%	
社団・財団法人、 組合等	令和5年8月	31			1 3.2%	24 77.4%	6 19.4%
	令和6年8月	31	1 3.2%		1 3.2%	29 93.5%	
全体	令和5年8月	557			11 2.0%	428 76.8%	118 21.2%
	令和6年8月	557	4 0.7%		17 3.1%	536 96.2%	

図表7-1-② 認知症専門ケア加算の取得状況(地区別)

(SA:事業所数)

地区		事業所数	認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症専門ケア加算Ⅱ	認知症専門ケア加算(Ⅰ・Ⅱ)の要件に該当するが、取得していない	認知症専門ケア加算の要件に該当していない	無回答
札幌	令和5年8月	186			3 1.6%	129 69.4%	54 29.0%
	令和6年8月	186	1 0.5%		7 3.8%	178 95.7%	
旭川	令和5年8月	14			1 7.1%	13 92.9%	
	令和6年8月	14			1 7.1%	13 92.9%	
函館	令和5年8月	26				17 65.4%	9 34.6%
	令和6年8月	26				26 100.0%	
石狩	令和5年8月	29				22 75.9%	7 24.1%
	令和6年8月	29	1 3.4%			28 96.6%	
渡島	令和5年8月	17				15 88.2%	2 11.8%
	令和6年8月	17	1 5.9%			16 94.1%	
檜山	令和5年8月	7				6 85.7%	1 14.3%
	令和6年8月	7				7 100.0%	

後志	令和5年8月	22			1 4.5%	21 95.5%	
	令和6年8月	22			1 4.5%	21 95.5%	
空知	令和5年8月	40			1 2.5%	35 87.5%	4 10.0%
	令和6年8月	40			1 2.5%	39 97.5%	
上川	令和5年8月	26				18 69.2%	8 30.8%
	令和6年8月	26				26 100.0%	
留萌	令和5年8月	11				10 90.9%	1 9.1%
	令和6年8月	11				11 100.0%	
宗谷	令和5年8月	7				4 57.1%	3 42.9%
	令和6年8月	7				7 100.0%	
網走	令和5年8月	32			3 9.4%	25 78.1%	4 12.5%
	令和6年8月	32			4 12.5%	28 87.5%	
胆振	令和5年8月	38			1 2.6%	32 84.2%	5 13.2%
	令和6年8月	38			1 2.6%	37 97.4%	
日高	令和5年8月	16				13 81.3%	3 18.8%
	令和6年8月	16	1 6.3%			15 93.8%	
十勝	令和5年8月	43			1 2.3%	32 74.4%	10 23.3%
	令和6年8月	43			1 2.3%	42 97.7%	
釧路	令和5年8月	37				30 81.1%	7 18.9%
	令和6年8月	37			1 2.7%	36 97.3%	
根室	令和5年8月	6				6 100.0%	
	令和6年8月	6				6 100.0%	
全体	令和5年8月	557			11 2.0%	428 76.8%	118 21.2%
	令和6年8月	557	4 0.7%		17 3.1%	536 96.2%	

【令和6年8月末時点で認知症専門ケア加算を取得していない場合】

(2) 認知症専門ケア加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由について【問21】

図表7-2-① 認知症専門ケア加算を取得する上での課題、取得できない理由(組織形態別)

(MA:事業所数)

組織形態	事業所数	加算要件が厳しい	加算される報酬が少ない	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大	その他	無回答
地方公共団体	5	3 60.0%					1 20.0%	1 20.0%
社会福祉協議会	92	57 62.0%	13 14.1%	17 18.5%	4 4.3%	26 28.3%	8 8.7%	11 12.0%
社会福祉法人 (社協を除く)	62	42 67.7%	10 16.1%	7 11.3%	4 6.5%	20 32.3%	11 17.7%	7 11.3%
医療法人	27	14 51.9%	8 29.6%		2 7.4%	6 22.2%	3 11.1%	7 25.9%
営利法人 (会社)	310	132 42.6%	60 19.4%	41 13.2%	16 5.2%	127 41.0%	31 10.0%	59 19.0%
特定非営利活動 法人 (NPO)	27	18 66.7%	6 22.2%	3 11.1%	3 11.1%	8 29.6%	5 18.5%	2 7.4%
公益法人、 組合等	30	15 50.0%	6 20.0%	5 16.7%	1 3.3%	11 36.7%	3 10.0%	6 20.0%
全体	553	281 50.8%	103 18.6%	73 13.2%	30 5.4%	198 35.8%	62 11.2%	93 16.8%

図表7-2-② 認知症専門ケア加算を取得する上での課題、取得できない理由(地区別)

(MA:事業所数)

地区	事業所数	加算要件が厳しい	加算される報酬が少ない	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大	その他	無回答
札幌	185	81 43.8%	31 16.8%	17 9.2%	4 2.2%	55 29.7%	21 11.4%	41 22.2%
旭川	14	6 42.9%	5 35.7%	3 21.4%	2 14.3%	6 42.9%	1 7.1%	
函館	26	20 76.9%	6 23.1%	4 15.4%		10 38.5%	1 3.8%	2 7.7%
石狩	28	11 39.3%	3 10.7%	1 3.6%	1 3.6%	7 25.0%	5 17.9%	8 28.6%
渡島	16	9 56.3%	1 6.3%	3 18.8%	1 6.3%	2 12.5%	3 18.8%	3 18.8%
檜山	7	3 42.9%	1 14.3%			3 42.9%	1 14.3%	1 14.3%
後志	22	10 45.5%	5 22.7%	4 18.2%	1 4.5%	8 36.4%	4 18.2%	3 13.6%
空知	40	25 62.5%	5 12.5%	6 15.0%	4 10.0%	14 35.0%	3 7.5%	4 10.0%
上川	26	17 65.4%	3 11.5%	3 11.5%	1 3.8%	5 19.2%	1 3.8%	5 19.2%
留萌	11	8 72.7%	5 45.5%	2 18.2%		4 36.4%	1 9.1%	
宗谷	7	3 42.9%		1 14.3%		2 28.6%		3 42.9%
網走	32	13 40.6%	7 21.9%	7 21.9%	2 6.3%	14 43.8%	3 9.4%	7 21.9%
胆振	38	17 44.7%	6 15.8%	5 13.2%	5 13.2%	17 44.7%	8 21.1%	4 10.5%
日高	15	7 46.7%	2 13.3%			3 20.0%	1 6.7%	5 33.3%
十勝	43	25 58.1%	8 18.6%	7 16.3%	4 9.3%	23 53.5%	6 14.0%	4 9.3%
釧路	37	21 56.8%	13 35.1%	8 21.6%	4 10.8%	22 59.5%	3 8.1%	3 8.1%
根室	6	5 83.3%	2 33.3%	2 33.3%	1 16.7%	3 50.0%		
全体	553	281 50.8%	103 18.6%	73 13.2%	30 5.4%	198 35.8%	62 11.2%	93 16.8%

第6. 生活機能向上連携加算の取得状況について
8. 生活機能向上連携加算の取得状況について

(1)生活機能向上連携加算の取得状況【問27】

図表8-1-① 生活機能向上連携加算の取得状況(組織形態別)

(SA:事業所数)

組織形態		事業所数	取得している	生活機能向上連携加算の要件に該当するが、取得していない	生活機能向上連携加算の要件に該当していない	無回答
地方公共団体	令和5年8月	5			4 80.0%	1 20.0%
	令和6年8月	5			5 100.0%	
社会福祉協議会	令和5年8月	92			87 94.6%	5 5.4%
	令和6年8月	92			92 100.0%	
社会福祉法人(社協を除く)	令和5年8月	64	3 4.7%	1 1.6%	53 82.8%	7 10.9%
	令和6年8月	64	3 4.7%	1 1.6%	60 93.8%	
医療法人	令和5年8月	27	2 7.4%	8 29.6%	11 40.7%	6 22.2%
	令和6年8月	27	4 14.8%	8 29.6%	15 55.6%	
営利法人(会社)	令和5年8月	311	1 0.3%	12 3.9%	209 67.2%	89 28.6%
	令和6年8月	311	1 0.3%	16 5.1%	294 94.5%	
特定非営利活動法人(NPO)	令和5年8月	27			23 85.2%	4 14.8%
	令和6年8月	27			27 100.0%	
社団・財団法人、組合等	令和5年8月	31		4 12.9%	19 61.3%	8 25.8%
	令和6年8月	31		4 12.9%	27 87.1%	
全体	令和5年8月	557	6 1.1%	25 4.5%	406 72.9%	120 21.5%
	令和6年8月	557	8 1.4%	29 5.2%	520 93.4%	

図表8-1-② 生活機能向上連携加算の取得状況(地区別)

(SA:事業所数)

地区		事業所数	取得している	生活機能向上連携加算の要件に該当するが、取得していない	生活機能向上連携加算の要件に該当していない	無回答
札幌	令和5年8月	186		6 3.2%	120 64.5%	60 32.3%
	令和6年8月	186	2 1.1%	7 3.8%	177 95.2%	
旭川	令和5年8月	14	1 7.1%		13 92.9%	
	令和6年8月	14	1 7.1%		13 92.9%	
函館	令和5年8月	26		2 7.7%	17 65.4%	7 26.9%
	令和6年8月	26		3 11.5%	23 88.5%	
石狩	令和5年8月	29		2 6.9%	20 69.0%	7 24.1%
	令和6年8月	29		2 6.9%	27 93.1%	
渡島	令和5年8月	17		2 11.8%	14 82.4%	1 5.9%
	令和6年8月	17		2 11.8%	15 88.2%	
檜山	令和5年8月	7			6 85.7%	1 14.3%
	令和6年8月	7			7 100.0%	
後志	令和5年8月	22		2 9.1%	20 90.9%	
	令和6年8月	22		2 9.1%	20 90.9%	
空知	令和5年8月	40	1 2.5%	2 5.0%	32 80.0%	5 12.5%
	令和6年8月	40	1 2.5%	2 5.0%	37 92.5%	

上川	令和5年8月	26			22 84.6%	4 15.4%
	令和6年8月	26			26 100.0%	
留萌	令和5年8月	11			10 90.9%	1 9.1%
	令和6年8月	11		1 9.1%	10 90.9%	
宗谷	令和5年8月	7			4 57.1%	3 42.9%
	令和6年8月	7			7 100.0%	
網走	令和5年8月	32	1 3.1%	4 12.5%	22 68.8%	5 15.6%
	令和6年8月	32	1 3.1%	4 12.5%	27 84.4%	
胆振	令和5年8月	38	1 2.6%	2 5.3%	29 76.3%	6 15.8%
	令和6年8月	38	1 2.6%	1 2.6%	36 94.7%	
日高	令和5年8月	16			13 81.3%	3 18.8%
	令和6年8月	16			16 100.0%	
十勝	令和5年8月	43	1 2.3%	1 2.3%	32 74.4%	9 20.9%
	令和6年8月	43	1 2.3%	1 2.3%	41 95.3%	
釧路	令和5年8月	37	1 2.7%	2 5.4%	26 70.3%	8 21.6%
	令和6年8月	37	1 2.7%	4 10.8%	32 86.5%	
根室	令和5年8月	6			6 100.0%	
	令和6年8月	6			6 100.0%	
全体	令和5年8月	557	6 1.1%	25 4.5%	406 72.9%	120 21.5%
	令和6年8月	557	8 1.4%	29 5.2%	520 93.4%	

【令和6年8月末時点で生活機能向上連携加算を取得していない場合】

(2)生活機能向上連携加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由について【問28】

図表8-2-① 生活機能向上連携加算を取得する上での課題、取得できない理由(組織形態別)

(MA:事業所数)

組織形態	事業所数	ケアプランに位置づけがない	連携できる事業所がない	業務負担が多くなる	加算される報酬が少ない	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大	その他	無回答
地方公共団体	5		2 40.0%			1 20.0%		1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%
社会福祉協議会	92	45 48.9%	46 50.0%	44 47.8%	11 12.0%	13 14.1%	5 5.4%	42 45.7%	3 3.3%	7 7.6%
社会福祉法人(社協を除く)	61	28 45.9%	30 49.2%	18 29.5%	11 18.0%	8 13.1%	3 4.9%	22 36.1%	7 11.5%	6 9.8%
医療法人	23	5 21.7%	7 30.4%	10 43.5%	7 30.4%	1 4.3%	1 4.3%	9 39.1%	3 13.0%	6 26.1%
営利法人(会社)	310	88 28.4%	79 25.5%	125 40.3%	56 18.1%	44 14.2%	18 5.8%	118 38.1%	19 6.1%	60 19.4%
特定非営利活動法人(NPO)	27	18 66.7%	10 37.0%	13 48.1%	5 18.5%	3 11.1%	2 7.4%	11 40.7%	2 7.4%	2 7.4%
公益法人、組合等	31	9 29.0%	9 29.0%	12 38.7%	3 9.7%	4 12.9%	2 6.5%	13 41.9%		6 19.4%
全体	549	193 35.2%	183 33.3%	222 40.4%	93 16.9%	74 13.5%	31 5.6%	216 39.3%	35 6.4%	88 16.0%

図表8-2-② 生活機能向上連携加算を取得する上での課題、取得できない理由(地区別)

(MA:事業所数)

地区	事業所数	ケアプランに位置づけがない	連携できる事業所がない	業務負担が多くなる	加算される報酬が少ない	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大	その他	無回答
札幌	184	53 28.8%	59 32.1%	73 39.7%	31 16.8%	22 12.0%	6 3.3%	65 35.3%	11 6.0%	38 20.7%
旭川	13	6 46.2%	1 7.7%	7 53.8%	3 23.1%	2 15.4%	1 7.7%	4 30.8%	1 7.7%	1 7.7%
函館	26	15 57.7%	8 30.8%	15 57.7%	4 15.4%	6 23.1%	3 11.5%	10 38.5%		2 7.7%
石狩	29	11 37.9%	10 34.5%	5 17.2%	3 10.3%	1 3.4%	1 3.4%	8 27.6%	4 13.8%	8 27.6%
渡島	17	7 41.2%	6 35.3%	4 23.5%	2 11.8%	5 29.4%	1 5.9%	3 17.6%	2 11.8%	3 17.6%
檜山	7	3 42.9%	5 71.4%	3 42.9%			1 14.3%	4 57.1%		1 14.3%
後志	22	10 45.5%	7 31.8%	8 36.4%	6 27.3%	2 9.1%		8 36.4%	2 9.1%	2 9.1%
空知	39	9 23.1%	12 30.8%	18 46.2%	8 20.5%	5 12.8%	3 7.7%	15 38.5%	5 12.8%	2 5.1%
上川	26	11 42.3%	6 23.1%	13 50.0%	3 11.5%	1 3.8%	1 3.8%	11 42.3%	1 3.8%	5 19.2%
留萌	11	5 45.5%	3 27.3%	7 63.6%	3 27.3%	2 18.2%		5 45.5%		
宗谷	7	3 42.9%	2 28.6%	2 28.6%		2 28.6%		2 28.6%		2 28.6%
網走	31	11 35.5%	7 22.6%	11 35.5%	4 12.9%	3 9.7%	3 9.7%	13 41.9%	1 3.2%	7 22.6%
胆振	37	13 35.1%	15 40.5%	15 40.5%	7 18.9%	6 16.2%	5 13.5%	18 48.6%	2 5.4%	5 13.5%
日高	16	6 37.5%	6 37.5%	6 37.5%	1 6.3%	1 6.3%		6 37.5%	1 6.3%	5 31.3%
十勝	42	15 35.7%	19 45.2%	13 31.0%	7 16.7%	7 16.7%	3 7.1%	20 47.6%	1 2.4%	5 11.9%
釧路	36	15 41.7%	13 36.1%	17 47.2%	9 25.0%	7 19.4%	2 5.6%	20 55.6%	4 11.1%	2 5.6%
根室	6		4 66.7%	5 83.3%	2 33.3%	2 33.3%	1 16.7%	4 66.7%		
全体	549	193 35.2%	183 33.3%	222 40.4%	93 16.9%	74 13.5%	31 5.6%	216 39.3%	35 6.4%	88 16.0%

第7. 口腔連携強化加算の取得状況について

9. 口腔連携強化加算の取得状況について

(1) 口腔連携強化加算の取得状況【問30】

図表9-1-① 口腔連携強化加算の取得状況(組織形態別)

(SA:事業所数)

組織形態	事業所数	取得している	口腔連携強化加算の要件に該当するが、取得していない	口腔連携強化加算の要件に該当していない	無回答
地方公共団体	5			5 100.0%	
社会福祉協議会	92		5 5.4%	87 94.6%	
社会福祉法人 (社協を除く)	64	1 1.6%	5 7.8%	58 90.6%	
医療法人	27	1 3.7%	4 14.8%	22 81.5%	
営利法人 (会社)	311	5 1.6%	26 8.4%	280 90.0%	
特定非営利活動法人 (NPO)	27			27 100.0%	
公益法人、 組合等	31	1 3.2%	2 6.5%	28 90.3%	
全体	557	8 1.4%	42 7.5%	507 91.0%	

図表9-1-② 口腔連携強化加算の取得状況(地区別)

(SA:事業所数)

地区	事業所数	取得している	口腔連携強化加算の要件に該当するが、取得していない	口腔連携強化加算の要件に該当していない	無回答
札幌	186	5 2.7%	12 6.5%	169 90.9%	
旭川	14		1 7.1%	13 92.9%	
函館	26	2 7.7%	4 15.4%	20 76.9%	
石狩	29		3 10.3%	26 89.7%	
渡島	17		1 5.9%	16 94.1%	
檜山	7			7 100.0%	
後志	22		3 13.6%	19 86.4%	
空知	40		4 10.0%	36 90.0%	
上川	26			26 100.0%	
留萌	11		2 18.2%	9 81.8%	
宗谷	7			7 100.0%	
網走	32	1 3.1%	2 6.3%	29 90.6%	
胆振	38		4 10.5%	34 89.5%	
日高	16		1 6.3%	15 93.8%	
十勝	43		3 7.0%	40 93.0%	
釧路	37		2 5.4%	35 94.6%	
根室	6			6 100.0%	
全体	557	8 1.4%	42 7.5%	507 91.0%	

【令和6年8月末時点で口腔連携強化加算を取得していない場合】

(2)口腔連携強化加算を取得する上での課題、加算が取得できない理由について【問31】

図表9-2-① 口腔連携強化加算を取得する上での課題、取得できない理由(組織形態別)

(MA:事業所数)

組織形態	事業所数	ケアプランに位置づけがない	連携できる歯科医療機関がない	業務負担が多くなる	加算される報酬が少ない	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大	その他	無回答
地方公共団体	5		1 20.0%	2 40.0%				1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%
社会福祉協議会	92	44 47.8%	46 50.0%	39 42.4%	11 12.0%	12 13.0%	4 4.3%	41 44.6%	3 3.3%	8 8.7%
社会福祉法人(社協を除く)	63	27 42.9%	33 52.4%	24 38.1%	16 25.4%	7 11.1%	3 4.8%	20 31.7%	6 9.5%	6 9.5%
医療法人	26	9 34.6%	8 30.8%	7 26.9%	7 26.9%	1 3.8%	1 3.8%	7 26.9%	2 7.7%	5 19.2%
営利法人(会社)	306	90 29.4%	72 23.5%	130 42.5%	69 22.5%	42 13.7%	18 5.9%	113 36.9%	21 6.9%	54 17.6%
特定非営利活動法人(NPO)	27	18 66.7%	9 33.3%	12 44.4%	5 18.5%	3 11.1%	2 7.4%	10 37.0%	2 7.4%	3 11.1%
公益法人、組合等	30	10 33.3%	10 33.3%	13 43.3%	6 20.0%	5 16.7%	1 3.3%	13 43.3%	1 3.3%	5 16.7%
全体	549	198 36.1%	179 32.6%	227 41.3%	114 20.8%	70 12.8%	29 5.3%	205 37.3%	36 6.6%	82 14.9%

図表9-2-② 口腔連携強化加算を取得する上での課題、取得できない理由(地区別)

(MA:事業所数)

地区	事業所数	ケアプランに位置づけがない	連携できる歯科医療機関がない	業務負担が多くなる	加算される報酬が少ない	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大	その他	無回答
札幌	181	55 30.4%	61 33.7%	73 40.3%	37 20.4%	21 11.6%	6 3.3%	58 32.0%	14 7.7%	37 20.4%
旭川	14	6 42.9%	1 7.1%	9 64.3%	4 28.6%	2 14.3%	1 7.1%	5 35.7%	1 7.1%	
函館	24	14 58.3%	9 37.5%	13 54.2%	7 29.2%	5 20.8%	2 8.3%	12 50.0%		2 8.3%
石狩	29	10 34.5%	10 34.5%	5 17.2%	3 10.3%	2 6.9%	1 3.4%	6 20.7%	4 13.8%	7 24.1%
渡島	17	8 47.1%	6 35.3%	5 29.4%	2 11.8%	4 23.5%	1 5.9%	3 17.6%	2 11.8%	3 17.6%
檜山	7	3 42.9%	5 71.4%	4 57.1%				5 71.4%		1 14.3%
後志	22	12 54.5%	5 22.7%	7 31.8%	6 27.3%	1 4.5%		8 36.4%	2 9.1%	2 9.1%
空知	40	12 30.0%	14 35.0%	17 42.5%	8 20.0%	5 12.5%	3 7.5%	12 30.0%	4 10.0%	2 5.0%
上川	26	10 38.5%	7 26.9%	12 46.2%	4 15.4%	1 3.8%	1 3.8%	9 34.6%		6 23.1%
留萌	11	5 45.5%	3 27.3%	7 63.6%	4 36.4%	2 18.2%		5 45.5%		
宗谷	7	3 42.9%	1 14.3%	1 14.3%		1 14.3%		2 28.6%		2 28.6%
網走	31	10 32.3%	10 32.3%	12 38.7%	6 19.4%	5 16.1%	3 9.7%	12 38.7%	2 6.5%	5 16.1%
胆振	38	16 42.1%	10 26.3%	16 42.1%	7 18.4%	6 15.8%	5 13.2%	18 47.4%	2 5.3%	4 10.5%
日高	16	6 37.5%	5 31.3%	6 37.5%	3 18.8%			7 43.8%		4 25.0%
十勝	43	15 34.9%	17 39.5%	18 41.9%	12 27.9%	7 16.3%	3 7.0%	21 48.8%	2 4.7%	5 11.6%
釧路	37	13 35.1%	11 29.7%	18 48.6%	10 27.0%	6 16.2%	2 5.4%	18 48.6%	3 8.1%	2 5.4%
根室	6		4 66.7%	4 66.7%	1 16.7%	2 33.3%	1 16.7%	4 66.7%		
全体	549	198 36.1%	179 32.6%	227 41.3%	114 20.8%	70 12.8%	29 5.3%	205 37.3%	36 6.6%	82 14.9%

第8. 中山間地域等における加算の算定状況について
 10. 中山間地域等における加算の算定状況について

(1) 中山間地域等における加算の取得状況【問33】

図表10-1-① 中山間地域等における加算の取得状況(組織形態別)

(SA:事業所数)

組織形態		事業所数	特別地域訪問 介護加算	中山間地域等 における小規模 事業所加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス提 供加算	算定していない	無回答
地方公共団体	令和5年8月	5	4 80.0%			1 20.0%	
	令和6年8月	5	4 80.0%			1 20.0%	
社会福祉協議会	令和5年8月	92	43 46.7%	1 1.1%		39 42.4%	9 9.8%
	令和6年8月	92	43 46.7%	1 1.1%		37 40.2%	11 12.0%
社会福祉法人 (社協を除く)	令和5年8月	64	15 23.4%	1 1.6%	1 1.6%	41 64.1%	7 10.9%
	令和6年8月	64	14 21.9%	1 1.6%	1 1.6%	40 62.5%	9 14.1%
医療法人	令和5年8月	27	3 11.1%			16 59.3%	8 29.6%
	令和6年8月	27	3 11.1%		1 3.7%	16 59.3%	7 25.9%
営利法人 (会社)	令和5年8月	311	15 4.8%	5 1.6%	3 1.0%	205 65.9%	84 27.0%
	令和6年8月	311	17 5.5%	5 1.6%	4 1.3%	205 65.9%	81 26.0%
特定非営利活動 法人(NPO)	令和5年8月	27	3 11.1%	1 3.7%	1 3.7%	20 74.1%	3 11.1%
	令和6年8月	27	3 11.1%	1 3.7%	1 3.7%	20 74.1%	3 11.1%
社団・財団法人、 組合等	令和5年8月	31	3 9.7%			24 77.4%	4 12.9%
	令和6年8月	31	3 9.7%			25 80.6%	3 9.7%
全体	令和5年8月	557	86 15.4%	8 1.4%	5 0.9%	346 62.1%	115 20.6%
	令和6年8月	557	87 15.6%	8 1.4%	7 1.3%	344 61.8%	114 20.5%

図表10-1-② 中山間地域等における加算の取得状況(地区別)

(SA:事業所数)

地区		事業所数	特別地域訪問 介護加算	中山間地域等 における小規 模事業所加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス提 供加算	算定していない	無回答
札幌	令和5年8月	186		1 0.5%	2 1.1%	130 69.9%	54 29.0%
	令和6年8月	186	1 0.5%	1 0.5%	1 0.5%	131 70.4%	53 28.5%
旭川	令和5年8月	14				12 85.7%	2 14.3%
	令和6年8月	14				12 85.7%	2 14.3%
函館	令和5年8月	26				17 65.4%	9 34.6%
	令和6年8月	26			1 3.8%	19 73.1%	6 23.1%
石狩	令和5年8月	29	1 3.4%			20 69.0%	8 27.6%
	令和6年8月	29	1 3.4%			20 69.0%	8 27.6%
渡島	令和5年8月	17	6 35.3%			9 52.9%	2 11.8%
	令和6年8月	17	5 29.4%			9 52.9%	3 17.6%
檜山	令和5年8月	7	5 71.4%			2 28.6%	
	令和6年8月	7	6 85.7%			1 14.3%	
後志	令和5年8月	22	3 13.6%	1 4.5%	2 9.1%	16 72.7%	1 4.5%
	令和6年8月	22	4 18.2%	1 4.5%	2 9.1%	15 68.2%	1 4.5%
空知	令和5年8月	40	6 15.0%	1 2.5%		30 75.0%	3 7.5%
	令和6年8月	40	6 15.0%	1 2.5%		30 75.0%	3 7.5%
上川	令和5年8月	26	6 23.1%	2 7.7%	1 3.8%	15 57.7%	3 11.5%
	令和6年8月	26	6 23.1%	2 7.7%	1 3.8%	15 57.7%	3 11.5%
留萌	令和5年8月	11	4 36.4%			7 63.6%	
	令和6年8月	11	4 36.4%			7 63.6%	
宗谷	令和5年8月	7	4 57.1%			1 14.3%	2 28.6%
	令和6年8月	7	4 57.1%			1 14.3%	2 28.6%
網走	令和5年8月	32	7 21.9%	2 6.3%		17 53.1%	6 18.8%
	令和6年8月	32	7 21.9%	2 6.3%	2 6.3%	16 50.0%	5 15.6%
胆振	令和5年8月	38	7 18.4%			25 65.8%	6 15.8%
	令和6年8月	38	7 18.4%			23 60.5%	8 21.1%
日高	令和5年8月	16	10 62.5%			3 18.8%	3 18.8%
	令和6年8月	16	9 56.3%			3 18.8%	4 25.0%
十勝	令和5年8月	43	18 41.9%	1 2.3%		13 30.2%	11 25.6%
	令和6年8月	43	18 41.9%	1 2.3%		12 27.9%	12 27.9%
釧路	令和5年8月	37	7 18.9%			25 67.6%	5 13.5%
	令和6年8月	37	7 18.9%			26 70.3%	4 10.8%
根室	令和5年8月	6	2 33.3%			4 66.7%	
	令和6年8月	6	2 33.3%			4 66.7%	
全体	令和5年8月	557	86 15.4%	8 1.4%	5 0.9%	346 62.1%	115 20.6%
	令和6年8月	557	87 15.6%	8 1.4%	7 1.3%	344 61.8%	114 20.5%

【令和6年8月末時点で中山間地域等における加算を算定していない場合】
 (2)中山間地域等における加算についての課題、加算が算定できない理由について【問34】

図表10-2-① 中山間地域等における加算を取得する上での課題、取得できない理由(組織形態別)

(MA:事業所数)

特別地域訪問介護加算								
組織形態	事業所数	算定要件を満たしていない	加算される報酬が少ない	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大	その他	無回答
地方公共団体	1			1 100.0%		1 100.0%		
社会福祉協議会	37	35 94.6%	1 2.7%	2 5.4%		2 5.4%		
社会福祉法人 (社協を除く)	40	33 82.5%					2 5.0%	5 12.5%
医療法人	16	14 87.5%					1 6.3%	1 6.3%
営利法人 (会社)	205	141 68.8%	5 2.4%	5 2.4%		16 7.8%	13 6.3%	34 16.6%
特定非営利活動 法人 (NPO)	20	19 95.0%						1 5.0%
公益法人、 組合等	25	17 68.0%		1 4.0%	1 4.0%	3 12.0%		6 24.0%
全体	344	259 75.3%	6 1.7%	9 2.6%	1 0.3%	22 6.4%	16 4.7%	47 13.7%

(MA:事業所数)

中山間地域等における小規模事業所加算								
組織形態	事業所数	算定要件を満たしていない	加算される報酬が少ない	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大	その他	無回答
地方公共団体	1	1 100.0%				1 100.0%		
社会福祉協議会	37	32 86.5%	1 2.7%	2 5.4%		2 5.4%		3 8.1%
社会福祉法人 (社協を除く)	40	31 77.5%					3 7.5%	6 15.0%
医療法人	16	14 87.5%					1 6.3%	1 6.3%
営利法人 (会社)	205	127 62.0%	5 2.4%	5 2.4%		17 8.3%	13 6.3%	48 23.4%
特定非営利活動 法人 (NPO)	20	19 95.0%						1 5.0%
公益法人、 組合等	25	16 64.0%				2 8.0%		7 28.0%
全体	344	240 69.8%	6 1.7%	7 2.0%		22 6.4%	17 4.9%	66 19.2%

(MA:事業所数)

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算								
組織形態	事業所数	算定要件を満たしていない	加算される報酬が少ない	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大	その他	無回答
地方公共団体	1			1		1		
				100.0%		100.0%		
社会福祉協議会	37	33	1	2		2		2
		89.2%	2.7%	5.4%		5.4%		5.4%
社会福祉法人(社協を除く)	40	30					2	8
		75.0%					5.0%	20.0%
医療法人	16	14					1	1
		87.5%					6.3%	6.3%
営利法人(会社)	205	124	5	7		15	13	50
		60.5%	2.4%	3.4%		7.3%	6.3%	24.4%
特定非営利活動法人(NPO)	20	18						2
		90.0%						10.0%
公益法人、組合等	25	16				3		7
		64.0%				12.0%		28.0%
全体	344	235	6	10		21	16	70
		68.3%	1.7%	2.9%		6.1%	4.7%	20.3%

図表10-2-② 中山間地域等における加算を取得する上での課題、取得できない理由(地区別)

(MA:事業所数)

特別地域訪問介護加算								
地区	事業所数	算定要件を満たしていない	加算される報酬が少ない	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大	その他	無回答
札幌	131	95	1	1		7	5	24
		72.5%	0.8%	0.8%		5.3%	3.8%	18.3%
旭川	12	7				1	1	3
		58.3%				8.3%	8.3%	25.0%
函館	19	17	1	2	1			1
		89.5%	5.3%	10.5%	5.3%			5.3%
石狩	20	14					2	4
		70.0%					10.0%	20.0%
渡島	9	7		1		1	1	
		77.8%		11.1%		11.1%	11.1%	
檜山	1	1						
		100.0%						
後志	15	9	1	2		2	1	2
		60.0%	6.7%	13.3%		13.3%	6.7%	13.3%
空知	30	25	1			3	3	1
		83.3%	3.3%			10.0%	10.0%	3.3%
上川	15	15						
		100.0%						
留萌	7	6	1	1		1		
		85.7%	14.3%	14.3%		14.3%		
宗谷	1	1						
		100.0%						
網走	16	9	1	1		1	2	3
		56.3%	6.3%	6.3%		6.3%	12.5%	18.8%
胆振	23	19				1	1	2
		82.6%				4.3%	4.3%	8.7%
日高	3	1						2
		33.3%						66.7%
十勝	12	9				2		1
		75.0%				16.7%		8.3%
釧路	26	20		1		3		4
		76.9%		3.8%		11.5%		15.4%
根室	4	4						
		100.0%						
全体	344	259	6	9	1	22	16	47
		75.3%	1.7%	2.6%	0.3%	6.4%	4.7%	13.7%

(MA:事業所数)

中山間地域等における小規模事業所加算								
地区	事業所数	算定要件を満たしていない	加算される報酬が少ない	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大	その他	無回答
札幌	131	87 66.4%	1 0.8%	1 0.8%		6 4.6%	6 4.6%	31 23.7%
旭川	12	6 50.0%				1 8.3%	1 8.3%	4 33.3%
函館	19	17 89.5%	1 5.3%			1 5.3%		1 5.3%
石狩	20	13 65.0%					2 10.0%	5 25.0%
渡島	9	6 66.7%				1 11.1%	1 11.1%	2 22.2%
檜山	1	1 100.0%						
後志	15	8 53.3%	1 6.7%	2 13.3%		2 13.3%	1 6.7%	3 20.0%
空知	30	23 76.7%	1 3.3%	1 3.3%		3 10.0%	3 10.0%	3 10.0%
上川	15	15 100.0%						
留萌	7	6 85.7%	1 14.3%	1 14.3%		1 14.3%		
宗谷	1	1 100.0%						
網走	16	10 62.5%	1 6.3%	1 6.3%		2 12.5%	1 6.3%	3 18.8%
胆振	23	16 69.6%				1 4.3%	2 8.7%	4 17.4%
日高	3	1 33.3%						2 66.7%
十勝	12	8 66.7%				2 16.7%		2 16.7%
釧路	26	18 69.2%		1 3.8%		2 7.7%		6 23.1%
根室	4	4 100.0%						
全体	344	240 69.8%	6 1.7%	7 2.0%		22 6.4%	17 4.9%	66 19.2%

(MA:事業所数)

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算								
地区	事業所数	算定要件を満たしていない	加算される報酬が少ない	利用者負担が増す	利用者離れがおき、収入減となる恐れがある	加算算定等に向けた書類作成の負担が大	その他	無回答
札幌	131	84 64.1%	1 0.8%	1 0.8%		4 3.1%	5 3.8%	37 28.2%
旭川	12	6 50.0%				1 8.3%	1 8.3%	4 33.3%
函館	19	16 84.2%		1 5.3%				2 10.5%
石狩	20	13 65.0%					2 10.0%	5 25.0%
渡島	9	6 66.7%		1 11.1%		1 11.1%	1 11.1%	1 11.1%
檜山	1	1 100.0%						
後志	15	8 53.3%	1 6.7%	2 13.3%		2 13.3%	1 6.7%	3 20.0%
空知	30	22 73.3%	2 6.7%	2 6.7%		3 10.0%	3 10.0%	2 6.7%
上川	15	14 93.3%				1 6.7%		
留萌	7	6 85.7%	1 14.3%	1 14.3%		1 14.3%		
宗谷	1	1 100.0%						
網走	16	10 62.5%	1 6.3%	1 6.3%		2 12.5%	1 6.3%	3 18.8%
胆振	23	17 73.9%				1 4.3%	1 4.3%	4 17.4%
日高	3	1 33.3%						2 66.7%
十勝	12	8 66.7%				2 16.7%		2 16.7%
釧路	26	18 69.2%		1 3.8%		3 11.5%	1 3.8%	5 19.2%
根室	4	4 100.0%						
全体	344	235 68.3%	6 1.7%	10 2.9%		21 6.1%	16 4.7%	70 20.3%

第9. 利用者・家族等からのハラスメント対応状況

1.1. 利用者・家族等からのハラスメント対応状況

(1) 特定の状況にある利用者(暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合)に対し、複数名のヘルパーによるサービス提供をしたケースについて【問36(1)】

図表11-1-① 複数名のヘルパーによるサービス提供をしたケース(暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合)(組織形態別)

(SA:事業所数)

組織形態	事業所数	該当するケースがある・ケースがあった	事業の相談があったが、利用者・家族の同意が得られず、サービス提供に至らなかった	該当ケースは無い	無回答
地方公共団体	5			5 100.0%	
平均件数					
社会福祉協議会	92	6 6.5%		79 85.9%	7 7.6%
平均件数		1.4			
社会福祉法人(社協を除く)	64	4 6.3%	1 1.6%	54 84.4%	5 7.8%
平均件数		1.0	3.0		
医療法人	27	1 3.7%		19 70.4%	7 25.9%
平均件数		3.0			
営利法人(会社)	311	18 5.8%	1 0.3%	223 71.7%	69 22.2%
平均件数		1.8	3.0		
特定非営利活動法人(NPO)	27			25 92.6%	2 7.4%
平均件数					
社団・財団法人、組合等	31	1 3.2%		27 87.1%	3 9.7%
平均件数		1.0			
全体	557	30 5.4%	2 0.4%	432 77.6%	93 16.7%
平均件数		1.6	3.0		

図表11-1-② 複数名のヘルパーによるサービス提供をしたケース(暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合)(地区別)

(SA:事業所数)

地区	事業所数	該当するケースがある・ケースがあった	事業の相談があったが、利用者・家族の同意が得られず、サービス提供に至らなかった	該当ケースは無い	無回答
札幌	186	11 5.9%	1 0.5%	129 69.4%	45 24.2%
平均件数		1.8	3.0		
旭川	14			14 100.0%	
平均件数					
函館	26			20 76.9%	6 23.1%
平均件数					
石狩	29	1 3.4%		22 75.9%	6 20.7%
平均件数		1.0			
渡島	17			16 94.1%	1 5.9%
平均件数					
檜山	7	1 14.3%		6 85.7%	
平均件数		2.0			
後志	22			21 95.5%	1 4.5%
平均件数					
空知	40	2 5.0%		35 87.5%	3 7.5%
平均件数		1.5			
上川	26			23 88.5%	3 11.5%
平均件数					
留萌	11	1 9.1%		9 81.8%	1 9.1%
平均件数		1.0			
宗谷	7	1 14.3%		4 57.1%	2 28.6%
平均件数		1.0			
網走	32	3 9.4%		24 75.0%	5 15.6%
平均件数		1.7			

胆振	38	4		28	6
	平均件数	10.5%		73.7%	15.8%
日高	16			13	3
	平均件数			81.3%	18.8%
十勝	43	1	3	31	8
	平均件数	7.0%	2.3%	72.1%	18.6%
釧路	37	3		31	3
	平均件数	8.1%		83.8%	8.1%
根室	6			6	
	平均件数			100.0%	
全体	557	30	2	432	93
	平均件数	5.4%	0.4%	77.6%	16.7%
		1.6	3.0		

【(1)「該当するケースがある・ケースがあった」と答えた方】

(2)複数名のヘルパーによるサービス提供をしているケースの加算取得状況について【問36(2)】

図表11-2-① 複数名のヘルパーによるサービス提供をしているケースの加算取得状況(組織形態別)

組織形態	事業所数	取得している ケースがある・ 取得していた ケースがあった	(SA:事業所数)		無回答
			取得要件に該 当するケースだ が(だったが)、 利用者・家族 の同意が得ら れず、取得して いない(しな かった)	取得要件に該 当しない(しな かった)ケース のため、取得し ていない(しな かった)	
地方公共団体					
	平均件数				
社会福祉協議会	6	4		2	
	平均件数	66.7%		33.3%	
社会福祉法人 (社協を除く)	4			3	1
	平均件数			75.0%	25.0%
医療法人	1			1	
	平均件数			100.0%	
営利法人 (会社)	18	6	3	5	4
	平均件数	33.3%	16.7%	27.8%	22.2%
特定非営利活動 法人(NPO)					
	平均件数				
社団・財団法人、 組合等	1				1
	平均件数				100.0%
全体	30	10	3	11	6
	平均件数	33.3%	10.0%	36.7%	20.0%
		1.1	1.7	1.8	

図表11-2-② 複数名のヘルパーによるサービス提供をしているケースの加算取得状況(地区別)

(SA:事業所数)

地区	事業所数	取得している ケースがある・ 取得していた ケースがあった	取得要件に該 当するケースだ が(だったが)、 利用者・家族 の同意が得ら れず、取得して いない(しな かった)	取得要件に該 当しない(しな かった)ケース のため、取得し ていない(しな かった)	無回答
札幌	11	1	2	4	4
	平均件数	9.1%	18.2%	36.4%	36.4%
旭川		1.0	2.0	1.5	
	平均件数				
函館					
	平均件数				
石狩	1	1			
	平均件数	100.0%	1.0		
渡島					
	平均件数				
檜山	1	1			
	平均件数	100.0%	1.0		
後志					
	平均件数				
空知	2	2			
	平均件数	100.0%	1.0		
上川					
	平均件数				
留萌	1			1	
	平均件数			100.0%	1.0
宗谷	1	1			
	平均件数	100.0%	1.0		
網走	3	1	1	1	
	平均件数	33.3%	33.3%	33.3%	
胆振	4	1		2	1
	平均件数	25.0%	1.0	50.0%	25.0%
日高					
	平均件数				
十勝	3	1		1	1
	平均件数	33.3%	1.0	33.3%	33.3%
釧路	3	1		2	
	平均件数	33.3%	1.0	66.7%	3.0
根室					
	平均件数				
全体	30	10	3	11	6
	平均件数	33.3%	10.0%	36.7%	20.0%
		1.1	1.7	1.8	

【(1)「該当するケースがある・ケースがあった」と答えた方】
 (3)複数名のヘルパーによるサービス提供をしているケースについて【問36(3)】

図表11-3-① 複数名のヘルパーによるサービス提供をしているケースの加算取得状況(組織形態別)
 (MA:事業所数)

組織形態	事業所数	利用者の身体暴力(力を使った暴力により身体的な危害を加える行為。叩く、殴る、蹴るなど)	利用者の精神的暴力(言葉・態度・行動により精神的なダメージを与える行為。大声でどなる、高圧的な態度、理不尽な要求など)	利用者のセクシャルハラスメント(性的発言、好意的態度の要求、接触など性的ないやがらせをしたり不快な気持ちにさせたりする行為。身体を触る、抱きしめる、性的な話を	その他	無回答
地方公共団体						
社会福祉協議会	6	2 33.3%	2 33.3%	2 33.3%	1 16.7%	
社会福祉法人(社協を除く)	4		2 50.0%	2 50.0%		1 25.0%
医療法人	1		1 100.0%			
営利法人(会社)	18	8 44.4%	9 50.0%	10 55.6%		1 5.6%
特定非営利活動法人(NPO)						
社団・財団法人、組合等	1		1 100.0%			
全体	30	10 33.3%	15 50.0%	14 46.7%	1 3.3%	2 6.7%

図表11-3-② 複数名のヘルパーによるサービス提供をしているケースの加算取得状況(地区別)
 (MA:事業所数)

地区	事業所数	利用者の身体暴力(力を使った暴力により身体的な危害を加える行為。叩く、殴る、蹴るなど)	利用者の精神的暴力(言葉・態度・行動により精神的なダメージを与える行為。大声でどなる、高圧的な態度、理不尽な要求など)	利用者のセクシャルハラスメント(性的発言、好意的態度の要求、接触など性的ないやがらせをしたり不快な気持ちにさせたりする行為。身体を触る、抱きしめる、性的な話を	その他	無回答
札幌	11	3 27.3%	5 45.5%	4 36.4%		1 9.1%
旭川						
函館						
石狩	1			1 100.0%		
渡島						
檜山	1		1 100.0%	1 100.0%		
後志						
空知	2	2 100.0%				
上川						
留萌	1	1 100.0%				
宗谷	1			1 100.0%		
網走	3		2 66.7%	2 66.7%	1 33.3%	
胆振	4	2 50.0%	3 75.0%	1 25.0%		
日高						
十勝	3		1 33.3%	2 66.7%		1 33.3%
釧路	3	2 66.7%	3 100.0%	2 66.7%		
根室						
全体	30	10 33.3%	15 50.0%	14 46.7%	1 3.3%	2 6.7%

(4)利用者・家族等からのハラスメントの把握状況(令和5年8月～令和6年8月までのケース)【問37】

図表11-4-① ハラスメント把握状況(令和5年8月～令和6年8月までのケース)(組織形態別)

(SA:事業所数)

組織形態	事業所数	把握している	把握できていない	ハラスメント自体、発生していない	無回答
地方公共団体	5			5	
	平均件数			100.0%	
社会福祉協議会	92	10	6	69	7
	平均件数	10.9%	6.5%	75.0%	7.6%
社会福祉法人(社協を除く)	64	14	1	42	7
	平均件数	21.9%	1.6%	65.6%	10.9%
医療法人	27	4	2	15	6
	平均件数	14.8%	7.4%	55.6%	22.2%
営利法人(会社)	311	37	4	203	67
	平均件数	11.9%	1.3%	65.3%	21.5%
特定非営利活動法人(NPO)	27	1	1	22	3
	平均件数	3.7%	3.7%	81.5%	11.1%
社団・財団法人、組合等	31	2	1	25	3
	平均件数	6.5%	3.2%	80.6%	9.7%
全体	557	68	15	381	93
	平均件数	12.2%	2.7%	68.4%	16.7%

図表11-4-② ハラスメント把握状況(令和5年8月～令和6年8月までのケース)(地区別)

(SA:事業所数)

地区	事業所数	把握している	把握できていない	ハラスメント自体、発生していない	無回答
札幌	186	24	1	116	45
	平均件数	12.9%	0.5%	62.4%	24.2%
旭川	14			14	
	平均件数			100.0%	
函館	26	3		17	6
	平均件数	11.5%		65.4%	23.1%
石狩	29	4		19	6
	平均件数	13.8%		65.5%	20.7%
渡島	17		2	14	1
	平均件数		11.8%	82.4%	5.9%
檜山	7	3	1	3	
	平均件数	42.9%	14.3%	42.9%	
後志	22	2		19	1
	平均件数	9.1%		86.4%	4.5%
空知	40	4		33	3
	平均件数	10.0%		82.5%	7.5%
上川	26	1	1	21	3
	平均件数	3.8%	3.8%	80.8%	11.5%
留萌	11	2		9	
	平均件数	18.2%		81.8%	
宗谷	7	1		4	2
	平均件数	14.3%		57.1%	28.6%
網走	32	5	1	21	5
	平均件数	15.6%	3.1%	65.6%	15.6%
胆振	38	5	1	26	6
	平均件数	13.2%	2.6%	68.4%	15.8%
日高	16	1	2	10	3
	平均件数	6.3%	12.5%	62.5%	18.8%
十勝	43	5	1	28	9
	平均件数	11.6%	2.3%	65.1%	20.9%
釧路	37	6	4	24	3
	平均件数	16.2%	10.8%	64.9%	8.1%
根室	6	2	1	3	
	平均件数	33.3%	16.7%	50.0%	
全体	557	68	15	381	93
	平均件数	12.2%	2.7%	68.4%	16.7%

(5)利用者・家族等からのハラスメントの発生時における事業所の対応について【問38】

図表11-5-① ハラスメントの発生時の事業所の対応状況(組織形態別)

組織形態	事業所数	(MA:事業所数)								
		事業所として把握した際、ハラスメントの事実確認を行う	ハラスメントの情報を関係機関と共有し、連携して対応を行う	複数名のヘルパーで当該利用者のサービス提供を行う体制をとる	被害を受けた職員は当該利用者のサービス提供に関わらないように調	利用者・家族等と話し合いをし、今後の再発防止について検討する	別の事業所を紹介する	特にしていない	その他	無回答
地方公共団体	5	5	2	1	4	4				
社会福祉協議会	92	100.0%	40.0%	20.0%	80.0%	80.0%				
社会福祉法人(社協を除く)	64	77	68	43	45	61	13	3	3	11
医療法人	27	83.7%	73.9%	46.7%	48.9%	66.3%	14.1%	3.3%	3.3%	12.0%
営利法人(会社)	64	54	49	25	37	47	16	1	4	8
特定非営利活動法人(NPO)	27	84.4%	76.6%	39.1%	57.8%	73.4%	25.0%	1.6%	6.3%	12.5%
社団・財団法人、組合等	31	18	17	11	11	15	4		1	9
全体	557	400	321	199	244	333	73	12	15	127
		71.8%	57.6%	35.7%	43.8%	59.8%	13.1%	2.2%	2.7%	22.8%

図表11-5-② ハラスメントの発生時の事業所の対応状況(地区別)

地区	事業所数	(MA:事業所数)								
		事業所として把握した際、ハラスメントの事実確認を行う	ハラスメントの情報を関係機関と共有し、連携して対応を行う	複数名のヘルパーで当該利用者のサービス提供を行う体制をとる	被害を受けた職員は当該利用者のサービス提供に関わらないように調	利用者・家族等と話し合いをし、今後の再発防止について検討する	別の事業所を紹介する	特にしていない	その他	無回答
札幌	186	122	96	66	79	100	33	4	4	53
旭川	14	8	5	7	7	10	2			4
函館	26	17	13	5	12	14	5	1	1	7
石狩	29	20	18	12	11	18	3	1		7
渡島	17	14	11	6	8	12	2			3
釧路	7	5	5	2	1	3	1			1
後志	22	19	17	12	12	14	2	1	1	1
空知	40	33	31	20	25	28	3		1	7
上川	26	18	13	7	14	15		1	1	5
留萌	11	9	9	4	4	7	1			2
宗谷	7	5	4	2	2	2				2
網走	32	26	21	10	13	22	3	1	2	5
胆振	38	28	23	12	13	26	7			8
日高	16	10	8	3	5	7	1		1	5
十勝	43	30	24	13	16	24	2	3	2	10
釧路	37	31	20	15	19	26	8		2	6
根室	6	5	3	3	3	5				1
全体	557	400	321	199	244	333	73	12	15	127
		71.8%	57.6%	35.7%	43.8%	59.8%	13.1%	2.2%	2.7%	22.8%

第10. 貴事業所における人材確保の状況について

12. 貴事業所における人材確保の状況について

(1) 訪問介護員等を採用する際に活用している方法【問40】

図表12-1-① 訪問介護員等を採用する際に活用している方法(組織形態別)

(MA:事業所数)

組織形態	事業所数	職員による紹介	ハローワークの活用	ホームページ・SNS	自法人による就職説明会の開催	他法人や他事業所と連携した就職フェア	自治体と連携した就職フェア	大学、専門学校、高校との連携	求人・就職サイトの利用
地方公共団体	5	1 20.0%	3 60.0%	2 40.0%					
社会福祉協議会	92	69 75.0%	81 88.0%	44 47.8%	1 1.1%	7 7.6%	1 1.1%	3 3.3%	16 17.4%
社会福祉法人(社協を除く)	64	57 89.1%	56 87.5%	36 56.3%	7 10.9%	10 15.6%	15 23.4%	10 15.6%	23 35.9%
医療法人	27	22 81.5%	23 85.2%	15 55.6%	3 11.1%	2 7.4%	2 7.4%	2 7.4%	11 40.7%
営利法人(会社)	311	225 72.3%	233 74.9%	91 29.3%	21 6.8%	9 2.9%	15 4.8%	10 3.2%	135 43.4%
特定非営利活動法人(NPO)	27	24 88.9%	18 66.7%	6 22.2%	1 3.7%	2 7.4%	1 3.7%	1 3.7%	8 29.6%
社団・財団法人、組合等	31	22 71.0%	24 77.4%	12 38.7%	1 3.2%			2 6.5%	11 35.5%
全体	557	420 75.4%	438 78.6%	206 37.0%	34 6.1%	30 5.4%	34 6.1%	28 5.0%	204 36.6%

(MA:事業所数)

組織形態	事業所数	人材紹介会社・人材派遣会社の利用	福祉人材センター・福祉人材バンクの利用	その他	無回答
地方公共団体	5			1 20.0%	
社会福祉協議会	92	12 13.0%	18 19.6%	9 9.8%	
社会福祉法人(社協を除く)	64	23 35.9%	9 14.1%	1 1.6%	
医療法人	27	8 29.6%	1 3.7%	1 3.7%	
営利法人(会社)	311	71 22.8%	17 5.5%	26 8.4%	
特定非営利活動法人(NPO)	27	3 11.1%	3 11.1%	1 3.7%	
社団・財団法人、組合等	31	4 12.9%	3 9.7%	2 6.5%	
全体	557	121 21.7%	51 9.2%	41 7.4%	

図表12-1-② 訪問介護員等を採用する際に活用している方法(地区別)

(MA:事業所数)

地区	事業所数	職員による紹介	ハローワークの活用	ホームページ・SNS	自法人による就職説明会の開催	他法人や他事業所と連携した就職フェア	自治体と連携した就職フェア	大学、専門学校、高校との連携	求人・就職サイトの利用
札幌	186	131 70.4%	136 73.1%	79 42.5%	15 8.1%	18 9.7%	14 7.5%	8 4.3%	99 53.2%
旭川	14	12 85.7%	12 85.7%	3 21.4%	1 7.1%	1 7.1%		2 14.3%	11 78.6%
函館	26	20 76.9%	18 69.2%	9 34.6%			3 11.5%	1 3.8%	9 34.6%
石狩	29	21 72.4%	19 65.5%	11 37.9%		3 10.3%	4 13.8%		14 48.3%
渡島	17	15 88.2%	10 58.8%	8 47.1%				1 5.9%	3 17.6%
檜山	7	6 85.7%	5 71.4%	1 14.3%					
後志	22	17 77.3%	19 86.4%	9 40.9%	4 18.2%	1 4.5%	2 9.1%		6 27.3%
空知	40	36 90.0%	34 85.0%	12 30.0%	1 2.5%		1 2.5%	2 5.0%	12 30.0%
上川	26	19 73.1%	24 92.3%	10 38.5%	1 3.8%		1 3.8%	2 7.7%	7 26.9%
留萌	11	7 63.6%	11 100.0%	5 45.5%	2 18.2%	1 9.1%	1 9.1%	1 9.1%	1 9.1%
宗谷	7	3 42.9%	4 57.1%						
網走	32	25 78.1%	32 100.0%	10 31.3%	3 9.4%	1 3.1%		3 9.4%	4 12.5%
胆振	38	28 73.7%	34 89.5%	9 23.7%	1 2.6%	1 2.6%	2 5.3%	1 2.6%	12 31.6%
日高	16	14 87.5%	14 87.5%	2 12.5%	1 6.3%				1 6.3%
十勝	43	33 76.7%	33 76.7%	21 48.8%	3 7.0%	3 7.0%	3 7.0%	7 16.3%	12 27.9%
釧路	37	28 75.7%	29 78.4%	14 37.8%	2 5.4%	1 2.7%	3 8.1%		12 32.4%
根室	6	5 83.3%	4 66.7%	3 50.0%					1 16.7%
全体	557	420 75.4%	438 78.6%	206 37.0%	34 6.1%	30 5.4%	34 6.1%	28 5.0%	204 36.6%

(MA:事業所数)

地区	事業所数	人材紹介会社・人材派遣会社の利用	福祉人材センター・福祉人材バンクの利用	その他	無回答
札幌	186	72 38.7%	24 12.9%	11 5.9%	
旭川	14	4 28.6%		1 7.1%	
函館	26	3 11.5%	3 11.5%	1 3.8%	
石狩	29	11 37.9%		3 10.3%	
渡島	17	2 11.8%		2 11.8%	
檜山	7			1 14.3%	
後志	22			1 4.5%	
空知	40	7 17.5%	2 5.0%	4 10.0%	
上川	26	3 11.5%	4 15.4%	1 3.8%	
留萌	11	1 9.1%		1 9.1%	
宗谷	7	1 14.3%		2 28.6%	
網走	32	1 3.1%	5 15.6%	2 6.3%	
胆振	38	7 18.4%	4 10.5%		
日高	16			1 6.3%	
十勝	43	3 7.0%	3 7.0%	5 11.6%	
釧路	37	5 13.5%	6 16.2%	3 8.1%	
根室	6	1 16.7%		2 33.3%	
全体	557	121 21.7%	51 9.2%	41 7.4%	

(2)現在の利用者に、必要十分な対応する場合における訪問介護員等の確保の状況【問41(1)】

図表12-2-① 現在の利用者に、必要十分な対応する場合における訪問介護員等の確保状況(組織形態別)

組織形態	事業所数	(SA:事業所数)					無回答
		不足	やや不足	充足	やや過剰	過剰	
地方公共団体	5		2	2		1	
			40.0%	40.0%		20.0%	
社会福祉協議会	92	38	27	25	2		
		41.3%	29.3%	27.2%	2.2%		
社会福祉法人 (社協を除く)	64	29	19	15	1		
		45.3%	29.7%	23.4%	1.6%		
医療法人	27	12	11	4			
		44.4%	40.7%	14.8%			
営利法人 (会社)	311	120	118	71	2		
		38.6%	37.9%	22.8%	0.6%		
特定非営利活動 法人(NPO)	27	12	11	4			
		44.4%	40.7%	14.8%			
社団・財団法人、 組合等	31	13	15	2	1		
		41.9%	48.4%	6.5%	3.2%		
全体	557	224	203	123	6	1	
		40.2%	36.4%	22.1%	1.1%	0.2%	

図表12-2-② 現在の利用者に、必要十分な対応する場合における訪問介護員等の確保状況(地区別)

地区	事業所数	(SA:事業所数)					無回答
		不足	やや不足	充足	やや過剰	過剰	
札幌	186	95	56	34	1		
		51.1%	30.1%	18.3%	0.5%		
旭川	14	2	8	4			
		14.3%	57.1%	28.6%			
函館	26	9	10	7			
		34.6%	38.5%	26.9%			
石狩	29	8	14	6	1		
		27.6%	48.3%	20.7%	3.4%		
渡島	17	5	7	5			
		29.4%	41.2%	29.4%			
檜山	7	3	4				
		42.9%	57.1%				
後志	22	6	12	4			
		27.3%	54.5%	18.2%			
空知	40	14	16	10			
		35.0%	40.0%	25.0%			
上川	26	13	7	5	1		
		50.0%	26.9%	19.2%	3.8%		
留萌	11	5	3	3			
		45.5%	27.3%	27.3%			
宗谷	7	3	1	3			
		42.9%	14.3%	42.9%			
網走	32	12	11	9			
		37.5%	34.4%	28.1%			
胆振	38	14	14	8	2		
		36.8%	36.8%	21.1%	5.3%		
日高	16	3	7	6			
		18.8%	43.8%	37.5%			
十勝	43	17	13	12	1		
		39.5%	30.2%	27.9%	2.3%		
釧路	37	14	16	6		1	
		37.8%	43.2%	16.2%		2.7%	
根室	6	1	4	1			
		16.7%	66.7%	16.7%			
全体	557	224	203	123	6	1	
		40.2%	36.4%	22.1%	1.1%	0.2%	

図表12-2-③ 現在の利用者に、必要十分な対応する場合における訪問介護員等の確保状況(収入別)
(SA:事業所数)

【「不足」「やや不足」と答えた方】
(3)不足する職種について【問41(2)】

図表12-3-① 不足する職種(組織形態別)

(MA:事業所数)

組織形態	事業所数	サービス提供 責任者	訪問介護員 (常勤ヘル)	訪問介護員 (非常勤ヘル)	その他	無回答
地方公共団体	2		1 50.0%	1 50.0%		
社会福祉協議会	65	14 21.5%	15 23.1%	56 86.2%	1 1.5%	3 4.6%
社会福祉法人 (社協を除く)	48	17 35.4%	30 62.5%	44 91.7%		
医療法人	23	3 13.0%	16 69.6%	15 65.2%		4 17.4%
営利法人 (会社)	238	42 17.6%	136 57.1%	190 79.8%	6 2.5%	21 8.8%
特定非営利活動法 人(NPO)	23	4 17.4%	10 43.5%	21 91.3%		1 4.3%
公益法人、 組合等	28	5 17.9%	14 50.0%	24 85.7%		1 3.6%
全体	427	85 19.9%	222 52.0%	351 82.2%	7 1.6%	30 7.0%

図表12-3-② 不足する職種(地区別)

(MA:事業所数)

収入	事業所数	サービス提供 責任者	訪問介護員 (常勤ヘル)	訪問介護員 (非常勤ヘル)	その他	無回答
札幌	151	38 25.2%	81 53.6%	127 84.1%	1 0.7%	15 9.9%
旭川	10		6 60.0%	8 80.0%		
函館	19	5 26.3%	8 42.1%	16 84.2%		1 5.3%
石狩	22	5 22.7%	12 54.5%	14 63.6%	1 4.5%	2 9.1%
渡島	12	2 16.7%	2 16.7%	9 75.0%		3 25.0%
檜山	7		5 71.4%	5 71.4%	1 14.3%	
後志	18	3 16.7%	9 50.0%	17 94.4%		
空知	30	3 10.0%	12 40.0%	25 83.3%		1 3.3%
上川	20	4 20.0%	11 55.0%	17 85.0%		1 5.0%
留萌	8	2 25.0%	6 75.0%	7 87.5%	2 25.0%	
宗谷	4		1 25.0%	4 100.0%		
網走	23	6 26.1%	14 60.9%	16 69.6%		3 13.0%
胆振	28	4 14.3%	14 50.0%	24 85.7%	1 3.6%	2 7.1%
日高	10	2 20.0%	4 40.0%	10 100.0%		
十勝	30	5 16.7%	16 53.3%	25 83.3%		2 6.7%
釧路	30	5 16.7%	20 66.7%	22 73.3%	1 3.3%	
根室	5	1 20.0%	1 20.0%	5 100.0%		
全体	427	85 19.9%	222 52.0%	351 82.2%	7 1.6%	30 7.0%

(4)新規利用者の受け入れやサービスの拡大を前提とした場合における訪問介護員等の確保の状況【問41(3)】

図表12-4-① 新規利用者の受け入れやサービスの拡大を前提とした場合における訪問介護員等の確保状況(組織形態別)

(SA:事業所数)

組織形態	事業所数	不足	やや不足	充足	やや過剰	過剰	無回答
地方公共団体	5		3 60.0%	1 20.0%		1 20.0%	
社会福祉協議会	92	40 43.5%	37 40.2%	15 16.3%			
社会福祉法人 (社協を除く)	64	33 51.6%	21 32.8%	9 14.1%	1 1.6%		
医療法人	27	14 51.9%	11 40.7%	2 7.4%			
営利法人 (会社)	311	146 46.9%	117 37.6%	48 15.4%			
特定非営利活動 法人(NPO)	27	14 51.9%	12 44.4%	1 3.7%			
社団・財団法人、 組合等	31	17 54.8%	11 35.5%	3 9.7%			
全体	557	264 47.4%	212 38.1%	79 14.2%	1 0.2%	1 0.2%	

図表12-4-② 新規利用者の受け入れやサービスの拡大を前提とした場合における訪問介護員等の確保状況(地区別)

(SA:事業所数)

地区	事業所数	不足	やや不足	充足	やや過剰	過剰	無回答
札幌	186	106 57.0%	60 32.3%	20 10.8%			
旭川	14	2 14.3%	9 64.3%	3 21.4%			
函館	26	10 38.5%	13 50.0%	3 11.5%			
石狩	29	13 44.8%	10 34.5%	6 20.7%			
渡島	17	6 35.3%	4 23.5%	7 41.2%			
檜山	7	4 57.1%	2 28.6%	1 14.3%			
後志	22	9 40.9%	12 54.5%	1 4.5%			
空知	40	13 32.5%	20 50.0%	7 17.5%			
上川	26	15 57.7%	8 30.8%	3 11.5%			
留萌	11	7 63.6%	4 36.4%				
宗谷	7	3 42.9%	2 28.6%	2 28.6%			
網走	32	16 50.0%	9 28.1%	7 21.9%			
胆振	38	15 39.5%	17 44.7%	6 15.8%			
日高	16	5 31.3%	11 68.8%				
十勝	43	20 46.5%	14 32.6%	8 18.6%	1 2.3%		
釧路	37	18 48.6%	13 35.1%	5 13.5%		1 2.7%	
根室	6	2 33.3%	4 66.7%				
全体	557	264 47.4%	212 38.1%	79 14.2%	1 0.2%	1 0.2%	

【「不足」「やや不足」と答えた方】
 (5)不足する職種について【問41(4)】

図表12-5-① 不足する職種(組織形態別)

(MA:事業所数)

組織形態	事業所数	サービス提供 責任者	訪問介護員 (常勤ヘル)	訪問介護員 (非常勤ヘル)	その他	無回答
地方公共団体	3		2 66.7%	2 66.7%		
社会福祉協議会	77	7 9.1%	23 29.9%	68 88.3%		1 1.3%
社会福祉法人 (社協を除く)	54	17 31.5%	32 59.3%	47 87.0%		3 5.6%
医療法人	25	6 24.0%	19 76.0%	16 64.0%		2 8.0%
営利法人 (会社)	263	51 19.4%	149 56.7%	211 80.2%	6 2.3%	21 8.0%
特定非営利活動法 人(NPO)	26	3 11.5%	13 50.0%	23 88.5%		1 3.8%
公益法人、 組合等	28	8 28.6%	14 50.0%	25 89.3%		1 3.6%
全体	476	92 19.3%	252 52.9%	392 82.4%	6 1.3%	29 6.1%

図表12-5-② 不足する職種(地区別)

(MA:事業所数)

地区	事業所数	サービス提供 責任者	訪問介護員 (常勤ヘル)	訪問介護員 (非常勤ヘル)	その他	無回答
札幌	166	36 21.7%	90 54.2%	135 81.3%	1 0.6%	15 9.0%
旭川	11	1 9.1%	7 63.6%	8 72.7%		
函館	23	5 21.7%	8 34.8%	19 82.6%		3 13.0%
石狩	23	4 17.4%	15 65.2%	18 78.3%	1 4.3%	2 8.7%
渡島	10	2 20.0%	2 20.0%	8 80.0%		1 10.0%
檜山	6	1 16.7%	5 83.3%	5 83.3%		
後志	21	3 14.3%	9 42.9%	19 90.5%		1 4.8%
空知	33	4 12.1%	14 42.4%	29 87.9%		1 3.0%
上川	23	4 17.4%	11 47.8%	18 78.3%		2 8.7%
留萌	11	2 18.2%	7 63.6%	9 81.8%	2 18.2%	1 9.1%
宗谷	5		3 60.0%	4 80.0%		
網走	25	8 32.0%	18 72.0%	19 76.0%		1 4.0%
胆振	32	5 15.6%	17 53.1%	29 90.6%	1 3.1%	1 3.1%
日高	16	4 25.0%	5 31.3%	13 81.3%		
十勝	34	5 14.7%	18 52.9%	30 88.2%	1 2.9%	1 2.9%
釧路	31	7 22.6%	22 71.0%	23 74.2%		
根室	6	1 16.7%	1 16.7%	6 100.0%		
全体	476	92 19.3%	252 52.9%	392 82.4%	6 1.3%	29 6.1%

(6)人材確保の課題【問41(5)】

図表12-6-① 現在の利用者に、必要十分な対応する場合における訪問介護員等の確保状況(組織形態別)

(MA:事業所数)

組織形態	事業所数	募集しても応募がない	効果的な募集方法がない	求人サイトや人材紹介会社等に支払う資金がない	最低賃金の引き上げに伴う時給の見直し	配偶者の扶養の範囲内での稼働調整	その他	無回答
地方公共団体	5	4 80.0%				1 20.0%	1 20.0%	
社会福祉協議会	92	84 91.3%	34 37.0%	14 15.2%	17 18.5%	35 38.0%	3 3.3%	
社会福祉法人(社協を除く)	64	59 92.2%	27 42.2%	19 29.7%	18 28.1%	19 29.7%	6 9.4%	
医療法人	27	25 92.6%	6 22.2%	8 29.6%	7 25.9%	4 14.8%	4 14.8%	
営利法人(会社)	311	241 77.5%	94 30.2%	110 35.4%	80 25.7%	70 22.5%	20 6.4%	1 0.3%
特定非営利活動法人(NPO)	27	21 77.8%	12 44.4%	11 40.7%	9 33.3%	7 25.9%	1 3.7%	
社団・財団法人、組合等	31	27 87.1%	16 51.6%	12 38.7%	6 19.4%	12 38.7%		
全体	557	461 82.8%	189 33.9%	174 31.2%	137 24.6%	148 26.6%	35 6.3%	1 0.2%

図表12-6-② 現在の利用者に、必要十分な対応する場合における訪問介護員等の確保状況(地区別)

(MA:事業所数)

地区	事業所数	募集しても応募がない	効果的な募集方法がない	求人サイトや人材紹介会社等に支払う資金がない	最低賃金の引き上げに伴う時給の見直し	配偶者の扶養の範囲内での稼働調整	その他	無回答
札幌	186	152 81.7%	73 39.2%	70 37.6%	40 21.5%	47 25.3%	10 5.4%	1 0.5%
旭川	14	11 78.6%	3 21.4%	4 28.6%	3 21.4%	4 28.6%	2 14.3%	
函館	26	21 80.8%	7 26.9%	10 38.5%	5 19.2%	7 26.9%	1 3.8%	
石狩	29	23 79.3%	11 37.9%	8 27.6%	7 24.1%	7 24.1%	1 3.4%	
渡島	17	12 70.6%	3 17.6%	1 5.9%	8 47.1%	7 41.2%	1 5.9%	
檜山	7	7 100.0%	3 42.9%	3 42.9%	1 14.3%	2 28.6%		
後志	22	22 100.0%	7 31.8%	9 40.9%	6 27.3%	5 22.7%	2 9.1%	
空知	40	34 85.0%	7 17.5%	6 15.0%	4 10.0%	13 32.5%	3 7.5%	
上川	26	22 84.6%	8 30.8%	8 30.8%	4 15.4%	4 15.4%	3 11.5%	
留萌	11	10 90.9%	6 54.5%	6 54.5%	4 36.4%	2 18.2%		
宗谷	7	7 100.0%			1 14.3%			
網走	32	26 81.3%	8 25.0%	7 21.9%	9 28.1%	5 15.6%	1 3.1%	
胆振	38	32 84.2%	12 31.6%	11 28.9%	12 31.6%	12 31.6%	3 7.9%	
日高	16	16 100.0%	6 37.5%	4 25.0%	5 31.3%	3 18.8%	1 6.3%	
十勝	43	34 79.1%	16 37.2%	12 27.9%	14 32.6%	18 41.9%	4 9.3%	
釧路	37	27 73.0%	18 48.6%	13 35.1%	11 29.7%	10 27.0%	3 8.1%	
根室	6	5 83.3%	1 16.7%	2 33.3%	3 50.0%	2 33.3%		
全体	557	461 82.8%	189 33.9%	174 31.2%	137 24.6%	148 26.6%	35 6.3%	1 0.2%

(7)外国人介護人材の活用について【問41(7)】

図表12-7-① 外国人介護人材の活用(組織形態別)

組織形態	事業所数	(SA:事業所数)					無回答
		他サービスなどで既に活用している	活用する予定がある	活用について検討中である	活用の予定はない	わからない	
地方公共団体	5			1 20.0%	1 20.0%	3 60.0%	
社会福祉協議会	92			4 4.3%	63 68.5%	25 27.2%	
社会福祉法人 (社協を除く)	64	7 10.9%	1 1.6%	6 9.4%	30 46.9%	20 31.3%	
医療法人	27	2 7.4%		4 14.8%	14 51.9%	7 25.9%	
営利法人 (会社)	311	16 5.1%	7 2.3%	57 18.3%	151 48.6%	80 25.7%	
特定非営利活動 法人(NPO)	27	2 7.4%		1 3.7%	20 74.1%	4 14.8%	
社団・財団法人、 組合等	31			2 6.5%	24 77.4%	5 16.1%	
全体	557	27 4.8%	8 1.4%	75 13.5%	303 54.4%	144 25.9%	

図表12-7-② 外国人介護人材の活用(地区別)

地区	事業所数	(SA:事業所数)					無回答
		他サービスなどで既に活用している	活用する予定がある	活用について検討中である	活用の予定はない	わからない	
札幌	186	9 4.8%	1 0.5%	29 15.6%	95 51.1%	52 28.0%	
旭川	14	2 14.3%		4 28.6%	6 42.9%	2 14.3%	
函館	26	1 3.8%		4 15.4%	16 61.5%	5 19.2%	
石狩	29			4 13.8%	16 55.2%	9 31.0%	
渡島	17		1 5.9%	2 11.8%	11 64.7%	3 17.6%	
檜山	7				4 57.1%	3 42.9%	
後志	22	1 4.5%		4 18.2%	11 50.0%	6 27.3%	
空知	40	3 7.5%		5 12.5%	19 47.5%	13 32.5%	
上川	26	1 3.8%	1 3.8%	4 15.4%	16 61.5%	4 15.4%	
留萌	11	1 9.1%	2 18.2%	2 18.2%	4 36.4%	2 18.2%	
宗谷	7				3 42.9%	4 57.1%	
網走	32	1 3.1%		4 12.5%	21 65.6%	6 18.8%	
胆振	38	3 7.9%		4 10.5%	23 60.5%	8 21.1%	
日高	16			2 12.5%	5 31.3%	9 56.3%	
十勝	43	5 11.6%	1 2.3%	3 7.0%	28 65.1%	6 14.0%	
釧路	37		2 5.4%	3 8.1%	21 56.8%	11 29.7%	
根室	6			1 16.7%	4 66.7%	1 16.7%	
全体	557	27 4.8%	8 1.4%	75 13.5%	303 54.4%	144 25.9%	

第11. 利用者宅への移動コスト、移動距離・移動時間について

13. 利用者宅への移動コスト、移動距離・移動時間について

(1) 事業所の自動車について【問42】

図表13-1-① 所有・リース契約の自動車の台数、1台あたりの購入額、年間リース料、年間維持費(修理費等)(組織形態別)
(台:円)

組織形態		事業所数	台数		1台あたりの購入額	1台あたりの年間リース料	1台あたりの年間維持費	無回答
地方公共団体	所有			平均金額				
	平均			平均金額				
	リース			平均金額				
	平均			平均金額				
社会福祉協議会	所有	26	6	平均金額				26
	平均		23.1%	平均金額				
	リース	26	6	平均金額				26
	平均		23.1%	平均金額				
社会福祉法人 (社協を除く)	所有	17	2	平均金額				17
	平均		11.8%	平均金額				
	リース	17	2	平均金額				17
	平均		11.8%	平均金額				
医療法人	所有	9	2	平均金額				9
	平均		22.2%	平均金額				
	リース	9	2	平均金額				9
	平均		22.2%	平均金額				
営利法人 (会社)	所有	14	1	平均金額				14
	平均		7.1%	平均金額				
	リース	14	1	平均金額				14
	平均		7.1%	平均金額				
特定非営利活動 法人(NPO)	所有	2	1	平均金額				2
	平均		50.0%	平均金額				
	リース	2	1	平均金額				2
	平均		50.0%	平均金額				
社団・財団法人、 組合等	所有	3		平均金額				3
	平均			平均金額				
	リース	3		平均金額				3
	平均			平均金額				
全体	所有	71	12	平均金額				71
	平均		16.9%	平均金額				
	リース	71	12	平均金額				71
	平均		16.9%	平均金額				

図表13-1-② 所有・リース契約の自動車の台数、1台あたりの購入額、年間リース料、年間維持費(修理費等)(地区別)
(台:円)

地区		事業所数	台数		1台あたりの購入額	1台あたりの年間リース料	1台あたりの年間維持費	無回答
札幌	所有	41					15	41
	平均			平均金額			36.6%	
	リース						15	
	平均			平均金額			36.6%	
旭川	所有	58					28	58
	平均			平均金額			48.3%	
	リース	58					28	58
	平均			平均金額			48.3%	
函館	所有	7					4	7
	平均			平均金額			57.1%	
	リース	7					4	7
	平均			平均金額			57.1%	
石狩	所有	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
	リース	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
渡島	所有	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
	リース	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
檜山	所有	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
	リース	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
後志	所有	41					15	41
	平均			平均金額			36.6%	
	リース						15	
	平均			平均金額			36.6%	
空知	所有	58					28	58
	平均			平均金額			48.3%	
	リース	58					28	58
	平均			平均金額			48.3%	
上川	所有	7					4	7
	平均			平均金額			57.1%	
	リース	7					4	7
	平均			平均金額			57.1%	
留萌	所有	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
	リース	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
宗谷	所有	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
	リース	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
網走	所有	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
	リース	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
胆振	所有	41					15	41
	平均			平均金額			36.6%	
	リース						15	
	平均			平均金額			36.6%	
日高	所有	58					28	58
	平均			平均金額			48.3%	
	リース	58					28	58
	平均			平均金額			48.3%	
十勝	所有	7					4	7
	平均			平均金額			57.1%	
	リース	7					4	7
	平均			平均金額			57.1%	
釧路	所有	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
	リース	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
根室	所有	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
	リース	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
全体	所有	119					51	119
	平均			平均金額				
	リース			平均金額			42.9%	

図表13-1-③ 所有・リース契約の自動車の台数、1台あたりの購入額、年間リース料、年間維持費(修理費等)(収入別)
(台:円)

収入		事業所数	台数		1台あたりの購入費	1台あたりの年間リース料	1台あたりの年間維持費	無回答
100万円未満	所有	41					15	41
	平均			平均金額			36.6%	
	リース						15	
	平均			平均金額			36.6%	
100万円以上～300万円未満	所有	58					28	58
	平均			平均金額			48.3%	
	リース	58					28	58
	平均			平均金額			48.3%	
300万円以上～500万円未満	所有	7					4	7
	平均			平均金額			57.1%	
	リース	7					4	7
	平均			平均金額			57.1%	
500万円以上1千万円未満	所有	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
	リース	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
1千万円以上	所有	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
	リース	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
無回答	所有	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
	リース	13					4	13
	平均			平均金額			30.8%	
全体	所有	119					51	119
	平均			平均金額				
	リース							
	平均			平均金額			42.9%	

(2)職員が所有する自動車で行き訪問介護サービスを行う場合の職員に対する手当等支給状況について【問43】

図表13-2-① 職員が所有する自動車で行き訪問介護サービスを行う場合の手当支給状況(組織形態別)

(SA:事業所数)

地区	事業所数	支給している	支給していない	その他	無回答
地方公共団体	5	2 40.0%		3 60.0%	
社会福祉協議会	92	35 38.0%	20 21.7%	37 40.2%	
社会福祉法人 (社協を除く)	64	41 64.1%	3 4.7%	20 31.3%	
医療法人	27	17 63.0%	4 14.8%	6 22.2%	
営利法人 (会社)	311	202 65.0%	43 13.8%	66 21.2%	
特定非営利活動 法人(NPO)	27	25 92.6%	1 3.7%	1 3.7%	
社団・財団法人、 組合等	31	28 90.3%	1 3.2%	2 6.5%	
全体	557	350 62.8%	72 12.9%	135 24.2%	

図表13-2-② 職員が所有する自動車で行き訪問介護サービスを行う場合の手当支給状況(地区別)

(SA:事業所数)

地区	事業所数	支給している	支給していない	その他	無回答
札幌	186	136 73.1%	19 10.2%	31 16.7%	
旭川	14	5 35.7%	4 28.6%	5 35.7%	
函館	26	24 92.3%		2 7.7%	
石狩	29	20 69.0%		9 31.0%	
渡島	17	10 58.8%	3 17.6%	4 23.5%	
檜山	7	3 42.9%		4 57.1%	
後志	22	15 68.2%	5 22.7%	2 9.1%	
空知	39	23 59.0%	6 15.4%	10 25.6%	
上川	28	9 32.1%	9 32.1%	10 35.7%	
留萌	12	5 41.7%	1 8.3%	6 50.0%	
宗谷	6	2 33.3%	1 16.7%	3 50.0%	
網走	40	26 65.0%	5 12.5%	9 22.5%	
胆振	38	19 50.0%	6 15.8%	13 34.2%	
日高	16	8 50.0%	3 18.8%	5 31.3%	
十勝	34	18 52.9%	6 17.6%	10 29.4%	
釧路	37	24 64.9%	3 8.1%	10 27.0%	
根室	6	3 50.0%	1 16.7%	2 33.3%	
全体	557	350 62.8%	72 12.9%	135 24.2%	

【(2)「支給している」と答えた方】

(3)職員に支給している手当(ガソリン代等)の月額(平均)について【問44】

図表13-3-① 職員が所有する自動車で行く訪問介護サービスを行う場合の手当支給状況(組織形態別)

(SA:事業所数)

組織形態	事業所数	2千円未満	2千円以上 5千円未満	5千円以上 1万円未満	1万円以上 3万円未満	3万円以上	その他	無回答
地方公共団体	1				100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
社会福祉協議会	55	3.6%	3.6%	47.3%	45.5%	45.5%	45.5%	45.5%
社会福祉法人 (社協を除く)	18	11.1%	16.7%	38.9%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%
医療法人	9	11.1%		88.9%				
営利法人 (会社)	25	28.0%	4.0%	48.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
特定非営利活動 法人(NPO)	3	33.3%		33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%
社団・財団法人、 組合等	6			50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
全体	117	11.1%	5.1%	48.7%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%

図表13-3-② 職員が所有する自動車で行く訪問介護サービスを行う場合の手当支給状況(地区別)

(SA:事業所数)

地区	事業所数	2千円未満	2千円以上 5千円未満	5千円以上 1万円未満	1万円以上 3万円未満	3万円以上	その他	無回答
札幌	40	62.5%	37.5%	37.5%	62.5%	37.5%	37.5%	37.5%
旭川	53	79.2%	20.8%	20.8%	79.2%	20.8%	20.8%	20.8%
函館	7	100.0%			100.0%			
石狩	10	80.0%	20.0%	20.0%	80.0%	20.0%	20.0%	20.0%
渡島	10	80.0%	20.0%	20.0%	80.0%	20.0%	20.0%	20.0%
檜山	10	80.0%	20.0%	20.0%	80.0%	20.0%	20.0%	20.0%
後志	40	62.5%	37.5%	37.5%	62.5%	37.5%	37.5%	37.5%
空知	53	79.2%	20.8%	20.8%	79.2%	20.8%	20.8%	20.8%
上川	7	100.0%			100.0%			
留萌	10	80.0%	20.0%	20.0%	80.0%	20.0%	20.0%	20.0%
宗谷	10	80.0%	20.0%	20.0%	80.0%	20.0%	20.0%	20.0%
網走	10	80.0%	20.0%	20.0%	80.0%	20.0%	20.0%	20.0%
胆振	40	62.5%	37.5%	37.5%	62.5%	37.5%	37.5%	37.5%
日高	53	79.2%	20.8%	20.8%	79.2%	20.8%	20.8%	20.8%
十勝	7	100.0%			100.0%			
釧路	10	80.0%	20.0%	20.0%	80.0%	20.0%	20.0%	20.0%
根室	10	80.0%	20.0%	20.0%	80.0%	20.0%	20.0%	20.0%
全体	110	74.5%	25.5%	25.5%	74.5%	25.5%	25.5%	25.5%

図表13-3-③ 職員が所有する自動車で行く訪問介護サービスを行う場合の手当支給状況(収入別)

(SA:事業所数)

収入	事業所数	2千円未満	2千円以上 5千円未満	5千円以上 1万円未満	1万円以上 3万円未満	3万円以上	その他	無回答
100万円未満	40	62.5%	37.5%	37.5%	62.5%	37.5%	37.5%	37.5%
100万円以上～ 300万円未満	53	79.2%	20.8%	20.8%	79.2%	20.8%	20.8%	20.8%
300万円以上～ 500万円未満	7	100.0%			100.0%			
500万円以上 1千万円未満	10	80.0%	20.0%	20.0%	80.0%	20.0%	20.0%	20.0%
1千万円以上	10	80.0%	20.0%	20.0%	80.0%	20.0%	20.0%	20.0%
無回答	10	80.0%	20.0%	20.0%	80.0%	20.0%	20.0%	20.0%
全体	110	74.5%	25.5%	25.5%	74.5%	25.5%	25.5%	25.5%

(4)事業所から利用者宅(あるいは訪問介護サービスを行う職員等の自宅から利用者宅)への最長の移動距離(片道)について【問45(1)】

図表13-4-① 事業所から利用者宅への最長の移動距離(片道)(令和6年8月末時点)(組織形態別)

(SA:事業所数)

組織形態	事業所数	10km未満	10~20km	20~30km	30~40km	40~50km	50~60km	60km以上	無回答
地方公共団体	5	2 40.0%	1 20.0%	2 40.0%					
社会福祉協議会	92	22 23.9%	42 45.7%	11 12.0%	6 6.5%	2 2.2%	1 1.1%		8 8.7%
社会福祉法人 (社協を除く)	64	23 35.9%	22 34.4%	7 10.9%	4 6.3%				8 12.5%
医療法人	27	8 29.6%	6 22.2%	3 11.1%	1 3.7%	1 3.7%			8 29.6%
営利法人 (会社)	311	86 27.7%	79 25.4%	21 6.8%	10 3.2%	2 0.6%	1 0.3%	3 1.0%	109 35.0%
特定非営利活動 法人(NPO)	27	12 44.4%	8 29.6%	5 18.5%					2 7.4%
社団・財団法人、 組合等	31	11 35.5%	9 29.0%	2 6.5%	1 3.2%		1 3.2%	1 3.2%	6 19.4%
全体	557	164 29.4%	167 30.0%	51 9.2%	22 3.9%	5 0.9%	3 0.5%	4 0.7%	141 25.3%

図表13-4-② 事業所から利用者宅への最長の移動距離(片道)(令和6年8月末時点)(地区別)

(SA:事業所数)

地区	事業所数	10km未満	10~20km	20~30km	30~40km	40~50km	50~60km	60km以上	無回答
札幌	186	62 33.3%	53 28.5%	8 4.3%			1 0.5%	2 1.1%	60 32.3%
旭川	14	5 35.7%	3 21.4%						6 42.9%
函館	26	3 11.5%	10 38.5%	2 7.7%	2 7.7%	1 3.8%			8 30.8%
石狩	29	12 41.4%	4 13.8%	4 13.8%					9 31.0%
渡島	17	4 23.5%	7 41.2%	2 11.8%	2 11.8%				2 11.8%
檜山	7		4 57.1%		3 42.9%				
後志	22	6 27.3%	10 45.5%	3 13.6%	1 4.5%				2 9.1%
空知	39	15 38.5%	10 25.6%	5 12.8%	1 2.6%	1 2.6%			7 17.9%
上川	28	9 32.1%	9 32.1%	2 7.1%	1 3.6%				7 25.0%
留萌	12	8 66.7%	2 16.7%		1 8.3%	1 8.3%			
宗谷	6	1 16.7%	2 33.3%	1 16.7%					2 33.3%
網走	40	9 22.5%	14 35.0%	7 17.5%	2 5.0%				8 20.0%
胆振	38	11 28.9%	12 31.6%	6 15.8%	1 2.6%				8 21.1%
日高	16	3 18.8%	3 18.8%	4 25.0%	2 12.5%		1 6.3%		3 18.8%
十勝	34	8 23.5%	7 20.6%	4 11.8%	4 11.8%	1 2.9%			10 29.4%
釧路	37	7 18.9%	15 40.5%	2 5.4%	2 5.4%			2 5.4%	9 24.3%
根室	6	1 16.7%	2 33.3%	1 16.7%		1 16.7%	1 16.7%		
全体	557	164 29.4%	167 30.0%	51 9.2%	22 3.9%	5 0.9%	3 0.5%	4 0.7%	141 25.3%

(5)事業所から利用者宅(あるいは訪問介護サービスを行う職員等の自宅から利用者宅)へ
 自動車移動する際の最長の移動時間(往復・平均)について【問45(2)】

図表13-5-① 事業所から利用者宅への最長の移動時間(往復・平均)(組織形態別)

(SA:事業所数)

組織形態		事業所数	30分未満	30~60分	60~90分	90~120分	120~150分	150~180分	180分以上	無回答
地方公共団体	夏場	5	3 60.0%	1 20.0%	1 20.0%					
	冬場	5	3 60.0%	1 20.0%	1 20.0%					
社会福祉協議会	夏場	92	35 38.0%	37 40.2%	10 10.9%	2 2.2%				8 8.7%
	冬場	92	20 21.7%	45 48.9%	14 15.2%	5 5.4%	1 1.1%			7 7.6%
社会福祉法人 (社協を除く)	夏場	64	25 39.1%	26 40.6%	3 4.7%	1 1.6%	1 1.6%			8 12.5%
	冬場	64	15 23.4%	24 37.5%	12 18.8%	3 4.7%			1 1.6%	9 14.1%
医療法人	夏場	27	9 33.3%	9 33.3%						9 33.3%
	冬場	27	7 25.9%	8 29.6%	3 11.1%					9 33.3%
営利法人 (会社)	夏場	311	86 27.7%	86 27.7%	20 6.4%	4 1.3%	2 0.6%	1 0.3%		112 36.0%
	冬場	311	67 21.5%	63 20.3%	45 14.5%	20 6.4%	1 0.3%	3 1.0%		112 36.0%
特定非営利活動 法人(NPO)	夏場	27	10 37.0%	10 37.0%	4 14.8%	1 3.7%				2 7.4%
	冬場	27	7 25.9%	11 40.7%	3 11.1%	1 3.7%	3 11.1%			2 7.4%
社団・財団法人、 組合等	夏場	31	13 41.9%	8 25.8%	2 6.5%	1 3.2%				7 22.6%
	冬場	31	5 16.1%	14 45.2%	3 9.7%		1 3.2%			8 25.8%
全体	夏場	557	181 32.5%	177 31.8%	40 7.2%	9 1.6%	3 0.5%	1 0.2%		146 26.2%
	冬場	557	124 22.3%	166 29.8%	81 14.5%	29 5.2%	6 1.1%	3 0.5%	1 0.2%	147 26.4%

図表13-5-② 事業所から利用者宅への最長の移動時間(往復・平均)(地区別)

(SA:事業所数)

地区		事業所数	30分未満	30~60分	60~90分	90~120分	120~150分	150~180分	180分以上	無回答
札幌	夏場	186	46 24.7%	56 30.1%	16 8.6%	5 2.7%	2 1.1%			61 32.8%
	冬場	186	31 16.7%	38 20.4%	35 18.8%	16 8.6%	3 1.6%	1 0.5%	1 0.5%	61 32.8%
旭川	夏場	14	7 50.0%	1 7.1%						6 42.9%
	冬場	14	5 35.7%	3 21.4%						6 42.9%
函館	夏場	26	7 26.9%	9 34.6%	2 7.7%					8 30.8%
	冬場	26	3 11.5%	11 42.3%	2 7.7%	2 7.7%				8 30.8%
石狩	夏場	29	9 31.0%	11 37.9%						9 31.0%
	冬場	29	8 27.6%	8 27.6%	3 10.3%		1 3.4%			9 31.0%
渡島	夏場	17	6 35.3%	6 35.3%	3 17.6%					2 11.8%
	冬場	17	4 23.5%	7 41.2%	4 23.5%					2 11.8%
檜山	夏場	7	2 28.6%	4 57.1%	1 14.3%					
	冬場	7	2 28.6%	2 28.6%	2 28.6%	1 14.3%				
後志	夏場	22	9 40.9%	7 31.8%	2 9.1%	1 4.5%				3 13.6%
	冬場	22	3 13.6%	12 54.5%	2 9.1%	2 9.1%				3 13.6%
空知	夏場	39	13 33.3%	15 38.5%	3 7.7%					8 20.5%
	冬場	39	9 23.1%	14 35.9%	7 17.9%	1 2.6%				8 20.5%
上川	夏場	28	14 50.0%	6 21.4%	1 3.6%					7 25.0%
	冬場	28	12 42.9%	9 32.1%						7 25.0%
留萌	夏場	12	7 58.3%	2 16.7%	2 16.7%	1 8.3%				
	冬場	12	5 41.7%	3 25.0%	2 16.7%	2 16.7%				
宗谷	夏場	6	2 33.3%	2 33.3%						2 33.3%
	冬場	6	2 33.3%	1 16.7%	1 16.7%					2 33.3%
網走	夏場	40	18 45.0%	11 27.5%	3 7.5%					8 20.0%
	冬場	40	14 35.0%	15 37.5%	3 7.5%					8 20.0%
胆振	夏場	38	11 28.9%	17 44.7%				1 2.6%		9 23.7%
	冬場	38	7 18.4%	14 36.8%	6 15.8%			1 2.6%		10 26.3%
日高	夏場	16	7 43.8%	5 31.3%	1 6.3%					3 18.8%
	冬場	16	5 31.3%	5 31.3%	4 25.0%					2 12.5%
十勝	夏場	34	12 35.3%	7 20.6%	3 8.8%	1 2.9%				11 32.4%
	冬場	34	8 23.5%	11 32.4%	1 2.9%	3 8.8%	1 2.9%			10 29.4%
釧路	夏場	37	10 27.0%	14 37.8%	3 8.1%		1 2.7%			9 24.3%
	冬場	37	5 13.5%	10 27.0%	8 21.6%	2 5.4%		1 2.7%		11 29.7%
根室	夏場	6	1 16.7%	4 66.7%		1 16.7%				
	冬場	6	1 16.7%	3 50.0%	1 16.7%		1 16.7%			
全体	夏場	557	181 32.5%	177 31.8%	40 7.2%	9 1.6%	3 0.5%	1 0.2%		146 26.2%
	冬場	557	124 22.3%	166 29.8%	81 14.5%	29 5.2%	6 1.1%	3 0.5%	1 0.2%	147 26.4%

(6)事業所から利用者宅(あるいは訪問介護サービスを行う職員等の自宅から利用者宅)へ
 自動車で10キロ以上の移動(片道)が必要な1か月間の延べ訪問件数(令和6年8月の1か月の実績)【問45(3)】

図表13-6-① 事業所から利用者宅へ自動車で10キロ以上の移動(片道)が必要な訪問件数(令和6年8月分)(組織形態別)

(SA:事業所数)

組織形態	事業所数	0件	1~5件	6~10件	11~50件	51~100件	101件以上	無回答
地方公共団体	5	1 20.0%		1 20.0%	2 40.0%			1 20.0%
社会福祉協議会	92	27 29.3%	20 21.7%	8 8.7%	26 28.3%	8 8.7%	2 2.2%	1 1.1%
社会福祉法人 (社協を除く)	64	25 39.1%	9 14.1%	6 9.4%	18 28.1%	1 1.6%	4 6.3%	1 1.6%
医療法人	27	9 33.3%	4 14.8%		9 33.3%	2 7.4%	3 11.1%	
営利法人 (会社)	311	164 52.7%	41 13.2%	22 7.1%	46 14.8%	12 3.9%	21 6.8%	5 1.6%
特定非営利活動 法人(NPO)	27	16 59.3%	4 14.8%	2 7.4%	5 18.5%			
社団・財団法人、 組合等	31	12 38.7%	7 22.6%	1 3.2%	8 25.8%	2 6.5%	1 3.2%	
全体	557	254 45.6%	85 15.3%	40 7.2%	114 20.5%	25 4.5%	31 5.6%	8 1.4%

図表13-6-② 事業所から利用者宅へ自動車で10キロ以上の移動(片道)が必要な訪問件数(令和6年8月分)(地区別)

(SA:事業所数)

地区	事業所数	0件	1~5件	6~10件	11~50件	51~100件	101件以上	無回答
札幌	186	102 54.8%	28 15.1%	17 9.1%	21 11.3%	6 3.2%	10 5.4%	2 1.1%
旭川	14	11 78.6%	2 14.3%	1 7.1%				
函館	26	7 26.9%	3 11.5%	1 3.8%	10 38.5%	3 11.5%	2 7.7%	
石狩	29	20 69.0%	1 3.4%	1 3.4%	4 13.8%	2 6.9%		1 3.4%
渡島	17	3 17.6%	4 23.5%	1 5.9%	4 23.5%	4 23.5%	1 5.9%	
檜山	7		1 14.3%	1 14.3%	1 14.3%	2 28.6%	2 28.6%	
後志	22	9 40.9%	6 27.3%	3 13.6%	4 18.2%			
空知	39	15 38.5%	6 15.4%	1 2.6%	11 28.2%	2 5.1%	4 10.3%	
上川	28	14 50.0%	7 25.0%	4 14.3%	3 10.7%			
留萌	12	7 58.3%	1 8.3%		3 25.0%		1 8.3%	
宗谷	6	2 33.3%		1 16.7%	2 33.3%			1 16.7%
網走	40	14 35.0%	7 17.5%	5 12.5%	12 30.0%		2 5.0%	
胆振	38	16 42.1%	5 13.2%	2 5.3%	8 21.1%	2 5.3%	2 5.3%	3 7.9%
日高	16	5 31.3%	2 12.5%		5 31.3%	1 6.3%	3 18.8%	
十勝	34	14 41.2%	7 20.6%		10 29.4%	1 2.9%	1 2.9%	1 2.9%
釧路	37	14 37.8%	4 10.8%	2 5.4%	13 35.1%	2 5.4%	2 5.4%	
根室	6	1 16.7%	1 16.7%		3 50.0%		1 16.7%	
全体	557	254 45.6%	85 15.3%	40 7.2%	114 20.5%	25 4.5%	31 5.6%	8 1.4%

第12. 事業所の今後の経営方針について

14. 事業所の今後の経営方針について

(1)2024年度介護報酬改定における訪問介護事業の基本報酬引き下げに伴う事業所の今後の経営方針(予定)【問46】

図表14-1-① 処遇改善加算(旧加算)の取得状況(組織形態別)

(MA:事業所数)

組織形態	事業所数	事業拡大	現状維持	事業縮小	休止	廃止	その他	無回答
地方公共団体	5		5 100.0%					
社会福祉協議会	92	2 2.2%	76 82.6%	7 7.6%	1 1.1%	5 5.4%	1 1.1%	
社会福祉法人 (社協を除く)	64	5 7.8%	47 73.4%	7 10.9%		2 3.1%	3 4.7%	
医療法人	27	1 3.7%	21 77.8%	3 11.1%		1 3.7%	1 3.7%	
営利法人 (会社)	311	28 9.0%	212 68.2%	42 13.5%	8 2.6%	9 2.9%	12 3.9%	
特定非営利活動 法人(NPO)	27	1 3.7%	19 70.4%	5 18.5%			2 7.4%	
社団・財団法人、 組合等	31	2 6.5%	23 74.2%	3 9.7%		1 3.2%	2 6.5%	
全体	557	39 7.0%	403 72.4%	67 12.0%	9 1.6%	18 3.2%	21 3.8%	

図表14-1-② 処遇改善加算(旧加算)の取得状況(地区別)

(MA:事業所数)

地区	事業所数	事業拡大	現状維持	事業縮小	休止	廃止	その他	無回答
札幌	186	18 9.7%	121 65.1%	29 15.6%	4 2.2%	4 2.2%	10 5.4%	
旭川	14		13 92.9%	1 7.1%				
函館	26	3 11.5%	19 73.1%	1 3.8%		1 3.8%	2 7.7%	
石狩	29	1 3.4%	18 62.1%	4 13.8%	2 6.9%	2 6.9%	2 6.9%	
渡島	17		16 94.1%	1 5.9%				
檜山	7		3 42.9%	4 57.1%				
後志	22		18 81.8%	2 9.1%		1 4.5%	1 4.5%	
空知	40	1 2.5%	36 90.0%	1 2.5%		1 2.5%	1 2.5%	
上川	26	2 7.7%	18 69.2%	4 15.4%	1 3.8%		1 3.8%	
留萌	11	1 9.1%	8 72.7%	1 9.1%		1 9.1%		
宗谷	7		6 85.7%			1 14.3%		
網走	32	1 3.1%	25 78.1%	2 6.3%		3 9.4%	1 3.1%	
胆振	38	5 13.2%	27 71.1%	3 7.9%	1 2.6%	2 5.3%		
日高	16	1 6.3%	12 75.0%	3 18.8%				
十勝	43	3 7.0%	32 74.4%	5 11.6%	1 2.3%	1 2.3%	1 2.3%	
釧路	37	2 5.4%	26 70.3%	6 16.2%		1 2.7%	2 5.4%	
根室	6	1 16.7%	5 83.3%					
全体	557	39 7.0%	403 72.4%	67 12.0%	9 1.6%	18 3.2%	21 3.8%	

北海道ホームヘルプサービス協議会制度推進委員会名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属・職名
委員長	浅倉 卓	社会福祉法人赤平市社会福祉協議会 事務局長
委員	佐藤 貴裕	株式会社モルス 管理部住宅管理課 課長兼ふれあいの森館長
委員	日野上 恵美	株式会社シムス ヘルプステーションはばたき江別センター 主任
委員	辺見 真嗣	社会福祉法人禎人会 事務局長兼ヘルプステーションシンフォニー管理者
委員	水上 奈緒子	社会福祉法人室蘭天照福祉会 在宅介護センター泉寿園 管理者
委員	吉田 竜平	北翔大学 生涯スポーツ学部健康福祉学科 講師
オブザーバー	山崎 加代子	株式会社シムス 専務取締役
オブザーバー	北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課	

制度推進委員会開催状況

開催回	開催年月日	議 題
令和6年度 第1回	令和6年 7月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・制度推進委員会の活動内容について ・ホームヘルプサービス実態調査について
令和6年度 第2回	令和6年 9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプサービス実態調査の内容について ・ホームヘルプサービス実態調査の実施について
令和6年度 第3回	令和7年 2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプサービス実態調査の結果について ・ホームヘルプサービス実態調査の報告書について
令和6年度 第4回	令和7年 3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプサービス実態調査報告書（案）について
令和7年度 第1回	令和7年 5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプサービス実態調査報告書について

令和6年度ホームヘルプサービス実態調査 報告書

発行日 令和7年7月
発行 北海道ホームヘルプサービス協議会
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地
かでの2.7 3階
北海道社会福祉協議会 地域福祉部地域福祉課内
TEL : 011-241-3977 / FAX : 011-271-3956
MAIL : d-homehelp@dosyakyo.or.jp